

論文 / 著書情報
Article / Book Information

題目(和文)	保育施設における地域開放の展開にみる地域に開かれた保育空間の実践とその意義
Title(English)	
著者(和文)	藤田悠
Author(English)	Yu Fujita
出典(和文)	学位:博士(工学), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第12917号, 授与年月日:2024年9月20日, 学位の種別:課程博士, 審査員:那須 聖,斎尾 直子,真野 洋介,坂村 圭,沖 拓弥
Citation(English)	Degree:Doctor (Engineering), Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第12917号, Conferred date:2024/9/20, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Type(English)	Doctoral Thesis

保育施設における地域開放の展開にみる

地域に開かれた保育空間の実践とその意義

2024年8月

東京工業大学
環境・社会理工学院建築学系 那須聖研究室

藤田 悠

保育施設における地域開放の展開にみる地域に開かれた保育空間の実践とその意義

第1章	序	5
1.1	研究の背景と目的	6
1.2	既往の知見と本研究の意義	8
1.2.1	既往研究	
1.2.2	設計実務関連書籍	
1.2.3	本研究の意義	
1.3	研究の方法	17
1.3.1	研究の方法と分析資料	
1.3.2	用語の定義	
1.3.3	論文の構成	
第2章	少子化対策関連施策方針にみる保育施設と地域との関係の志向	23
2.1	本章の目的と方法	24
2.2	子育て環境の構想における重点施策の変遷	26
2.2.1	少子化対策のフェーズ	
2.2.2	重点施策の類型	
2.2.3	子育て環境の構想における重点施策の変遷	
2.2.4	2021年以降の構想における重点施策	
2.3	保育施設と地域との関係の志向	44
2.4	本章のまとめ	46
第3章	東京都特別区内保育施設における地域開放の実態	49
3.1	本章の目的と方法	50
3.2	地域開放の実施内容の類型	54
3.2.1	園外からの立ち入りを受け入れる機会における活動の類型	
3.2.2	園外からの立ち入りを受け入れる機会における来訪者の類型	
3.2.3	地域開放の実施内容の類型	
3.3	地域開放を介した保育に対する地域の参画	63
3.3.1	地域開放における活動に対する園と地域との関わり方	
3.3.2	活動に対して主体的に関わる地域の主体	
3.3.3	地域開放を介した保育に対する地域の参画	
3.4	地域開放を保育に取り入れる手法	63
3.5	行政の志向との関係からみた地域開放の実態	69
3.6	本章のまとめ	70

第4章	保育所建設反対事例にみる保育施設に対する地域住民の認識	73
4.1	本章の目的と方法	74
4.2	保育所建設反対事例に関する記事記載内容	76
4.2.1	都市施設への建設反対等に関する記事数の推移	
4.2.2	老人ホーム建設反対事例に関する記事記載内容	
4.2.3	保育所建設反対事例に関する記事記載内容	
4.3	行政の志向との関係からみた保育施設に対する地域住民の認識	82
4.4	保育所建設反対事例を通してみた地域開放の位置付け	83
4.5	本章のまとめ	84
第5章	地域開放の具体事例にみる地域に開かれた保育空間の実践とその意義	87
5.1	本章の目的と方法	88
5.2	具体事例にみる地域開放の価値と空間運用	90
5.2.1	地域開放の具体事例	
5.2.2	立地自治体の施策方針との対応	
5.2.3	各保育施設固有の事情との対応	
5.2.4	地域開放の価値	
5.2.5	地域開放の空間運用	
5.3	地域に開かれた保育空間の実践とその意義	115
5.4	本章のまとめ	117
第6章	結	119
附	127
	参考文献	128
	発表論文目録	131
資料篇	133

第1章

序

1.1 研究の背景と目的

近年、保育所やこども園において、地域住民に門戸を開く多様な取り組みがみられる。行政の推進する地域子育て支援拠点事業のみならず、園庭開放や交流行事、カフェの併設など、それぞれの保育施設が独自の方法で地域社会と関わる機会を設けている。これらは、乳幼児を預かる施設に求められる安全で落ち着ける環境を維持するための空間的な工夫を要するだけでなく、これまで一般的ではなかった様々な保育の場面を生んでいると想定され、保育空間の新たな実践として注目される。

本研究で「地域開放」と呼ぶこうした試みは、これまで行政の施策等において「地域子育て支援の中心的機能を果たす¹⁾」「地域に開かれた²⁾」などの文言で掲げられてきた保育施設と地域との関係や、研究論文で「地域住民との交流³⁾」「地域開放⁴⁾」などの語で総称された活動、建築設計に関する解説文等で「まちに開く⁵⁾」「地域と繋がる⁶⁾」などと描写された運営や空間の形式に対応もしくは近接するものと捉えられる。これらの言説では、子育て支援の需要拡大等の社会的要請との親和性、あるいはこどもを守ることに重きを置いた従前の保育施設像との差異による新規性など、保育現場の外にある尺度に基づく評価により、保育施設を「開く」ことそれ自体を肯定的に取り上げてきたといえる。そのため、園児や保育に関わるその他のステークホルダーに主眼をおいた地域開放の意義は明らかでない。

建築計画分野ではこれまで、保育施設と地域との関係について数多くの研究がなされてきた。それらは基本的に両者の間の具体的な関わりの機会を収集しその実態や効果を明らかにするものであり、対象とする機会の違いによって（1）園外での関わりを扱った研究、（2）園内外での関わりを同時に扱った研究、（3）園内での関わりを扱った研究に大別することができる。このうち論文数において主調をなすのは園外での関わりを扱った研究であり、保育施設と地域との関わりについての議論では園外での地域との関わりに重きが置かれてきたといえる。この背景には、1990年の1.57ショック⁷⁾から現在に至るまで、少子化対策や子育て環境に関する各種施策を通じて子育て支援需要の高まりと多様化への対応が図られ、保育施設についても多機能化や規制緩和が様々に講じられてきた経緯があると捉えられる。これに伴う保育施設の負担増や保育の質低下を抑える方策として保育施設を包含するこどもの成育環境全体の再編が模索され、保育環境をリスクに曝すことなく保育施設と地域との関係のきっかけとなる園外活動が注目されている⁸⁾。また、園内での関わりを扱った数少ない研究についても、保育施

1 文部省、厚生省、労働省、建設省：今後の子育てのための施策の基本的方向について（通称：エンゼルプラン）、1994.12策定、1995.3施行

2 閣議：少子化対策大綱、2004.6策定

3 原田啓、後藤春彦：地域のコミュニティ施設としての保育園の機能付加に関する研究—保育園と地域住民との交流、日本建築学会大会学術講演梗概集、F-1、pp.343-344、1997.9

4 北澤有里、服部岑生、橘弘志、岸本達也、山田恵美：開放に対する保育園と地域住民の期待—地域づくりからみた保育園の地域開放空間に関する研究 その1、日本建築学会大会学術講演梗概集、E-1、pp.133-134、2001.9

5 宇賀亮介建築設計事務所：まちの保育園、新建築 第87巻4号、pp.86-97、新建築社、2012.4

6 竹原義二、佐藤将之、難波元實：建築論壇 地域と繋がる保育施設—社会の変化の中、子どもの育つべき環境とは、新建築 第88巻4号、pp.36-41、新建築社、2013.4

7 内閣府発表『少子化社会対策白書(2021年度)』によれば、「1990年の1.57ショックとは、前年(1989年)の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指している」。

8 日本学術会議 子どもの成育環境分科会『提言 我が国の子どもの成育環境の改善にむけて—成育空間の課題と提言 2020—』では、歯止めのかからない少子化傾向や子ども受難の様相への対応のひとつとして、保育施設を含む「切れ目のない子育て支援の包括ケアシステム」の構築を提言しており、特に都市部保育施設の質を担保する方策として「まちの活用」に言及している。

設が地域住民に資する施設へと変質しうることの予兆あるいは証左として園内での関わりに着目している。そのため、保育との関係については十分に議論がなされておらず、保育施設計画の知見において地域開放は付加的な用途のひとつとして言及されるにとどまっている（次項にて詳説）。

しかし、このような機会が施設運営者により主体的に設けられることに目を向けると保育の運営における意義があるとも想定され、子育て世代に限らない地域住民との関わりを保育の運営に取り入れる芽的な「保育実践」として地域開放を捉えることが重要であると考えられる。実施自体の有無も含め、それぞれの保育施設が自らの保育に適う地域開放を主体的に実施できるようにするためには、地域開放の実態を体系的に捉えた上で、保育に関わる各ステークホルダーの視点にたつてその意義を明らかにすることが求められる。

保育施設と地域との関係をめぐっては、両者の交流が地域コミュニティの形成やまちの活性化に資する可能性が示唆されている⁹。他方で昨今の現象として、保育所の新規建設に対する地域住民の反対が設置・運営上の大きな障害となっていることが云われている。この背景には、こどもが存在しない家庭の増加により施設の利益が実感されないこと等の意識の変化に加え、計画に関する規制緩和と急激な増設推進によりこれまで保育施設のなかった地域に保育施設が建つ可能性が増したことが挙げられる。既存の地域と保育施設に対して住民等が抱く認識の相違により、保育所の様々な施設特性が問題とされていることが想定される。

保育施設の地域開放は、保育施設運営者が地域との関わりに何らかの価値を見出すことで実施されるものと捉えられる。保育施設と地域との関係について他の社会的立場からの認識を合わせて検討することで、保育施設の創発的実践を社会的に位置付けることが可能になると考えられる。

以上を踏まえ本研究では、様々な活動を介した園内での地域との関わりを地域開放と総称し、保育における価値および空間運用の対応から地域に開かれた保育空間の実践とその意義を考察することで、保育施設計画における主題のひとつとして地域開放を捉える枠組みを提示することを目的とする。東京都特別区内保育施設における地域開放の実態を体系的に把握し、行政の志向する保育施設と地域との関係および保育施設に対する地域住民の認識と対照することで、地域開放の社会的な位置付けを提示する。さらに、事例調査を通して、地域に対する保育施設の認識に基づいた地域開放の保育における価値を明らかにし、それを成立させる空間運用との対応から地域に開かれた保育空間の実践とその意義を考察する。

9 栗林, 佐藤 (2014) は、「保育施設を中心とした地域住民との繋がり」について「地域住民にもたらす効果として、子ども・子育て世代・高齢者の世代を問わず、繋がり形成・展開されていることや、保育施設が生活や子育ての拠り所となっていることが明らかである」としている。

1.2 既往の知見と本研究の意義

1.2.1 既往研究

本研究は保育施設と地域との関わりのうち園内で行われるものに着目し、その実態および個別事例における建築空間との関係について検討するものである。本節では、関連する既往の知見を総覧しその中における本研究の位置付けを示す。

前節で述べた通り、建築計画におけるこれまでの研究論文は、基本的に両者の間の具体的な接触機会を収集しその実態や効果を明らかにするものであった。それらは対象とする接触機会の違いにより（１）園外での地域との関わりを扱ったもの、（２）園内外での地域との関わりを同時に扱ったもの、（３）園内での地域との関わりを扱ったものに大別できる。以下、この分類に基づき、それぞれにおいて明らかにされた知見を振り返る。

（１） 園外での地域との関わりを扱ったもの¹⁰

保育施設と地域との接触機会として、お散歩等、園児が地域に出かけていく活動に着目した研究は数多く、ほとんどがこの分類に該当する。

うち松橋，三輪ら（2010）は、待機児童解消のための施策により園内に屋外遊び場所を持たない保育施設が増え、「日常的に施設周辺地域に出かけ活動を行う園外活動」の重要性が増していることに着目し、横浜市内の保育施設523件を対象とするアンケート調査により園外活動の実施状況を明らかにしている。施設がもつ保育環境と地域資源の活用状況の比較を主軸とした研究ではあるが、分析の一環として、園外活動の拠点を選ぶ際の狙いとして地域交流が挙げられることに着目し、公園でのコミュニケーションの具体的内容を把握している。結果として、挨拶や遊び、行事案内や育児相談を通じた地域の子育て家庭との交流が多くなされていること、子育て家庭以外の人たちとの交流も存在すること等が示されている。また、一連の研究成果の応用として「まち保育」という考え方を提唱し、人的資源を含む地域資源を保育に取り入れることの意義と手法を説いている。

辻川，中野（2014）は、同じく待機児童解消のために制度化された「個人実施型」家庭的保育施設の実態調査の一環として、戸外活動の実施有無と活用している地域資源の種類とを統計的に比較している。想定される保育目的により「人と触れ合う」地域資源と分類された福祉施設やコミュニティ施設について、市街地に立地する園では活用している地域資源全体におけるそれらの割合が高いこと等が示されている。

瀬戸，室崎（2020）は、規制緩和により新たに開設が可能となった公園内保育所について、公園利用者との自然な関わりが園に対する認知と肯定的受入意識につながるとの仮説のもと、大阪府内でその一部に保育施設が開設された公園2件の利用者を対象に、園開設前後の認知と受入意識の変化に関するアンケート調査を実施している。データ処理や結果の解釈にやや不明瞭な点があるものの、保育士からの挨拶が公園利用者との関わりのおきかけとなるとの回答結果等が紹介されている。

これらはいずれも、規制緩和等により保育施設の空間が変化する中、外遊びの機会等を担保するため地域資源の活用が重要となっていることに着目し、その実態把握の一環として地域住民等との人的交流を取り上げたものといえる。

10 既往研究 [1] ~ [14]

(2) 園内外での地域との関わりを扱ったもの¹¹

この分野に関連して最も早い時期になされた浦、鈴木ら（1957）の研究は、幼稚園との違いを明らかにする指標のひとつとして地域との関わり（「むすびつき」）を挙げ、東京都内と川崎市内の保育所16件を対象に、近隣の人々への声かけや園庭の開放等、園内外での活動の実態を把握するため訪問インタビュー調査を行なったものである。保育所が地域の人々との関わりに注力するのは地域施設として当然との前提のもと、現状（当時）の活動の内容や関わる相手が限定されている等の課題を指摘している。関わる相手に路上生活者や日雇い労働者が含まれる等、現代とは社会状況が大きく異なることに留意する必要があるが、児童福祉法による制度化から間もない時期に、保育所と地域との関わりが既に論じられていたことは注目に値する。

栗林、佐藤（2014）は、保育施設と地域住民との「繋がり」が、子育ての孤立感解消やまちの活性化につながるなどの仮説のもと、東京・埼玉・千葉・宮崎の保育施設6件を対象に園職員へのインタビュー調査、および、「地域に開いた活動」の場における行動観察調査を行なっている。結果として、園内外での居場所づくりや活動が繋がりのおかげとなっていることが示され、それらが様々な世代の地域住民それぞれに利益をもたらすこと、保育施設を中心とする繋がりが地域に展開しコミュニティ形成に寄与すること等が考察されている。

これらはともに、保育施設と地域との関わりが地域のコミュニティ形成に影響することに着目し、コミュニティ拠点としての保育施設の機能強化を目指すことを目的に、園敷地内外を問わない関わりを扱っているといえる。

(3) 園内での地域との関わりを扱ったもの¹²

本研究で扱う地域開放は園内での地域との関わりに相当するが、これを取り上げた既往研究はそれほど多くない。

原田、後藤（1997）は、行政による保育所の機能付加推進をうけ、東京近郊の自治体5市の役所を対象とした機能付加計画の概要に関するインタビュー調査、および、各市内に立地する保育所計45件を対象とする機能付加計画の受け止め方と地域交流の実施状況に関するアンケート調査を行なっている。関わりの内容として「地域を招いての行事」、「世代間交流」、「子育て相談」、「一時託児」、「複合施設化」、「地域の集会所として開放」が挙げられ、自治体ごとに実施状況と展望が示されている。加えて考察として機能付加には意義があると断じた上で、職員の負担や衛生管理の難しさ、託児機能への支障、既存園舎の空間に余裕がないこと等を課題として挙げ、建築計画的な対応も必要になることを示唆している。

北澤、服部ら（2001）は、国の施策を背景に地域と関わる保育所が増えていることに着目し、熊本県、京都府、多摩ニュータウンに立地し地域開放に積極的な保育所10件について、運営者を対象とした地域開放の考え方と実施内容に関するインタビュー調査、および、地域開放の場を利用する地域住民等が抱く期待に関するアンケート調査を行なっている。園側の考え方（具体的な内容は示されていない）を以て保育所は地域のあらゆる人々の日常的な利用に応えるものへと必然的に変わっていくべきとした上で、それが地域内の多様な住民との交流や居場所を欲するという地域住民側の潜在的なニーズとも合致すると推論し、そのような地域開放こそが双方に意義をもつとしている。この後編として山田、服部ら（2001）は、地域住民等のニーズについて、地域特性との対応および建築計画学的な課題という観点から考察している。特に後者については、地域開放の場に入るのを躊躇する地域住民の意見、不特定多数の人の出入りに不安をおぼえる保育園と園児保護者の意見を取り上げ、これらに応える空間の条件として「1.

11 既往研究 [15] ~ [16]

12 既往研究 [17] ~ [20]

園児生活空間とは別に確保されている、2. 透明性が高く外から中の様子がわかる、3. 不審者を排除する機能を受けもつこと、4. 開放空間と園児生活空間をつなぐ園児と来訪者が交流できる空間がある」ことを提案している。

上記3篇ではいずれも、行政や地域の要請を論拠に保育施設において地域開放を実施することや保育施設を地域に資するものとする事それ自体を規範的な目標とみなし、その達成に向けた展望や施設計画上の課題を明らかにするものであるといえる。

一方、後藤，近藤ら（2023）は、保育施設における地域資源活用が行政により推進されていること、保育施設の整備や運営に対し地域社会から反対の声や苦情が出るケースがみられることに着目し、東京都内の特定の市に立地する16の保育所と保育事業所を対象として、施設の整備段階と運営段階における地域社会とのやりとりに関するアンケート調査を行なっている。保育施設と地域社会との関係を示す指標として、地域住民からの否定的な声とともに、地域住民との交流の具体的内容が取り上げられており、「保育施設のイベントに招待」「地域イベントを共催」「地域行事への参加」「公園への花植え」「農作物収穫体験、動物とのふれあい体験」「高齢者施設での高齢者との交流」の類型が提示されている。

関連する既往研究

- [1] 松橋圭子, 三輪律江, 田中稲子, 谷口新, 大原一興, 藤岡泰寛: 保育施設における屋外環境と園外活動の実態からみた地域資源のあり方に関する研究—横浜市を対象としたアンケート調査より—, 日本建築学会計画系論文集, vol.75 No.651, pp.101-1025, 2010.5
- [2] 辻川ひとみ, 中野明: 「個人実践型」家庭的保育施設における戸外活動状況と地域資源—家庭的保育施設の計画と運営に関する建築計画的な研究 その2—, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.349-350, 2014.9
- [3] 瀬戸千裕, 室崎千重: 講演保育所が地域の人の保育施設の認知・受入意識と乳幼児との関わりに与える影響, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.741-742, 2020.9
- [4] 松橋圭子, 三輪律江, 田中稲子, 谷口新, 大原一興, 藤岡泰寛: 保育施設における屋外環境と園外活動の実態からみた地域資源のあり方に関する研究; 横浜市を対象としたアンケート調査より, 日本建築学会計画系論文集, Vol.75 No.651, pp.101-1025, 2010.5
- [5] 岩崎俊貴, 松橋圭子, 田中稲子, 三輪律江, 大原一興, 藤岡泰寛: 保育施設の園外活動にかかる地域交流に関する研究; その1 お散歩マップからとらえた地域資源の使われ方, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.161-162, 2012.9
- [6] 古川智之, 竹内祐里, 太幡英亮, 恒川和久, 谷口元: 保育園児の散歩における行為および対象環境要素と街路環境との関係性; 保育園時の散歩行動とルートからみた街路環境の評価 その2, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.335-336, 2012.9
- [7] 高橋愛香, 山田あすか, 小林陽: 保育形態の異なる保育拠点での専用の屋外スペースと外出保育の関係; 東京都内の小規模保育拠点における都市環境の利用・評価に関する研究 その1, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.295-296, 2013.8
- [8] 小林陽, 高橋愛香, 山田あすか: 保育形態の異なる保育拠点での都市環境の利用実態とその評価; 東京都内の小規模保育拠点における都市環境の利用・評価に関する研究 その2, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.297-298, 2013.8
- [9] 古川智之, 生田京子, 太幡英亮: 保育園児の散歩とそのルートからみる地域環境との関係性および環境評価, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.821-822, 2010.9
- [10] 辻川ひとみ, 中野明: 「個人実践型」家庭的保育施設における戸外活動状況と地域資源; 家庭的保育施設の計画と運営に関する建築計画的な研究 その2, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.349-350, 2014.9
- [11] 山田あすか: 東京都内の種別が異なる小規模保育拠点における都市環境の利用・評価に関する研究; 小規模保育拠点とその保育の場となる都市環境のあり方についての研究 その2, 日本建築学会計画系論文集, Vol.81 No.723, pp.1069-1078, 2016.5
- [12] 瀬戸千裕, 室崎千重: 公園保育所が地域の人の保育施設の認知・受入意識と乳幼児との関わりに与える影響, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.741-742, 2020.9
- [13] 辻川ひとみ, 吉住優子: 小規模保育施設が園外活動に利用している地域資源について; 小規模保育施設の建築計画的な研究 その9, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.579-580, 2022.9
- [14] 押田麻衣, 能作文徳: 東京都内の共同保育所における都市空間を活用した保育の実践, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.797-798, 2023.9
- [15] 浦良一, 鈴木成文, 近藤知義, 日下あこ, 前田尚美: 保育所・幼稚園の地域とのむすびつき—保育所の研究(1)—, 日本建築学会研究報告(39), pp.113-116, 1957.1
- [16] 栗林祐未, 佐藤将之: 地域住民とのエピソードにみる保育施設を中心とした繋がりに関する研究, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 都市計画, pp.459-460, 2014.9
- [17] 原田啓, 後藤春彦: 地域のコミュニティ施設としての保育園の機能付加に関する研究—保育園と地域住民との交流, 日本建築学会大会学術講演梗概集, F-1, pp.343-344, 1997.9
- [18] 北澤有里, 服部岑生, 橋弘志, 岸本達也, 山田恵美: 開放に対する保育園と地域住民の期待—地域づくりからみた保育園の地域開放空間に関する研究 その1—, 日本建築学会大会学術講演梗概集, E-1, pp.133-134, 2001.9
- [19] 山田恵美, 服部岑生, 橋弘志, 岸本達也, 北澤有里: 「保育園開放の地域に対する役割と建築計画的課題—地域づくりからみた保育園の地域開放空間に関する研究 その2—, 日本建築学会大会学術講演梗概集, E-1, pp.135-136, 2001.9
- [20] 後藤智香子, 近藤早映, 林和真, 三木裕子, 金銀真, 辻麻里子, 小泉秀樹: 保育施設の整備と運営のプロセスにおける地域社会との関係; 東京都A市の保育施設を事例として, 日本建築学会計画系論文集, 日本建築学会, vol.88 No.811, pp.2536-2544, 2017.3

1.2.2 設計実務関連書籍

既往研究の中には地域開放と園舎の建築空間との関係について示唆的に言及したものもあるものの、それについてデータをもとに客観的に論じたものはみられない。代わって、表1-2-1に示す建築専門誌における作品紹介や論考記事、設計資料集成等の概説書が具体的な空間と地域開放との紐づけを担ってきたともいえる。以下、特に後者における地域との関わりに関する記述を総覧する。

『建築設計資料 保育園・幼稚園』，建築資料研究所 編，建築資料研究社 発行，1985.9 / 1995.4 / 2003.4 / 2022.3

様々な用途の建築について設計資料をまとめた本誌では、複数の実作資料の列挙とともに、それらを横断する基本的な要項が巻頭にまとめられている。ビルディングタイプとしての保育所に1985年という比較的早い時期から着目している点、同一出版社から10年前後おきに続編が発行され建築計画上の通念をある程度反映している点に特徴がある。

第1編（1985.9発行）では、「保育に欠ける乳児又は幼児を保有する」施設という児童福祉法の定義を前提に、社会一般から「軽く考えられがち」で「恵まれない子どもの施設といった暗いイメージ」があった保育所における空間の重要性と可能性が提起されている。園外との関係については、「極端な密集地も避けたい。非常時の避難に支障があろうし、近隣住人とのトラブルが起きやすい。また通園時の混雑も問題となろう。」という立地選択に関する記述がみられるのみである。実作資料では、保育相談所としての機能を想定し設計された例や父母会や地域住民の集まりに用いる多目的ホールをもつ例など、一部の室を開放することを前提に設計された保育所が4事例（保育所16事例中）紹介されている。

第2編（1995.4発行）では、少子化や女性の職場進出を背景に「保育園・幼稚園の置かれている状況が大きく変化してきて」とし、「今後のこれらの施設の新たなニーズを念頭に」保育環境の多様化を見据えた指針を提示している。その中には、配置計画について、「保育園や幼稚園はコミュニティ確立の核になる建物である」ことを前提に、敷地を建物で囲む従来の考え方にも理解を示しつつ、「地域に対してもう少しオープンにするという考え方」を共有する必要性を訴えている。平面計画についても、「この遊戯室を初めとする地域社会との関係のためのスペースが、今後さらに要求されてくるに違いない。」とあり、建築計画の転換を予期している。

第3編（2003.4発行）では、保育所と幼稚園の「求められる機能の垣根」が低くなっている状況と、少子化対策のための規制緩和による保育の質低下への懸念から、こどもの「全面的な発達の環境を確保し、支援する場」という位置付けに立ち返り、必要な環境を改めてひと通り整理している。空間計画の基本項目の中には「子育て支援をになう施設計画」が挙げられ、家庭・地域との連携、預かり保育、子育て支援活動に対応した計画を心がけるよう記されている。その他、特に「園の地域に対する顔」となる入口まわり空間について、「園の日常や保育・教育の姿がよく見えて、入りやすいアプローチの仕方、雰囲気づくりを検討する」ことが重要としている。

レーベルを刷新した新・建築設計資料04（2022.3発行）では、「近年の少子化傾向や、待機児童問題、子育て環境をとりまくさまざまな状況」に応じた保育施設の多様化を背景とし、「地域の課題に取り組み、地域に開かれた存在として地域の共有資源をシェアする[保育+X]の保育施設に注目して事例を取り上げている」。前編までにみられた事例横断的な計画要件の提示はなく、代わって設計者の解説に基づきそれぞれの実作における設計の要点が紹介されている。既往研究[1]の著者のひとりによる論考では、「現代版群れた子育て」を目指す立場から、「保

表 1-2-1 保育施設を特集した建築専門誌の概要

種類	出版	No.	タイトル	出版年月	解説記事（実作資料以外の論考等）
建築専門誌 Magazines	新建築社	M01	新建築 2011 年 6 月号 特集：保育のための空間—子どもの活動を引き出す保育施設（幼稚園・保育所・こども園他）の試み	2011.06	特集記事：社会性を獲得できる空間づくり 佐藤将之
		M02	新建築 2012 年 4 月号 特集：子どもを育む空間—まちの保育所・幼稚園	2012.04	記事：子ども施設のいま—変わる制度と変わらない環境 山田あすか
		M03	新建築 2013 年 4 月号 特集：共に育つ場のデザイン—保育施設（保育所・幼稚園・こども園他）の試みと地域へのつながり	2013.04	建築論壇：地域と繋がる保育施設—社会の変化の中、子どもの育つべき環境とは 竹原義二、佐藤将之、難波元實
		M04	新建築 2014 年 6 月号 特集：地域ごとの保育の場—保育施設（幼稚園・保育所・こども園他）として求められる空間とは	2014.06	特集記事：少子化に応える保育建築への期待 佐藤将之
		M05	新建築 2015 年 4 月号 特集：保育の場をめぐる思考—保育施設（保育所・幼稚園・こども園）の実践から	2015.04	特集記事：新建築』誌面から振り返る保育の場 特集記事：表現力と創造性に富んだ環境—レッジョ・エミリアの幼児教育研修プログラムを体験して 工藤和美
		M06	新建築 2016 年 5 月号 特集：子どもを育むまちと建築—今、保育施設（保育所・幼稚園・こども園）が応えるもの	2016.05	記事：子どもを通して見えてくる社会—親として、建築家として（建築設計事務所 5 社の寄稿） 記事：地域資源となり得る保育建築とは—保育施設をめぐる現状と小規模化の可能性 佐藤将之 記事：子どもを育む環境のあり方 川井敬二
		M07	新建築 2017 年 7 月号 特集：地域を繋ぐ保育施設—今、社会全体で子どもを育む環境を考える	2017.07	特集記事：まちのインフラとしての保育施設 松本理寿輝、飯田大輔、ツバメアーキテクト
		M08	新建築 2018 年 6 月号 特集：保育施設の役割—子どもの成長を支える空間とは	2018.06	特集対談：環境行動から考える保育空間 藤田大輔、山田あすか
		M09	新建築 2019 年 6 月号 特集：教育施設・保育施設	2019.06	建築論壇：環境と子どもの成育—創造力を育む建築、コミュニティ 仙田満 特集記事：教育の地盤を支える仕組みづくり 瀬戸信太郎
近代建築社		M10	近代建築 2014 年 6 月号 特集：梓設計の空港旅客ターミナルビル 特集：保育建築の計画と設計	2014.06	巻頭文：これからの幼児教育施設について 汐見裕幸 論考：子どもたちのための空間設計 竹原義二 座談会：これからの保育建築 佐藤将之、柳沼平太郎、石森史寛、太田秀俊、櫻井一弥、安田直良
		M11	近代建築 2015 年 5 月号 特集：保育建築の計画と設計 2015	2015.05	鼎談：良質で個性的な保育建築のための基盤づくり 川井敬二、井上寿、佐藤将之 論考：新制度のもとで運用開始を迎えた認定こども園の可能性について 柳沼平太郎
		M12	近代建築 2017 年 1 月号 特集 1：京橋エドグラン 特集 2：六本木三丁目東地区第一種市街地再開発事業 特集 3：保育建築の計画と設計	2017.01	論考：魅力を生み出す保育建築 佐藤将之 論考：保育建築の設計について 渡辺治
		M13	近代建築 2018 年 9 月号 特集：保育建築の計画と設計	2018.09	避難に配慮した都市の保育建築
		M14	近代建築 2019 年 10 月号 特集：保育建築の計画と設計	2019.10	対談：魅力ある保育建築のつくり方 大塚謙太郎、佐藤将之
		M15	近代建築 2021 年 8 月号 特集：保育建築の計画と設計	2021.08	鼎談：使い手の思いを共有していく保育建築 東海林健、井口哲一、佐藤将之
M16	近代建築 2022 年 8 月号 特集：保育建築の計画と設計	2022.08	鼎談：設計プロセスを通じた保育づくり 箕輪由紀、渡辺治、佐藤将之		

育施設や幼稚園、子育て支援施設を、単なる福祉事業者としてみるのではなく保護者の代わりである一住民として、また子育て世帯や地域のさまざまなポテンシャルが集積する拠点として捉えることで、地域の中での新たな存在意義と役割が浮き彫りになる」として、「子どもの育ちと地域コミュニティとの仲介役を担える重要なキーパーソン」として保育施設を位置付ける必要性が示されている。その上で、地域との交流の手段として戸建て形式の保育施設では「まちを受け入れる」ことが地域への子育て支援として積極的に行われているのに対して、それが難しい保育施設では「まちに出向く」ことが多い傾向にあることを指摘し、地域との関係を築くきっかけとして園外活動において地域資源を活用することの意義を唱えている。

『建築設計資料集成 [福祉・医療]』, 日本建築学会 編, 丸善 発行, 2002.9

日本建築学会による本書は、『建築設計資料集成 総合編』には掲載されなかった事例について、特定のビルディングタイプに特化することで広く紹介する『拡張編』の一編として発行されたものである。通所系児童福祉の章には、「乳幼児・地域に開く」の項として1つの児童館とともに5つの保育所が掲載されている。

『保育園・幼稚園・こども園の設計手法』, 仲綾子・藤田大輔 編, 学芸出版社 発行, 2019.7

保育施設計画の研究者の編著による本書は、保育施設に携わる設計者に向けた建築計画上の基本知識と優良事例の紹介により構成されている。基本知識には、法制度や設計業務の流れから園児の生活に合わせた建築計画上の要件までが網羅的にまとめられている。地域との関わりについては、園の魅力づくりの手段として共用部を「地域の人と交流できるような場所に配置すること」を挙げているほか、園庭について、地域社会と保育空間をつなぐ重要な空間として「空間だけでなく、社会の仕組みをもデザインする意識を持つ必要がある」と言及するとどめている。それに続く事例紹介は立地別に整理がなされ、運用については各設計者の解説文において必要に応じて記述されている。

1.2.3 本研究の意義

以上のように、既往研究では、地域開放すなわち園内での地域との関わりを扱ったものは少なく、その多くが保育施設を地域住民に資する施設へと変質させることを規範的な目標とみなしその実現可能性を示す予兆あるいは証左として地域開放に着目するものであった。そのため、既に実施されている地域開放については実施の有無と地域視点での意義を概観するとどまっており、具体的な内容や保育施設視点での意義については十分に検討がなされていない。園舎の建築空間との関係についても示唆的に言及したものがみられるのみで、具体的なデータをもとに客観的に論じたものはみられない。また、設計実務関連書籍でも、具体的な空間を特徴づける用途のひとつとして地域開放に類する活動が様々な社会的背景と関連づけて取り上げられてきたものの、その活動自体の保育における意義や位置付けについての言及は限定的だといえる。

しかし実際の保育現場では、様々なリスクが想定されるにもかかわらず具体的で多様な地域開放がみられ、必ずしもその全てが地域に資することだけを意図したものと捉えられない。ここにはむしろ、園内での保育活動や施設の運営に対する効果への期待等、保育施設関係者の様々な意図が反映されている可能性があり、「まちに出向く」取り組みとも異なる意義においてこどもの育ちに資する取り組みとして位置付ける必要があると考えられる。また、保育施設

表 1-2-2 保育施設の設計に関する概説書の概要

種類	出版	No.	タイトル	出版年月	解説記事（実作資料以外の論考等）
建築設計教本 Textbooks	建築資料研究社	R01	建築設計資料 010 保育園・幼稚園	1985.09	<p>保育園・幼稚園の設計—その実例に即して 小川洋司</p> <p>1. 総論</p> <p>—はじめに / 保育所・幼稚園とは</p> <p>2. 全体計画</p> <p>—敷地計画 / 配置計画 / 平面計画 / 断面計画</p> <p>3. 各部設計論</p> <p>—子どもの姿 / 0,1 歳児室 / 保育室 / 遊戯室 / 図書室・作業室 / 入口まわり / 管理部門 / 階段まわり / 食事室 / 水まわり / 家具 / 外まわり / 設備</p>
		R02	建築設計資料 051 保育園・幼稚園 2 —地域とともにつくる原風景	1995.04	<p>保育園・幼稚園の設計プロセス—都市デザインのアプローチ 高橋純, 赤羽輝臣</p> <p>はじめに</p> <p>1. これからの保育環境整備を考える</p> <p>—施設整備を巡る諸条件 / 少子化対策と保育 / 今後の方向を探る</p> <p>2. “原風景”</p> <p>3. 各部設計論</p> <p>—全体計画 / 敷地 / 配置計画 / 平面計画 / 立・断面計画 / 各部計画</p> <p>おわりに</p>
		R03	建築設計資料 091 保育園・幼稚園 3 —子育て支援の中核	2003.04	<p>保育園・幼稚園の設計—子どもたちの全面的発達を保障し支援する場として 小川かよ子</p> <p>はじめに</p> <p>1. 保育園・幼稚園の保育をめぐる現在</p> <p>2. 建築計画を始める前の準備</p> <p>3. 乳幼児の姿を知る</p> <p>4. 全体計画</p> <p>—敷地計画 / 配置計画 / 空間計画の基本 / 事例による計画 / 断面計画</p> <p>5. 各部設計</p> <p>—保育室 / 食事室 / 家具 / 多目的コーナー / 遊戯室 / 入口まわり / 水まわり / 管理部分 / 安全対策</p> <p>おわりに—これからの保育園・幼稚園へ</p>
		R04	【新】建築設計資料 04 地域シェア型保育施設	2022.03	<p>論考 1 : 地域共有財＝commonsとしての保育—地域を 自由の空間へとかえる保育施設 小玉進夫</p> <p>論考 2 : まちに開いて、まちで育てる—“現代版群れた 子育て”を立脚点とした保育施設のあり方 三輪律江</p>
丸善		R05	建築設計資料集成【福祉・医療】	2002.09	<p>保育園・幼稚園の設計—その実例に即して 小川洋司</p> <p>1. 総論—はじめに / 保育所・幼稚園とは</p> <p>2. 全体計画—敷地計画 / 配置計画 / 平面計画 / 断面計画</p> <p>3. 各部設計論—子どもの姿 / 0,1 歳児室 / 保育室 / 水まわり / 家具 / 外まわり / 設備</p>
学芸出版社		R06	建築設計テキスト 保育施設	2017.04	<p>まえがき</p> <p>1. 概要</p> <p>—子育てと子育てを支える / 乳幼児の生活・成長発達の場としての配慮 / 保育理念と建築 / こども施設の種類と計画 / こども施設の歴史と近年の動向 / 事例の位置づけ</p> <p>2. 設計・計画</p> <p>—敷地 / 構造・設備 / 施設全体の空間構成 / 各室の計画</p> <p>(3. 設計事例, 4. 設計図面)</p>
		R07	保育園・幼稚園・こども園の設計手法	2019.07	<p>まえがき</p> <p>1. 設計に関わる保育の基本</p> <p>—社会背景 / 各種基準 / 多様な保育方針 / 子どもたちの 1 日の過ごし方 / 遊びの展開 / 乳幼児の身体寸法 / 豊かな遊びが広がる環境とは</p> <p>2. 建築計画の基本</p> <p>—設計業務の流れ / 立地に応じた敷地外の保育環境 / 配置計画 / 保育活動と保育空間の計画 / 各室空間計画 / コーナー計画 / 園庭の計画 / 遊具の計画 / 音環境の計画 / 温熱環境の計画 / 照明計画 / サイン計画 / 家具計画</p> <p>(3. 設計事例—立地・条件別)</p>

の特性上地域開放には様々な空間的配慮が不可欠であるだけでなく、同様の内容の取り組みであっても保育施設関係者の意図によって適切な空間運用が異なることが想定されるため、地域開放を保育との関係において捉えるには、建築空間と運営とを合わせた考察が求められる。

本研究では、このような問題意識のもと、保育施設における地域開放を議論の対象とする。東京都特別区内の保育施設を対象とする悉皆調査により地域開放の多様な実態を体系的に明らかにする点、社会的要請ではなく保育施設と地域との関係の現状に立脚して地域開放の社会的意義および保育施設計画における位置付けを検討する点、ケーススタディにより個別の理念や立地に基づき保育における意義と空間運用を統合的に明らかにする点に本研究の特徴があると考える。

1.3 研究の方法

1.3.1 研究の方法と分析資料

本研究が対象とする地域開放は、保育施設の敷地内または行事の場において地域の人々の立ち入りを受け入れる機会を指す。これは、これまで行政の施策等において「地域子育て支援の中心的機能を果たす¹³⁾」「地域に開かれた¹⁴⁾」などの文言で掲げられてきた保育施設と地域との関係にも近接するものであり、地域子育て拠点事業や一時保育等をはじめ、行政の構想に基づき推進されるものも含まれると考えられる。したがって本研究では、地域開放の主体である保育施設と、保育施設を受け入れ来訪者としてその機会を受け取る可能性がある地域住民、さらに両者の関係を差配しうる立場にあると捉えられる行政を、保育施設の地域開放に関わる中心的なステークホルダーとして捉えるという方法をとる。

そこで、はじめに行政の志向する保育施設と地域との関係および保育施設に対する地域住民の認識を、地域開放の実態と対照することで、地域開放の社会的位置付けを提示する。分析には、保育施設を異なる社会的立場から捉えた資料として行政文書と新聞記事および悉皆アンケート調査の回答を用いる。その後、具体事例に関する訪問インタビュー調査の回答を用いて、地域に対する保育施設の認識に基づいた地域開放の保育における価値を明らかにし、それを成立させる空間運用との対応から地域に開かれた保育空間の実践とその意義を考察する。

1.3.2 用語の定義

本研究における議論の中心をなす語について、以下のように定義して用いる。

(1) 保育施設

認可保育所、認証保育所（A型・B型）、認定こども園（幼保連携型・幼稚園型・保育園型・地方裁量型）の総称。小規模保育事業、企業主導型保育事業、その他の認可外保育所は含めない。保育所は1947年の児童福祉法で制度化され、現在は同法上で「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設」と定義される。認可保育所は国の設置基準のもとで都道府県知事により認可されるのに対して、認証保育所は東京都独自の基準によるものである。認定こども園は1990年代以降の幼保一元化の議論の中で2006年に制度化されたものである¹⁵⁾。

(2) 地域

ある圏域における物的な構築環境およびそこに属する社会集団の構成員の両面を指す。特に、本研究で特定の施設との関係において捉える場合には、圏域について特に明確な基準は設けず、施設もしくは住民等の認識をもってこれを定義する。

13 文部省、厚生省、労働省、建設省「今後の子育てのための施策の基本的方向について（通称：エンゼルプラン）」、1994.12 策定、1995.3 施行

14 閣議：少子化対策大綱、2004.6 策定

15 仲綾子・藤田大輔 編：保育園・幼稚園・こども園の設計手法、学芸出版社、2019.7

(3) 地域開放

保育施設の敷地内または行事の場において地域の人々の立ち入りを受け入れる機会を指す。これまで行政の施策等において「地域子育て支援の中心的機能を果たす^{注16}」「地域に開かれた¹⁷」などの文言で掲げられてきた保育施設と地域との関係や、研究論文で「地域住民との交流¹⁸」「地域開放¹⁹」などの語で総称された活動、建築設計に関する解説文等で「まちに開く²⁰」「地域と繋がる²¹」などと描写された運営や空間の形式に対応もしくは近接するものといえるが、いずれの言説においても明確な定義は示されていない。そのため、本研究では地域開放を包含する概念として「園外からの立ち入りを受け入れる機会」を定義し、第3章にて、当該機会の実施内容の広がりを整理したのちその結果に基づいて本研究における地域開放を定義することとした。

(4) 子育て環境

子育て当事者の生活に関わる物理的もしくは非物理的な要素の総体を指す。物理的な構築環境や社会的活動、行政による財政支援などあらゆるものを含む。

(5) 空間運用

ある活動を行なう際の物理的な建築空間の使い方および設え等に加えられる変化を指す。

16 文部省、厚生省、労働省、建設省：今後の子育てのための施策の基本的方向について（通称：エンゼルプラン），1994.12 策定，1995.3 施行

17 閣議：少子化対策大綱，2004.6 策定

18 原田啓，後藤春彦：地域のコミュニティ施設としての保育園の機能付加に関する研究—保育園と地域住民との交流，日本建築学会大会学術講演梗概集，F-1，pp.343-344，1997.9

19 北澤有里，服部岑生，橘弘志，岸本達也，山田恵美：開放に対する保育園と地域住民の期待—地域づくりからみた保育園の地域開放空間に関する研究—その1，日本建築学会大会学術講演梗概集，E-1，pp.133-134，2001.9

20 宇賀亮介建築設計事務所：まちの保育園，新建築 第87巻4号，pp.86-97，新建築社，2012.4

21 竹原義二，佐藤将之，難波元實：建築論壇 地域と繋がる保育施設—社会の変化の中，子どもの育つべき環境とは，新建築 第88巻4号，pp.36-41，新建築社，2013.4

1.3.3 論文の構成

本研究は、序と結を含む全6章からなる（図1-3-1）。以下、第2章以下の各章について、章題および目的と方法を示す。

第2章「少子化対策関連施策方針にみる保育施設と地域との関係の志向」では、国の少子化対策関連施策方針に関する行政文書を対象とした文献調査（図1-3-1中 調査1）から、行政の構想する子育て環境の変遷を捉え、その中で志向されてきた保育施設と地域との関係を明らかにすることを目的とする。

第3章「東京都特別区内保育施設における地域開放の実態」では、東京都特別区内保育施設を対象とした悉皆アンケート調査（図1-3-1中 調査3）から、2019年度中に対象保育施設が実施した地域開放について、活動の内容および来訪者の属性を整理し、それらの組み合わせにより地域開放の実施内容のタイプを見出す。また、活動と保育との関係、および、活動に対する園と地域の関わり方の対応から、地域開放を介した保育に対する地域の参画を把握する。さらに、援護との地域開放における活動の組み合わせの傾向から、地域開放を保育に取り入れる手法を検討する。結果を第2章で得た保育施設と地域との関係の志向と対照することで、地域開放の実態を明らかにすることを目的とする。

第4章「保育所建設反対事例にみる保育施設に対する地域住民の認識」では、1945年以降の新聞記事を対象とする文献調査（図1-3-1中 調査4）から抽出した全国における保育所に対する建設反対事例について、住宅地図を対象とする文献調査（図1-3-1中 調査5）から得た立地周辺環境ごとに記事記載内容を整理する。結果を第2章で明らかにした保育施設と地域との関係の志向と対照することで、保育施設に対する地域住民の認識を明らかにすることを目的とする。さらに、第3章の結果に示された保育施設と関係を結んでいる地域の姿と比較することで、保育所建設反対事例を通して地域開放の位置付けを行なう。

第5章「地域開放の具体事例にみる地域に開かれた保育空間の実践」では、東京都特別区内保育施設を対象とした訪問インタビュー調査（図1-3-1中 調査7）から、地域開放の具体事例の実態を総覧し保育における価値と空間運用を明らかにするとともに、両者の対応および価値相互の関係から地域に開かれた保育空間の実践とその意義を考察することを目的とする。

以上の議論を総括し、第6章にて結とする。

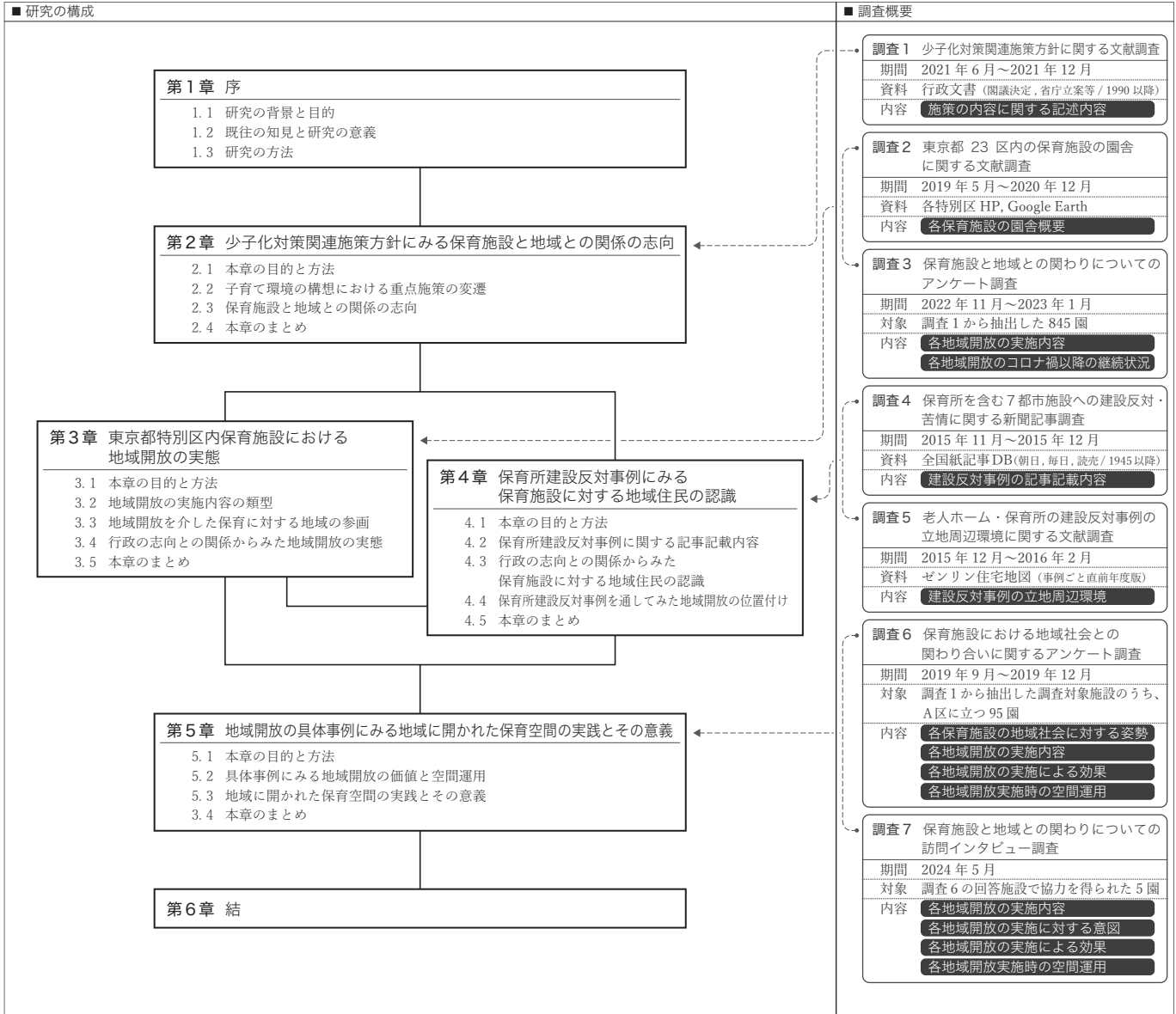


図 1-3-1 研究の構成と調査概要

第2章

少子化対策関連施策方針にみる保育施設と地域との関係の志向

2.1 本章の目的と方法

本章では、国の少子化対策関連施策方針に関する行政文書を対象とした文献調査（図1-3-1中 調査1）から、行政の構想する子育て環境の変遷を捉え、その中で志向されてきた保育施設と地域との関係を明らかにすることを目的とする。

施設保育を含む日本の子育て環境は、「子育て支援社会の構築」を謳った1994年のエンゼルプランを筆頭に、1990年の1.57ショックに端を発する少子化問題への危機感を根拠に変質・形成されてきた。元来保育所が、家庭内で「保育に欠ける（1947年、児童福祉法第38条の2）」児童を受け入れる施設として制度化された（同法）ように、子育て環境づくりと少子化対策とは必ずしも同義とはいえないが、後者を振り返ることで、1990年以降の日本の子育て環境の成り立ちを大まかに捉えることができるといえる¹。

2004年以降毎年内閣府が国会に提出している「少子化社会対策白書」には、少子化対策の経緯や内容が総括されている。2021年版白書中の「これまでの少子化対策」において里程碑として取り上げられているものを中心に、少子化対策に関する施策の方針（閣議決定、省庁立案、有識者会議取りまとめ等）28件を抽出し、その内容を記した行政文書を精読する。

それぞれの文書は、多くの場合、(3)少子化の状況に対する認識（進行状況、想定要因、危機感）、(2)目標の提示、(3)手段としての重点施策の列挙から成る。

第2節では、(1)少子化の状況に対する認識と(2)目標の提示の記述内容に基づき少子化対策のフェーズを定義し、(3)手段としての重点施策の通時的変遷を典型的に検討することで、1990年から2020年までの行政の構想する子育て環境の変遷を捉える。加えて、同一の類型を2021年以降の施策方針に適用することで直近の動向を把握する。

第3節では、(3)手段としての重点施策のうち保育施設と地域との関係にかかる記述を取り上げその変遷を捉えることで、行政による保育施設と地域との関係の志向を明らかにする。

1 汐見稔幸、松本園子、高田文子、矢治夕起、森川敬子『日本の保育の歴史 子ども観と保育の歴史150年（萌文書林、2017.12）』によれば、男女雇用機会均等法（1986年施行）と育児・介護休業法（1992年施行）による女性の職場進出、および、核家族化の進行、父親が「企業戦士（1989年流行語）」として働き詰める家庭の増加を背景として、「働く母親の『乳児保育や延長保育がないからもう1人産めない』、専業主婦の『子育てがつかずぎてもう1人産めない』といった声に応える形で、『少子化対策』としての保育所の機能整備がすすめられた」。

対象とする施策方針は以下の通り。

1994.12	エンゼルプラン	4大臣合意
1994.12	緊急保育対策等5か年事業	3大臣合意
1999.12	少子化対策推進基本方針	関係閣僚会議決定
1999.12	新エンゼルプラン	6大臣合意
2001.07	仕事と子育ての両立支援等の方針	閣議決定
2002.09	少子化対策プラスワン	厚生労働省まとめ
2004.06	少子化社会対策大綱	閣議決定
2004.12	子ども・子育て応援プラン	少子化社会対策会議決定
2006.06	新しい少子化対策について	少子化社会対策会議決定
2007.12	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定
2008.02	「新待機児童ゼロ作戦」について	政府発表
2010.01	子ども・子育てビジョン	閣議決定
2012.03	子ども・子育て新システムの基本制度について	少子化社会対策会議決定
2013.04	待機児童解消加速化プラン	内閣府策定
2013.06	少子化危機突破のための緊急対策	少子化社会対策会議決定
2013.11	少子化危機突破のための緊急提言	少子化社会対策会議決定
2014.12	まち・ひと・しごと創生 長期ビジョン・総合戦略	閣議決定
2015.03	少子化社会対策大綱	閣議決定
2016.06	ニッポン一億総活躍プラン	閣議決定
2017.03	働き方改革実行計画	働き方改革実現会議決定
2017.06	子育て安心プラン	厚生労働省公表
2017.12	新しい経済政策パッケージ	閣議決定
2018.06	人づくり革命基本構想	人生100年児童構想会議取りまとめ
2019.04	新・放課後子ども総合プラン	文科省・厚労省策定
2019.12	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略	閣議決定
2020.05	第4次少子化社会対策大綱	閣議決定
2020.12	全世代型社会保障改革の方針	閣議決定
2020.12	新子育て安心プラン	厚生労働省公表

2.2 子育て環境の構想における重点施策の変遷

2.2.1 少子化対策のフェーズ

第2節では、(1)少子化の状況に対する認識と(2)目標の提示の記述内容に基づき少子化対策のフェーズを定義し、(3)手段としての重点施策の通時的変遷を典型的に検討することで、1990年から2020年までの行政の構想する子育て環境の変遷を捉える。加えて、同一の類型を2021年以降の施策方針に適用することで直近の動向を把握する。

施策方針の前提として語られる(1)少子化の状況に対する認識、(2)目標の提示をもとに、1990年から2020年までを便宜的に9つのフェーズに分割した(図2-2-1)。

第1フェーズ(図中P1 / 1990-2001.6)は、1990年の1.57ショックを契機に少子化が政策課題として本格的に認識され始めた、少子化対策の黎明期にあたる。少子化の要因として、晩婚化とそれに伴う未婚率上昇と夫婦出生力低下、仕事と子育ての両立の難しさ、育児の負担感、住宅事情の厳しさが挙げられており、これらを除き子育て支援社会を構築することが目標に掲げられた。

第2フェーズ(図中P2 / 2001.7-2004.5)は、2001年公表の人口推計において、「夫婦出生力そのものの低下という新たな現象」が指摘されたことを受け、仕事と子育ての両立推進を軸とした前フェーズの方向性から、「子育て家庭の視点にかなう均衡のとれた取組への転換」がなされた時期である。

第3フェーズ(図中P3 / 2004.6-2006.5)は、第2次ベビーブーム世代が出産期を迎えてもなお少子化の進行が止まらず、人口減少社会突入が目前に迫っている危機感から、再度少子化対策の見直しが図られた時期である。少子化の要因として、過去の施策でも指摘されていたものに加え、核家族化や都市化に伴う家庭養育力の低下、育児の孤立、そして若者の社会的自立が難しい社会経済状況が挙げられ、より幅広い対策が志向された。それに伴い、目標とする社会像についても、「世代を越え、行政や企業、地域社会も含め、国民すべてが子どもや子育て家庭を支援する新たな支え合いと連帯をつくる」等、社会全体を当事者とした解決を目指すような記述がみられるようになる。

第4フェーズ(図中P4 / 2006.6-2009.12)は、2005年の人口動態において初めて出生数が死亡数を下回り総人口が減少に転じたことについて、国や社会の存立基盤に関わる問題であるとの認識が示され、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換が一層急務となった時期である。第2次ベビーブーム世代が未だ30代であること、結婚や出産の現実の動向と、国民の希望との間に大きな乖離があることを解決の手がかりとし、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消を主軸に据えた対策が検討された。この背景には、人口減少局面に入ったことで、生産年齢人口の減少への対応も少子化対策として求められるようになり、子育てや介護等個人の状況に応じたものへ、働き方自体を改革する必要性が高まったこともあると推察される。また、当該世代のライフステージ別に課題が改めて整理され、それに基づいて施策が検討された。

第5フェーズ(図中P5 / 2010.1-2013.5)は、政権交代を機に、これまでの少子化対策を当事者目線のこども・子育て支援として再構築することが謳われた時期である。非正規雇用の増加を含む雇用基盤の変化や、核家族化と地域のつながりの希薄化による、家庭や地域の子育て力・教育力の低下が主要な課題として取り上げられた。

第6フェーズ(図中P6 / 2013.6-2014.10)は、第2次ベビーブーム世代による出生数増

が到来せず、合計特殊出生率が依然低いままであることを受け、「少子化対策を新たなステージに高める」ことが目指された時期である。

第7フェーズ（図中 P7 / 2014.11-2016.5）は、少子化・人口減少が深刻さを増し、それに伴う高齢化の進行も想定される中、その大きな影響として顕われる、地方における人口減少と地域経済縮小の負のスパイラルへの対応（地方創生）が国家戦略として打ち立てられた時期である。少子化は、それ自体独立した課題としてではなく、地方を中心とする日本の人口問題の中核と位置付けられ、少子化対策は、東京一極集中の是正、地域の特性に即した地域課題の解決、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現を目指す国家戦略に包摂されることとなった（ひとの創生）。要因としては、従来より想定されてきたものとともに、出産以前の結婚や教育、若年層の大都市圏への流出が含まれている。

第8フェーズ（図中 P8 / 2016.6-2020.4）は、地方創生の継続にあたって、少子高齢化による人口減少が経済成長の隘路となっていることが強調されるようになった時期である。子育て支援や社会保障基盤の強化等の施策は、人口問題の解決を越えて、「一億総活躍の国創り」という国家の経済成長戦略と位置付けられた（人づくり革命）。

第9フェーズ（図中 P9 / 2020.5-2020.12）は、2019年の出生数が90万を割り込んだ上に（86万ショック）、感染症の流行により結婚、妊娠、出産、子育てが多大な影響を受けたこ

少子化対策フェーズ番号	本章で分析対象とする施策の方針（細字）、および、施策の方針において少子化の認識の根拠となっている主要な出来事（太字）
P1	1990.6 『人口動態統計（概数）』において前年の合計特殊出生率が1.57であったと公表される（1.57ショック）。
	1994.12 エンゼルプラン（4大臣合意）
	1994.12 緊急保育対策等5か年事業（3大臣合意）
	1999.12 少子化対策推進基本方針（関係閣僚会議決定）
	1999.12 新エンゼルプラン（6大臣合意）
P2	2001.7 仕事と子育ての両立支援等の方針（閣議決定、待機児童ゼロ作戦を含む）
	2002.1 『日本の将来推計人口』において「夫婦出生力そのものの低下」という新たな現象が指摘される。
	2002.9 少子化対策プラスワン（厚生労働省まとめ）
P3	2003.7 次世代育成支援対策推進法
	2003.9 少子化社会対策基本法
	2004 第2次ベビーブーム世代（1971～74年生）の多くが30代になり出産期を迎えた（とみなされる）。
	2004.6 少子化社会対策大綱（閣議決定）
P4	2004.12 子ども・子育て応援プラン（少子化社会対策会議決定）
	2005.4 地方公共団体・企業等における行動計画の策定・実施
	2006.6 『人口動態統計（概数）』において前年の出生数が死亡数を下回ったと公表される（集計開始以来初めて）。
P5	2006.6 新しい少子化対策について（少子化社会対策会議決定）
	2007.12 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（少子化社会対策会議決定）
	2008.2 「新待機児童ゼロ作戦について」重点戦略（少子化社会対策会議決定）
	2009.8 衆議院選挙にて野党民主党が第1党となり政権交代が起こる。
P6	2010.1 子ども・子育てビジョン（閣議決定）
	2012.3 子ども・子育て新システムの基本制度（少子化社会対策会議決定）
	2012.8 子ども・子育て支援法／子ども・子育て関連3法
	2013.4 待機児童解消加速プラン（内閣府決定）
P7	2013.6 第3次ベビーブームが到来しないままに、第2次ベビーブーム世代の多くが40代になる。
	2013.6 少子化危機突破のための緊急対策（少子化社会対策会議決定）
	2013.11 少子化危機突破のための緊急提言（内閣府特命チーム取りまとめ）
P8	2014.11 『まち・ひと・しごと創生法』が成立し、国家戦略として「地方創生」が打ち立てられる。
	2014.12 まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略（閣議決定）
	2015.3 少子化社会対策大綱（閣議決定）
	2015.4 子ども・子育て支援新制度 本格施行／次世代育成支援対策推進法 延長
	2016.4 子ども・子育て支援法 改正
P9	2016.6 『ニッポン一億総活躍プラン』が閣議決定され、国家戦略として「一億総活躍の国創り」が打ち立てられる。
	2017.3 働き方改革実行計画（働き方改革実現会議決定）
	2017.6 子育て安心プラン（厚生労働省公表）
	2017.12 新しい経済政策パッケージ（閣議決定）
	2018.4 子ども・子育て支援法 改正
	2018.6 人づくり革命基本構想（人生100年時代構想会議取りまとめ）
	2019.4 新・放課後子ども総合プラン（文科省・厚労省策定）
	2019.10 子ども・子育て支援法 改正
	2019.12 『人口動態統計（年間推計）』において、前年の出生数が86.4万人と過去最低を記録したことが公表される（86万ショック）。
	2019.12 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（閣議決定）
2020 感染症拡大により出生行動控えが起こり、少子化の加速が懸念される。	
2020.3 「選択する未来2.0」委員会	
2020.4 大学等における就学の支援に関する法律	
2020.12 新子育て安心プラン	

図 2-2-1 少子化対策のフェーズ

とで、少子化の更なる加速が懸念された時期である。兼ねてから検討されてきた、一億総活躍を前提として現役世代の負担上昇を他世代で吸収する、全世代型社会保障の中間報告がまとめられた。政府により「自助・共助・公助、そして絆」という社会像が示され、若い世代の結婚や出産を、社会全体が社会保障を通じて支援する体制が具体化された。

以上より、第1フェーズで掲げられた「子育て支援社会の構築（エンゼルプラン，1994.12）」、すなわち、出産・子育てを社会全体で支援するという目標は、第3フェーズ「国民すべてが子どもや子育て家庭を支援する新たな支え合いと連帯（少子化社会対策大綱，2014.6）」、第5フェーズ「子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築しなければならない（子ども・子育て新システムの基本制度について，2012.3）」、第9フェーズ「国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくる（第4次少子化社会対策大綱，2020.5）」等、表現を変えつつも一貫して目指されてきたことがわかる。

2.2.2 重点施策の類型

続いて、(3)手段としての施策の列举の内容を横断的に整理する。上で振り返ったように、少子化は時代を追うごとに一個の社会課題としてではなく社会全般の基盤に関わる問題として扱われてきたため、施策の内容は極めて広範かつ複雑であるが、実現されなかった施策や施設保育に直接関係しない施策も含めて全体を体系的に把握することで、子育て環境において志向された保育のあり方を相対的に理解できる。そこで、若い世代に対して出産・子育て支援を媒介する方法（出産・子育ての後押し、公的サービスを介した出産・子育て支援、職場を介した出産・子育て支援、若い世代以外の人々による出産・子育て支援、生活環境を介した出産・子育て支援、家計を介した出産・子育て支援、その他）を基本的観点として、施策の内容を17の種別（16種別＋その他）と132の細目に分類した（表2-2-1）。

表 2-2-1 重点施策の類型

分類	施策の具体的内容	表 2-2-2 中の略記	分類	施策の具体的内容	表 2-2-2 中の略記	
若い世代に向けた 出産・子育てへの後押し	啓蒙・意識醸成・生活意識の安定化	豊かな人間性や心身の調和の形成	人間性	職場を介した 出産・子育て支援	職場優先の企業風土の是正	企業風土の是正
	結婚支援	家庭や生命継承に関する意義の理解推進	意義理解		不妊治療と仕事の両立支援	不妊治療との両立
		適切な知識に基づくライフデザイン支援	ライフデザイン		妊娠・出産に対する不利益取扱いの禁止	不利益取扱い禁止
		若い世代の経済的安定支援	若者の経済的安定		妊娠・出産・子育て期の休業や短時間勤務、能力維持の推進	休業・弾力的勤務
		困難を抱える若者や家庭の自立支援（ひとり親、発達障害等）	困難からの自立		女性の継続就労支援（M字カーブの是正）	女性の継続就労
		結婚支援サービスの推進	結婚支援		子育て期間後の再就職支援	子育て後再就職
		出会いの機会となる多様な活動への参加推進	出会いの機会		妊娠・出産・子育てを含んだキャリア形成推進	キャリア形成
		新婚生活支援	新婚生活支援		企業による独自の子育て支援の取組推進	企業独自の支援
		地域や職場の実情に応じた結婚支援推進	地域・職場ごと		中小企業の子育て支援補助	中小企業補助
		関連施策の推進	関連施策推進		保育制度との連携	保育との連携
関連施策の推進	関連施策推進	関連施策の推進（次世代法）	関連施策推進			
公的サービスを通じて 出産・子育てを支援した	妊婦・出産支援	不妊治療支援	不妊治療支援	働き方の抜本的改革	有給休業の促進	有給休業促進
	小児医療支援	妊婦・出産・人工中絶に関する相談支援	相談支援		有給休業の促進	有給休業促進
		周産期医療における体制充実と支援	周産期医療		長時間労働の是正	長時間労働の是正
		産科医療における体制充実と支援	産科医療		賃金引き上げと労働生産性向上	賃金・生産性向上
		妊娠前から子育て期まで切れ目のない子育て世代包括支援	子育て包括支援		ワーク・ライフ・バランスを実現する柔軟な働き方の普及	多様な働き方
		地域や職場独自の妊婦・出産支援推進	地域・職場ごと		非正規雇用労働者の処遇改善	非正規の処遇改善
		支援制度利用の利便性向上？	利便性向上		転職・再就職支援（労働市場・企業慣行の変革・リカレント教育推進）	流動的労働市場
		母子感染症予防	母子感染症予防		職場・家庭における固定的性別役割分担の是正	性別役割分担の是正
		関連施策の推進	関連施策推進		女性・若者の活躍推進	女性・若者活躍
		小児医療の体制充実	小児医療		病気の治療と仕事との両立支援	病気治療との両立
国民健康保険における子ども医療制度の整備	子ども医療制度	障害者・高齢者の就労支援	障がい者・高齢者			
児童福祉との連携	児童福祉との連携	外国人材受け入れ	外国人材受け入れ			
施設保育	保育の量的拡大（施設数増・定員増）	量的拡大	その他（官民の連携・ロードマップ作成）	行政の役割		
	保育の質向上	質向上	三世同居・近居の推進	三世同居・近居		
	多様な保育サービスの充実（一時預かり、病児保育等）	多様で柔軟な保育	親世代・祖父母世代からの経済的支援の促進	他世代からの支援		
	保育人材の確保・処遇改善	人材確保	地域住民が子育て支援について考えるフォーラムの開催	フォーラム開催		
	民間による保育施設の設置・運営促進（公設民営、民設民営）	民間活力導入	地域住民による学校教育への参画促進	学校教育参画		
	多様な立地での保育施設の整備推進（駅、空き家、郵便局等）	多様な立地	近隣地域の多様な主体による子育て支援・世代間交流の推進	子育て支援・交流		
	事業所内保育事業の推進	事業所内保育	結婚や子育てへの応援、理解のための国民運動やキャンペーン	国民運動「わがパ」		
	利用者に寄り添う支援（マッチング、多子世帯への配慮）	利用者寄り添い	マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止	ハラスメント防止		
	特別な事情を抱える児童への保育支援	要配慮児童支援	多子世帯に対する社会全体での支援促進	多子世帯支援		
	幼保一体化・次世代育成支援の一元化推進（総合・認定こども園）	一体化・一元化	若者世帯・子育て世帯に向けた良質な住宅供給・支援	良質な住宅供給		
家庭養育支援	保育所の多機能化	保育所多機能化	住環境	住環境		
	地域に開かれた保育施設の推進	開かれた保育施設	家族の団結を実現する住環境整備	家族団結の住環境		
	地域の実情に応じた保育施策推進	地域ごと	妊婦・子ども連れでも外出しやすい便利で安全な環境整備	子ども連れでも外出しやすい環境整備		
	人口減少地域の保育機能維持	保育機能維持	子どもや家族のための遊び場整備	遊び場整備		
	行政の役割遂行（関与の在り方、安定財源確保等）	行政の役割	地域における子どもの事故や事件を防止	子どもの安全		
	関連施策の策定・推進	関連施策推進	子ども目録のものづくり推進（キッズデザイン賞）	子ども目録		
	地域の実情に在宅児や家族への支援（各種サービス、ネットワーク）	在宅児・家族支援	地域の実情に応じた子育て支援まちづくりの推進	地域のまちづくり		
	子育てに関する交流促進（親同士、子育て経験者、世代間等）	子育て交流	農山漁村における良好な生活環境の整備	農山漁村生活環境		
	子育てに関する相談受け入れ、情報提供	相談、情報提供	妊娠・出産の費用負担軽減	妊娠・出産費用軽減		
	子育て初期家庭への早期支援	子育て初期支援	子育て・教育の費用負担軽減（費用減額・奨学金等充実）	子育て費用軽減		
特別な事情を抱える子どもや家庭支援（外国人・障害児等）	要配慮家庭支援	子育て世帯への現金給付	現金給付			
児童虐待の防止と適切な対応	児童虐待対応	税・社会保障における子育て世帯の優遇	税・社保の優遇措置			
妊娠前から子育て期まで切れ目のない子育て世代包括支援	子育て包括支援	税・社会保障における世代間負担の調整	税・社保の負担調整			
保護者に寄り添う支援（コンシェルジュ等）	保護者寄り添い	内親に限らない家庭的養育の促進（里親・ファミリーホーム等）	家庭的養育			
家事負担を軽減する商品やサービスの奨励	家事負担軽減	子どもに有害な情報防止と有用な情報提供	情報フィルター			
地域・職場による子育て支援推進	地域・職場主体	児童保護手続きにおける裁判所の関与	裁判所の関与			
地域的人的・空間資源の活用	地域資源活用	実態把握と改善検討	実態把握と改善			
地域の実情に応じた子育て支援推進	地域ごと	暮らし方改革	暮らし方改革			
関連施策の推進	関連施策推進	団塊ジュニア世代の重視	団塊ジュニア			
その他（幼稚園による支援）？	幼稚園主体	旧姓を必要とする人への配慮	旧姓使用への配慮			
放課後児童対策	放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備、両者の連携推進	クラブ・教室	多様性を受け入れる環境づくり（性的指向・性自認）	多様性を受け入れ		
	放課後児童クラブ以降の居場所づくり	放課後以降	子どもに関する行政の組織・予算運用と財源確保	組織編成・予算確保		
	ガイドラインに基づく質向上	質向上	地方自治体を主体とする施策実施・政府との連携の推進	地方自治体		
	学校余裕教室等の活用	学校活用	関連施策の検討・推進	関連施策推進		
	民間・地域人材の活用	人材活用	他の施策との連携	その他施策と連携		
	次代の人材育成	人材育成	少子化に対する危機感の企業や地方自治体との共有	危機感共有		
	多様な体験・活動の提供	多様な体験・活動	国民の理解のもとでの実行	国民の理解		
	関連施策の策定・推進（放課後子どもプラン等）	関連施策推進				
	地域の実情に応じた放課後児童対策推進	地域ごと				
	家庭教育充実のための支援	家庭教育充実				
教育改革	幼児教育の推進・質向上（幼稚園の拠点化、幼稚園就園奨励）	幼児教育				
	地域に開かれた学校づくり	開かれた学校				
	学習指導要領改訂（「生きる力」）	学習指導要領改訂				
	完全学校週5日制	学校週5日制				
	ゆとりある学校教育	ゆとり教育				
	問題行動への適切な対応	問題行動				
	特別な事情を抱える児童・生徒への教育・学習支援	要配慮生徒支援				
	中等高等学校制度改革（高等教育改革・中高一貫教育推進）	中学・高校改革				
	実践的職業教育の推進（高専・専門学校）	職業教育推進				
	大学制度改革（多様な人生設計への対応、各大学の役割明確化等）	大学改革				
関連施策の推進	関連施策推進					

2.2.3 子育て環境の構想における重点施策の変遷

前項で見出した類型に基づき各方針に挙げられた施策の内容を整理し、先に示したフェーズごとに施策の分布をみることで、子育て環境の構想における重点施策の変遷を検討する（表2-2-2）。特に、「その他」を除く16種別のうち、各フェーズにおいて、直前のフェーズには該当施策が見られなかったもの、及び、全フェーズにおいて、本研究の内容に特に強く関連する「施設保育」「家庭内養育支援」「地域社会による支援推進」「社会全体による支援推進」の4種別の内容に注目しながら、各フェーズの特徴を述べる。

第1フェーズ（図中P1 / 1990-2001.6）には、職場進出を選択した女性が結婚を延期または断念しないよう促すことに重きが置かれ、「職場における出産・子育てへの特別措置」や、長時間労働や性別役割分業の是正等の「働き方の抜本的改革」とともに、働きながらの子育てを可能にする「施設保育」「家庭内養育支援」「放課後児童対策」「生活環境を介した出産・子育て支援」が構想された。また、晩婚での出産・子育てを支える「妊娠・出産支援」「小児・母子健康支援」や、晩婚化自体に対応する「意識醸成・啓蒙」とそれに関連した「教育改革」、「家計を介した出産・子育て支援」についても施策が挙げられている。その他、「施設保育」に関しては、保育サービスの多様化に加え、保育所を「地域子育て支援の中心的な機能」を担うものとして整備するとの方向性が示された（保育所の多機能化）。少子化対策という新たな文脈の発生により、社会における保育施設の位置付けが再定義されたと考えられる。

第2フェーズ（図中P2 / 2001.7-2004.5）には、新たに若年者に向けた「生活基盤の安定化」が加わり、「夫婦出生力の低下」への対応の一つと捉えられる。また、学生・生徒による子育て支援体験が挙げられ、「地域社会による支援推進」に該当する施策が初めて構想されている。「出産・子育てへの特別措置」において、仕事と子育ての両立推進について父親の育休取得等が初めて強調されていることと合わせると、子育ての担い手に関し固定的だった家庭観にわずかな変化がうかがえる。

第3フェーズ（図中P3 / 2004.6-2006.5）には、安心してこどもを生き育てられる社会の形成に関する理解を促進するとして「社会全体による支援推進」の構想が始められた。同時に、「施設保育」「地域社会による支援推進」に跨るものとして、地域の力を活かした子育て支援を促すため保育施設を開かれたものとするとの施策もあり、保育施設計画においては一つの転換点となった可能性がある。

第4フェーズ（図中P4 / 2006.6-2009.12）には、出産・子育ての前段階と位置づけられる「結婚支援」とともに、就労と出産・子育ての両立を可能とする手段として、三世同居・近居の促進を通じた「親族による支援推進」が加えられた。「施設保育」においては、新たに制度化された認定こども園の普及・促進のほか、第1フェーズから検討がなされてきた職場内託児施設を公的な認定のもと設ける事業所内保育事業の支援が掲げられた。また、「地域社会による支援推進」においては、地域の退職者・高齢者を活用した世代間交流が、「社会全体による支援推進」においては、各種国民運動が提示され、それぞれより具体的なかたちで構想されている。

第5フェーズ（図中P5 / 2010.1-2013.5）には、大部分の施策がそれまでの延長にあるといえるものの、幼児教育や保育、子育て支援の質と量を向上するための包括的枠組みとして兼ねてから検討がなされていた、子ども・子育て新支援制度がまとめられた。これに基づき「施設保育」「家庭内養育支援」「教育改革」を中心に施策が改めて整理されている。特に「施設保育」においては、保育待機児童対策のため、民間活力や国有地の活用を含む更なる保育施設の拡充策が待機児童解消先取りプロジェクトとして先行実施されることとなり、「地域社会による支援」においては、地域住民や民間団体の参画が言及された。また、一連の施策のための財

源確保の手段として、消費増税を含む「税・社保の負担調整」が構想・実施されている。

第6フェーズ(図中P6 / 2013.6-2014.10)には、従前の施策の継続を含みながらも、「結婚・妊娠・出産支援」が初めて施策の主軸の一つに位置付けられ、「結婚支援」に新婚生活支援が、「妊娠・出産支援」に不妊治療支援が、「意識醸成・啓蒙」に妊娠・出産に関する情報提供・啓発が加わるなどの強化がなされた。また、「その他」に該当するものとして、結婚から子育てまでの切れ目のない支援を、地域の実状に応じて進める重要性から、地方自治体単位での取り組みを推進することが強調され始めた。

第7フェーズ(図中P7 / 2014.11-2016.5)には、子ども・子育て新支援制度および子育て世代包括支援センター整備を基盤とした「家庭内養育支援」の強化が構想された。また、「社会全体による支援推進」において、多子世帯に特化した支援や、マタハラ・パタハラの防止が加わっている。

第8フェーズ(図中P8 / 2016.6-2020.4)には、従来の施策と併せ、保育士の処遇改善を含む「施設保育」施策の一層の推進や、幼児教育の無償化拡大等の「家計を介した出産・子育て支援」が、経済政策パッケージとして打ち出された。職場の「出産・子育てへの特別措置」においては、行政の認可によらない企業主導型保育事業が始まり、職場内託児施設を整備する新たな道筋が示された。

第9フェーズ(図中P9 / 2020.5-2020.12)には、これまでの施策を幅広く継続・発展させるような施策が並ぶ。特徴的なものとしては、NPOやシニア層等、非親族を含む多様な担い手による地域全体での子育ての推進が挙げられ、第5フェーズ以来途切れていた「地域社会による支援推進」が復活した。

以上の整理に基づき、これまでの行政による子育て環境づくりの変遷を縦覧すると、第1フェーズ以来継続的に構想に含められている「公的サービスを介した出産・子育て支援」「職場を介した出産・子育て支援」「生活環境を介した出産・子育て支援」「家計を介した出産・子育て支援」を主軸としながら、そこに「若い世代に向けた出産・子育ての後押し」が後発的に合流し、更に「若い世代以外の人々による出産・子育て支援」が断続的に加えられてきたといえる(表2-2-3)。

表 2-2-2 各施策方針における重点施策 (1/3)

施策の方針	施策の具体的内容			公的サービスを介した出産・子育て支援		
	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			妊娠から出産まで	出産後	
	意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	周産期医療	小児・母子健康支援	施設保育
P1 90-02.09 1994.12 4大臣合意/社民・村山 エンゼルプラン 1994.12 3大臣合意/社民・村山 緊急保育対策等5か年事業 1999.12 関係閣僚会議決定/自民・小淵 少子化対策推進基本方針 1999.12 6大臣合意/自民・小淵 新エンゼルプラン 2001.07 閣議決定/自民・小泉 仕事と子育ての両立支援等の方針	人間性			周産期医療	小児医療	多様で柔軟な保育 保育所多機能化
					小児医療	量的拡大 多様で柔軟な保育 保育所多機能化
	人間性 意義理解 ライフデザイン			不妊治療支援 産科医療	小児医療	質向上 多様で柔軟な保育
	人間性 意義理解			不妊治療支援 周産期医療	小児医療	量的拡大 多様で柔軟な保育
						量的拡大 民間活力導入 多様な立地 待機児童ゼロ作戦 質向上 多様で柔軟な保育 民間活力導入 地域ごと
P2 02.09-04.06 2002.09 厚生労働省まとめ/自民・小泉 少子化対策プラスワン 2003.07 次世代育成支援対策推進法 2003.09 少子化社会対策基本法	人間性 意義理解	若者の経済的安定		不妊治療支援 産科医療		多様で柔軟な保育 関連施策推進
P3 04.06-06.06 2004.06 閣議決定/自民・小泉 少子化社会対策大綱 2004.12 少子化社会対策会議決定/自民・小泉 子ども・子育て応援プラン 2005.04 地方公共団体・企業等における行動計画 の策定・実施	人間性 意義理解	若者の経済的安定			小児医療 児童福祉との連携	開かれた保育施設
	人間性 意義理解	若者の経済的安定		周産期医療	小児医療	関連施策推進
P4 06.06-10.01 2006.06 少子化社会対策会議決定/自民・小泉 新しい少子化対策について 2007.12 少子化社会対策会議決定/自民・福田 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 2008.02 政府発表/自民・福田 「新待機児童ゼロ作戦」について	人間性 意義理解	若者の経済的安定 困難からの自立	結婚支援	不妊治療支援 周産期医療 産科医療 利便性向上	小児医療	多様で柔軟な保育 関連施策推進
		若者の経済的安定		周産期医療		多様で柔軟な保育 一体化・一元化
						量的拡大 多様で柔軟な保育 人材確保 事業所内保育 一体化・一元化 利用者寄り添い 関連施策推進
(この領域は斜線表示されています)						

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した 出産・子育て支援	家計を介した 出産・子育て支援	その他
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革	出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進			
在宅児・家族支援	クラブ・教室	ゆとり教育	休業・弾力的勤務 職場内託児施設 子育て後再就職	有給休業促進 長時間労働の是正 多様な働き方				良質な住宅供給 家族団聚の住環境 子連れに優しい環境 遊び場整備	子育て費用軽減 税・社保の優遇措置	地方自治体
在宅児・家族支援	クラブ・教室								子育て費用軽減	
在宅児・家族支援 子育て交流 相談・情報提供 児童虐待対応 幼稚園主体	クラブ・教室	開かれた学校 中学・高校改革 大学改革	企業風土の是正 休業・短時間勤務 職場内託児施設 子育て後再就職 企業独自の支援	性別役割分業の是正				良質な住宅供給 家族団聚の住環境 子連れに優しい環境 農山漁村生活環境 子どもの安全	子育て費用軽減 現金給付	
在宅児・家族支援	クラブ・教室	幼児教育 開かれた学校 学習指導要領改訂 学校週5日制 問題行動 中学・高校改革	企業風土の是正 休業・弾力的勤務 子育て後再就職	性別役割分業の是正				良質な住宅供給 家族団聚の住環境 子連れに優しい環境 遊び場整備	子育て費用軽減	
在宅児・家族支援 幼稚園主体	クラブ・教室 人材活用		休業・弾力的勤務 企業独自の支援	多様な働き方		子育て支援・交流		家族団聚の住環境		
在宅児・家族支援 子育て交流 相談・情報提供			休業・弾力的勤務					子連れに優しい環境	子育て費用軽減 税・社保の優遇措置	
在宅児・家族支援 要配慮家庭支援 地域・職場主体	クラブ・教室 地域ごと		企業風土の是正 休業・弾力的勤務 子育て後再就職 関連施策推進	性別役割分業の是正		子育て支援・交流	国民運動・キャンペーン	子連れに優しい環境	子育て費用軽減 税・社保の負担調整	
子育て交流 要配慮家庭支援			休業・弾力的勤務 子育て後再就職	性別役割分業の是正		フォーラム開催		子連れに優しい環境	子育て費用軽減	
在宅児・家族支援 児童虐待対応	関連施策推進		休業・弾力的勤務 職場内託児施設 女性の継続就労 子育て後再就職 企業独自の支援	長時間労働の是正 行政の役割	三世代同居・近居	子育て支援・交流	国民運動・キャンペーン	良質な住宅供給 子どもの安全	子育て費用軽減 現金給付 税・社保の優遇措置	家庭的養育 情報フィルター 関連施策推進
在宅児・家族支援 子育て初期支援	クラブ・教室 関連施策推進		休業・弾力的勤務 保育との連携						現金給付 税・社保の優遇措置	家庭的養育 暮らし方改革
	クラブ・教室 質向上									

表 2-2-2 各施策方針における重点施策 (2/3)

施策の 方針	施策の具体的内容			公的サービスを介した出産・子育て支援		
	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			妊娠から出産まで	出産後	
	意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠・出産支援	小児・母子健康支援	施設保育
P5 10.0-13.06 2010.01 閣議決定/民主・鳩山 子ども・子育てビジョン 2012.03 少子化社会対策会議決定/民主・野田 子ども・子育て新システムの基本制度について 2012.08 /民主・野田 子ども・子育て支援法、子ども・ 子育て関連3法 2012.12 アベノミクス 2013.04 内閣府策定/自民・安倍 待機児童解消加速化プラン	人間性 意義理解	若者の経済的安定 困難からの自立		不妊治療支援 相談支援 周産期医療 産科医療	小児医療	量的拡大 質向上 多様で柔軟な保育 要配慮児童支援 一体化・一元化 保育機能維持
				2010.11 内閣府特命チーム取りまとめ/民主・菅 待機児童解消「先取り」プロジェクト		量的拡大 多様で柔軟な保育 一体化・一元化 地域ごと 行政の役割
						質向上 多様で柔軟な保育 人材確保 民間活力導入 多様な立地 事業所内保育 利用者寄り添い
P6 13.06-14.11 2013.06 少子化社会対策会議決定/自民・安倍 少子化危機突破のための緊急対策 2013.11 内閣府特命チーム取りまとめ/自民・安倍 少子化危機突破のための緊急提言	人間性 意義理解 ライフデザイン	困難からの自立	新婚生活支援 地域・職場ごと	不妊治療支援 産科医療 地域・職場ごと 利便性向上		事業所内保育 関連施策推進
		若者の経済的安定				関連施策推進
P7 15.03-16.06 2014.11 成立/自民・安倍 まち・ひと・しごと創生法 2014.12 閣議決定/自民・安倍 まち・ひと・しごと創生 長期ビジョン・総合戦略 2015.03 閣議決定/自民・安倍 少子化社会対策大綱 2015.04 本格施行/自民・安倍 子ども・子育て支援新制度 2015.04 /自民・安倍 次世代育成支援対策推進法延長 2016.04 /自民・安倍 子ども・子育て支援法改正		若者の経済的安定	関連施策推進	周産期医療 子育て包括支援 関連施策推進	小児医療	
	ライフデザイン	若者の経済的安定 困難からの自立	地域・職場ごと	産科医療	小児医療	関連施策推進
						事業所内保育

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
			出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革								
在宅児・家族支援 要配慮家庭支援 子育て初期支援 児童虐待対応 地域資源活用	関連施策推進	幼児教育 要配慮生徒支援	企業風土の是正 不利益取扱禁止 休業・弾力的勤務 子育て後再就職	有給休業促進 長時間労働の是正 多様な働き方 性別役割分業の是正		学校教育参画 子育て支援・交流		良質な住宅供給 家族団聚の住環境 子連れに優しい環境 子ども目線	子育て費用軽減 現金給付	家庭的養育
在宅児・家族支援									子育て費用軽減	組織編成・予算確保 地方自治体
									税・社保の負担調整	
子育て初期支援 要配慮家庭支援 地域・職場主体			休業・弾力的勤務 中小企業補助 関連施策推進	長時間労働の是正 多様な働き方 女性・若者活躍			国民運動・キャンペーン		子育て費用軽減	組織編成・予算確保 地方自治体 関連施策推進 危機感の共有 国民の理解
				長時間労働の是正					税・社保の優遇措置	実態把握と改善 地方自治体 関連施策推進
子育て包括支援 関連施策推進	関連施策推進			長時間労働の是正 多様な働き方	三世代同居・近居 他世代からの支援		多子世帯支援		子育て費用軽減	組織編成・予算確保
関連施策推進	関連施策推進	関連施策推進	休業・弾力的勤務	長時間労働の是正 多様な働き方 非正規の処遇改善 女性・若者活躍	三世代同居・近居		国民運動・キャンペーン ハラスメント防止 多子世帯支援	子連れに優しい環境 子どもの安全	子育て費用軽減	地方自治体

表 2-2-2 各施策方針における重点施策 (3/3)

施策の 方針	施策の具体的内容						
	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援			
	意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後		
P8 16.06-20.05 2016.06 閣議決定/自民・安倍 ニッポン一億総活躍プラン 2017.03 実現会議決定/自民・安倍 働き方改革実行計画 2017.06 厚生労働省公表/自民・安倍 子育て安心プラン 2017.12 閣議決定/自民・安倍 新しい経済政策パッケージ 2018.06 人生100年時代構想会議取りまとめ/自民・安倍 人づくり革命基本構想 2018.04 /自民・安倍 子ども・子育て支援法改正 2019.04 文科省・厚労省策定/自民・安倍 新・放課後子ども総合プラン 2019.10 /自民・安倍 子ども・子育て支援法改正 2019.12 閣議決定/自民・安倍 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020.03- /自民・安倍 「選択する未来2.0」委員会 2020.04 /自民・安倍 大学等における就学の支援に関する法律		若者の経済的安定 困難からの自立	結婚支援	不妊治療支援 周産期医療	小児医療 子ども医療制度	多様で柔軟な保育 人材確保 多様な立地 事業所内保育	
						量的拡大 質向上 人材確保 行政の役割	
						量的拡大 人材確保 関連施策推進	
						質向上	
		意義理解 ライフデザイン	若者の経済的安定	結婚支援	周産期医療 子育て包括支援		人材確保 関連施策推進
P9 20.05- 2020.05 閣議決定/自民・安倍 第4次少子化社会対策大綱 2020.12 閣議決定/自民・菅 全世代型社会保障改革の方針 2020.12 公表/自民・菅 新子育て安心プラン	ライフデザイン	若者の経済的安定	結婚支援 出会うの機会 新婚生活支援 地域・職場ごと	不妊治療支援 相談支援 周産期医療 子育て包括支援 母子感染症予防	小児医療	量的拡大 人材確保	
				不妊治療支援		量的拡大 関連施策推進	
						人材確保 地域ごと	

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
			出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革								
児童虐待対応	クラブ・教室 放課後以降 人材育成	要配慮生徒支援	不妊治療との両立 職場内託児施設	長時間労働の是正 性別役割分業の是正 女性・若者活躍	三世同居・近居			良質な住宅供給	子育て費用軽減 現金給付	旧姓使用への配慮 多様性受入れ 団塊ジュニア
				長時間労働の是正 資金・生産性向上 多様な働き方 非正規の処遇改善 流動的労働市場 性別役割分業の是正 女性・若者活躍 病氣治療との両立 障がい者・高齢者 外国人材受入れ 行政の役割					子育て費用軽減	
保護者寄り添い			不妊治療との両立							
	関連施策推進								子育て費用軽減	
	関連施策推進	職業教育推進 大学改革		流動的労働市場					子育て費用軽減	
										組織編成・予算確保
	クラブ・教室									
									子育て費用軽減	
子育て包括支援			休業・弾力的勤務	長時間労働の是正 多様な働き方 性別役割分業の是正 女性・若者活躍					子育て費用軽減	地方自治体
在宅児・家族支援 要配慮家庭支援 子育て包括支援 保護者寄り添い 家事負担軽減 地域ごと	クラブ・教室 多様な体験・活動		企業風土の是正 不利益取扱禁止 休業・弾力的勤務 子育て後再就職 キャリア形成	長時間労働の是正 多様な働き方 性別役割分業の是正	三世同居・近居	子育て支援・交流	国民運動・キャンペーン	良質な住宅供給 子連れに優しい環境 子どもの安全 地域のまちづくり	妊娠・出産費用軽減 子育て費用軽減	暮らし方改革 組織編成・予算確保 関連施策推進 その他施策と連携
児童虐待対応			不妊治療との両立 休業・弾力的勤務						税・社保の負担調整	家庭的養育
保護者寄り添い 地域資源活用										

表 2-2-3 フェーズごとの重点施策の分布

施策の方針	施策の具体的内容						
	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援			
	意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後	施設保育	
P1	1994.12 4大臣合意/社民・村山 エンゼルプラン	✓			✓	✓	✓
	1994.12 3大臣合意/社民・村山 緊急保育対策等5か年事業					✓	✓
	1999.12 関係閣僚会議決定/自民・小淵 少子化対策推進基本方針	✓			✓	✓	✓
	1999.12 6大臣合意/自民・小淵 新エンゼルプラン	✓			✓	✓	✓
	2001.07 閣議決定/自民・小泉 仕事と子育ての両立支援等の方針						✓ 待機児童ゼロ作戦
P2	2002.09 厚生労働省まとめ/自民・小泉 少子化対策プラスワン	✓	✓		✓		✓
P3	2004.06 閣議決定/自民・小泉 少子化社会対策大綱	✓	✓		✓	✓	✓
	2004.12 少子化社会対策会議決定/自民・小泉 子ども・子育て応援プラン	✓	✓		✓	✓	✓
P4	2006.06 少子化社会対策会議決定/自民・小泉 新しい少子化対策について	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	2007.12 少子化社会対策会議決定/自民・福田 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略		✓		✓		✓
	2008.02 政府発表/自民・福田 「新待機児童ゼロ作戦」について						✓
P5	2010.01 閣議決定/民主・鳩山 子ども・子育てビジョン	✓	✓		✓	✓	✓
	2012.03 少子化社会対策会議決定/民主・野田 子ども・子育て新システムの基本制度について				2010.11 内閣府特命チーム取りまとめ/民主 待機児童解消「先取り」プロジェクト		✓
	2013.04 内閣府策定/自民・安倍 待機児童解消加速化プラン						✓
P6	2013.06 少子化社会対策会議決定/自民・安倍 少子化危機突破のための緊急対策	✓	✓	✓	✓		✓
	2013.11 内閣府特命チーム取りまとめ/自民・安倍 少子化危機突破のための緊急提言		✓				✓
P7	2014.12 閣議決定/自民・安倍 まち・ひと・しごと創生 長期ビジョン・総合戦略		✓	✓	✓	✓	✓
	2015.03 閣議決定/自民・安倍 少子化社会対策大綱	✓	✓	✓	✓	✓	✓
P8	2016.06 閣議決定/自民・安倍 ニッポン一億総活躍プラン		✓	✓	✓	✓	✓
	2017.03 実現会議決定/自民・安倍 働き方改革実行計画						
	2017.06 厚生労働省公表/自民・安倍 子育て安心プラン						✓
	2017.12 閣議決定/自民・安倍 新しい経済政策パッケージ						✓
	2018.06 人生100年時代構想会議取りまとめ/自民・安倍 人づくり革命基本構想						✓
	2019.04 文科省・厚生労働省策定/自民・安倍 新・放課後子ども総合プラン						
	2019.12 閣議決定/自民・安倍 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略	✓	✓	✓	✓		✓
P9	2020.05 閣議決定/自民・安倍 第4次少子化社会対策大綱	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	2020.12 閣議決定/自民・菅 全世代型社会保障改革の方針				✓		✓
	2020.12 公表/自民・菅 新子育て安心プラン						✓

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革	出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓	✓
✓	✓								✓	
✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓	
✓	✓	✓	✓	✓				✓	✓	
✓	✓		✓	✓		✓		✓		
✓			✓					✓	✓	
✓	✓		✓	✓		✓	✓	✓	✓	
✓			✓			✓		✓	✓	
✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
✓	✓		✓						✓	✓
	✓									
✓	✓	✓	✓	✓		✓		✓	✓	✓
✓									✓	✓
✓			✓	✓			✓		✓	✓
✓	✓			✓	✓		✓		✓	✓
✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓
✓	✓	✓	✓	✓	✓			✓	✓	✓
				✓					✓	
✓			✓							
	✓								✓	
	✓	✓		✓					✓	
	✓									
✓			✓	✓					✓	✓
✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
✓			✓						✓	✓
✓										

2.2.4 2021年以降の構想における重点施策

調査1の対象外にあたる2021年以降、国によるこども・子育て政策においてこども家庭庁の設立に象徴される大きな変化がみられたことを鑑み、この期間を第10フェーズとして（図中P10 / 2021.1-）、当該期間に策定された施策方針に対し2.2.2で見出した類型を適用することで直近の動向を把握する。

2024年度版「こども白書¹」によれば、2021年6月閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2021（通称 骨太方針2021）」において少子化対策を含むこども施策の指令塔機能を一元的に担う行政組織を新設する方針が示された。その後、同年12月「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」において、「こどもまんなか社会²」のスローガンのもと施策方針等が具体的に示され、2023年4月施行「こども家庭庁設置法」のもとこども家庭庁が発足した。同日こども家庭庁により施行された「こども基本法」は、こども施策の基本理念や基本となる事項を示すものであり、これに基づき政府全体の施策方針を具体的に示す「こども大綱」および年次報告「こども白書」の策定が定められた。子育て環境の構想は、2021年以降こどもの健やかな成長に対する支援全般の一環として推進されるようになったと捉えられる。

他方、2022年の出生数が77万759人と統計開始以来過去最小を記録するなど、少子化の傾向は依然続いている。その対策としてこどもの親となりうる世代を対象とした施策も継続されており、2023年12月閣議決定「こども未来戦略」において「次元の異なる少子化対策」として方針がまとめられている。

上で示した経緯において具体的な施策に言及した、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」 「こども大綱」 「こども未来戦略」について、2.2.2で見出した類型を適用する（表2-2-4）。

こどもの利益を第一に考えるという新たな考え方が導入されたことにより、重点施策全体における親もしくは親となりうる世代の支援を目的とした施策の割合は少なくなっている。具体的な内訳をみると、「こどもまんなか社会」の考え方を社会に浸透させるための「社会全体による支援推進」とあわせ、家庭におけるこどもの育ちを守る観点から、「生活基盤の安定化」「家庭内養育支援」に力が入れている。同時に、従前の子育て支援に近い施策として「妊娠・出産支援」「施設保育」「家計を介した出産・子育て支援」も引き続き掲げられており、こどもの権利の保障と出産・子育て支援が並行して進められるようになっている。

1 「こども基本法（2023年4月施行）」において、「少子化社会対策白書」「子ども・若者育成支援白書」「子どもの貧困対策白書」を統合した法定白書（年次報告）として定められた。

2 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～（2021年12月閣議決定）」では「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組、政策を我が国社会の真ん中に据え」た社会を、「こどもまんなか社会」と定義している。

表 2-2-4 2021 年以降の重点施策の分布

施策の 方針	施策の具体的内容			公的サービスを介した出産・子育て支援		
	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			妊娠から出産まで	出産後	
	意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠・出産支援	小児・母子健康支援	施設保育
P10 21.01-	2021.12 閣議決定／自民・岸田 こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～					
	2023.12 閣議決定／自民・岸田 こども大綱		困難からの自立			
	2023.12 閣議決定／自民・岸田 こども未来戦略		若者の経済的安定 困難からの自立		子育て包括支援	質向上 多様で柔軟な保育

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革	出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
在宅児・家族支援 児童虐待対応 保護者寄り添い 地域ごと			企業風土の是正	長時間労働の是正 性別役割分業の是正					子育て費用軽減	
要配慮児童支援 児童虐待対応	クラブ・教室	幼児教育	休業・弾力的勤務				国民運動・+α/-	良質な住宅供給	妊娠・出産費用軽減 子育て費用軽減	

2.3 保育施設と地域との関係の志向

前節の結果について、施設保育（公的サービスを介した出産・子育て支援）の内容と地域社会による支援推進（若い世代以外の人々による出産・子育て支援）の内容とをあわせて考察することで、子育て環境の構想において志向されてきた保育施設と地域との関係を考察する。

第1フェーズ（図中P1 / 1990-2001.6）では、保育サービスの多様化および保育所の多機能化として「地域子育て支援の中心的機能（エンゼルプラン / 1994年）」や「地域の子育てサークル支援等を推進する多機能化保育所（緊急保育対策等5か年事業 / 1994年）」等、保育施設の支援する対象を在園家庭に限らない地域全体へと拡げることが志向された。加えて、仕事と子育ての両立支援等の方針（2001年）で示された待機児童ゼロ作戦では、保育の量的拡大のため、「公設民営等の多様化による民営活力導入」や「公共施設や駅等を弾力的に活用した施設整備」など運営主体や立地に関する規制緩和の方針が示された。第2フェーズ（図中P2 / 2001.7-2004.5）でも、待機児童ゼロ作戦の推進が引き続き目指されている。

第3フェーズ（図中P3 / 2004.6-2006.5）では、「近隣地域レベルでの子育て支援に地域の力を生かすため、保育施設を地域に開かれたものとし、多様な主体の参加を促す（少子化社会対策大綱 / 2004年）」として、保育施設と地域との関係について初めて直接的な言及がなされた。

第4フェーズ（図中P4 / 2006.6-2009.12）では、「待機児童ゼロ作戦の更なる推進（新しい少子化対策について / 2006年）」、幼保一体の施設として新たに制度化された「認定子ども園の普及・促進（「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 / 2007年）」、「保育サービスを量的に拡大するとともに、家庭的保育など保護者や地域の事情に応じた保育の提供手段の多様化を図る（「新待機児童ゼロ作戦」について / 2008年）」として、施設保育の増強が掲げられた。地域社会による支援推進にかかる重点施策として「地域の退職者・高齢者等の人材活用による世代間交流推進（「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 / 2007年）」がみられるが、第3フェーズにみられた保育施設と地域との関連はなくなっている。

第5フェーズ（図中P5 / 2010.1-2013.5）では、「民間を含む多様な主体によるスピード間のある保育施設整備（待機児童解消加速化プラン / 2013年）」「国有地等の活用（同プラン）」等、運営主体や立地に関する大胆な規制緩和による保育の量的拡大と多様化が改めて強く打ち出され、これが保育施設と地域との接触機会の更なる増加と多様化をもたらしたと考えられる。第6フェーズ（図中P6 / 2013.6-2014.10）でも、待機児童解消加速化プランの推進が引き続き目指されている。

第7フェーズ（図中P7 / 2014.11-2016.5）では、子ども・子育て支援新制度（2015年）に伴い、小規模保育事業や家庭的保育事業等による「保育、地域の子育て支援の量的緩和と質向上（住民のニーズや地域の実情を考慮）（少子化社会対策大綱 / 2015年）」が目指され、事業所内や個人の住宅等、地域における保育施設の立地がさらに多様化することとなったと考えられる。

第8フェーズ（図中P8 / 2016.6-2020.4）では、「国有地・都市公園・郵便局・余裕教室等の活用（子育て安心プラン / 2017年）」のように、あらゆる敷地や空間を活用した保育の受け皿拡大が謳われ、保育施設の立地の多様化がさらに目指された。

第9フェーズ（図中P9 / 2020.5-2020.12）でも保育の受け皿拡大は継続され、地域社会による支援推進にかかる重点施策として「子育ての担い手の多様化による地域全体での子育て

推進（NPO やシニア層等の参加促進による地域での子育て支援、マッチング支援）（第4次少子化社会対策大綱／2020年）」が示されているが、こちらも施設保育とは関連づけられていない。

第10フェーズ（図中P10／2021.1-）では、これまで緊急性の高いものと位置付けられてきた保育施設の量的拡大への言及はみられなくなり、かわって柔軟な通園形式を許容する新制度（「こども誰でも通園制度（仮称）」）による保育需要への対応と質の向上が目指されている。「こどもまんなか社会」の実現のため社会全体によるこどもや子育て世帯の支援が推進され、地域社会による支援への該当はない。

以上より、保育施設と地域との関係をめぐっては、保育施設が在園家庭に限らない地域全体を支援すること（志向①）が早くから具体的に目指され、その後、子育て支援に地域の力を生かすため保育施設を開かれたものとし多様な主体に参加を促す構想（志向②）が示されたものの具体化には至らず、保育施設とは関連づけられないものとして地域社会による支援が断続的に掲げられてきた。平行して、設置運営主体に関する規制緩和（志向③）や立地に関する規制緩和（志向④）が段階的に続けられ、保育施設と地域との接触機会の可能性は増加・多様化の一途を辿っていたものと捉えられる。

保育施設と地域との関係の志向における中心的な内容（志向①～④）それぞれについて、該当する重点施策を含む施策方針とその代表的記述を以下に示す。

志向① 保育施設が在園家庭に限らない地域の子育て世帯全体を支援すること

第1フェーズ：「保育所の多機能化（エンゼルプラン／1994年）」

「保育所の多機能化のための整備（緊急保育対策等5か年事業／1994年）」

「多様な子育て支援サービス（少子化対策推進基本方針／1999年）」

「多様な需要に応える保育サービスの推進（新エンゼルプラン／1999年）」

「病児・病後児保育、延長保育の促進、入園時期や育児休業中の受け入れ等の柔軟な対応実現（仕事と子育ての両立支援等の方針／2001年）」

第4フェーズ：「病児・病後児保育、障害児保育等の拡充（新しい少子化対策について／2006年）」、

「全ての子育て家庭に対するサービスとして一時預かり制度を再構築（「子どもと家族を応援する日本」重点戦略／2007年）」

「病児・病後児保育事業等の充実（「新待機児童ゼロ作戦」について／2008年）」

第5フェーズ：「多様なサービスの充実（子ども・子育てビジョン／2010年）」

志向② 子育て支援に地域の力を生かすため保育施設を開かれたものとし多様な主体の参加を促すこと

第3フェーズ：「近隣地域レベルでの子育て支援に地域の力を生かすため、保育施設を地域に開かれたものとし、多様な主体の参加を促す（少子化社会対策大綱／2004年）」

志向③ 設置運営主体に関する規制緩和

第1フェーズ：「公設民営等の多様化による民間活力導入（仕事と子育ての両立支援等の方針-待機児童ゼロ作戦／2001年）」

第5フェーズ：「民間を含む多様な主体によるスピード感のある保育施設整備（待機児童解消加速化プラン／2013年）」

志向④ 立地に関する規制緩和

第1フェーズ：「公共施設や駅等を弾力的に活用した施設整備（仕事と子育ての両立支援等の方針-待機児童ゼロ作戦／2001年）」

第5フェーズ：「国有地等の活用（待機児童解消加速化プラン／2013年）」

第8フェーズ：「地域のインフラ活用（空き教室等）（ニッポン一億総活躍プラン／2016年）」

「保育の受け皿拡大（国有地・都市公園・郵便局・余剰教室等の活用）（子育て安心プラン／2017年）」

2.5 本章のまとめ

以上、本章では、2021年度版「少子化社会対策白書」において里程標として取り上げられている国の少子化対策関連施策方針に関する行政文書28件を対象とした文献調査から、行政の構想する子育て環境の変遷を捉え、その中で志向されてきた保育施設と地域との関係を明らかにした。

少子化の状況に対する認識と目標の提示の内容に基づき、1990年から2020年までを9つのフェーズに分割するとともに、少子化対策の重点施策の内容を類型化することで17の種類と132の細目を見出した。また、国の政策においてこども家庭庁設立に代表される変化がみられた2021年度以降の動向として、親もしくは親となりうる世代に対する出産・子育て支援と合わせてこどもの権利の保障が並行して進められるようになったことを把握した。

フェーズごとの重点施策の分布をみることで、保育施設と地域との関係について、保育施設が在園家庭に限らない地域全体を支援すること（志向①）が早くから具体的に目指され、その後、子育て支援に地域の力を生かすため保育施設を開かれたものとし多様な主体に参加を促す構想（志向②）が示されたものの具体化には至らなかったこと、および、それと平行して、設置運営主体に関する規制緩和（志向③）や立地に関する規制緩和（志向④）が段階的に続けられ、保育施設と地域との接触機会の可能性は増加・多様化の一途を辿っていたことを明らかにした。

第3章

東京都特別区内保育施設における地域開放の実態

3.1 本章の目的と方法

本章では、東京都特別区内保育施設を対象とした悉皆アンケート調査（図 1-3-1 中 調査 3）から、2019 年度中に対象保育施設が実施した地域開放について、活動の内容および来訪者の属性を整理し、それらの組み合わせにより地域開放の実施内容の類型を見出す。さらに、活動と保育との関係および活動に対する園と地域の関わり方の対応から、地域開放を介した保育に対する地域の参画を把握する。さらに、援護との地域開放における活動の組み合わせの傾向から、地域開放を保育に取り入れる手法を検討する。結果を第 2 章で得た保育施設と地域との関係の志向と対照することで、地域開放の実態を明らかにすることを目的とする。

地域開放に類する概念はこれまでも様々な媒体において言及されてきたが、明確な定義が共有されているわけではない。そこで調査にあたっては地域開放を包含する概念として「園外からの立ち入りを受け入れる機会¹」を定義し、当該機会の実施内容を整理したのちその結果に基づいて本研究における地域開放を定義することとした。地域開放の実態を可能な限り悉皆的に把握するため、調査は自由記述回答・直接回答を含む構造化アンケート調査とし、調査票の送付および回収は郵送にて行なった（調査 3, 表 3-1-1, 図 3-1-1）。また、実施内容の多様性および施設ごとの進度の違いを捉えるため、調査対象には全国の都道府県の中で保育施設数が多し東京都を選定し注 9)² その中で置認可主体が複数含まれる特別区を調査対象とした。

調査内容について、設問群 A では回答施設が調査対象の条件（表表 3-1-1 中の条件①～③）全てを満たすかどうかを尋ねた。これらの条件は当該機会を実施するまでに同一の体制・園舎での運営が安定していること、子育てと地域社会との関わりに言及した行政の方針であるエンゼルプラン（1994 年 12 月）を前提に計画された園舎で運営していること、園舎の運用における制約が少ないことを満たす保育施設が園舎と地域開放との関係をよりよく示すとの想定のもと設定したものである。送付に先んじて実施した事前調査³ では全条件を満たす保育施設を確証をもって抽出することができなかつたため、全数 2450 園からいずれかの条件を確実に満たさないと判断できた 1605 園を除く 845 園を送付対象とし、本設問群の回答によって調査対象に該当する保育施設を抽出することとした。なお、送付対象に含めたものの実際には調査対象に該当しなかつた保育施設については質問群 B 以降の回答を求めない旨を明記した。

設問群 B では回答記入者の園での勤務に関する情報を尋ねた。本調査では保育施設を代表する回答記入者について特に条件を設けていない⁴。しかし、2020 年度以降に勤務を開始した職員等、記入された内容を直接見聞きしえない人物による回答であった場合、結果の考察や追

1 設問 C-1 で示した「園の敷地内や、園の行事の場に、園外の地域住民等（園児でも、その保護者でも、職員でもない方々）が立ち入る機会」を指す。

2 厚生労働省『社会福祉施設等調査（2020.10.1）』によれば、都道府県別の保育所等（保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園）の施設数では東京都が最も多く（3114 園）、続く神奈川県（1855 園）を大きく上回る。さらに、東京都福祉保健局による統計（注 3）によると、うち 2450 園が特別区内に立地している。回収施設は港区を除く 22 区に分布していることから（表 3-1-2）、立地環境においてもある程度の多様性が担保されており、本章の結果は近隣に地域社会が存在する限りにおいて東京都以外の地域においても適用可能なものと捉えられる。

3 図 1-3-1 中の調査 1、園の沿革および園舎に関する文献調査（2019 年 5 月～2020 年 12 月実施）を指す。東京都福祉保健局（現・東京都福祉局）による『認可保育所一覧（2018.10.1 時点）』、『幼保連携型認定こども園一覧（2019.4.1 時点）』、『認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）一覧（2019.4.1 時点）』、『認証保育所一覧（2019.5.1 時点）』から特別区内に立地する保育施設を抽出し、該当する全 2450 園を対象とした。個々の施設について、区・各園のウェブサイトと Google Street View を用い、認可または認証または認定を受けた年月日と、園舎の竣工年、建物全体における園舎の占用階数を調査した。

4 ただし、二つ折り調査用紙の表紙に「可能な限り、園の運営方針を理解していて、特に 2019 年度以降の様子を継続的にご存知の方にご回答をお願いいたく存じます。」と要望を附した。

表 3-1-1 調査 3 の概要

調査 3 保育施設と地域との関わりについてのアンケート調査		
期間	投函：2022 年 11 月～2023 年 1 月 / 回収：2023 年 1 月～2023 年 3 月	
形式	郵送調査 (A4 依頼状 1 枚、A3 両面刷り調査票 1 枚、A4 追加回答用紙 1 枚、返送用封筒 1 枚を送付)	
対象	東京都福祉保健局による施設一覧 (2019 年 5 月 1 日時点の最新版) に記載された 23 区内の認可保育所・認証保育所・認定こども園 2450 園のうち、事前調査から以下の 3 つの条件すべてを満たしうると判断できた 845 園。 {条件① 2018 年 4 月 1 日時点で、認可保育所・認証保育所・認定こども園のいずれかに指定されていた 条件② 1994 年 12 月 1 日～2018 年 4 月 1 日の期間に竣工した建物に入居している 条件③ 入居する建物のすべての階に、園もしくは法人で占用または管理する場所を有している	
内容	調査票に以下の設問とそれぞれに対応する回答欄とを続けて配置した。	
	設問番号	設問文 (注釈や回答例は別表)
A	A-1	貴園は、2018 年 4 月 1 日時点で以下のいずれかに指定されていましたか？ [認可保育所 または 認定こども園 または 認証保育所]
	A-2	貴園の入る建物は、1994 年 12 月 1 日～2018 年 4 月 1 日の間に、竣工したものでしょうか？
	A-3	貴園の入る建物では、すべての階に貴園もしくは貴法人が占有または管理する何らかの場所がありますか？ 以降、A-1～A-3 すべてで「はい」を選択した施設にのみ回答を依頼
B	B-1	現在の園におけるあなたのお立場は何ですか？
	B-2	園での勤務を始めたのはいつですか？
C	C-1	コロナ禍直前、2019 年度 (2019 年 4 月～2020 年 3 月) 中に、園の敷地内や、園の行事の場に、園外の地域住民等 (園児でも、その保護者でも、職員でもない方々) が立ち入る機会を設けたことはありますか？ 何らかの理由 (例：必要がなかった、発想がなかった、何か障壁があった…) で設けなかった場合、それもあわせてお教えください。 以降、C-1 で「はい」を選択した施設にのみ回答を依頼
	C-2	2019 年度 (2019 年 4 月～2020 年 3 月) 中に設けられたその機会は、具体的にどんなものでしたか？内容ごとに分けた上で、それぞれについて以下の (1)～(4) にお答えください。 (1) 園の敷地内や園の行事の場に園外の方々を入れて、どのようなことをしましたか？活動の内容がわかるように、可能な限り具体的にお書きいただけますと幸いです。 (2) そのような機会は定期的に設けましたか？また、どれくらいの回数・頻度設けましたか？ (3) その場には、園外から具体的にどのような方々が来られましたか？ (4) コロナ禍となった 2020 年 4 月以降、同様の機会を設けていますか？また、今後設けますか？

加調査の実施において考慮が必要となる可能性があるため、本設問群にて立場と勤務開始年月を確認している。

質問群 C では「園外からの立ち入りを受け入れる機会」の実施内容を尋ねた。まず C - 1 で機会の有無を尋ねたのち、機会の内容それぞれについて詳細を C - 2 で尋ねた⁵。

調査用紙は区ごとにまとめて 4 回に分けて投函し、各投函日から 4 週間後を回答期日として明記した。結果として、送付対象 845 園のうち 169 園から回答を回収した (回収率 20.0%)。回収施設の内訳は表 3-1-2、表 3-1-3 の通りである。設問 C - 2 に回答のあった保育施設、則ち園外からの立ち入りを受け入れる機会を実施したと答えた保育施設は 136 園であった。うち 21 園は設問群 A で尋ねた調査対象の条件のいずれかを満たさなかったため、これらを施設群Ⅲ、残る 115 園を施設群 I として区別した (表 3-1-4)。

第 2 節では、回答から抽出した園外からの立ち入りを受け入れる機会について、活動の内容および来訪者の属性を整理し、それらの組み合わせにより地域開放の実施内容の類型を見出す。

分析の手順を図 3-1-1 に示す。施設群 I に属する 115 園と施設群Ⅲに属する 21 園の保育施設から得た設問 C - 2 の回答 321 件のうち、別日に設けられた複数の機会がまとめて記入さ

5 調査用紙に掲載した回答欄については図 3-1-1 を参照。なお、活動に関する回答例として以下を示した。「例：「近隣公園での運動会を地域の人にも公開した」「園舎にギャラリーがあり平日は誰でも入れる」「週末に園庭を地域の親子に開放した」「地域の音楽家を招いて園児向けに演奏会をしてもらった」「町内会の夏祭りを園庭で開催した」「近所の住民に送迎時の見守りや交通整理をお願いした」等」

れていると判断できたものを分割し、当該機会として記入された機会 397 件を抽出した。うち (1) ~ (4) の回答内容に基づき本研究の調査対象から外れると判断できたもの⁶を除いた 351 件(施設群 I に属する 111 園と施設群 III に属する 18 園が実施したものが該当)を 3.2.1 の分析対象とした⁷。

3.2.1 では、園外からの立ち入りを受け入れる機会 351 件について、設問 C - 2 (1) の回答内容から、当該機会における活動の内容を抽出しその類型を明らかにする。3.2.2 では、園外からの立ち入りを受け入れる機会 310 件(施設群 I に属する 111 園が実施したもののみ)について、設問 C - 2 (1) (3) の回答内容から、当該機会における来訪者の属性を抽出しその類型を明らかにする。3.2.3 では、園外からの立ち入りを受け入れる機会 310 件(施設群 I に属する 111 園が実施したもの)について、3.2.1 で得た活動の類型および 3.2.2 で得た来訪者の類型の組み合わせにより整理することで、園外からの立ち入りを受け入れる機会の類型を明らかにするとともに、本研究の定義における地域開放の実態を明らかにする。

第 3 節では、第 2 節で得た地域開放 278 件について、活動と保育との関係、および、活動に対する園と地域の関わり方の対応から、地域開放を介した保育に対する地域の参画を把握

表 3-1-2 送付対象施設数と回収数の内訳 (自治体別)

所在自治体	略記	投函日	回答期日	全施設数(園)	送付対象数(園)	回収数(園)	回収率
千代田区	cyd	22/11/25	23/01/09	26	4	1	25.0%
中央区	chu	22/11/25	23/01/09	65	13	2	13.4%
港区	mnt	22/11/25	23/01/09	77	5	0	0%
新宿区	snj	22/11/25	23/01/09	82	18	5	27.8%
文京区	bnk	22/11/25	23/01/09	64	21	2	9.5%
台東区	tai	22/11/25	23/01/09	45	11	3	27.3%
墨田区	smd	22/11/25	23/01/09	76	23	7	30.4%
江東区	kot	22/11/25	23/01/09	164	40	8	20.0%
品川区	sng	22/11/25	23/01/09	138	42	7	16.7%
目黒区	mgr	22/11/25	23/01/09	69	31	7	22.6%
大田区	oot	22/12/02	23/01/16	186	61	12	19.7%
世田谷区	stg	22/12/02	23/01/16	230	95	23	24.2%
渋谷区	sby	22/12/02	23/01/16	63	26	6	23.1%
中野区	nkn	22/12/09	23/01/23	74	33	7	21.2%
杉並区	sgn	22/12/09	23/01/23	135	62	11	17.7%
豊島区	tsm	22/12/09	23/01/23	81	27	4	14.8%
北区	kit	22/12/09	23/01/23	89	27	5	18.5%
荒川区	ark	22/12/09	23/01/23	62	23	5	21.7%
板橋区	itb	22/12/09	23/01/23	142	52	12	23.1%
練馬区	nrm	22/12/23	23/02/06	165	74	11	14.9%
足立区	adc	22/12/23	23/02/06	164	61	7	11.5%
葛飾区	kts	22/12/23	23/02/06	120	55	10	18.2%
江戸川区	edg	22/12/23	23/02/06	133	41	14	34.2%
合計				2450	845	169	20.0%

表 3-1-3 送付対象施設数と回収数の内訳 (自治体別)

施設種別	全施設数(園)	送付対象数(園)	回収数(園)	回収率
認可保育所	1952	757	149	19.7%
認証保育所	416	49	10	20.4%
認定こども園(幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方数量型)	82	39	10	25.6%
合計	2450	845	169	20.0%

表 3-1-4 回収施設の種類

設問群 C-2 の回答	設問群 A-1, A-2, A-3 の回答		合計
	すべて「はい」 (調査対象 3 条件を満たす)	いずれかで「いいえ」 (調査対象 3 条件を満たさない)	
回答あり	施設群 I 115	施設群 III 21	136
回答なし	施設群 II 23	施設群 IV 10	33
合計	138	31	169 園

6 対象外とした保育施設の条件については図 3-1-1 上中部を参照。

7 回答用紙に明示した調査対象の条件を満たさないにもかかわらず回答を寄せていただいた施設群 III は、地域開放の実施に積極的な保育施設であると捉えられる。したがって、回答内容に施設群 I とは異なる傾向がみられた場合に運営経験や園舎の条件の違いによる影響を検討することができると考え、結果の取り扱いを明確に区別した上で分析に含めることとした。しかし、第 2 章の結果において顕著な偏りがみられなかったことから第 3 章では分析対象外としている。

する。

第4節では、第2節で得た地域開放278件を実施した保育施設106園について、3.2.1で得た活動の大類型に基づき園ごとの活動の広がりをつめることで、園児の保育に地域との関わりを取り入れる手法を検討する。

第5節では、第3節までの結果を第2章で得た保育施設と地域との関係の志向と対照することで、地域開放の実態を明らかにする。

▼分析の手順							
回答の集計		別日に設けられた複数の機会をまとめた回答の分割	園外からの立ち入りを受け入れる機会の抽出	各章での分析			
当該機会を設けたと回答した保育施設 136園	施設群Ⅰ 115園 施設群Ⅲ 21園 (1) _____ (2) _____ (3) _____ (4) _____	当該機会として設問C-2で得た回答 321件	当該機会として回答に記入された機会 397件	分析対象外 46件 以下のいずれかに該当するもの ●活動の内容が十分に把握できない ●対象施設で実施したものでない ●2019年度中に実施したものでない ●園外からの来訪者がいない	施設群Ⅰによるもの 310件 施設群Ⅲによるもの 41件	施設群Ⅰと施設群Ⅲによるもの 351件	施設群Ⅰによるもののみ 310件
▼分析例		回答紙の記入内容		回答に記入された機会		分析結果	
回答施設 施設群Ⅰ (表4)	施設群Ⅰ	設問C-2(1)~(4)における回答	活動に関する記述(下線部:活動の内容)	来訪者に関する記述	分析対象	活動の種類(第2章)	来訪者の類型(第3章)
2104	①	(1) ・年に6回卒園生を中心とした小学生を園にまねいて、ゲームや工作をおこなう会をおこなっていた。 ・近隣住民向けにミニコンサートをおこなった (2) 常時・1回限り(不定期)19年度中:計6回 定期(頻度: 回)・その他() (3) 地域住民全般・地域の一部住民(具体的に:) 地域の団体(具体的に:)・施設利用者(具体的に:) その他() (4) 現在まで同じやり方で継続している。一時中断したが同じやり方で再開したやり方を変えて継続している(変更点:) やり方を変えて再開した(変更点:回数を増やしたり、人数制限を設けている)折をみて再開したい・再開するつもりはない・その他()	2104-1 年に6回卒園生を中心とした小学生を園にまねいて、ゲームや工作をおこなう会をおこなっていた。	卒園生を中心とした小学生	分析対象	[NEv] [NEv3] 園でゲームや工作を楽しむ会	[園準] [園準3] 卒園児 [近個] [近個4] 地域の小学生
			2104-2 近隣住民向けにミニコンサートをおこなった	近隣住民	分析対象	[NSp] [NSp4] 園での音楽演奏	[近個] [近個5] 地域住民
0704	①	(1) 2019年に夏祭りに向けて地域の方に「固有名称」音頭という踊りを子ども達に指導いただきました。 (2) 回限り (3) 地域の一部住民(具体的に:「固有名称」音頭ボランティア) (4) 折をみて再開したい	0704-1 2019年に夏祭りに向けて地域の方に「固有名称」音頭という踊りを子ども達に指導いただきました。	地域の「固有名称」音頭ボランティア	分析対象	[NSp] [NSp2] 園での盆踊りの稽古	[近団] [近団3] 地域の盆踊りボランティア
	②	(1) 2022年11月より地域の子育て中の方を対象にキッズピクニックなどのふれ合いと、座談会を開催している(5月~オンライン) (2) 定期(頻度:2月1回) (3) 地域の一部住民(具体的に:子育て中の親子) (4) 現在まで同じやり方で継続している	0704-2 2022年11月より地域の子育て中の方を対象にキッズピクニックなどのふれ合いと、座談会を開催している(5月~オンライン)	地域の子育て中の親子	分析対象外 2019年度中の機会でないため		
0910	①	(1) バザー。近所の公園を借りて、地域の方に楽しんでもらえる場を作ると共に日頃、あたたかく子どもたちを見守ってくださる近隣の人に感謝の気持ちを伝える。 (2) 定期(頻度:年1回) (3) 地域住民全般 (4) やり方を変えて継続している(変更点:販売方法を変えた)	0910-1 バザー。近所の公園を借りて、地域の方に楽しんでもらえる場を作ると共に日頃、あたたかく子どもたちを見守ってくださる近隣の人に感謝の気持ちを伝える。	地域住民全般	分析対象	[NEv] [NEv3] 園のバザー	

図3-1-1 分析の手順

3.2 地域開放の実施内容の種類

3.2.1 園外からの立ち入りを受け入れる機会における活動の種類

本節では、回答から抽出した園外からの立ち入りを受け入れる機会について、活動の内容および来訪者の属性を整理し、それらの組み合わせにより地域開放の実施内容の種類を見出す。

はじめに本項では、園外からの立ち入りを受け入れる機会 351 件（施設群 I に属する 111 園と施設群 III に属する 18 園が実施したもの）について、設問 C - 2 (1) の回答内容から、当該機会における活動の内容を抽出しその種類を明らかにする。

回答から当該機会を成立させる中心的な活動⁸を表す記述を抽出し、表記の揺れ等を考慮して均したのち内容の類似性によって整理した（表 3-2-1）。保育の運営の範疇にある活動を介した機会とその他の機会とでは実施に適した空間の性質が異なるとの想定のもと、活動の主導的主体⁹と行為を指標として小類型をなし、そのうち主導的主体の日常生活における位置付けを同じくするものをまとめて大類型とした。結果として、47 の小類型と 13 の大類型を見出した。なお、種類を異にする活動を複合した機会について、本項では組み合わせによる種類を独立して立項している。施設群 III に属する保育施設が実施した機会のみによる小類型・大類型はなく（表 3-2-1 中網掛け部）、運営経験や園舎の違いによる顕著な偏りは確認できなかった。よって、以下、施設群 I に属する保育施設が実施した機会 310 件について、大類型ごとに特徴を述べる。

園主導の活動のみによる機会（296 件 / 310 件）について、園の日常活動 [NDp]（単独 24 件 + 複合 8 件）は、保育施設において園児の生活の土台なす活動である。保育 [NDp1]（単独 11 件 + 複合 2 件）や食事 [NDp2]（単独 5 件 + 複合 4 件）、遊び [NDp3]（単独 5 件 + 複合 6 件）を中心に、保育の核となる活動も地域との接点となっている。

園の特別活動 [NSp]（単独 56 件 + 複合 5 件）は、保育施設において園児のため付加的に行われる活動である。[NSp1] ~ [NSp11] の多様な小類型からなり、保育施設が園児の楽しみや学びのため創意工夫を凝らす中で、園外の人との関わりを様々に取り入れていることが伺える。特に園での鑑賞 [NSp1]（単独 21 件 + 複合 2 件）と園での成果披露 [NSp4]（単独 10 件 + 複合 0 件）による機会が多い。

園の行事 [NEv]（単独 75 件 + 複合 0 件）は、保育施設の主導のもとある趣旨を共有する人々が集まる催しであり、最も多くの機会が該当する。園外の人を招くことを趣旨とする対外行事 [NEv3]（単独 10 件 + 複合 0 件）に限らず、一般行事 [NEv1]（単独 26 件 + 複合 0 件）、季節行事 [NEv2]（単独 30 件 + 複合 0 件）でも多くの事例が確認でき、運動会や夏まつりを中心に様々な行事が、保育の運営において地域と関わるきっかけとなっているといえる。

園の子育て支援 [NPs]（単独 39 件 + 複合 4 件）は、保育施設の主導のもと非在園家庭の子育てを支援する活動である。これも [NPs1] ~ [NPs7] の多様な小類型からなり、乳幼児の保育を担う保育施設が、産前から幼児期までの保護者に向けても多様な支援を提供して

8 それなしには機会自体が成立しない活動を指す。たとえば、未就園児が一時的に園児の生活を体験するいわゆる体験保育と、地域の大人が一時的に保育士を補佐するいわゆる保育ボランティアは、いずれも「保育」を中心的活動とする機会と判断した。

9 それなしには機会自体が成立しない主体を指す。たとえば、園外の人による見学や、研究者による調査は、いずれも園側がその機会を設けたり、依頼を受け入れなければ成立しないものと捉え、「園主導の活動」による機会と判断した。

表 3-2-1 園外からの立ち入りを受け入れる機会における活動の種類

活動の種類				該当機会数(件)と実施施設数(園)				活動の種類				該当機会数(件)と実施施設数(園)																					
主	大	小	具	施	施	施	施	主	大	小	具	施	施	施	施																		
導	類	類	体的	設	設	設	設	導	類	類	体的	設	設	設	設																		
型	型	型	内容	群	群	群	群	型	型	型	内容	群	群	群	群																		
名	名	名		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	名	名	名		Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ																		
略	略	略		[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]	略	略	略		[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]																		
園主 導の 活 動 の み (右 に 括 弧)	園の 日 常 活 動	NDp	園の保育一般	NDp1	園の保育	4/4	11/11	11/11	園主 導の 活 動 の み (左 列 に 括 弧)	園の子 育 て 支 援	NPs	園での子育てひろば	NPs1	園での子育てひろば	4/4	8/8	8/8																
			園の給食	NDp2	園の給食 + 園の離乳食	0/0	4/4	0/0				8/8	0/0	8/8	0/0																		
			園での遊び	NDp3	園での遊び 園での絵本遊び 園でのわらべ歌遊び 園での手作り遊び 園での昔遊び + 園での手作り遊び 園での遊び + 園で身体を動かす + 園での制作	1/1	1/1	0/0				1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	13/11												
			園の散歩	NDp4	園の散歩	1/1	0/0	0/0				0/0	園での発育観察	NPs4	園での身体測定	0/0	1/1	1/1	園での健康支援	NPs5	園でのペピーマッサージ	0/0	1/1	1/1									
			園の手入れ	NDp5	園の草花の手入れ	0/0	1/1	1/1				園での一時預かり	NPs6	園での一時預かり	1/1	3/3	3/3	園での不特定の子 育て支援	NPs7	園での子育て支援の会	0/0	3/3	3/3										
			園の保育一般 + 園の食事	NDp1 +NDp2	園の保育 + 園の給食	0/0	1/1	1/1				園での子育て講座 + 園での健康支援	NPs2 +NPs5	園での離乳食講座 + 園でのペピーマッサージ	0/0	1/1	1/1	園での子育て講座 + 園での発育観察	NPs3	園での子育て講座 + 園での身体測定	0/0	1/1	1/1										
			園の食事 + 園での遊び	NDp2 +NDp3	園の離乳食 + 園でのわらべ歌あそび	0/0	1/1	1/1				24/23	園での子育て相談 + 園での健康支援	NPs3 +NPs4	園での子育て相談 + 園での身体測定	0/0	1/1	1/1	園での子育て相談 + 園での発育観察	NPs3 +NPs4	園での子育て相談 + 園での身体測定	0/0	1/1	1/1									
			園の 特 別 活 動	Nsp	園での鑑賞	Nsp1	園での読み聞かせ 園でのおはなし鑑賞 園での音楽鑑賞 園での人形劇鑑賞 園での出し物鑑賞 園でのおはなし鑑賞 + 園での音楽鑑賞 園での音楽鑑賞 + 園での人形劇鑑賞	1/1				6/6	0/0	3/3	0/0	6/6	0/0	1/1	0/0	3/2	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	21/20						
						園での稽古	Nsp2	園での歌の稽古 園でのダンス 園での体操 園での盆踊りの稽古 園での茶道の稽古				0/0	1/1	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	3/3				
						園での体験	Nsp3	園でのお店屋さん体験 園での監染体験				0/0	2/2	0/0	1/1	3/3	園の見学	NVs1	園の見学	2/2	24/24	24/24	情報提供	NVs2	視察 取材 調査	1/1	0/0	0/0	1/1	2/1	26/24		
						園での 成果披露	Nsp4	園での音楽発表 園での作品展 園での体育遊びの発表 園での発表会				0/0	3/3	1/1	4/4	0/0	1/1	10/10	園の運営業務	NAd	入園手続き	NAd1	入園説明会 入園前相談 入園準備クラス	1/1	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	3/3			
						園での 生活学習	Nsp5	園でのゴミ分別学習 園での手洗学習				0/0	1/1	0/0	1/1	2/2	資格・就職手続き	NAd2	保育士実習 就職見学会	0/0	1/1	2/2	保育研修	NAd3	研修 研究発表	0/0	3/3	1/1	0/0	3/3			
						園での 安全学習	Nsp6	園での交通安全教室 園での安全教室 園での防犯訓練 園での消防訓練 園での避難訓練 園での交通安全教室 + 園での不審者訓練				1/1	0/0	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	2/2	10/9				
						園での知識習得	Nsp7	園での英語学習 園での生き物学習				0/0	2/2	0/0	1/1	3/3	園の日常活動 + 園の特別活動	NDp +Nsp	園での遊び + 園での稽古	NDp3 +Nsp2	園でのリトミック + 園での手遊び + 園での歌の稽古 園でのリズム遊び + 園でのダンス	0/0	1/1	2/2	2/2								
						園の地域探検	Nsp8	園の地域探検				0/0	1/1	1/1	園の日常活動 + 園の特別活動 + 園の開放	NDp +Nsp +NOp	園での遊び + 園での鑑賞 + 不特定施設の開放	NDp3 +Nsp1 +NOp4	園での絵本遊び + 園での指人形劇鑑賞 + 園での遊び場の提供	0/0	1/1	1/1	1/1										
						園での 動物ふれあい	Nsp9	園での移動水族館鑑賞 園での動物ふれあい 園でのボニーの餌やり				0/0	3/3	0/0	1/1	5/5	園の日常活動 + 園の特別活動 + 園の開放	NDp +NPs +NOp	園での遊び + 園での子育て講座 + 園での子育て講座	NDp3 +NPs2	園での手遊び + 園での子育て講座	0/0	1/1	1/1	1/1								
						園の特別な 食事	Nsp10	園でカレーを食べる会				0/0	1/1	1/1	園の特別活動 + 訪問受入	Nsp +Nvs	園の鑑賞 + 園での健康支援	Nsp1 +NPs5	園でのおはなし鑑賞 + 園でのペピーマッサージ	1/1	0/0	0/0	0/0										
						園での安全管理	Nsp11	園児の心理相談				0/0	1/1	1/1	園の特別活動 + 園の開放	Nsp +NOp	園での鑑賞 + 園での課外活動 + 屋内設備の開放	Nsp1 +Nsp3 +NOp2	園での人形劇鑑賞 + 園でのお店屋さん体験 + 園のホールの開放	0/0	1/1	1/1	1/1										
						園での安全学習 + 園での動物ふれあい	Nsp6 +Nsp9	園での交通安全教室 + 園での乗馬体験				0/0	1/1	1/1	園の特別活動 + 訪問受入	Nsp +Nvs	園の鑑賞 + 園での健康支援	Nsp1 +NPs5	園でのおはなし鑑賞 + 園でのペピーマッサージ	1/1	0/0	0/0	0/0										
						園の 行 事	Nev	園の一般行事				Nev1	園の運動会 園の誕生日会 卒園式	2/2	21/21	0/0	4/4	0/0	1/1	26/24	園の特別活動 + 園の開放	Nsp +NOp	園での課外活動 + 屋内設備の開放	Nsp3 +NOp2	園でのホール開放	0/0	1/1	1/1	1/1				
												園の季節行事	Nev2	園のもちつき会 園の獅子舞 園のこどもの日集会 園の夏まつり 園の緑日 園の笹飾り 園の秋まつり 園のやきいも点 園のクリスマス点灯式 園のクリスマス集会 園のハロウィンパレード 園のおまつり	0/0	4/4	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	30/26		
												園の対外行事	Nev3	園のパザー 園の敬老集会 園のお楽しみ会 園の日曜学校 園の親子教室 園の同窓会 園でゲームや工作を楽しむ会	1/1	3/3	0/0	2/2	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	0/0	1/1	10/10		
												園の不特定行事	Nev4	園の行事	2/2	9/8	9/8	75/51	(269/107)	園の特別活動 + 園の開放	Nsp +NOp	園での課外活動 + 屋内設備の開放	Nsp3 +NOp2	園でのホール開放	0/0	1/1	1/1	1/1	269/107				
												園と 園 外 の 人 の 活 動 の 活 動 を 含 む	Jsp	合同の安全学習	Jsp2	合同防災訓練	0/0	1/1	1/1	1/1	園外 の 日 常 活 動	Odp	園外の人との交流全般	Odp1	園外の人との交流全般	4/4	14/13	14/13	14/13				
															合同の一般行事	Jev1	合同運動会	0/0	1/1	1/1				園外の人との交流全般	Odp2	園外の公共空間の 手入れ	0/0	2/2	2/2	3/3			
															合同の季節行事	Jev2	合同夏まつり	0/0	2/2	2/2				3/3	園外の人との交流全般	Odp1	園外の人との地域探検	0/0	1/1	1/1	園外の人との職場体験	1/1	11/11
															交流	Jjn0	交流	4/4	14/13	14/13				14/13	園外の人との交流全般	Odp2	園外の人との社会科見学	0/0	1/1	12/11	13/11		
園の日常活動 + 合同の特別活動	NDp +Jsp	園の保育一般 + 施設連携							NDp1 +Jsp1	園の保育 + 施設の情報共有 + 意見交換	0/0				1/1	1/1	1/1	園外の人との交流全般	Oev	園外の人との交流全般				0/0	1/1	1/1	2/2	2/2	20/15				
園の子育て支援 + 交流	NPs +Jjn	園での子育て講座 + 交流							NPs3 +Jjn0	園での子育て相談 + 園外の人との交流全般	0/0				1/1	1/1	1/1	園外の人との交流全般	Jsp1 +Jjn	施設の相互参観 + 園外の人との交流全般				0/0	1/1	1/1	1/1	21/18					
合同の特別活動 + 交流	Jsp +Jjn	施設連携 + 交流							Jsp1 +Jjn	施設の相互参観 + 園外の人との交流全般	0/0				1/1	1/1	1/1	園外の人との交流全般	Jsp1 +Jjn	施設の相互参観 + 園外の人との交流全般				0/0	1/1	1/1	1/1	21/18					
									全数						41/18				310/111														

いる様がみてとれる。

園の開放 [NOp] (単独 27 件 + 複合 7 件) は、保育施設の設備を一時的に園外の人が利用できるようにする活動である。その対象は園庭やプール等の屋外設備 [NOp1] (単独 19 件 + 複合 3 件) が主であるが、屋内設備 [NOp2] (単独 3 件 + 複合 4 件) や開放用設備 [NOp3] (単独 2 件 + 複合 0 件) を開放する事例もみられる。

訪問受入 [NVs] (単独 26 件 + 複合 2 件) は保育施設への訪問希望者を受け入れる活動、園の運營業務 [NAd] (単独 10 件 + 複合 1 件) は保育施設の運営に関する事務的な活動である。

園と園外の人合同の活動を含む機会 (21 件 /310 件) について、合同の特別活動 [JSp] (単独 1 件 + 複合 2 件) として園と園外の人との連携のもと双方の生活に対し付加的に行われる活動、合同の行事 [JEv] (単独 3 件 + 複合 0 件) として園と園外の人との連携のもとある趣旨を共有する人々が集まる催しによる機会、交流 [JIn] (単独 14 件 + 複合 2 件) として園と園外の人と顔を合わせることを目的とする種々の活動、の類型を見出した。園外の人との連携関係が結ばれた場合には、これらのような具体的な活動に結実するものと捉えられる。

園外の人主導の活動のみによる機会 (20 件 /310 件) について、園外の日常活動 [ODp] (単独 5 件 + 複合 0 件) は、園外の人々の生活の土台をなす活動であり、園外の農園や公共空間での活動に園児が参加する機会が該当する。「園の敷地内や、園の行事の場」としてこのような回答が得られたことは、一部の保育施設が、地域の活動に参画すること自体を保育の一環として認識していることを示唆しているとも捉えられる。

園外の特別活動 [OSp] (単独 13 件 + 複合 0 件) は、園外の人々の生活に対し付加的に行われる活動による機会である。全て園外の教育施設における課外活動を保育施設が受け入れた事例であり、保育施設自身もまた園外の施設にとっての地域資源となっていることが読み取れる。

園外の行事 [OEv] (単独 2 件 + 複合 0 件) は、園外の人々の主導のもとある趣旨を共有する人々が集まる催しである。園外の御神輿を園庭に招き入れた事例と園外の夏祭りを職員が手伝った事例が該当し、園外のコミュニティとの連携関係があらわれている。

結果を総覧し既往研究の知見と対照する。本章で得た大類型を適用して既往研究で取り上げられた地域開放に類する機会の活動を挙げると以下のようなになる。

園の行事 [NEv] : 「お遊び会・行事」「コンサート」¹⁰ 「イベントに招待する」「夏まつりに招待する」「行事に招待する」¹¹、

園の開放 [NOp] : 「一般開放」「地域の集会室」¹² 「ホールの地域活動への開放」「多目的ホールの地域への開放」「コミュニティルームの確保」「絵本ギャラリー・絵本コーナーの確保」「園庭開放」「図書室の開放」¹³、

園の子育て支援 [NPs] : 「子育て相談・一時託児」¹⁴ 「子育て支援センター」「子育て支援ルー

10 原田啓, 後藤春彦: 地域のコミュニティ施設としての保育園の機能付加に関する研究 —保育園と地域住民との交流, 日本建築学会大会学術講演梗概集, F-1, pp.343-344, 1997.9

11 後藤智香子, 近藤早映, 林和真, 三木裕子, 金銀真, 辻麻里子, 小泉秀樹: 保育施設の整備と運営のプロセスにおける地域社会との関係; 東京都 A 市の保育施設を事例として

12 注 9 に同じ

13 北澤有里, 服部岑生, 橋弘志, 岸本達也, 山田恵美: 開放に対する保育園と地域住民の期待 —地域づくりからみた保育園の地域開放空間に関する研究— その 1, 日本建築学会大会学術講演梗概集, E-1, pp.133-134, 2001.9

14 注 9 に同じ

ム「子育てサロンの開放」¹⁵、

交流 [JIn] : 「世代間交流」¹⁶ 「デイケアサービスとの併設、毎日数名ずつの園児が訪問」「児童館の併設」¹⁷、

合同の行事 [JEv] : 「夏まつりを共催する」¹⁸、

園外の日常活動 [ODp] : 「公園の花植え」「農作物を収穫させてもらう」¹⁹、

園外の特別活動 [OSp] : 「体験保育実習」²⁰ 「地域内小学校の総合学習の授業への協力」²¹、

園外の行事 [OEv] : 「地域行事に参加する」²²。

本章の分析ではさらに多様な内容が見出され、保育施設が園外との関わりをもつ手法の多様性が捉えられた。

また、本章の結果では大部分が園主導の活動のみによる機会に該当し（296件/310件）、その過半が園児の保育に直接関係すると捉えられる園の日常活動 [NDp]、園の特別活動 [NSp]、園の行事 [NEv] であった（合わせて単独155件＋複合9件/296件）。既往研究で言及のない [NDp] と [NSp] を含め、園側が保育の核となる活動において園外との関わりを求めていることの表れとして注目される。また、本章では既往研究同様、園外の人への貢献としての性質が強いと考えられる園の子育て支援 [NPs]、園の開放 [NOp] の事例も確認した。保育施設と園外の人との関わり的一面として、既往研究で「子育てを通じた交流の場や地域のコミュニティ施設など多機能化」²³ 「子育て支援センター事業をはじめとする動きを背景に、本来の公的な地域施設としての自覚を持って積極的に地域と関わろうと試みる保育園」²⁴ 等と論じられてきた保育施設の地域施設化に類する動きを捉えることができたといえる。

3.2.2 園外からの立ち入りを受け入れる機会における来訪者の類型

本項では、園外からの立ち入りを受け入れる機会310件（施設群Iに属する111園が実施したもの）について、設問C-2(1)(3)の回答内容から、当該機会における来訪者の属性を抽出しその類型を明らかにする。

回答から当該機会における園外からの来訪者の属性を表す記述を抽出し²⁵、表記の揺れ等を考慮して均したのち内容の類似性によって整理した（表3-2-2）。来訪者の属する社会集団に対し保育施設が認識している関係性の近さにより実施に適した空間の性質が異なるとの想定のもと、来訪者の属する地理的圏域と社会集団を指標として小類型をなし、そのうち社会集団の性質を同じくするものをまとめて大類型とした。結果として、39の小類型と14の大類型を見出した。なお、類型を異にする活動を複合した機会について、本項では組み合わせによる類

15 注12に同じ

16 注9に同じ

17 注12に同じ

18 注10に同じ

19 注10に同じ

20 注9に同じ

21 注12に同じ

22 注10に同じ

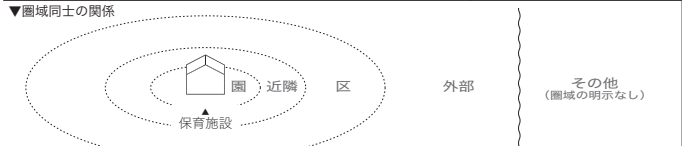
23 注9に同じ

24 注12に同じ

25 設問C-2(1)と(3)で来訪者に関する回答が異なった場合には、表記がより具体的なものを採用した。たとえば、(1)で「地域の人」、(3)で「地域の親子」と記入されたものについては「地域の親子」が来訪した機会と判断した。

表 3-2-2 園外からの立ち入りを受け入れる機会における来訪者の類型

来訪者の類型				該当機会数 [件]と実施施設数 [園]									
園域	大類型	略記	小類型	具体的な属性	施設群 I (表 3-1-4)								
園域	大類型	略記	小類型	具体的な属性	[件/園]	[件/園]	[件/園]						
園	園の準関係者	園準	入園希望家庭	入園希望家庭 (子ども、親)	15/15	15/15							
			入園予定家庭	入園予定家庭 (子ども、親)	1/1	1/1							
			元園児とその家族	卒園児 卒園児とその親 卒園児とその姉妹兄弟	4/4 1/1 1/1	6/6							
			元園児とその家族 + 在園児の家族	卒園児 + 在園児の姉妹兄弟	1/1	1/1							
			元園児とその家族 + 別の活動の参加者	卒園児 + 園の子育てひろば利用者	1/1	1/1							
			元園児とその家族 + 認知の地域住民	卒園児とその親 + 退園児とその親 + 日頃関わりのある地域住民	2/1	2/1	26/23						
近隣の施設関係者	近施	近施	近隣の保育施設関係者	近隣の連携関係者 (園児、職員) 近隣の他園関係者 (園児、職員) 隣接の他園関係者 (園児、職員)	1/1 2/2 1/1	4/4							
			近隣の児童福祉施設関係者	近隣の学童関係者 (利用者、職員)	2/1	2/1							
			近隣の教育施設関係者	近隣の小学校関係者 (生徒、教諭) 近隣の小学校・中学校関係者 (生徒、教諭) 近隣の小学校・中学校・高校関係者 (生徒、教諭) 近隣の中学校関係者 (生徒、教諭) 近隣の高校関係者 (生徒、教諭) 近隣の中学校・高校関係者 (生徒、教諭)	2/2 2/2 2/1 2/2 1/1	2/1							
			近隣の福祉施設関係者	近隣の高齢者福祉施設関係者 (利用者、職員)	10/9	10/9							
			近隣の都市施設関係者	近隣の消防署職員 近隣の警察署職員 近隣の公園管理事務所職員 近隣の清掃局職員	2/2 2/2 3/1 1/1	8/3	39/25						
			近隣の団体関係者	近団	近団	町内会	町内の有力者 町内会 町内会の高齢者 町内の敬老会	1/1 3/3 1/1 1/1	6/6				
						地域の趣味サークル	地域の歌唱サークル 地域のおはなしサークル	1/1 1/1	2/2				
						地域の活動主体	地域の公園で活動するボランティア 地域の公園で活動する NPO 地域の益踊りボランティア	1/1 1/1 1/1	4/4	12/12			
						近隣の個人	近個	近個	近隣の子育て当事者	地域の未就園児家庭 (子ども、親) 地域の未就学児家庭 (子ども、親) 地域の親子 地域の親子 在園児の友人親子 地域の親子 地域の親子 + 地域の産前家庭 地域の未就園児家庭 (子ども、親) + 地域の産前家庭	20/14 17/14 59/40 1/1 1/1 1/1 1/1 9/1	108/67	
									近隣の子育て有識者	地域の元幼稚園教諭	1/1	1/1	
									近隣の専門家	地域の音楽家 地域の農家 地域の商店	2/2 1/1 1/1	4/3	
			近隣の特定年齢層	地域の高齢者 地域の子ども	2/2 1/1				3/3				
近隣住民	地域住民 隣接住民 地域住民 + 隣接住民	45/28 1/1 1/1	47/28										
近隣の子育て当事者 + 近隣の専門家	地域の親子 + 地域の商店	1/1	1/1										
近隣の施設関係者 + 近隣の個人	近施 + 近個	近施 + 近個	近隣の福祉施設関係者	近隣の高齢者福祉施設関係者 (利用者、職員) + 地域の親子	1/1	1/1	2/2						
			近隣の子育て当事者	近隣の親子 + 地域の商店	1/1	1/1							
			近隣の子育て当事者 + 近隣の特定年齢層	地域の親子 + 地域の高齢者 地域の親子 + 地域のおじさんおばさん	6/2 1/1	1/1							
			近隣の子育て当事者 + 近隣住民	地域の親子 + 地域住民	1/1	8/4							
			近隣の施設関係者 + 近隣の個人	近隣の保育施設関係者 + 近隣住民	1/1	1/1	173/85						
			近隣の施設関係者 + 近隣の個人	近隣の福祉施設関係者 + 近隣の子育て当事者	1/1	1/1							
近隣の団体関係者 + 近隣の個人	近団 + 近個	近団 + 近個	町内会	町内会 + 地域住民	1/1	1/1							
			地域の趣味サークル	地域のママさんプラスバンド + 地域住民	1/1	1/1	2/2						
			近隣の施設関係者 + 近隣の個人	近隣の保育施設関係者 + 近隣住民	1/1	1/1	228/96						



型を独立して立項している。以下、施設群 I に属する保育施設が実施した機会 310 件について、大類型ごとに特徴を述べる。

園を圏域とする来訪者が立ち入る機会（単独 26 件 + 複合 8 件 /310 件）について、園の準関係者【園準】（単独 26 件 + 複合 8 件）は、当該機会以外の接点を通じて園と関わりを持つ人である。入園希望家庭【園準 1】（単独 15 件 + 複合 0 件）を中心に、入園予定家庭【園準 2】（単独 1 件 + 複合 0 件）、元園児とその家族【園準 3】（単独 6 件 + 複合 10 件）が含まれ、保育施設と家庭との関わりが在園期間に限らず入園前から卒退園後まで継続している。

近隣を圏域とする来訪者が立ち入る機会（単独 228 件 + 複合 23 件 /310 件）について、近隣の施設関係者【近施】（単独 39 件 + 複合 5 件）は、園の近隣にある公共施設と関わりを持つ人である。近隣の保育施設関係者【近施 1】（単独 4 件 + 複合 2 件）と近隣の児童福祉施設関係者【近施 2】（単独 2 件 + 複合 1 件）、近隣の教育施設関係者【近施 3】（単独 15 件 + 複合 0 件）、近隣の高齢者福祉施設関係者【近施 4】（単独 10 件 + 複合 1 件）が多くみられ、園外との関わりにおいて、特定年齢層を対象とする近隣施設がひとつの足がかりとなっているといえる。

近隣の団体関係者【近団】（単独 12 件 + 複合 3 件 /310 件）は、近隣で活動する団体や組織に属する人である。町内会【近団 1】（単独 6 件 + 複合 2 件）および地域の趣味サークル【近団 2】（単独 2 件 + 複合 1 件）と近隣の活動主体【近団 3】（単独 4 件 + 複合 0 件）が含まれ、地縁や特定の活動を介した住民組織が関わり手の相手となっている。

近隣の個人【近個】（単独 174 件 + 複合 24 件）は、近隣で居住または活動する個人であり、最も多くの機会が該当する。うち近隣の子育て当事者【近個 1】（単独 109 件 + 複合 23 件）は全小類型の中でもとりわけ該当する機会の数が多く、園外からの立ち入りを受け入れる機会の多くが近隣の親子を園で受け入れるものであることがわかる。これに限らず、近隣住民【近個 5】（単独 47 件 + 複合 10 件）や特定の職能をもつ近隣の専門家【近個 3】（単独 4 件 + 複合 1 件）、近隣の特定年齢層【近個 4】（単独 3 件 + 複合 12 件）にも複数の機会が該当し、保育施設は必ずしも施設や集団を介さずとも近隣の多様な人々と関わりを持っているといえる。

区を圏域とする来訪者が立ち入る機会（単独 7 件 + 複合 2 件）について、区内の施設関係者【区施】（単独 1 件 + 複合 1 件）として園の所在区内にある公共施設と関わりをもつ人、区内の団体関係者【区団】（単独 1 件 + 複合 0 件）として園の所在区内で活動する団体や組織に属する人、区内の個人【区個】（単独 1 件 + 複合 0 件）として園の所在区内で居住または活動する個人、区政関係者【区政】（単独 4 件 + 複合 1 件）として園の所在区の区政業務に携わる人、の類型を見出した。【区個】を除き、該当する機会はいずれも所属する社会集団の業務として保育施設に立ち入るものであった。

外部を圏域とする来訪者が立ち入る機会（単独 7 件 + 複合 8 件）について、外部の施設関係者【外施】（単独 0 件 + 複合 1 件）として園の所在する区より外にある公共施設と関わりをもつ人、外部の団体関係者【外団】（単独 2 件 + 複合 5 件）として園の所在区より外で活動する団体や組織に属する人、外部の個人【外個】（単独 5 件 + 複合 2 件）として園の所在区より外で居住または活動する個人、の類型を見出した。該当する機会はいずれも、委託を受けてサービスを提供する業者等が保育施設に立ち入るものであった。

その他、圏域の明示がない来訪者が立ち入る機会（単独 16 件 + 複合 9 件）について、そ

の他施設関係者〔他施〕として所在地の明示されていない公共施設と関係している人、その他団体関係者〔他団〕として活動範囲の明示されていない団体や組織に属する人、その他個人〔他個〕として居住地や活動範囲の明示されていない個人、の類型を見出した。

結果を総覧し既往研究の知見と対照する。本章で得た大類型を適用して既往研究で取り上げられた地域開放に類する機会の来訪者を挙げると以下のようにになると捉えられる。

近隣の施設関係者〔近施〕：「(高齢者施設の) 高齢者」²⁶、

近隣の団体関係者〔近団〕：「自治会」²⁷、

近隣の個人〔近個〕：「地域住民」^{28,29}「地域の母親」「地域の異世代者」「地域の子供」³⁰「家庭で子育てをする母子」³¹「向こう三軒両隣」「通りに面する住民」³²。

また、将来的な「利用者の拡大」³³の射程の可能性として挙げられたものも同様に、

近隣の施設関係者〔近施〕：地域の「小・中学生」「高校生」、

近隣の団体関係者〔近団〕：「ボランティア」、

近隣の個人〔近個4〕：「高齢者」「非子育て経験者」「子育て予備軍」「子育て経験者」

に相当する。本章の分析ではさらに多様な属性が見出され、保育施設の関わる相手の多様性が捉えられた。

3.2.3 地域開放の実施内容の実態

本項では、園外からの立ち入りを受け入れる機会310件（施設群Iに属する111園が実施したもの）について、第2章で得た活動の類型および第3章で得た来訪者のタイプの組み合わせにより整理することで、園外からの立ち入りを受け入れる機会の類型を明らかにするとともに、本研究における地域開放の実態を明らかにする。それぞれの類型に該当する機会の件数および保育施設の園数を図3-2-1に示す。なお、類型を異にする活動・来訪者を複合した機会について、本章では件数を按分している（図3-2-1左下部）。

それぞれの活動を介した機会に対する来訪者は必ずしも一様でなく、園外からの立ち入りを受け入れる機会の多様性が捉えられた。3.2.2において区と外部からの来訪者の多くが業務やサービスの提供のために保育施設に立ち入る人であることが窺えたため、園または近隣からの来訪者があった機会を本研究における地域開放と定義し、この定義に該当する278件を抽出した。以下、活動の大類型と来訪者の大タイプの組み合わせにおいて該当する機会が1件以上確認できたものを地域開放の類型（図3-2-1中【01】～【29】）とし、前2項の結果も踏まえ活動の大類型ごとに特徴を述べる。

園の日常活動〔NDp〕を介した地域開放（24.83件/278件）では、近隣の個人〔近個〕（20.83件）を受け入れるものが主である。近隣の子育て当事者〔近個1〕（15.58件）を中心に、保

26 注9に同じ

27 注10に同じ

28 注9に同じ

29 注12に同じ

30 注9に同じ

31 注12に同じ

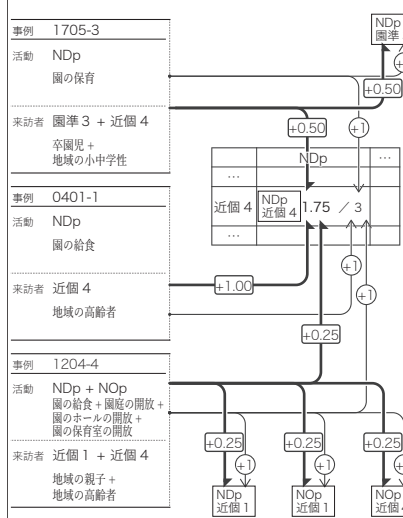
32 注10に同じ

33 注12に同じ

活動の類型 (3.2.1)			園主導の活動										園と園外の人合同の活動				園外の人主導の活動				全数
			園の 日常活動 NDp	園の 特別活動 NSp	園の行事 NEv	園の 子育て支援 NPp	園の開放 NOp	訪問受入 NVs	園の 運営業務 NAd	園外の 特別活動 JSp	合同の行事 JEv	交流 JIn	園外の 日常活動 ODp	園外の 特別活動 OSp	園外の行事 OEv						
来訪者の類型 (3.2.2)			[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]	[件/園]		
本研究における「地域開放」	園の準関係者	園準 入園希望家庭	園準 1	0.00/0	0.50/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	14.50/15	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	15.00/15		
		園準 入園予定家庭	園準 2	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1		
		園準 元園児とその家族	園準 3	1.50/2	1.00/1	8.83/11	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	10.83/13	
		園準 近園児の家族	園準 4	0.00/0	0.00/0	1.00/2	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.50/1	
		園準 別の活動の参加者	園準 5	0.00/0	0.00/0	0.50/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.50/1	
		園準 既知の地域住民	園準 6	0.00/0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	
				[01]	[02]	[03]			[04]	[05]											
	近隣	近隣の施設関係者	近施 近隣の保育施設関係者	近施 1	0.00/0	0.33/1	1.50/2	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	3.00/3	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	4.83/6	
			近施 近隣の児童福祉施設関係者	近施 2	0.00/0	0.00/0	0.33/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	2.33/2	
			近施 近隣の教育施設関係者	近施 3	1.50/2	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/2	0.00/0	1.50/1	0.00/0	10.00/8	0.00/0	0.00/0	0.00/0	15.00/11	
			近施 近隣の福祉施設関係者	近施 4	0.00/0	0.00/0	5.50/4	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	5.00/5	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	10.50/9	
			近施 近隣の都市施設関係者	近施 5	0.00/0	5.50/3	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	3.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	8.50/4	
					[06]	[07]	[08]				[09]	[10]	[11]	[12]							
		近隣の団体関係者	近団 町内会	近団 1	1.00/1	0.00/0	4.50/5	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	7.50/8	
			近団 地域の趣味サークル	近団 2	0.00/0	2.50/3	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	2.50/3	
			近団 地域の活動主体	近団 3	0.00/0	2.00/2	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	4.00/4	
					[13]	[14]	[15]				[16]	[17]	[18]	[19]							
		近隣の個人	近個 近隣の子育て当事者	近個 1	15.58/18	14.50/19	24.83/22	34.00/29	23.08/26	3.50/4	1.50/2	0.00/0	0.00/0	2.00/3	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	120.0/71	
			近個 近隣の子育て有識者	近個 2	0.50/1	0.50/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	
			近個 近隣の専門家	近個 3	0.00/0	3.00/3	0.50/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	4.50/4	
			近個 近隣の特定年齢層	近個 4	1.75/3	1.67/3	4.50/6	0.00/0	0.25/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.50/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	8.67/10	
			近個 近隣住民	近個 5	3.00/3	11.83/14	18.00/16	3.50/4	7.00/6	6.50/6	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	2.00/2	51.83/34	
				[20]	[21]	[22]	[23]	[24]	[25]	[26]			[27]	[28]			[29]				
	区	区内の施設関係者	区施 区の子育て施設関係者	区施 1	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	
			区施 区の子育て施設関係者	区施 2	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.50/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.50/1	
		区内の団体関係者	区団 区内の法人関係者	区団 0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	
			区団 区内の子育て当事者	区団 0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	
		区内の個人	区個 区の子育て当事者	区個 0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	
			区個 区の子育て当事者	区個 0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	
		区政関係者	区政 区の議会関係者	区政 1	0.00/0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	
区政 区の役所関係者			区政 2	0.00/0	1.00/1	0.50/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	2.50/3		
区政 区の担当者			区政 3	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1		
外部	外部の施設関係者	外施 外部の施設関係者	外施 0	0.00/0	0.50/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.50/1		
		外施 外部の施設関係者	外施 0	0.00/0	4.17/6	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	4.17/6		
	外個 外部の個人	外個 0	0.00/0	3.00/2	0.00/0	0.50/1	0.00/0	0.00/0	1.50/2	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	5.00/5			
その他園域の明示なし	その他施設関係者	他施 他施設関係者	他施 1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	2.00/2	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	3.00/3		
		他施 他施設関係者	他施 2	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1		
	その他団体関係者	他団 他法人関係者	他団 0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1		
		他団 他法人関係者	他団 0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1		
	その他個人	他個 その他子育て当事者	他個 1	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1		
		他個 その他子育て有識者	他個 2	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	3.00/3	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	4.00/4		
		他個 その他有志個人	他個 3	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.50/1	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	3.50/3		
		他個 その他専門家	他個 4	1.00/2	1.33/3	0.00/0	1.00/2	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	3.33/6		
		不明		0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	0.00/0	1.00/1		
		全数		27.83/27	58.33/46	75.00/51	41.00/35	30.33/32	27.00/26	10.50/10	2.00/3	3.00/3	15.00/14	5.00/2	13.00/11	2.00/2			310/111		

▼数値の算出方法

- 機会の件数 下图中: ± 1.00
- 保育施設の園数 下图中: ± 1
- 活動と来訪者との組み合わせそれぞれについて1園を計上。



▼「地域開放」各類型における具体例の概要 (表 3-2-1 「具体的な内容」および表 3-2-2 「具体的な属性」と対応)

[01] NDp - 園準	[02] NSp - 園準	[03] NEv - 園準	[04] NVs - 園準	[05] NAd - 園準	[06] NDp - 近施
事例 1204-5 活動 園の保育 来訪者 卒園児	事例 0102-2 活動 園での読み聞かせ 来訪者 地域の親子	事例 1205-3 活動 園の夏まつり 来訪者 卒園児とその姉妹兄弟	事例 2002-8 活動 園の同窓会 来訪者 卒園児	事例 1709-1 活動 園の見学 来訪者 入園希望家庭	事例 0706-1 活動 入園前相談 来訪者 入園予定家庭
事例 1705-3 活動 NDp 園の保育 来訪者 卒園児 + 地域の小中学生	事例 1101-4 活動 園での交通安全教室 + 園での不審者訓練 来訪者 近隣の警察署職員	事例 0203-3 活動 施設の見学 + 園外の人との交流全般 来訪者 近隣の小学校教諭	事例 0901-4 活動 園外の人との交流全般 来訪者 近隣の福祉施設	事例 1011-4 活動 園外での花植え 来訪者 近隣の公園管理事務所職員	事例 1903-5 活動 園外の人との職場体験 来訪者 近隣の小学校・中学校関係者
事例 0401-1 活動 NDp 園の給食 来訪者 近個 4 地域の高齢者	事例 1204-4 活動 NDp + NOp 園の給食 + 園庭の開放 + 園のホール開放 + 園の保育室の開放 来訪者 近個 1 + 近個 4 地域の親子 + 地域の高齢者	事例 1708-2 活動 園での絵本遊び 来訪者 地域の親子 + 講師	事例 1104-1 活動 園での音楽鑑賞 来訪者 地域の音楽家	事例 1308-2 活動 園のクリスマス集会 来訪者 地域住民	事例 0501-2 活動 園での発達相談 + 園での子育て相談 来訪者 地域の未就園児家庭
事例 1204-4 活動 NDp + NOp 園の給食 + 園庭の開放 + 園のホール開放 + 園の保育室の開放 来訪者 近個 1 + 近個 4 地域の親子 + 地域の高齢者	事例 0801-1 活動 園の絵本コーナーの開放 来訪者 地域の未就園児家庭	事例 1805-1 活動 園庭の開放 来訪者 地域住民 + 隣接住民	事例 2002-11 活動 取材 来訪者 地域住民	事例 2007-2 活動 入園準備クラス 来訪者 地域の未就園児家庭	事例 2112-1 活動 園外の人との交流全般 来訪者 地域の親子
					事例 0606-1 活動 園の草花の手入れ 来訪者 町内会
					事例 0401-1 活動 園の給食 来訪者 地域の高齢者
					事例 1601-2 活動 園での一時預かり 来訪者 地域の親子
					事例 2007-4 活動 園外の御神輿 来訪者 地域住民

図 3-2-1 園外からの立ち入りを受け入れる機会および本研究における「地域開放

育の核となる活動が地域の多様な個人に開かれている。

園の特別活動 [NSp] を介した地域開放 (43.33 件 /278 件) では、近隣の個人 [近個] (31.50 件) とあわせ近隣の施設関係者 [近施] (5.83 件) と近隣の団体関係者 [近団] (4.50 件) にも複数の機会が該当する。保育施設が園児の楽しみや学びのための多様な活動において、地域の人的資源を活用するとともに、その機会を地域に還元しているものと捉えられる。

園の行事 [NEv] を介した地域開放 (72.00 件 /278 件) では、近隣の個人 [近個] (47.83 件) とあわせ園の準関係者 [園準] (11.33 件)、近隣の施設関係者 [近施] (8.33 件)、近隣の団体関係者 [近団] (4.50 件) と幅広い来訪者がみられる。保育施設の行事が地域の多様な人々と関わるきっかけとなっている。

園の子育て支援 [NP] を介した地域開放 (37.50 件 /278 件) と園の開放 [NOp] (30.33 件 /278 件) では、近隣の個人 [近個] にのみ該当する機会がみられ、保育施設が近隣の子育て当事者 [近個 1] を支える様子が表れている。

園への訪問受入 [NVs] (24.50 件 /278 件) では、園の準関係者 [園準] (14.50 件) と近隣の個人 [近個] (10.00 件) に該当機会がある。近隣住民による取材である 1 件を除き全てが園の見学であり、必ずしも子育て当事者とは限らない近隣住民 [近個 5] もそれに参加している。

園の運営業務 [NAd] (2.50 件 /278 件) には、入園予定家庭 [園準 2] (1.00 件) 向けの入園前面談と、近隣の子育て当事者 [近個 1] 向けの入園説明会と入園準備クラスが該当する。

合同の特別活動 [JSp] (2.00 件 /278 件) では近隣の施設関係者 [近施] と近隣の団体関係者 [近団]、合同の行事 [JEv] (1.00 件 /278 件) では近隣の団体関係者 [近団] にのみ該当機会がある。いずれも近隣の教育施設関係者 [近施 3] と町内会 [近団 1] がその相手となっており、運営面での連携関係を前提とする活動といえる。

交流 [JIn] (14.00 件 /278 件) では、近隣の施設関係者 [近施] (10.50 件) が中心となっている。特に社会集団としての性質が近い近隣の保育施設関係者 [近施 1] (3.00 件) と近隣の福祉施設関係者 [近施 4] (5.00 件) との交流が多い。

園外の日常活動 [ODp] (5.00 件 /278 件) では、近隣の施設関係者 [近施]、近隣の団体関係者 [近団]、近隣の個人 [近個] に該当機会がある。近隣の都市施設関係者 [近施 5]、近隣の活動主体 [近団 3]、近隣の専門家 [近個 3] の活動への参画が、保育の一環に取り入れられている。

園外の特別活動 [Osp] (11.00 件 /278 件) では、全てが近隣の施設関係者 [近施] に該当する。うち 9 件は近隣の児童福祉施設関係者 [近施 2] (学童) と近隣の教育施設関係者 [近施 3] の職場体験である。

園外の行事 [OEv] (2.00 件 /278 件) では、近隣住民による夏まつりと御神輿が近隣の個人 [近個] に該当した。

活動間の比較として、園の日常活動 [NDp]、園の特別活動 [NSp]、園の行事 [NEv] では、園の準関係者 [園準]、近隣の施設関係者 [近施]、近隣の団体関係者 [近団]、近隣の個人 [近個] 全てに該当機会があるのに対して、その他の活動では来訪者の属性がより限定的となっている。保育施設が園児の保育に直接関係すると捉えられるこれらの活動を介して幅広い地域の主体と関わりを持っていることは特筆に値する。本来、安全・衛生・プライバシー等におけるリスクが想定されるにも関わらず該当件数が多いことと合わせて、地域開放を保育に取り入れることに保育施設が価値を見出していることの表れと捉えることができる。

3.3 地域開放を介した保育に対する地域の参画の形式

3.3.1 地域開放における活動に対する園と地域との関わり方

本節では、第2節で得た地域開放278件について、活動と保育との関係、および、活動に対する園と地域の関わり方の対応から、地域開放を介した保育に対する地域の参画を把握する。

はじめに本項では地域開放278件について、設問C-2(1)の回答内容から、活動に対する園と地域それぞれの関わり方を整理する。

活動に対する関わり方として主導・支援・受入・参加を定義し(表3-3-1)、地域開放278件を園と地域それぞれによる活動に対する関わり方の組み合わせにより整理した(表3-3-2)。

関わり方のうち主導・支援のふたつを活動に対する主体的関わりとして結果をみると、園が活動を主導する地域開放が多く(258件/278件)、そのほとんどが、地域が役割を伴わずに活動に参加するものである(216件/285件)。保育施設が地域に向け一方的に活動を提供するかたちで地域開放が実践されている現状が捉えられた。

表3-3-1 活動に対する関わり方の定義と例

名称	定義	例
活動に対する主体的関わり	活動の実施を決める	事例 2105-3 活動 園外の人の職場体験 園 園外の人の職場体験 関わり 受入 来訪者 近隣の中学校関係者 …… 関わり 主導
	活動の実施に資する役割を伴って活動に立ち会う	事例 2102-1 活動 園での歌の稽古 園 園での歌の稽古 関わり 主導 来訪者 地域の歌唱サークル …… 関わり 支援
その他の関わり	他者が実施を決めた活動において、自身の管理する場所を使用すること許可する	事例 0204-2 活動 園の地域探検 園 園の地域探検 関わり 主導 来訪者 地域の商店 …… 関わり 受入
	活動の実行に資する役割を伴わずに活動に立ち会う	事例 1306-1 活動 園のカフェの開放 園 園のカフェの開放 関わり 主導 来訪者 地域の親子 …… 関わり 参加

表3-3-2 活動に対する園と地域の関わり方の組み合わせ

園の関わり	地域の関わり					不明	計
	主導	支援	受入	参加	不明		
主体的関わりを含む	主導	16	5	13	1	0	35
	主導 支援	1	0	0	0	0	1
	主導 参加	1	0	0	0	0	1
	支援	19	0	0	0	0	19
	支援 参加	2	0	0	0	0	2
主体的関わりを含まない	支援 参加 不明	1	0	0	0	0	1
	受入	1	0	0	0	0	1
	受入 参加	1	0	0	0	0	1
	参加	216	0	0	0	0	216
	不明	0	0	0	0	0(不明)	1
計	258	5	13	1		1278	

3.3.2 活動に対して主体的に関わる地域からの来訪者

前項の結果を3.2.2で見出した来訪者の類型と対照する。地域開放278件における地域からの来訪者322件をそれぞれの活動に対する関わり方により整理した(表3-3-3)。以下、来訪者の類型ごとに活動に対する主体的関わりのみられた主体(表中太枠で囲われた主体)を挙げる。

園の準関係者[園準]では、卒園児にのみ主体的関わりがみられた。成長した元園児が、保育ボランティアや園の行事を介して、園の活動を支える側として保育施設に戻ってきている。

近隣の施設関係者[近施]および近隣の団体関係者[近団]では、ほとんどに主体的関わりがみられた。保育施設の近隣に存在するこれらの人的資源が地域開放の実施において重要な役割を担っているものと捉えられる。

近隣の個人[近個]では、特定の職能をもつ人々に加えて、異世代住民が地域開放に主体的に関わっている様が見出された。

表 3-3-3 地域からの来訪者の属性および活動に対する関わり方の対応

		主体的関わり有り				主体的関わり無し			計
		主導	主導 助力	助力 参加	参加	受入	参加	不明	
園準 1	入園希望家庭 (子ども, 親)	0	0	0	0	0	15	0	15
園準 2	入園予定家庭 (子ども, 親)	0	0	0	0	0	1	0	1
園準 3	卒園児	0	0	3	0	0	7	0	10
	卒園児とその親	0	0	0	0	0	6	0	6
	卒園児とその姉妹兄弟	0	0	0	0	0	1	0	1
	退園児とその親	0	0	0	0	0	3	0	3
園準 4	在園児の姉妹兄弟	0	0	0	0	0	2	0	2
園準 5	園の子育てひろば利用者	0	0	0	0	0	1	0	1
園準 6	日頃関わりのある地域住民	0	0	0	0	0	2	0	2
近施 1	近隣の連携園関係者 (園児, 職員)	1	0	0	0	0	0	0	1
	近隣の他園関係者 (園児, 職員)	2	0	0	0	0	2	0	4
	隣接の他園関係者 (園児, 職員)	0	0	0	0	0	1	0	1
近施 2	近隣の学童関係者 (利用者, 職員)	2	0	0	0	0	0	0	2
	近隣の系列児童館関係者 (利用者, 職員)	0	0	0	0	0	0	1	1
近施 3	近隣の小学校関係者 (生徒, 教諭)	2	0	0	0	0	0	0	2
	近隣の小学校教諭	1	1	0	0	0	0	0	2
	近隣の小学校・中学校関係者 (生徒, 教諭)	2	0	0	0	0	0	0	2
	近隣の小学校・中学校・高校関係者 (生徒, 教諭)	2	0	0	0	0	0	0	2
	近隣の中学校関係者 (生徒, 教諭)	3	0	0	0	0	0	0	3
	近隣の高校関係者 (生徒, 教諭)	1	0	0	0	0	0	0	1
	近隣の中学校・高校関係者 (生徒, 教諭)	1	0	0	0	0	0	0	1
	近隣の高校のボランティア部	0	0	2	0	0	0	0	2
近施 4	近隣の高齢者福祉施設関係者 (利用者, 職員)	6	0	0	0	0	5	0	11
近施 5	近隣の消防署職員	0	0	2	0	0	0	0	2
	近隣の警察署職員	0	0	3	0	0	0	0	3
	近隣の公園管理事務所職員	3	0	0	0	0	0	0	3
	近隣の清掃局職員	0	0	1	0	0	0	0	1
近団 1	町内会	2	0	1	0	0	2	0	5
	町内の有力者	0	0	0	0	0	1	0	1
	町内会の高齢者	0	0	0	0	0	1	0	1
	町内の敬老会	0	0	0	0	0	1	0	1
近団 2	地域の歌唱サークル	0	0	1	0	0	0	0	1
	地域のおはなしサークル	0	0	1	0	0	0	0	1
	地域のママさんプラスバンド	0	0	1	0	0	0	0	1
近団 3	地域の児童館で活動するボランティア	0	0	1	0	0	0	0	1
	地域の公園で活動するボランティア	1	0	0	0	0	0	0	1
	地域の公園で活動するNPO	1	0	0	0	0	0	0	1
	地域の盆踊りボランティア	0	0	1	0	0	0	0	1
近個 1	地域の親子	2	0	0	0	0	75	0	77
	地域の未就園児家庭 (子ども, 親)	0	0	0	0	0	33	0	33
	地域の未就学児家庭 (子ども, 親)	0	0	0	0	0	19	0	19
	地域の産前家庭	0	0	0	0	0	10	0	10
	地域の親	0	0	0	0	0	1	0	1
	在園児の友人親子	0	0	0	0	0	1	0	1
近個 2	地域の元幼稚園教諭	0	0	1	0	0	0	0	1
近個 3	地域の音楽家	0	0	2	0	0	0	0	2
	地域の農家	1	0	0	0	0	0	0	1
	地域の商店	0	0	0	0	0	2	0	2
近個 4	地域の高齢者	1	0	0	0	0	10	0	11
	地域の大学生	1	0	0	0	0	0	0	1
	地域の小中学生	0	0	1	0	0	0	0	1
	地域のおじさんおばさん	0	0	0	0	0	1	0	1
	地域の小学生	0	0	0	0	0	1	0	1
	地域の子ども	0	0	0	0	0	1	0	1
近個 5	地域住民	3	0	1	1	0	51	1	57
	隣接住民	0	0	0	0	0	2	0	2
		38	1	22	1	2	256	2	322

3.3.3 地域開放を介した保育に対する地域の参画

地域開放 278 件について、3.3.2 の結果および前節で見出した活動と来訪者の類型により整理する。活動の大類型のうち、園児の保育に直接関係すると捉えられる園の日常活動 [NDp]、園の特別活動 [NSp]、園の行事 [NEv] を保育の核となる活動として、これに該当する活動の有無、および、地域による主体的関わりの有無の組み合わせにより、地域開放を介した保育に対する地域の参画の型 A～F を定義した (表 3-3-4)。

A 純保育地域活用型 (22 件 / 278 件) は、保育の核となる活動のみで地域が主体的な関わりを持つ地域開放である。園の特別活動 [NSp] に対し、地域が支援、園が主導するものが多い (12 件 / 22 件)。園児の学びや楽しみのための活動を介した地域開放を中心として、保育に対する地域の主体的な参画が実現している。

B 純保育地域招待型 (119 件 / 278 件) は、保育の核となる活動のみで地域が主体的な関

表 3-3-4 地域開放の実施内容および活動に対する園と地域との関わり方の対応

園からみた関わり	地域開放の実施内容	地域の主体的関わり有り											地域の主体的関わり無し					計		
		主導				支援		参加		不明			受入		参加	不明				
		主導	支援	受入	参加	主導	参加	支援	参加	支援	参加	不明	主導	参加	不明	不明				
保育の核となる活動のみ	NDp	園準						1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		近施						1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		近団						1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		近個						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	園準・近個						1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18	0	
	NSp	園準						0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
		近施						6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
		近団						4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		近個						2	0	0	0	0	0	1	0	28	1	32		
		近施・近個						0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1		
	近団・近個						0	12	1	1	0	0	0	1	0	0	30	0	1	
	NEv	園準						0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9	
		近施						1	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	7	
		近団						0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	
		近個						1	1	0	0	0	0	1	0	42	0	45		
園準・近施・近個							0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1		
園準・近団							0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1			
園準・近個							0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4			
近施・近個							0	2	0	1	0	1	0	0	1	2	68	0	73	
NDp・NSp	近個						1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	
		A 純保育地域活用型・地域開放 (22 件 / 7 園)											B 純保育地域招待型・地域開放 (119 件 / 68 園)							
を含まない	保育の核となる活動	NDp・NSp・NOp	近個					0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
		NDp・NPs	近個					0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
		NDp・NOp	近個					0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	3	
		NSp・NOp	近個					0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	
		NSp・NVs	園準					0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1
		NDp・JSp	近施					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
				C 保育混合地域活用型・地域開放 (1 件 / 1 園)											D 保育混合地域招待型・地域開放 (7 件 / 7 園)					
を含まない	保育の核となる活動	NPs	近個					0	0	0	0	0	0	0	0	37	37	0	37	
		NOp	近個					0	0	0	0	0	0	0	27	27	0	27		
		NVs	園準					0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14		
		NAd	園準					1	1	0	0	0	0	0	0	9	23	0	10	
		NAd	近個					0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	
		NPs・NOp	近個					0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	
		NPs・NVs	近個					0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	
		NOp・NAd	近個					0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	
		JSp	近団	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		JEv	近団・近個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	
		JIn	近施	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
		JIn	近団	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		JIn	近個	2	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		JSp・JIn	近施	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		ODp	近施		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
ODp	近団		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
ODp	近個		0	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		
OSp	近施		0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11		
OEv	近個		1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
NPs・JIn	近個		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1		
		E 非保育地域活用型・地域開放 (35 件 / 26 園)											F 非保育地域招待型・地域開放 (93 件 / 64 園)							

わりを持たない地域開放である。園の行事【NEv】に対し、地域が参加、園が主導するものが多い（68件/119件）。園の行事を介した地域開放によって、保育施設の実践する保育の一端が地域にも提供されている。

C保育混合地域活用型（1件/278件）は、保育の核となる活動とそれ以外との混合で地域が主体的な関わりを持つ地域開放である。近隣の教育施設関係者が来訪し、意見交換・情報共有ののちに保育ボランティアを行なった事例が該当する。

D保育混合地域参加型（7件/278件）は、保育の核となる活動とそれ以外との混合で地域が主体的な関わりを持たない地域開放である。地域への貢献としての性質が強いと捉えられる園の子育て支援【NPs】と園の開放【NOp】と保育の核となる活動を複合した機会に、地域が参加するものが中心となっている（計6件/7件）。保育施設の実践する保育の一端を地域が地域に提供される際、地域への貢献としての性質が強い活動も抱き合わせられている。

E非保育地域活用型（35件/278件）は、保育に付随する活動のみで地域が主体的な関わりを持つ地域開放である。両者が主導する交流【JIn】（13件/35件）のほか園外の特別活動【OSp】に対し、地域が受入、園が主導するものに事例が集中している（11件/35件）。地域の生活に対し付加的に行われる活動において、保育施設が地域資源のように位置付けられているといえる。

F非保育地域参加型（93件/278件）は、保育に付随する活動のみで地域が主体的な関わりを持たない地域開放である。園の子育て支援【NPs】、園の開放【NOp】、訪問受入【NVs】に対し、地域が参加、園が主導するものが多い（計87件/93件）。保育自体とは異なるこれらの活動を通じて、保育施設が地域への貢献を果たしている。

3.4 地域開放を保育に取り入れる手法

地域開放 278 件を実施した保育施設 106 園について、3.2.1 で得た活動の大類型に基づき園ごとの活動の広がりをつまえることで、園児の保育に地域との関わりを取り入れる手法を検討する。園主導の活動のうち、園の日常活動 [NDp]、園の特別活動 [NSp]、園の行事 [NEv] を保育の核となる活動、園の子育て支援 [NPs]、園の開放 [NOp] を地域への貢献、訪問受入 [NVs]、園の運營業務 [NAd] を対外的な業務として、保育の核となる活動による地域開放の有無の組み合わせのパターンごとにその他の保育に付随する活動による地域開放の有無との対応を星取表に表し（表 3-3-4）、該当する保育施設の数を整理した（表 3-3-5）。

保育の核をなす活動いずれかによる地域開放に該当のある園が多く（79 園 / 106 園）、地域開放を実施した保育施設の多くが、地域との関わりを園児の保育に取り入れていることがわかる。

また、園児の生活の土台をなす園の日常活動 [NDp] による地域開放を実施した 26 園中、16 園で地域への貢献（61.53%）、7 園で地域と合同の活動（26.92%）にも該当があった。これは、園の日常活動 [NDp] による地域開放を実施していない 80 園における内訳（地域への貢献：45.0%、地域との合同の活動：11.25%）よりも多く、地域の子育てを支える意識や地域との連携関係をもつことが、園児と地域との間のより深い関わりにつながっている。地域との関わりを園児の保育に取り入れるための前提として、保育に直接関わらない活動による地域開放を合わせて実施することが有効である可能性がある。

表 3-3-5 各保育施設における活動の大類型の組み合わせ

活動の 該当	施設コード	園主導の活動					園数
		保育の核をなす活動 NDp NSp NEv	地域への貢献 NFs NOp	対外的な業務 NVs NAd	地域と合同の活動 JSp JEv JIn	地域主導の活動 ODp OSp OEv	
NDp NSp NEv	0901	■	■	■	■	■	8
	1204	■	■	■	■	■	
	2002	■	■	■	■	■	
	0101	■	■	■	■	■	
	1502	■	■	■	■	■	
	1902	■	■	■	■	■	
	0201	■	■	■	■	■	
	1005	■	■	■	■	■	
NDp NSp	0203	■	■	■	■	■	3
	1007	■	■	■	■	■	
	0907	■	■	■	■	■	
NDp NEv	2006	■	■	■	■	■	7
	1402	■	■	■	■	■	
	1705	■	■	■	■	■	
	0401	■	■	■	■	■	
	0806	■	■	■	■	■	
	0703	■	■	■	■	■	
	2101	■	■	■	■	■	
NDp	2110	■	■	■	■	■	8
	1008	■	■	■	■	■	
	0501	■	■	■	■	■	
	1904	■	■	■	■	■	
	0604	■	■	■	■	■	
	0606	■	■	■	■	■	
	1708	■	■	■	■	■	
	0601	■	■	■	■	■	
NSp NEv	1903	■	■	■	■	■	12
	2007	■	■	■	■	■	
	1702	■	■	■	■	■	
	0102	■	■	■	■	■	
	0802	■	■	■	■	■	
	1014	■	■	■	■	■	
	1101	■	■	■	■	■	
	1102	■	■	■	■	■	
	1205	■	■	■	■	■	
	1503	■	■	■	■	■	
	2103	■	■	■	■	■	
	2104	■	■	■	■	■	
NSp	0204	■	■	■	■	■	18
	0906	■	■	■	■	■	
	1011	■	■	■	■	■	
	1012	■	■	■	■	■	
	2003	■	■	■	■	■	
	0704	■	■	■	■	■	
	0804	■	■	■	■	■	
	1013	■	■	■	■	■	
	1104	■	■	■	■	■	
	0803	■	■	■	■	■	
	1203	■	■	■	■	■	
	1307	■	■	■	■	■	
	1603	■	■	■	■	■	
	0505	■	■	■	■	■	
	0903	■	■	■	■	■	
	1016	■	■	■	■	■	
	1809	■	■	■	■	■	
	2102	■	■	■	■	■	
NEv	1308	■	■	■	■	■	23
	1010	■	■	■	■	■	
	1015	■	■	■	■	■	
	1304	■	■	■	■	■	
	2112	■	■	■	■	■	
	0705	■	■	■	■	■	
	1404	■	■	■	■	■	
	1806	■	■	■	■	■	
	0503	■	■	■	■	■	
	0602	■	■	■	■	■	
	1703	■	■	■	■	■	
	1706	■	■	■	■	■	
	1805	■	■	■	■	■	
	1808	■	■	■	■	■	
	2109	■	■	■	■	■	
	2111	■	■	■	■	■	
	0504	■	■	■	■	■	
	0702	■	■	■	■	■	
	0905	■	■	■	■	■	
	1206	■	■	■	■	■	
1501	■	■	■	■	■		
1707	■	■	■	■	■		
2113	■	■	■	■	■		
なし	1803	■	■	■	■	■	27
	1901	■	■	■	■	■	
	1001	■	■	■	■	■	
	1306	■	■	■	■	■	
	1804	■	■	■	■	■	
	1807	■	■	■	■	■	
	0205	■	■	■	■	■	
	0402	■	■	■	■	■	
	0909	■	■	■	■	■	
	1601	■	■	■	■	■	
	2004	■	■	■	■	■	
	2105	■	■	■	■	■	
	1004	■	■	■	■	■	
	1505	■	■	■	■	■	
	0801	■	■	■	■	■	
	1604	■	■	■	■	■	
	1801	■	■	■	■	■	
	2108	■	■	■	■	■	
	1303	■	■	■	■	■	
	0701	■	■	■	■	■	
1602	■	■	■	■	■		
1709	■	■	■	■	■		
2001	■	■	■	■	■		
0302	■	■	■	■	■		
0706	■	■	■	■	■		
1009	■	■	■	■	■		
1003	■	■	■	■	■		

表 3-3-6 地域からの来訪者の属性および活動に対する関わり方の対応

保育の核をなす活動の 組み合わせ	園数	該当園中その他の活動の実施園数			
		園主導の活動		地域と合同の活動	地域主導の活動
		地域への貢献	対外的な業務		
NDp, NSp, NEv	8	4	2	3	0
NDp, NSp	3	2	0	2	0
NDp, NEv	7	4	2	1	1
NDp	8	6	2	1	1
NSp, NEv	12	2	3	1	2
NSp	18	5	5	0	5
NEv	23	11	3	5	1
なし	27	18	10	3	3
小計	106	52	27	16	13

3.5 行政の志向との関係からみた地域開放の実態

本節では、第3節までの結果を第2章で得た保育施設と地域との関係の志向と対照することで、地域開放の実態を明らかにする。

第2章で得た保育施設と地域との関係の志向における中心的な内容(志向①～④)のうち、保育施設の運営にかかるものである志向①と志向②それぞれについて、本章第2節および第3節の結果との対応を検討する。

志向① 保育施設が在園家庭に限らない地域の子育て世帯全体を支援すること

第2節で見出された地域開放の類型(表3-2-1)における活動の大類型のうち、園の子育て支援[NPs]と園の開放[NOp]は園外の人への貢献としての性質が強いと考えられ、来訪者の類型との対応でも近隣の子育て当事者[近個1]の該当が多い。これは行政がエンゼルプラン(1994年)以降継続して志向してきた地域の子育て支援に相当すると捉えられる。しかし、第2節ではこれらに限らない多様な活動の類型が見出され、保育施設と地域との関係の実態が行政の志向よりも多様であることが明らかになった。

志向② 子育て支援に地域の力を生かすため保育施設を開かれたものとし多様な主体の参加を促すこと

第2節で見出された地域開放の類型(表3-2-1)における来訪者の小類型は、地域開放を介して保育施設に関わる地域の人々の具体的な属性を示している。これは行政が一時的に志向した地域の「多様な主体」に開かれた保育施設が具体的なかたちで捉えられたといえる。

また、第3節で見出された地域開放を介した保育に対する地域の参画の型(表3-3-4)のうち、A純保育活用型は、地域の人々が園の保育に主体的に関わっていることを示している。行政の志向では、地域の人々が保育施設を介して「子育てへの参画」を果たすことが想定されているが、保育自体への参画は具体的には想定されていないといえ、創発的な試みとして特筆に値する。

以上より、実際の保育現場では行政の志向では明確に示されていない多様な地域との関わりがあることが明らかになった。したがって、保育施設における地域開放は社会的要請への対応にとどまらない主体的な意図により実施されているものと考えられる。また、活動の内容が直接的に取り組みを実施する空間の与件となるだけでなく、来訪者の属性もセキュリティの考え方等に影響することが想定され、地域開放の多様性は保育施設の建築空間の様々な運用を必要すると考えられる。

3.5 本章のまとめ

以上、本章では、東京都特別区内保育施設 845 件を対象とした悉皆アンケート調査の回答 169 件から、2019 年度中に対象保育施設が実施した園外からの立ち入りを受け入れる機会 310 件の活動の内容および来訪者の属性を整理した。それらの組み合わせから地域開放 278 件を抽出しその実施内容の類型を見出した。また、活動と保育との関係、および、活動に対する園と地域の関わり方の対応から、地域開放を介した保育に対する地域の参画を把握した。さらに、園ごとの地域開放における活動の組み合わせの傾向から、地域開放を保育に取り入れる手法を検討した。

結果を第 2 章で得た保育施設と地域との関係の志向と対照することで、地域開放の実態を明らかにした。

活動の内容は 47 の小類型と 13 の大類型として捉えられた。うち既往研究で言及されていない園の日常活動と園の特別活動を含め、園児の保育に直接関係する活動が件数において過半を占めており、保育の核となる活動において園外との関わりが持たれている。来訪者の属性は 39 の小類型と 14 の大類型として捉えられた。近隣の子育て当事者を中心に、近隣の施設関係者、近隣の団体関係者、近隣の個人が件数において多数を占めるものの、その他にも多様な来訪者の属性を見出した。

活動の類型それぞれに対する来訪者の種類の広がりを見ることで、両者の対応が一様でないことを確認し、地域開放について 29 の類型を見出した。その内訳として、保育の核となる活動が地域の多様な個人に開かれていること、保育施設が園児の楽しみや学びのための多様な活動において、地域の人的資源を活用するとともに、その機会を地域に還元していることを明らかにした。

保育施設が園児の保育に直接関係すると捉えられる活動を介して幅広い地域の主体と関わりを持っていることが示され、安全・衛生・プライバシー等におけるリスクが想定されるにも関わらず該当件数が多いことと合わせて、地域開放を保育に取り入れることに保育施設が価値を見出していることが明らかになった。

また、活動に対する園と地域との関わり方を4つに分類し、それぞれの活動の保育における位置付けと対照することで、地域開放を介した保育に対する地域の参画の形式として6つの型を得た。地域の主体的な関わりのない事例が多くを占める結果となった一方、地域が主体的な関わりを持つ地域開放にも少なからぬ事例があり、その中には、保育の核となる活動に地域が主体的に関わる事例が含まれることを明らかにした。

さらに、園ごとの地域開放における活動の広がりを検討することで、地域開放を実施した保育施設の多くが、地域との関わりを園児の保育に取り入れていること、地域の子育てを支える意識や地域との連携関係をもつことが、園児と地域との間により深い関わりにつながっており、地域との関わりを園児の保育に取り入れるため保育に直接関わらない活動による地域開放を合わせて実施することが有効であることを明らかにした。

以上を第2章の結果と対照し、実際の保育現場では行政の志向では明確に示されていない多様な地域との関わりがあることが明らかになった。したがって、保育施設における地域開放は社会的要請への対応にとどまらない主体的な意図により実施されているものと考えられる。また、活動の内容が直接的に取り組みを実施する空間の与件となるだけでなく、来訪者の属性もセキュリティの考え方等に影響することが想定され、地域開放の多様性は保育施設の建築空間の様々な運用を様要すると考えられる。

第4章

保育所建設反対事例にみる保育施設に対する地域住民の認識

4.1 本章の目的と方法

本章では、1945年以降の新聞記事を対象とする文献調査（図1-3-1中調査4）から抽出した全国における保育所に対する建設反対事例について、住宅地図を対象とする文献調査（図1-3-1中調査5）から得た立地周辺環境ごとに記事記載内容を整理する。結果を第2章で明らかにした保育施設と地域との関係の志向と対照することで、保育施設に対する地域住民の認識を明らかにすることを目的とする。さらに、第3章の結果に示された保育施設と関係を結んでいる地域の姿と比較することで、保育所建設反対事例を通して地域開放の位置付けを行なう。

特定の施設に対する立地周辺住民による建設反対はNIMBY¹と呼ばれ、従来から清掃工場や火葬場等がその対象となってきた。2010年代に入り保育所に対して住民の苦情や建設反対の動きが高まり、設置・運営上の大きな障害となっている。

過去にみられた類似の現象として、1990年代を中心に老人ホームに対する建設反対の動きが一時的に高まったことが挙げられる。このように社会的必要性が高いはずの福祉施設があたかも迷惑施設かのように捉えられる現象には、ある時期に突然起こり、ピークを過ぎると迷惑施設ではなくなるという特徴がみられる。こうした推移の背景には、こどもが存在しない家庭の増加により施設の利益が実感されないこと等の意識の変化に加え、計画に関する規制緩和と急激な増設推進によりこれまで保育施設のなかった地域に保育施設が建つ可能性が増したことが挙げられる。既存の地域と保育施設に対して住民等が抱く認識の相違により、保育所の様々な施設特性が問題とされていることが想定される。

このような想定のもと、本章では従来より迷惑施設とされてきた都市施設のうち、一般の住宅地に身近に立地する可能性の高い5施設²および老人ホームを比較対象とし、保育所に対する記事記載内容から、既存の地域と保育施設に対して住民等が抱く認識があらわれた記述を抽出し、その内容の傾向を検討する。

- 1 『都市計画国際用語辞典（日本都市計画学会監修，丸善出版，2003）』では、「社会全体にとって必要でも地域住民やコミュニティにとって自らの近隣地域に立地してほしくない施設、事業、または土地利用などに対する強い忌避意識や嫌悪感など」の対象となる施設を迷惑施設としており、「不動産評価や日常生活環境に対して負の影響が懸念される社会的迷惑施設に対し、地域社会全体が自らの裏庭にあたる近隣地区への立地に反対すること」をNIMBYと表現している。
- 2 東京市政調査会『月刊都市問題 2015.07 特集1「迷惑施設」とどう向き合うか（後藤・安田記念東京都市研究所，2015）』によると、NIMBYという語は「アメリカ原子力協会のWalter Rogersなる人物が、1980年に放った発言に由来を持つとされる新造語」である。迷惑施設に明確な定義は存在しないが、同文献では廃棄物や下水の処理場・原子力発電所・基地、熊本博之『リスク社会における迷惑施設の分散と共生社会の可能性（早稲田社会学会社会学年誌 53, pp45-58, 2012）』では火葬場・原子力発電所・米軍基地・ごみ処理場・空港を迷惑施設とし、清水修二『NIMBY シンドローム考 迷惑施設の政治と経済（東京新聞局，1999）』では小学校新設への反対運動に触れ、精神病院や老人ホーム等の福祉施設も住民の反対を受ける可能性があるとしている。

第2節では、1945年以降の新聞記事を対象とする文献調査³から抽出した保育所に対する建設反対事例について、住宅地図を対象とする文献調査から得た立地周辺環境ごとに記事記載内容を整理し、他の施設と比較する。

第3節では、第2節の結果を第2章で明らかにした保育施設と地域との関係の志向と対照することで、保育施設に対する地域住民の認識を明らかにする。

第4節では、第2節と第3節の結果を第3章の結果に示された保育施設と関係を結んでいる地域の姿と比較することで、保育所建設反対事例を通して地域開放の位置付けを行なう。

表 4-1-1 調査4の概要

調査4 都市施設への建設反対・苦情に関する新聞記事調査			
期間	2015年11月～2015年12月		
対象	都市施設(都市計画法第11条)に該当する7施設 老人ホーム・保育所・小中学校・病院・火葬場・下水処理場・清掃工場		
資料	朝日新聞・毎日新聞・読売新聞 1945年1月1日～2015年11月30日の記事		
方法	新聞社が運営する記事データベース(聞蔵IIビジュアル・毎案・ヨミダス歴史館)で以下に示すキーワードによる検索を行ない、抽出した全記事の内容を確認		
	施設の名称	建設	反対
	老人ホーム	"建設"	
	保育所	"新設"	"反対"
	小中学校	"設置"	"反発"
	病院	"計画"	"抗議"
	火葬場	"移転"	"迷惑"
	下水処理場	"移設"	"苦情"
	清掃工場	"転用"	
		"併設"	
内容	各施設への建設反対運動・苦情に関する記事の数・記載内容		

表 4-1-2 調査5の概要

調査5 老人ホーム・保育所の建設反対事例の立地周辺環境に関する文献調査	
期間	2015年12月～2016年2月
対象	「都市施設への建設反対・苦情に関する新聞記事調査」から得た老人ホーム・保育所に対する建設反対の具体事例 数 ①老人ホーム23事例 ②保育所15事例
資料	ゼンリン住宅地図(事例ごとに直前年度版を使用)
内容	計画された敷地の周辺環境、既存施設の配置

3 新聞記事を研究資料とすることについては、「日本の社会意識を一定程度まで探索しうるものの、一中略一具体的かつ理解しやすい主題に注目して探索を行わなければ、誤った推論を導く危険性がある(樋口耕一:社会調査のための計量テキスト分析,内容分析の継承と発展を目指して,ナカニシヤ出版,2014)」、「新聞記事は、決して社会のすべての出来事を、中立的に表現・記録したデータとは言えないだろう(中野康人:社会調査調査データとしての新聞記事の可能性,読者投稿欄の計量テキスト分析試験;関西学院大学先端社会研究所紀要 第1号,pp71-84,2009)」等、必ずしも社会をありのままに反映したものでないことに注意し分析をすすめている。

4.2 保育所建設反対事例に関する記事記載内容

4.2.1 都市施設への建設反対等に関する記事数の推移

本節では、1945年以降の新聞記事を対象とする文献調査から抽出した保育所に対する建設反対事例について、住宅地図を対象とする文献調査から得た立地周辺環境ごとに記事記載内容を整理し、他の施設と比較する。

調査5から得た、各施設への建設反対・苦情に関する新聞記事619件について、通時的推移を数値と棒グラフで示した⁴（図4-1-1）。以下、施設ごとに特徴を述べる。

清掃工場の1960年代以降の反対運動については、美濃部都知事（当時）により「東京ごみ戦争」として宣言された1971-1974年にかけて記事数が集中しており⁵、この期間を迷惑施設として捉えられる状況のピークと捉えることができる。この一大反対運動を契機としてNIMBYが一地域の事案ではなく全国の市街地の社会問題として初めて意識されるようになったと考えられる。

下水処理場は、清掃工場のピーク直後の1977年にゆるやかなピークを確認でき、また、病院・火葬場は明確なピークは確認できず、精神病患者や霊柩車通行等に対する悪印象を理由とした建設反対等が継続的に確認できる。

保育所と同様のこどもが通う施設、小中学校については、既存の施設に対する苦情が近年増加しているものの、新設については全9件にとどまり、1970年代を中心に校舎の日影等を理由とした建設反対が確認できた。

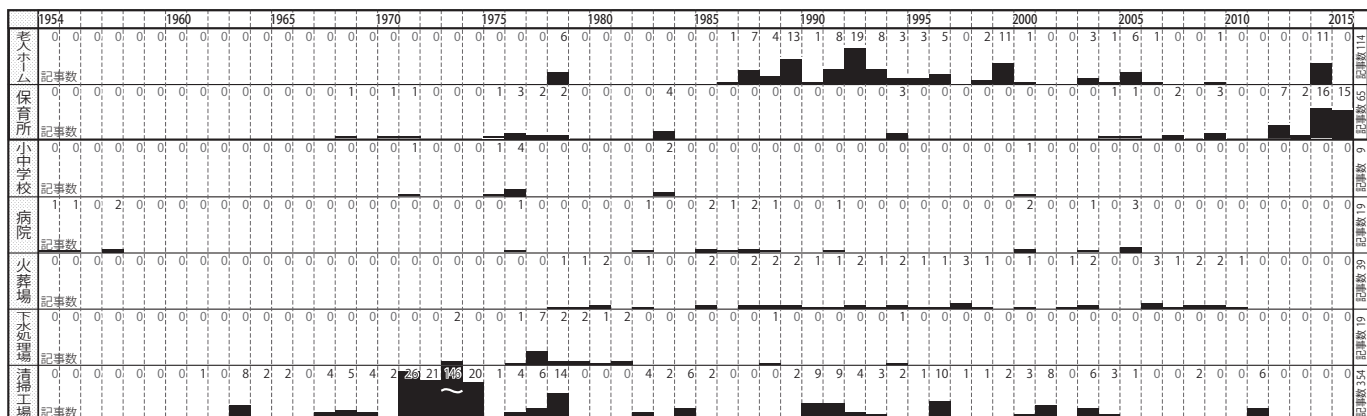


図4-2-1 各施設の新規建設計画への反対・苦情に関する記事数の推移

4 記事数は記事データベース上で該当する新聞記事数をカウントし作成。1973年の清掃工場は表現の都合上グラフ上限を超え146件であった。

5 清水修二『NIMBY シンドローム考 迷惑施設の政治と経済（東京新聞局,1999）』によると東京ごみ戦争とは、東京23区の一一般廃棄物を積んだ収集車の大部分が集中する江東区が抗議したのと並行して、杉並区の清掃工場建設に住民が激しい反対運動を展開したことが火種となり、ごみを出す区とごみを持ち込まれる区との間の利害対立・感情的対立が勃発、近隣の県にまで拡大していった出来事を指す。

を意図して、緑地や公園・広場に用いられていた空地内もしくはその隣接地⁷での建設を計画した事例である。事例bは、東京都都心区内の自然緑地隣接地での建設に対して、都市内の貴重な緑地への悪影響を理由とした反対運動が起こった事例である。他の事例でも『公園をつぶすな!』の看板⁸「地域でただ一つの子供の遊び場を奪わないで⁹」等、公共的な土地を特定層の施設に充てることへの不満の表出が捉えられる。老人ホームの施設特性ではなく、建物規模の大きさと公共的な土地を占有する立地選定の手続きが問題となっており、施設建設が単一の土地との関係で捉えられている。

団地・分譲住宅地では1990年前後に3事例が確認できる。事例eは、神奈川県内の中低層住宅団地内での有料老人ホーム建設計画に、住民と隣接小学校PTAが反対した事例である。反対理由としては、「入居時の契約に違反する(入居時の全体計画に老人ホームは無かった)¹⁰」等、個人的事由による抗議の声とともに、「高層のビルが建つと静かな住宅環境が壊れる¹¹」「徘徊老人が小学校付近をうろろうろするようになるかもしれない¹²」「不動産価値が下がる¹³」等、施設建設を地域との関係で捉えたものとみられ、その内容には施設特性への忌避が伺える。

保養地でも同様に4事例が1990年前半に集中している。事例hは、東京都の自治体が静岡県内の温泉保養地に保有していた教育施設を区立有料老人ホームに転用しようとしたところ地元の反対にあった事例である。ここでは高齢者が増加することにより「医療費増となり、町の財政が圧迫される¹⁴、『老人が暮らす町』というイメージは持たれたくない¹⁵」等が理由に挙げられている。これも施設建設を地域との関係で捉えたものであり、高齢者のみが集住するこ



図4-2-3 老人ホームへの建設反対事例

7 8事例中事例a・n・q・r・u・vは緑地・公園・広場に用いられていた空地内、事例b・lはその隣接地での建設計画。
 8 読売新聞1986年11月12日朝刊「公園を移転、特養ホーム建設 周辺住民が猛反発 『密室決定は横暴』 5千人署名、守る会も」
 9 読売新聞1999年8月28日朝刊「特養ホーム建設に待った 住民『子供の遊び場奪う』 市に撤回求め署名提出」
 10 朝日新聞1988年9月17日朝刊「反対陳情の審議打ち切る 有料老人ホーム建設問題」
 11 朝日新聞1989年7月9日朝刊「第1回の話し合いは物別れ 有料老人ホーム建設問題」
 12 朝日新聞1989年9月21日朝刊「深い溝(今様終の住み処 広がる老人集合住宅:8)」
 13 朝日新聞1989年9月21日朝刊「深い溝(今様終の住み処 広がる老人集合住宅:8)」
 14 朝日新聞1992年4月9日朝刊「町と話し合いへ 区の老人ホーム計画」
 15 読売新聞1992年6月28日朝刊「老人ホーム転用問題 都会×過疎地の対立うきばり」

とへの懸念が表出している。

また、準工業地域では1987年と1998年に2事例が確認でき、入所者とトラックとの事故への不安から「事故があれば悪者にされるのは企業¹⁶」等、工場や倉庫が逆に非難されることへの懸念から企業から反対の声が挙がった事例である。施設建設がドライバー個人との関係から捉えられている。

以上より、老人ホームへの建設反対等のピークとなった1990年前後には団地・分譲住宅地と保養地の事例が集中しており、記事記載内容に着目すると、いずれの立地の事例においても施設建設を地域との関係で捉えたものがみられた。その内容には住環境や地域イメージが損なわれることへの懸念が示されており、高齢者のみが利用するという施設特性による地域イメージへの影響が問題とされている。

4.2.3 保育所建設反対事例に関する記事記載内容

計画敷地の周辺環境等の地域特性の違いから建設反対の理由や背景が異なるとの想定のもと、調査5で得た記事に掲載された保育所への建設反対事例15件について、記事に記載された計画敷地の立地環境を前項と同様に分類し、事例ごとの記事数と記事記載内容の変遷を整理した(図4-2-4)。

事例数に着目すると、記事数の集中がみられる2010年代に加え1970年代後半にもピークが確認できる。これらの時期を中心に、立地2類型¹⁷それぞれについて記事記載内容をみるとともに、特徴的な事例について計画敷地周辺の住宅地図と記事内容から得た反対理由等の記述を対照する(図4-2-5)。

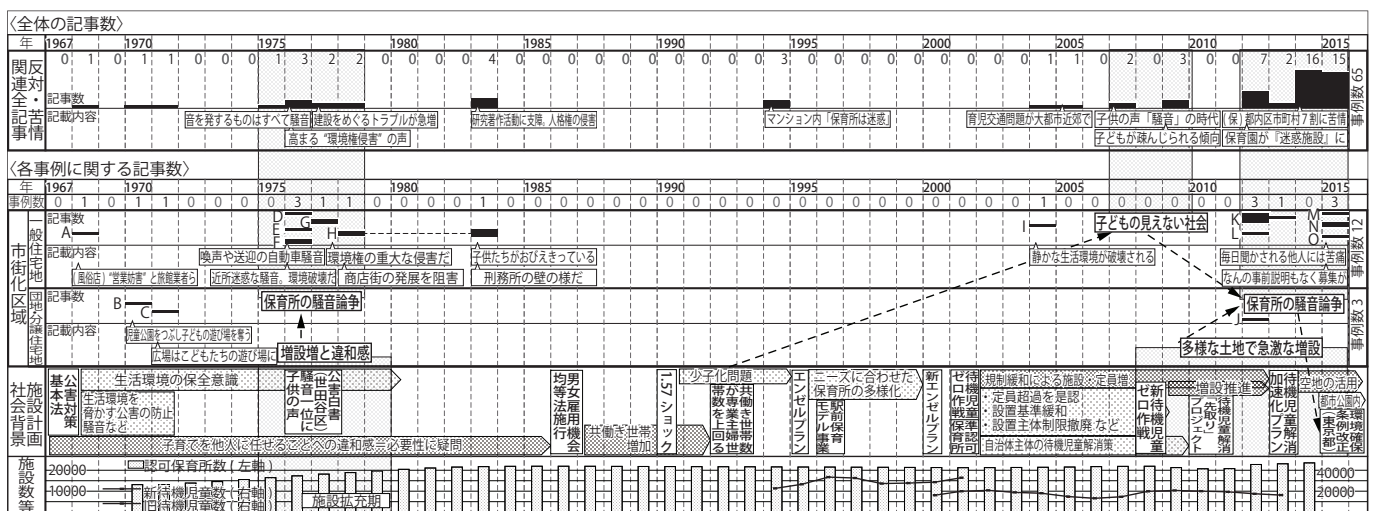


図 4-2-4 保育所への建設反対事例

16 毎日新聞1998年8月4日夕刊「揺れる『特養』建設 市が推進、周辺工場は『ノー』」

17 準工業地域・保養地での事例は確認できなかった。

まず1970年代には一般住宅地で5事例が集中している。事例Hは、東京都23区内の住宅地と商店街の境界に位置する敷地に認可保育所を計画したところ、商店でない建物ができることが「商店街の発展を分断する¹⁸⁾」として地元商店街から反対を受けた事例である。施設建設を地域との関係から捉え、周辺建物の用途との差異を問題にした記述とともに、「保育園のこどもの声は騒音だ¹⁹⁾」等、音に焦点をあてた記述がみられるようになり、施設の縮小や防音壁が設置される等の対策をしながらも、開設前後とも長期にわたり紛争が続いた。

この事例に限らず当時の紙面上には、施設建設を個人との関係で捉えた建設反対の展開を報じる記述と共に、こどもの声を騒音と捉えることの是非を問う記述もなされている。その中には、「保育行政、福祉に反対する者はケンカランと、しゃにむに施設を押し建てて行く態度は、(行政の住民に対する)“甘え”以外の何物でもない²⁰⁾」等、社会全体にとっての保育の必要性に疑義を投げかける意見がみられる。さらに、同時期の他の事例に関する記事でも「先住者の環境権を無視するのか²¹⁾」「環境権の重大な侵害²²⁾」等、“環境”に関する記述が確認でき、“東京ごみ戦争”に代表される、住環境の変化に対して声をあげることが一般化した社会の流れの一端と捉えられる。当時まだ、働く母親の存在が一般的ではなかった時代に、社会全体にとっての保育所の必要性が理解され難く、保育所から発せられる音が許容され難かったこと、公害基本法(1967年)に象徴される住環境の保全意識が高まっていたことが重なり、施設建設による住民個人への影響に対する懸念を社会全体の問題かのように主張するものといえる。

団地・分譲住宅地では1970年代に2事例がみられる。「広場はこどもたちの遊び場に残しておいてほしい。いざという時の避難場所にもなる²³⁾」等、前項で検討した老人ホーム建設反対事例に関する記事記載内容と同様、施設建設を単一の土地の利用との関係から捉えた既述がみられる。

一方、2010年代には一般住宅地で5事例が確認できる。事例Mでは、東京都23区内の住宅地内の元工場を保育所に改装する計画に対し、「保育園と家の距離がほとんどないのに防音はできるのか」「何の事前説明もなく(園児の)募集が始まった」「(区の担当者の話として)



図4-2-5 保育所への建設反対事例

18 読売新聞 1978年5月25日朝刊『「騒音だ」『いや、天使の声』… 保育園めぐり対立』
 19 毎日新聞 1978年8月8日 『「■■保育園」やっとな建設へ- 騒音”反対の住民と話し合いつく』
 20 読売新聞 1976年1月20日朝刊『子供の声は“騒音”か? 高まる“環境権侵害”の声』
 21 読売新聞 1976年12月21日朝刊『あの話はいま…④ もう一つの保育園2論争 『静けさ守れ』と口閉ざされて 欲求不満の子』
 22 読売新聞 1977年1月18日朝刊『保育園入れない建たない 住民の反対で暗礁 調停は不調 強制着工も? かみ合わない『環境』と『福祉』』
 23 読売新聞 1971年11月16日朝刊『ついに反対同盟結成 駅前団地の保育園建設』

運営会社が住民の理解をえていると考えていた」²⁴として周辺住民から反対署名が提出され、一時開園の目処が立たなくなった。施設建設を個人との関係に捉え、音と計画プロセスを問題にしている。この事例に関するもの以外の記事でも「静かな老後を過ごしたいと思って家を建てたのに²⁵」「親には心地よい子供の声も、毎日聞かされる他人にとっては大変な苦痛だ²⁶」等、施設建設を個人との関係で捉えて音を問題にした既述がみられる。一方で、「送迎の車で住民が事故にあったらどうするのか²⁷」「幼児がいると車が使いにくくなる²⁸」「地域内に既に別の保育園がある²⁹」「もっと若い人が住む地域に造るべき³⁰」等、施設建設を地域との関係で捉えた既述も確認できる。子育て世帯のみが利用するという施設特性について、地域の交通への影響や地域に需要がないことを問題としたものがみられる。前項で確認した老人ホーム同様、利用者が限定される施設特性に着目している一方、より実際的な影響が取り沙汰されているものと捉えられる。

24 朝日新聞 2015年3月30日夕刊「保育園新設、遠い春 住民反対、突如の開園延期」

25 朝日新聞 2014年6月3日朝刊「隣に保育所、迷惑ですか 騒音・送迎車…各地で建設難航」

26 毎日新聞 2015年2月27日「人口減を越えて：教育の現場で／4 保育園は迷惑施設？ 待機児童解消に難題」

27 朝日新聞 2014年6月3日朝刊「隣に保育所、迷惑ですか 騒音・送迎車…各地で建設難航」

28 毎日新聞 2015年7月14日「保育園建設：反対運動 目黒区住民、騒音など理由に」

29 毎日新聞 2015年7月14日「保育園建設：反対運動 目黒区住民、騒音など理由に」

30 毎日新聞 2015年2月27日「人口減を越えて：教育の現場で4 保育園は迷惑施設？ 待機児童解消に難題」

4.3 行政の志向との関係からみた保育施設に対する地域住民の認識

本節では、第2節の結果を第2章で明らかにした保育施設と地域との関係の志向と対照することで、保育施設に対する地域住民の認識を明らかにする。

第2章で得た保育施設と地域との関係の志向における中心的な内容(志向①～④)のうち、保育施設の計画にかかるものである志向②と志向③それぞれについて、本章第2節の内容との対応を検討する。

志向③ 設置運営主体に関する規制緩和

第2節で扱った保育所建設反対事例に関する記事記載内容のうち、設置運営主体への言及がみられたものとして、私立認可保育所の事例M(図4-2-4, 図4-2-5)が挙げられる。民間による増設推進を構想した待機児童解消加速化プラン(2013年)から2年後にあたる2015年の記事³¹では「区報で計画を知った住民から、こどもの声による騒音や送迎の車による問題を心配する声が増えだ」「反対署名が220人分集まった」「区の保育計画課は『待機児童は深刻で、4月の開園に間に合わせる必要があった。運営会社が住民の理解を得ていると考えていた』と釈明する」と述べられており、設置運営主体が私企業であったことが要因として説明されている。反対理由では前掲の音や車に関する内容とともに、「何の事前説明もなく、募集が始まった」³²というプロセス自体への抗議がみられる。施設建設を地域との関係で捉えていることが明示された内容はみられないが、設置運営主体に関する規制緩和が、保育施設と地域とが接触するプロセスに影響したものと捉えられる。

志向④ 立地に関する規制緩和

第2節で扱った保育所建設反対事例に関する記事記載内容のうち、立地への言及がみられたものとして、都市公園に計画された認可外保育所の事例N、国有地に計画された保育所の事例Oが挙げられる。都市公園での建設は子育て安心プラン(2017年)、国有地での建設は待機児童解消加速化プラン(2013年)で示されたものである。事例Nでは「地域の人が利用する公園を潰すのは本末転倒³³」等として施設建設が単一の土地との関係で捉えられており、事例Oでは「幼児がいると車が使いにくなる³⁴」「地域内に既に別の保育園がある³⁵」等として施設建設が地域との関係で捉えられており

以上より、行政の志向した規制緩和と並行して、自らの地域の交通や需要に合わないものとして保育施設を捉える地域の認識とともに、地域に参入するにあたり事前の説明を求める姿勢が見出された。

31 朝日新聞 2015年3月30日夕刊「保育園新設、遠い春 住民反対、突如の開園延期」

32 同上

33 朝日新聞 2015年4月14日夕刊「都心、公園に保育園 用地不足、自治体『窮余の策』騒音問題『少ない』」

34 毎日新聞 2015年7月14日「保育園建設：反対運動 目黒区住民、騒音など理由に」

35 毎日新聞 2015年7月14日「保育園建設：反対運動 目黒区住民、騒音など理由に」

4.4 保育所建設反対事例を通してみた地域開放の位置付け

本節では、第2節と第3節の結果を第3章の結果に示された保育施設と関係を結んでいる地域の姿と比較することで、保育所建設反対事例を通してみた地域の位置付けを考察する。

本章で対象とした保育所建設反対事例に関する記事記載内容からは、子育て世帯が利用するという施設特性による地域の交通への懸念とともに、利用者となる住民が住む地域につくるべきであるという保育施設に対する地域の認識が伺える。一方、第3章で明らかにした地域開放の種類（表3-2-1）は、保育施設が近隣の子育て当事者〔近個1〕に限らない人々と異なる活動を介して関わっていることを示している。

したがって、保育施設を必ずしも自らに関係するものと捉えているとは限らない地域の多様な人々と能動的に関わりをもつ保育施設の実践として、地域開放を位置付けることができる。

4.5 本章のまとめ

以上、本章では、1945年以降の新聞記事619件を対象とする文献調査から抽出した全国における保育所に対する建設反対事例15件について、住宅地図を対象とする文献調査から得た立地周辺環境ごとに記事記載内容を整理した。結果を第2章で明らかにした保育施設と地域との関係の志向と対照することで、保育施設に対する地域住民の認識を明らかにした。さらに、第3章の結果に示された保育施設と関係を結んでいる地域の姿と比較することで、保育所建設反対事例を通して地域的位置付けを考察した。

保育施設への建設反対・苦情を取り上げた記事数では2010年代に顕著なピークを確認できた。これは1970年代に「東京ごみ戦争」として一大社会問題化した清掃工場、保育所と同じく特定年齢層を対象とする福祉施設である老人ホームと類似する傾向である一方、他の都市施設とは異なった。新規建設数が比較的多いことや、住宅市街地内に立地する可能性が高いことから、意識や建設需要の影響が建設反対等に関する記事数に直結しやすいと捉えられる。

また、記事に掲載された建設反対の事例数では、2010年代に加え1970年代後半にもピークを確認できた。事例ごとの記事記載内容をみると、1970年代のピークに施設建設を地域との関係から捉え周辺建物の用途との差異を問題にしたもの、施設の音による住民個人への影響に対する懸念を社会全体の問題かのように主張するものがみられた。また、2010年代のピークには、施設建設を地域との関係で捉え、子育て世帯のみが利用するという施設特性について、地域の交通への影響や地域に需要がないことを問題としたものがみられる。

第2章の結果と対照した結果として、行政の志向した規制緩和と並行して、自らの地域の交通や需要に合わないものとして保育施設を捉える地域の認識とともに、地域に参入するにあたり事前の説明を求める姿勢が見出された。

以上を第3章の結果と対照した結果として、保育施設を必ずしも自らに関係するものと捉えているとは限らない地域の多様な人々と能動的に関わりをもつ保育施設の実践として地域開放を位置付けた。

第5章

地域開放の具体事例にみる地域に開かれた保育空間の実践とその意義

5.1 本章の目的と方法

本章では、東京都特別区内保育施設を対象とした訪問インタビュー調査（図 1-3-1 中 調査 7）から、地域開放の具体事例の実態を総覧し保育における価値と空間運用を明らかにするとともに、両者の対応および価値相互の関係から地域に開かれた保育空間の実践の手法を考察することを目的とする。

地域および地域との関係に対する保育施設の認識を可能な限り具体的に把握するため、調査は対面による半構造化インタビュー調査とし、回答で言及された室を中心とした園舎の観察調査をあわせて実施した（表 5-1-1）。対象施設 6 園¹の概要およびそれぞれの調査実施日時と回答者は表 5-1-2 の通りである。

表 5-1-1 調査 7 の概要

調査 7	保育施設と地域との関わりについての訪問インタビュー調査	
期間	2024 年 5 月	
形式	半構造化インタビュー調査および観察調査	
対象	調査 3 の回答内容において以下の条件すべてを満たした 63 園のうち、園舎建物または立地周辺環境と地域開放の実施状況との間に関連が期待でき、電話での調査協力依頼にて承諾を得られた 5 園。 条件① 調査 3 の設問 C-2 において、第 3 章にて定義した地域開放に該当する取り組みが 1 つ以上みられる 条件② 調査 3 の設問 B-2 において、回答者の勤務開始年月が 2019 年 4 月以前である 条件③ 調査 3 の設問 D において、追加調査への協力を不可としていない	
内容	はじめに以下の内容を口頭で尋ね、その後園内で建築空間の観察を行なった。	
	設問番号	設問内容
	A	2023 年度中にも地域開放を実施しましたか？ 「はい」の場合、以下の設問の対象を 2019 年度中、「いいえ」の場合、以下の設問の対象を 2023 年度中の地域開放それぞれとした
	B	B-1 誰が来て、どんなことをする機会でしたか？ B-2 同様の機会をいつ、どれくらいの頻度で設けましたか？ B-3 それは、保育時間内に該当しますか？ B-4 来訪者と園児との直接的な関わりがありましたか？
	C	C-1 どのような意図のもとでその機会を設けることにしましたか？ C-2 実施するにあたり、何か苦勞や課題はありましたか？ C-3 実施してみて、園の運営や保育に対して何か影響や効果を感じましたか？特に、園外で地域の人と関わることとの間に違いがありますか？
	D	園内のどの空間を利用しましたか？

調査内容について、設問群 A では、2023 年度中の地域開放の実施の有無を尋ねた。本調査では、2019 年度中に地域開放を実施していた保育施設を調査対象としている（表 5-1-1 中、条件①）。しかし、価値と空間運用について正確な回答を得るため、以降の設問では 2023 年度中に実施された地域開放を優先して尋ねることとした。2023 年度中に地域開放の実施がなかった場合、もしくは、2019 年度中にのみ実施された地域開放についても詳細に述べた場合には、2023 年度中まで継続しなかった理由と合わせて尋ねた。

設問群 B では、活動の内容と来訪者の属性を中心に地域開放の実施内容を尋ねた。保育や園児との関係が保育における価値に関わるとの想定のもと、実施時間および来訪者と園児との接触の有無に関する設問を設けた。

設問群 C では、実施した地域開放に対する保育施設運営者の認識を尋ねた。地域開放の価

1 調査 7 で対象とした 5 園に、2019 年に東京都 A 区内保育施設 1 園（事例 1011）を対象に実施した訪問インタビュー調査（図 1-3-1 中 調査 6）を加えている。調査 6（図 1-3-1）は郵送アンケート調査であったが当該の 1 園のみ先方の都合により訪問インタビュー調査で回答の記入を代替した。調査の内容は調査 7 と同一であり、当該の 1 園は調査 7 における対象施設の条件①～③を満たしているため本章の分析に含めている。

値の指標として実施以前に持っていた意図と実施後に感じた影響・効果を設定しそれぞれについて独立した設問を設けた。また、園舎の建築空間等の制約のもとで実施された地域開放が必ずしも当初の意図を満足しているとは限らないとの想定から、実施における苦労についても尋ねた。

設問群Dでは、地域開放の実施に用いた空間について尋ねた。園舎の平面図²を参照しながら実施時の設えや来訪者の動線について回答を求め、インタビュー終了後には、そこで言及のあった空間を中心に園舎全体の観察調査を行なった。観察調査はインタビューの回答者もしくは他の施設運営者の案内のもとで行ない、そこで得られた空間に関する説明の内容についても分析資料に含めている。

第2節では、調査から得た地域開放の具体事例の実態を総覧し、保育における価値と空間運用を明らかにする。

第3節では、第2節で得た意義と空間運用との対応および価値相互の関係から地域に開かれた保育空間の実践の意義を考察する。

表 5-1-2 調査6・調査7の対象施設の概要

施設コード	施設種別	調査実施日時	インタビュー回答者	観察同行者	設立認可年月	定員(19年度)	園舎建物および立地周辺環境の特徴
0201	認可保育所	24/05/20 14:00-15:00	園長	保育士長	10/04	122	都心住宅密集地の広大な敷地に立つ中層大規模園舎。
0504	認可保育所	24/05/27 10:30-11:30	園長	園長	15/04	60	狭隘な敷地に立つ高層園舎。設計者の言説に近隣との関わりへの言及がある。
1011	認可保育所	19/12/04 10:00-11:00	園長	園長	17/04	130	都市公園内に立ち、地域住民に向けたカフェを併設。
1014	認可保育所	24/05/16 09:30-10:50	園長	園長	16/07	116	幹線道路に面した敷地に立ち、地域住民に向けたカフェを併設。
1904	認可保育所	24/05/21 10:30-10:40	園長・保育士長	保育士長	18/04	140	高層住宅団地の一角に立つ中層大規模園舎。
2104	認可保育所	24/05/21 15:30-16:40	園長	園長	91/04	99	住宅密集地に立ち、教会を併設。

2 事前に園もしくは園舎設計者のウェブサイト、書籍等から平面図を入手できた場合にはそれを持参した。事前に入手できなかった園については、当日に回答者から提供していただいた。

5.2 具体事例にみる地域開放の価値と空間運用

5.2.1 地域開放の具体事例

第2節では、調査から得た地域開放の具体事例の実態を総覧し、保育における価値と空間運用を明らかにする。

本節では、2024年に東京都特別区内保育施設5園を対象に実施した訪問インタビュー調査、および、2019年に東京都特別区内保育施設1園を対象に実施した訪問インタビュー調査から、地域開放の保育における意義と空間運用を明らかにし、地域に開かれた保育空間の実践の手法を考察する。

6園に対するインタビュー調査の結果から得た地域開放12件（2019年度中のもの4件、2023年度中のもの8件）について、インタビュー調査のそれぞれの設問群の回答から概要（設問群A）、意義と実施における苦勞（設問群B）³に関する内容を、インタビュー調査の設問群Cの回答および観察調査の結果から空間の運用に関する内容を抽出した。また、回答を得る過程では特定の機会にではなく地域開放一般に関する実感を示す内容が多く得られたため、これらについても抽出し考察の材料とする。

以降、回答施設の園舎の概要と合わせ調査の結果を示す⁴。

3 地域開放の価値の指標として実施以前に持っていた意図と実施後に感じた影響・効果を設定しそれぞれについて独立した設問を設けたが、実際には明確な区別がみられない回答も多くみられた。そこで分析では、両者ともに実施された地域開放の価値を示す回答として統合して扱っている。

4 内容については回答者の発話を研究者が要約したものを掲載している。

事例 0201 (東京都特別区内認可保育所)

事例 0201 は都心住宅密集地の広大な敷地に立つ中層大規模園舎で運営される私立認可保育所である。

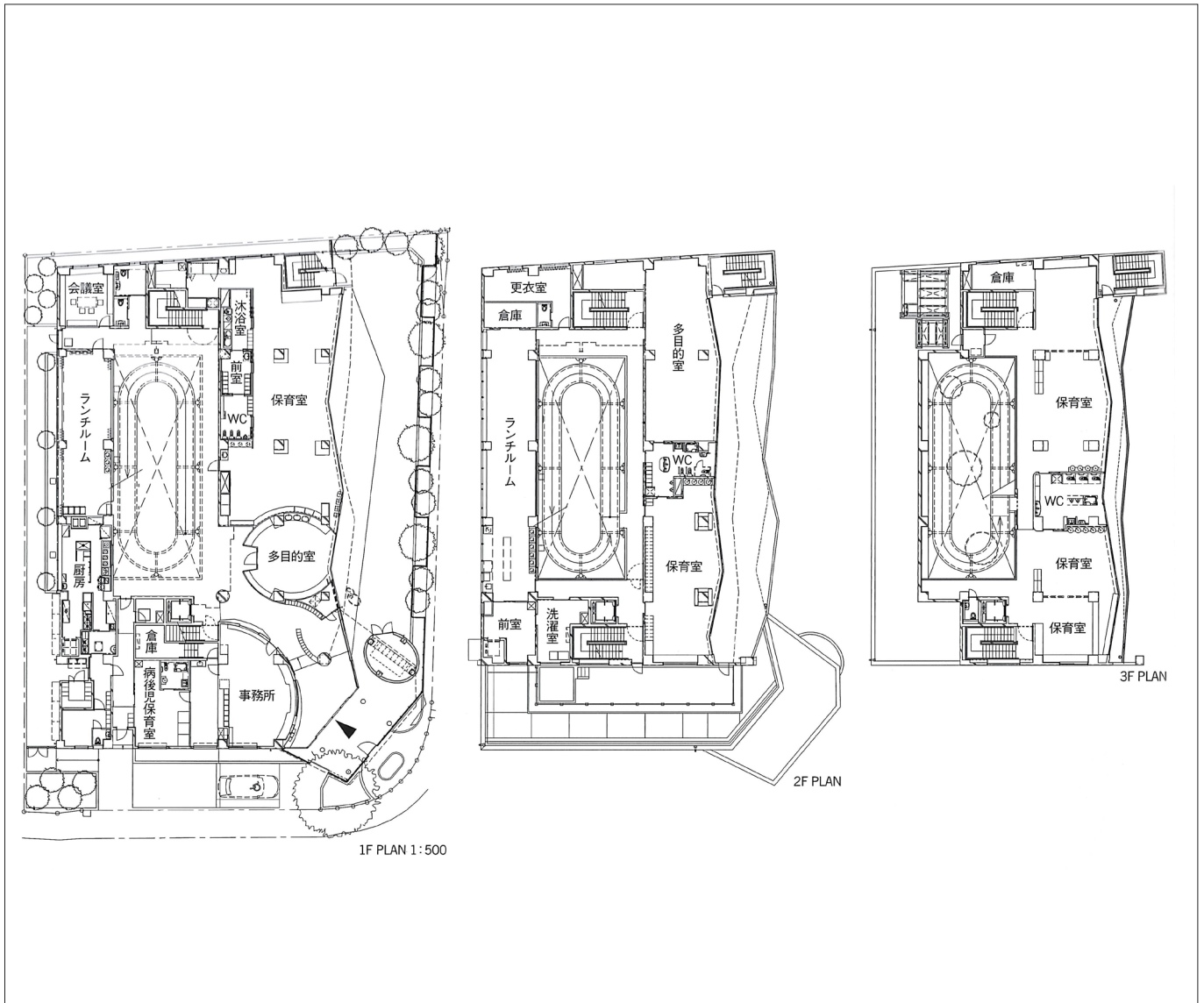


図 5-2-1 平面図 (1:600)



図 5-2-2 園舎外観



図 5-2-3 園舎外観



図 5-2-4 園舎外観

活動	[NSp4	園での発表会]
来訪者	[近団 1	町内会]

■ 概要

- i 2月の土曜日、園の保育をお休みにして園児の作品を展示したり劇や歌を発表する行事を開催した。園児とその保護者・祖父母だけでなく、町内会等地域の人にも招待状を出して4-5人に見に来てもらった。

■ 価値

- ii 保育所は地域の中にあるものだと思っている。近隣の町内会や民生委員、小学校など、関係各所にはなるべく来てもらえるように日頃からお願いをしている。園児は地域に所属しているこどもたちで、この先も児童館や小学校、学童等に行くことになる。一緒にこどもたちを見守ったり家族を支えていけるような関係をつくりたい。
- iii 知り合った地域の人に散歩中に声をかけてもらえたり、使わなくなった絵本や雛人形をもらったりすることはある。
- iv つながりが維持されていることで、町内会が企画した鯉のぼりの集会で園児の作品を飾ってもらう等、いろいろな企画に誘ってもらえるので園としてはありがたい。

■ 実施における苦勞

- v 特別地域の方に配慮したものではないので特にはない。

■ 空間の運用

- vi ふだん園児が過ごす園舎内の空間は全て使った。保育室やランチルームにそれぞれのクラスの制作物を飾り、中央のスロープを中心に順路を設定した。1階スロープの内側には机を並べて保護者の憩いの場とした。
- vii 保育室や2階多目的室（一時保育室）では天井や壁際に備え付けられたビクチャーレールに制作物をぶら下げ、天井に新たにテープ留めした金具にカーテンをつけて部屋を区切るなどして設えた。

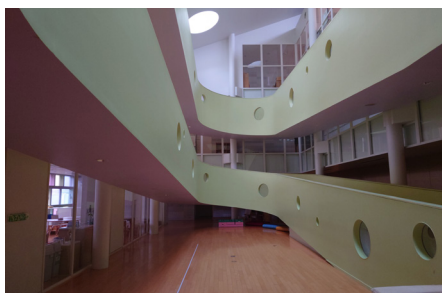


図 5-2-5 1階スロープ



図 5-2-6 2階多目的室



図 5-2-7 2階多目的室 天井の金具

事例 0504 (東京都特別区内認可保育所)

事例 0504 は狭隘な敷地に立つ高層園舎で運営される私立認可保育所である。建築設計に関する概説書等にも掲載されており、設計者の言説に近隣との関わりへの言及がある。

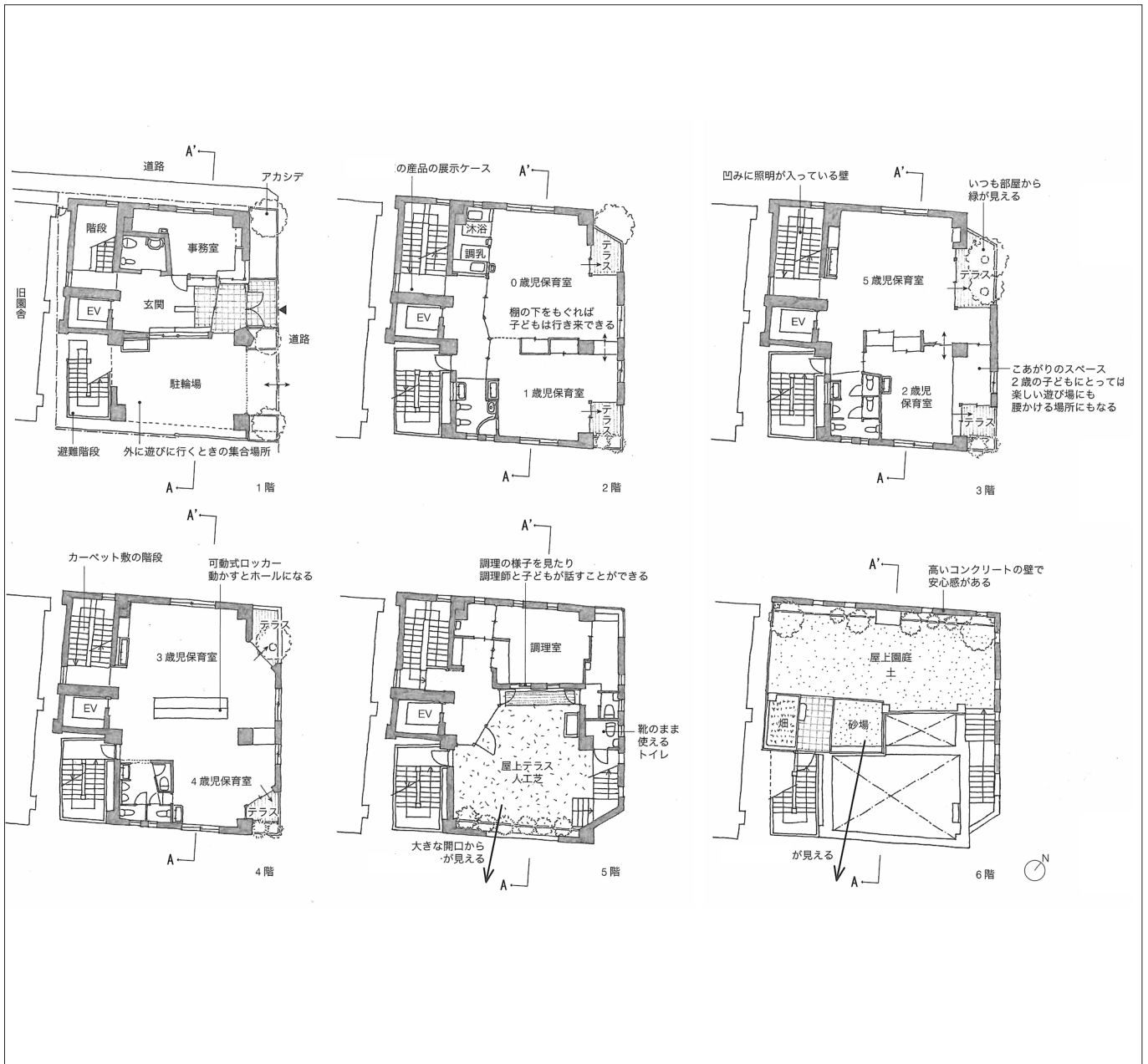


図 5-2-8 平面図 (1:300)



図 5-2-9 園舎外観



図 5-2-10 園舎外観



図 5-2-11 園舎外観

活動	[NSp4	園での音楽鑑賞]
来訪者	[近個 1	近隣の未就園児家庭]

■ 概要

- i 毎年 1 回夏の平日午前中に園内で実施していた園児向けのクラシックコンサートに、近隣の未就園児家庭を招待して一緒に聴いてもらった。演奏は区内に拠点を持っているオーケストラのメンバーによる。
- ii 会のはじめには一緒に手遊びをするなどして外部のこどもも含め隣になったこども同士で交流する時間を設けている。

■ 価値

- iii はじめは園児だけに向けた毎年恒例の行事だった。こどもたちの個性は様々でそれぞれに何が響くかはわからないので、できるだけ多様な体験をしてもらいたい。その一環で音楽もふだんから保育に取り入れている。
- iv 育休中の保護者の方の希望で一緒に聴いてもらったところ口コミが広がり、外部からも要望があることがわかったので、園見学に来た家庭に案内を出して希望があれば招待するようになった。園とつながるきっかけにしてもらえれば、何か困り事があったときにも相談してもらおうなどして子育ての孤立化を防げるかなと考えた。
- v どうしても小さなコミュニティになりがちな保育園のこどもたちにとって、自分と異なる年齢のこどもを見たり、多様な他者と関わるのはすごく効果があると思っている。
- vi 園としても、保育園そのものを外部の方に知ってもらうことが回り回って入園希望につながることもあるので運営にも資すると思う。

■ 実施における苦労

- vii 外部のこどもは初めての場所に緊張してしまう。慣れている園児と一緒に気持ちよく聴いてもらえるように、会のはじめにリラックスする時間を設けるようにした（→ ii）。
- viii 園児の中には、外部の保護者を見て自分の保護者を思い出して不安になってしまうこどももいる。園児の視界になるべく外部の保護者が入らないように椅子の配置などに気を遣った。

■ 空間の運用

- ix 園舎 4 階の幼児保育室（調査時は 4-5 歳児）を仕切っている可動ロッカーを移動して一体に使えるようにした。

■ その他

- x 口コミで外部からの参加希望が増え園舎に入りきらなくなってしまったため、2023 年度から近隣施設のホールで行なうようになった。職員への負荷は少し増えたが、外部から受け入れられる人数が増えたので、その分園児が多様な他者と触れられる機会は広がった。同じホールで園児たちの発表会も行なっているので、ステージに立つ前に場所に慣れておけるというのもプラスの面かなと思う。

2019 年度
0504-b

活動 [NDp3 園での昔遊び]
来訪者 [近団 1 町内の敬老会]

■ 概要

i 毎年正月明けの平日に地域の老人会の高齢者 5-10 名に来てもらって、園児に昔の遊びを教えてもらった。

■ 価値

- ii 保育士ではない人から新しい遊びを教えてもらう機会をつくりたいというのが大きい。
- iii 一緒に遊ぶ中で自然と日本の伝統や昔のことについても話を聞けるし、高齢者にとっても元気な子どもたちと遊ぶ機会をつくるのは悪いことではないので双方プラスかなと思う。
- iv 新しい遊びに興味を持つきっかけにはなっていると思う。女の子たちの間でお手玉が流行ったり、コマを教えてもらった子が回せるようになっておじいちゃんに見せるんだと意気込んでいたりする。
- v 地域に出かけるのと違い、園に地域の人に来る時にはこちらがホストになる。お迎えする意識の芽生えのきっかけになるというのが園を使うことの意味かなと思うので、特に高齢者など目上の方が来てくれる時には、相手が時間をつくって保育園に来てくれているということを園児に伝えて、きちんとお迎えできるようにしている。

■ 実施における苦勞

vi 大きなものはないが、衛生管理と危機管理のため、手洗いの徹底をお願いする、名簿をつくる等の配慮はした。

■ 空間の運用

vii 園舎 3-4 階の各幼児保育室 (3-5 歳児) に入ってもらった。

■ その他

viii 今年度から復活しようと考えている。

2023 年度
0504-c

活動 [NDp1 園の保育]
来訪者 [準園 3 卒園児]

■ 概要

i 小学 1-3 年生になった卒園児に、夏休みの間保育ボランティアをしてもらった。

ii 午前中のプール活動の間、園児をみてもらう、体を拭くのを手伝う、荷物を取ってきてもらうなど、保育士の手伝いをしてもらった。お礼に給食を提供して、午後のお昼寝の時間中は学校の宿題をやってもらった。

■ 価値

- iii 卒園児のその後が気になっていた。卒園児の保護者にも何か困ったことがあれば戻ってきてほしいと思っている。
- iv 園児にもふたつみつつ年上のお兄さんお姉さんへの憧れがある。小学生と関わる機会を設けることで、就学にむけてのハードルを下げられるかなと思ってやっている。
- v 保育士の先生たちにとって、卒園児がしっかり大きくなっているのを見ることで自分の仕事の大切さを実感することのできる機会になっているような気がする。
- vi 卒園児にとっても安心できる居場所になるし、その保護者にも喜ばれている。

■ 実施における苦勞

vii 嬉しいことに希望者が増えているが、1 日 2-3 人の受け入れが限度なのでスケジュール調整に多少苦勞している。

■ 空間の運用

viii プール活動の手伝いは屋上テラスでやってもらう。

■ 地域開放に関連する実感

- i こどもを連れて行くことも招くことも、相手との間に関係性がないとできないと思っている。地域の行事や訓練に園として極力参加して、お互いに顔が見えて頼みごともしやすいようにしておこうと工夫している。
- ii 町会とは防災協定も結んでいて、災害時には園児と一緒に避難させてもらうなど助けてもらえるようにしている。
- iii 設計者のアイデアで、1階ピロティの駐輪場が普段は遊び場として使えるようになっている。七夕などの行事で使っていると地域の方がこどもたちに声をかけてくれたりする。今度は笹飾りを置いて、地域の方にも願い事を書いてもらえるようにしようと思っている。行事としてわざわざ招くだけではなくて、地域の方にぶらっと立ち寄ってもらえるようなこともやれるといいかなと考えたりしている。

事例 1011 (東京都特別区内認可保育所)

事例 1011 は都市公園内に立ち近隣住民に向けたカフェを併設した園舎で運営される私立認可保育所である。

2019 年度

1011-a

活動 [NOp3 園のカフェの開放]
来訪者 [近個 5 地域住民]

■ 概要

- i 園舎 1 階に無人のカフェスペースを設け、平日 9-12 時と 15-19 時過ぎの間、誰でも入ってこられるよう開放している。
- ii 室内にはセルフサービスのコーヒーメーカーがあり無料で利用できるほか Wi-Fi も備えている。
- iii 保護者には送り迎えの前後に一服するように誘っていて、実際に仕事をする、ゆっくり過ごすといった利用がある。お迎え後には、保護者同士が交流している横で園児も水を飲んでいたりする。
- iv 地域の人も、曜日によってばらつきはあるが平均すると 1 日 10 人前後は利用している。放課後には小学生や中学生が宿題やテスト勉強、ゲームをしていて、小学校が早く終わる水曜日には満員になる。毎週決まった曜日の午前中に大人が集まって何かのミーティングをしているのも見かける。
- v 小学生も含めて地域の人には必ず名簿に名前を書いてもらうようにはしているが、基本的にはノータッチ。
- vi 園への来客や取材・調査で使う際には園児がお茶を淹れて出すこともある。
- vii 12-15 時の間はスタッフの休憩室としている。

■ 価値

- viii 近隣の方とコミュニケーションをとることで、園への理解を深めてもらってこどもたちにも愛情を持ってもらいたい。古い園では、音の指摘をされて年に一度近隣の方を園に招くなどしてきたが、それならいっそ専用の場所をつくろうという発想。
- ix 保護者にとっても、仕事と子育てや家庭のスイッチを切り替えられるような場所があってもいいんじゃないかと思った。
- x 卒園しても帰ってきてもらえる場所であるというのが保育園の役割のひとつだと考えている。開園当初は小学校の先生から迷惑を心配されて、断るよう言われたりもしたが、積極的に来てもらっている。
- xi 公園の中という立地もあって自然に地域の方が来てくれる場所になっている。そのおかげで特別なイベントを行ったり、何かを発信せずとも地域と交流が持っていてありがたい。逆にカフェでイベントなどをやると人が集まりすぎて捌ききれないくらいだと思う。
- xii カフェが窓口になって、不要になったおもちゃや絵本、洋服など、年に 2-3 件はコンスタントに声をかけてもらっている。
- xiii カフェに来た子育て家庭や親子連れから園の見学について直接問い合わせがあることもある。そのときは随時案内するか、見学日を別に設ける。

■ 実施における苦勞

■ 空間の運用

- xiv 保育所の動線からは完全に独立した専用のエントランスがあり、公園から直接入ってこれる。
- xv 室内側には保育所の事務室に直接通ずるオートロックの扉があり、カフェからは開けられないようになっている。

■ その他

- xvi 20 時 15 分まで開所しているおかげで公園が明るくなったと喜んでもらったこともある。

事例 1014 (東京都特別区内認可保育所)

事例 1014 は幹線道路に面した敷地に立ち地域住民に向けたカフェを併設する認可保育所である。



図 5-2-12 平面図 (non-scaled)



図 5-2-13 園舎外観



図 5-2-14 園舎外観



図 5-2-15 園舎外観

活動 [NOp5 園のカフェの開放]
来訪者 [近個 5 地域住民]

■概要

- i 園舎1階に無人のカフェスペースを設け、平日8-12時と15-18時過ぎの間、誰でも入ってこられるよう開放している。
- ii 室内にはセルフサービスのコーヒーマーカーがあり無料で利用できるほか、電源やWi-Fiも備えており、保育に関連する書籍等も置いている（調査時は無し）。食事は不可。
- iii 夕方のお迎え前後に保護者同士や親子で話す、月に2-3回の園見学に来た家庭に向け案内や説明をする場所としての利用が多い。一般の方が読書などしてゆっくり過ごす、保護者が育休・産休中の友人を連れてきてコミュニケーションの場にする、卒園児の保護者が他の保護者との交流の場にする、法人の勉強会に使うといったこともある。
- iv 外から来た方には、園児の保育の活動の一環でつくったスリーブをつけたカップでお茶を提供することがあり、タイミングが合えば園児自ら手渡しする。スタッフとしても外からの来客には積極的に声をかけるようにしている。
- v 12-15時の間はスタッフの休憩室としているが、来訪があれば一緒に使ってもらうこともある。

■価値

- vi 法人として社会とつながることをコンセプトに掲げており、地域の方にも使ってもらえる場所としてカフェを設けた。
- vii 保護者がお迎えの前に一息つける場所にもなればいいと考えている。
- viii 多様化する世の中を生きるこどもたちには、同世代だけでなくたくさんの人と関わる色々な経験を積んでほしい。
- ix 地域の方に依頼すれば出かけていって何かを体験させてもらったり教えてもらったりすることはそれなりにできるが、誰かとの交流は双方向のやりとりがあってこそだと捉えている。地域の人にも来てもらって、園の良さをわかってもらったり園の想いを受け取ってもらえるような場所をつくりたい。

- x 保育の中で地域とつながる手段の一つとしてカフェを使うことが園児の方から提案されるほど、園児にも身近に地域とつながることのできる場所として認識されている。園児にも外から来た人をお出迎え、おもてなししたいという気持ちがあるようで、お茶出しもやりたくて仕方がないものになっている。
- xi 保護者にとっては交友の輪を広げる空間になっている。大通りに面しているので、気兼ねなく溜まれる場所が園内にあることで近隣への迷惑が緩和されているというのはあるかもしれない。

■実施における苦労

- xii 園と全く関係のない人にも園児が関わりにいけるのが理想だが、必ずしも交流を望まない人もいるので積極的にはできていない。
- xiii 地域の人に敢えて足を運んでもらうだけの価値を提供するのはなかなかハードルが高く、模索している最中。

■空間の運用

- xiv 保育所の動線からは完全に独立した専用のエントランスがあり、開扉すると自動で事務所に通ずるインターホンが鳴る。
- xv 室内側には保育所のエントランスホールに通ずるオートロックの扉があり、カフェからは開けられないようになっている。
- xvi 2階厨房横の倉庫の開口部からカフェを見下ろせるようになっているが、声が響いてしまうため園児がいつでも覗けるような使い方はしていない。ガラス越しに展示物を掲示してカフェから見てもらえるようにすることはある。

■その他

- xvii 動線的に隔離されているため、パンデミック中は自治体に要請された検査を行なう場として活用した。
- xviii 近隣の私立大学キャンパス内にある子育て支援施設に広報のリーフレットを置かせてもらったこともあったが、最近では控えている。



図 5-2-16 1階 cafe

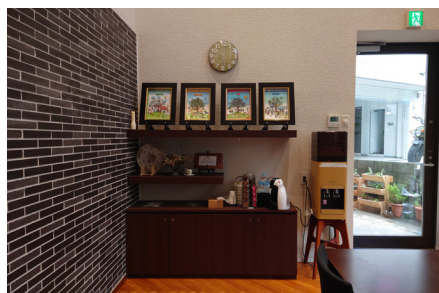


図 5-2-17 1階 cafe



図 5-2-18 2階 stock

事例 1904 (東京都特別区内認可保育所)

事例 1904 は、高層住宅団地の一角に立つ中層対規模園舎で運営される保育所である。

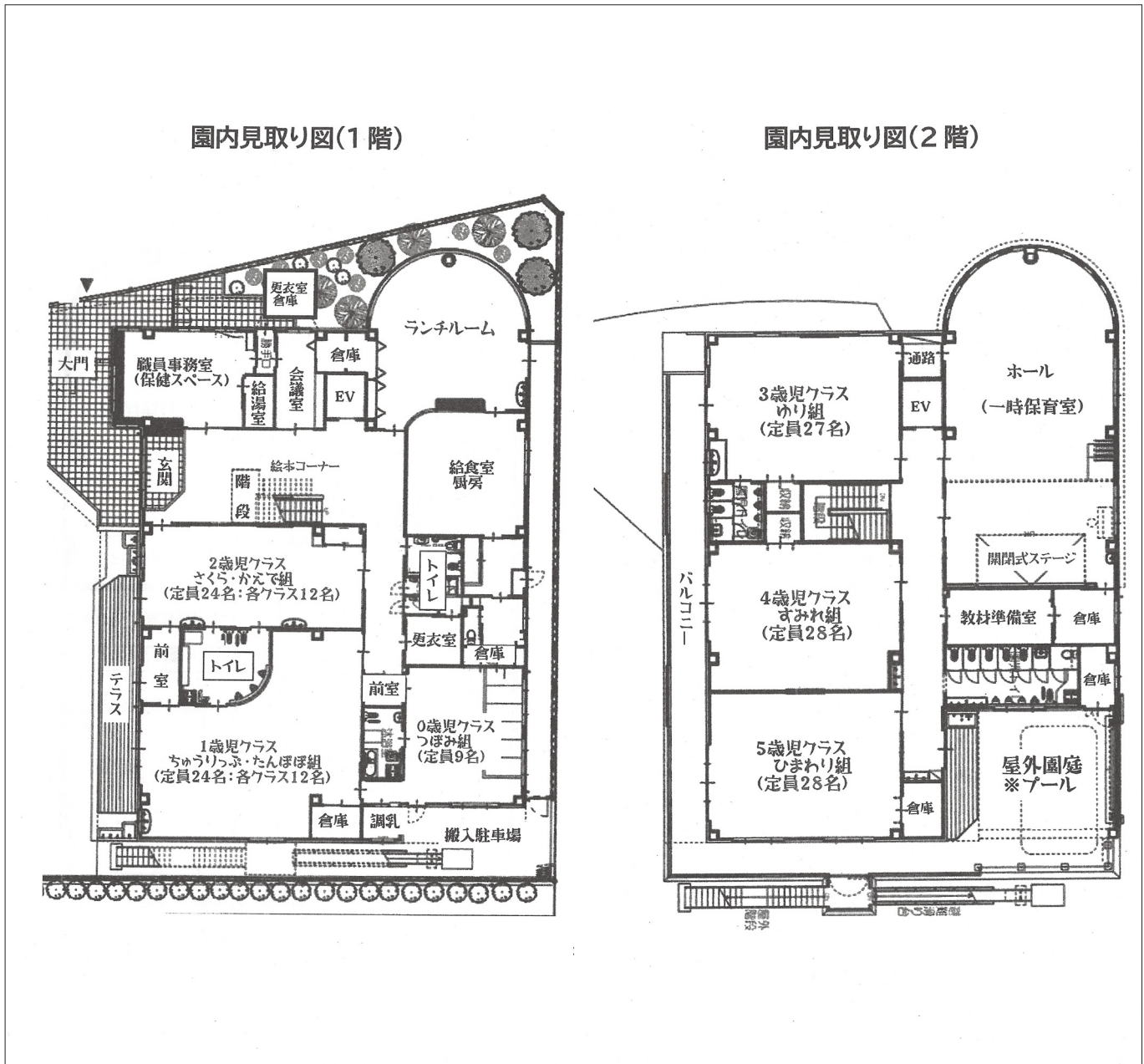


図 5-2-19 平面図 (nonscaled)



図 5-2-20 園舎外観



図 5-2-21 園舎外観



図 5-2-22 園舎外観

2023 年度
1904-a

活動 [NSp1 園での人形劇鑑賞]
来訪者 [近施 1 近隣の他園関係者]

■ 概要

- i 1月中旬の平日、園児に向けた人形劇鑑賞会を実施し、近隣の家庭的保育事業のこどもたちも招待した。
- ii 演目はいくつかの人形劇団から送られてくるダイレクトメールから選んでおり、毎年異なる団体に委託している。
- iii 鑑賞後には年齢の近いクラスの保育室や園庭で園児とにまざって遊んでもらえる機会も設けた。

■ 価値

- iv 保育園に入れないこどもたちにも保育園の生活を体験してもらいたい。大きな園だからこそ得られている活動や設備があると考えている。
- v 環境や保育士の数が限られる家庭的保育事業のこどもたちにとっては、普段と異なる大勢の環境を味わえる機会にはなっていると思う。運営者と保護者にも喜ばれている。

■ 実施における苦勞

- vi 本当はもっと広く地域の人を招けたらいいのかもしれないが、職員だけでは安全管理等に限界があるためどうしても慎重にならざるをえない。

■ 空間の運用

- vii 2階ホールを使う。可動間仕切りを取払い、可動のステージを出す。

2023 年度
1904-b

活動 [NEv2 園の夏まつり]
来訪者 [近施 1 近隣の他園関係者]

■ 概要

- i 園の夏まつりに近隣の家庭的保育事業のこどもたちも招待した。園児と一緒にかき氷を食べたり、掬い遊びを体験してもらったりして、帰りにはちょっとしたお土産を渡した。

■ 価値

- ii 1904-a に同じ。
- iii 1904-a に同じ。

■ 実施における苦勞

- iv 1904-a に同じ。

■ 空間の運用

- v 1904-a に同じ。



図 5-2-23 2階ホール前廊下



図 5-2-24 2階ホール

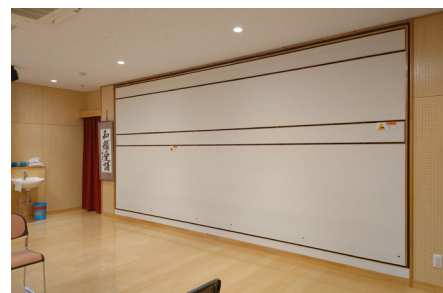


図 5-2-25 2階ホール

■ 地域開放に関連する実感

- i 他県で運営している姉妹園では、夏まつりをもっと広く開放して地域の人々が自由に入れるようにしていたり、園によく来る近所のおばあちゃんみたいな人が普通にいたりする。保育園の施設特性を考えれば保育の一環として恒常的に地域の人を迎え入れたいし、せっかく大きな園なので活動や設備をもっと開放できればいいだろうなという理想はある。しかし、職員だけでは人手が足りず安全管理等に限界があるため区内ではなかなか難しく、園でもともとやっている行事に限定された相手を招待するのがメインになってしまっている。どこの園もそうなのではないかと思う。新しいことを始めるとなると、仕事が増えるということに頭がいてしまうので非常にこわい。
- ii 地域の人にも何らかの役回りを担ってもらえるなら可能かもしれないが、そこまで連携できる関係は結べていない。かつては積極的に関わろうと園の夏まつりに地域住民を招待したり地域の夏まつりに園児が参加したりもしていたが、コロナを挟んで自然に距離ができてしまった。
- iii なんとかして広く開放できたとしても地域の人が集まらなければモチベーションが下がってしまうという懸念もある。区がつくっている園庭開放のリストにも登録しているが問い合わせがあったことはない。同じく区の身体測定等を提供するサービスもコロナ禍以降利用がなくなった。カフェテリアスペースを設けている園の人に聞いても、年に数名来る程度だと言っていた。来たら何か貰えるとか、目に見えた何かがない限り近寄り難い施設なのかもしれない。口コミが広がれば当たり前に来てもらえるようになるのかもしれないが、口コミというと悪いものがメインになってしまう気がする。
- iv 週末に園庭を開けておくこともできなくはないが、使用後片付けて帰ってもらえるかわからないし、ケガがあれば園では責任がとれない。万が一死亡事故でもあれば、遊具を撤去するような話に今の時代なりかねない。そのあたりを役所でハンドリングしてもらえるのであれば、園としてはやれたらいいと思う。
- v せっかく広いホールが空いているので、たとえばそこを学童にして小学生に残っている園児の面倒をみてもらったりできれば、これから進学する幼児が小学生のお兄ちゃんお姉ちゃんと交流できて、職員の負担も減って、と理想的なカタチで保育園を開けるかもしれない。しかし、制度上はホールが学童室に算入されれば園児のための設備が足り

ないと判断されてしまう。制度を取り払えば可能になるが、現場をわかっていてそこまで考えてくれる人はなかなかいないと思う。

事例 2104 (東京都特別区内認可保育所)

事例 2104 は、住宅密集地に立ち教会を併設した園舎で運営される認可保育所である。



図 5-2-26 平面図 (non-scaled)



図 5-2-27 園舎外観



図 5-2-28 園舎外観



図 5-2-29 園舎外観

2019 年度
2104-a

活動 [NSp1 園での音楽鑑賞]
来訪者 [近施1 近隣の他園関係者, 近個1 近隣の未就園児家庭]

■概要

- i 年に1回、平日に園の礼拝堂でミニコンサートを開き、地域住民にも開放した。
- ii 近隣に貼ってもらったポスターを見て地域の未就園家庭や幼稚園帰りの親子が参加したほか、近隣の家庭的保育事業の子どもたちも招待し、園児たちのうしろで一緒に鑑賞した。

■価値

- iii 園の宣伝を兼ねている。参加した人やその知り合いに園のことを知ってもらって、入園希望につながることを期待している。
- iv 子どもたちと職員にとっては楽しい癒しの時間になる。
- v 地域の方に園のことを知ってもらう、園でこんなに楽しいことをやっているということを知ってもらおうということは園としてはメリットがすごく大きいと思う。参加してくれた家庭的保育事業のご家庭がその後園見学に来て入園につながったこともある。

■実施における課題

■空間の運用

- vi 礼拝堂には併設している教会の入口からも入れるが、保育園の入口から入って園の中を通ってもらう。園児が礼拝堂に入った後で、職員を数名配置して案内する。
- vii 礼拝堂は平日は保育園の遊戯室として使っているが、日曜日には椅子を並べて教会の礼拝堂としている。

■その他

- viii 園としてのミニコンサートは毎年実施しているわけではないが、教会としても同じく礼拝堂でのコンサートがあり、そちらについては2023年度含め毎年必ず実施している。

2023 年度
2104-b

活動 [NSp6 園での災害訓練]
来訪者 [近個5 地域住民]

■概要

- i 平日の15時半頃、都から配給された災害備蓄品を調理室で実際につかってみる訓練をした際、調理した非常食を園の前で地域の人に配って炊き出しのようにした。
- ii 事前にポスターで地域に向けて告知した。

■価値

- iii 園の訓練。

■施設の運営や保育への効果

- iv 園の訓練。

■実施における苦勞

- v 特になくスムーズだった。

■空間の運用

- vi 園の前に机を並べた。



図 5-2-30 2 階礼拝堂

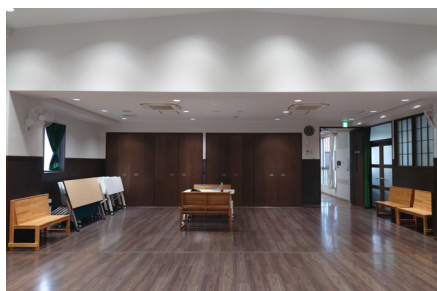


図 5-2-31 2 階礼拝堂

活動 [OSp2 園外の人の職場体験]
来訪者 [近施 3 近隣の中学校関係者]

■ 概要

- i 公立中学の職場体験として2年生2人ずつを年間4校受け入れた。
- ii 実施1ヶ月前にオリエンテーションをして、4-5日間園に来てもらい、保育士と一緒にほとんど同じことをしてもらう。
- iii 卒園生がくることもあった。

■ 価値

- iv 都の事業としては、保育士という職業に興味を持ってもらうこと、いつかする子育てへの抵抗感をなくすことを意図しているのだと思う。
- v 園児はすごく喜ぶ。自分のおうちにお客さんが来るのと同じなので、誰かが来てくれて嬉しいという思いがあるのだと思う。
- vi 一緒に遊んでくれる人が増えて何日間か一緒に過ごせるというのもこどもにとってはすごくいいこと。

■ 実施における苦勞

- vii 特にはないが、生徒の食物アレルギーを確認することと、園児に関する守秘義務を守ってもらうことは気をつけている。

■ 空間の運用

- viii 各クラスの保育室に入ってもらおう。

活動 [NPs6 園での一時預かり]
来訪者 [近個 1 近隣の未就園児家庭]

■ 概要

- i 9月から生後6ヶ月以上のお子さんの一時保育を始めた。毎日必ず受け入れがある。

■ 価値

- ii 待機児童解消のために保育園が一気に増えた上に、少子化が進み、育児休業の取得率も上がって特に0歳児の入園希望が減っていて、従来の体制だけでは保育園の経営は成り立たなくなっている。地域に孤立した子育て家庭をつくらないことを目標にしているので、その中で一番ニーズがある一時保育を始めることにした。
- iii 補助金の対象になっていることも目的にはなる。

■ 実施における苦勞

- iv 初めて来た一時保育のお子さんを園児のクラスに入れると、クラスの落ち着きがなくなったりして運営がスムーズにいかなくなってしまうことが多いので、園舎を改築して専用の一時保育室をつくった。
- v これまで年度の後半には離乳食の準備が必要なかったが、一時保育の月齢はばらばらなので一年中離乳食を調理できるようにしておかなければならない。調理室のスタッフにそのことを納得してもらう必要があった。
- vi 専属の保育士も新たに雇ったが、園に慣れてもらうため一時保育を開始するまでは他のクラスに入ってもらった。そのことを他の保育士に理解してもらおうようにした。

■ 空間の運用

- vii 一時保育を利用する人については、保育園の入口ではなく教会側の入口から入ってもらっている。



図 5-2-32 1 階一時保育室前廊下



図 5-2-33 1 階一時保育室

■ 地域開放に関連する実感

- i 園としては地域に出ていくことよりも地域を呼ぶことのほうが楽だと感じる。それは、礼拝堂という大きな部屋があることと、既に定期的にやっているからだと思う。企画をして、ポスターをつくって、というようなことは今となってはもう苦労ではない。
- ii 地域の公園など、出かけて行った先で地域の親子などと交流する事業をやったこともあるが、突然声をかけてもどうしても壁があったりもする。
- iii 8年前に現在の園舎に建て替えた当初、近所の人から「こどもの姿が見えないし声も聞こえなくなって寂しい」ということをすごくよく言われた。それまでは、道路から1.2メートルくらいの簡単な門を挟んで園庭がよく見え、その向こうにほとんど平屋の木造園舎が立っているというつくりで、遊んでいる子どもや運動会の練習の様子をおじいちゃんおばあちゃんが見に来ているような園だった。こどもの声やセキュリティが世の中で問題になっていたので敢えて外から見えないつくりにしたが、そういう目線で保育園を見ている人がいるというのは大きな発見だった。だからこミニコンサートなどの際にはなるべく地域の人に来てもらいたい。
- iv 85年以上の歴史がある園なので、保護者も近所のおじいちゃんおばあちゃんも卒園生だったりして、地域とつながってきた歴史は他の園よりも長いかもしれない。園のまわりでも集合住宅は増えたが、住んでいる人や家族はそれほど変わっていないので地域には今も温かい目で見てもらっている。保護者の職場が地域から離れて保育園と地域の関係も変わっているが、それでもまだまだ地域と密接だと思う。

5.2.2 立地自治体の施策方針との対応

5.2.1 で挙げた地域開放の具体事例のうち、2023年に実施された8件（0201-a, 0504-c, 1014-a, 1904-a, 1904-b, 2104-b, 2104-c, 2104-d）について、立地自治体の施策方針との対応を確認する。

はじめに、東京都が保育サービスの質向上を目的として独自に実施している東京都保育サービス推進事業⁵に該当するものとして、2104-c（園外の人々の職場体験）と2104-d（園での一時預かり）が挙げられる。

1 特別保育事業等推進加算		単価(円)	算定方法
1	0歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	13,930	単価×延べ0歳児在籍数
2	0歳児保育対策実施かつ産休明け保育未実施	7,150	単価×延べ0歳児在籍数
3	延長保育事業（0歳児の延長保育）	17,200	単価×各月の平均対象児数合計
4	延長保育事業（2時間・3時間延長）	10,610	単価×各月の平均対象児数合計
5	延長保育事業（4時間以上延長）	11,060	単価×各月の平均対象児数合計
6	病児・病後児保育事業	6,800	単価×延べ利用児数
7	休日保育	4,160	単価×延べ利用児数
8	一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）	1,460	単価×延べ利用児数
9	一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）	2,920	単価×延べ利用児数
10	障害児保育（特児対象）	45,000	単価×延べ対象児数
11	障害児保育（その他 知的）	38,000	単価×延べ対象児数
12	障害児保育（その他 身体）	31,000	単価×延べ対象児数
13	分園設置	4,520	単価×延べ在籍児数（分園）
14	アレルギー児対応	22,000	単価×延べ対象児数
15	夜間保育	4,070	単価×延べ在籍児数
16	0歳児保育（市部・小規模）	4,770	単価×延べ0歳児在籍数
17	0歳児保育（町村部）	10,170	単価×延べ0歳児在籍数
18	延長保育事業（町村部）	10,170	単価×各月の平均対象児数合計
19	育児困難家庭への支援	30,000	単価×延べ対象児数
20	外国人児童受入れ	9,000	単価×延べ対象児数
21	年末年始保育	9,800	単価×延べ対象児数

2 保育所地域子育て支援推進加算		ポイント	算定基準
1	次世代育成支援：小中高生の育児体験受入れ	12	年10日以上
2	育児不安の軽減：保育所体験	6	年5回又は延べ10人以上
		12	年10回又は延べ20人以上
3	育児不安の軽減：出産を迎える親の体験学習	6	年3回又は延べ6人以上
		12	年6回又は延べ12人以上
4	保育拠点活動支援	8~10	年3人以上
		16~20	年6人以上

3 第三者評価受審費加算		単価(円)	算定基準
1	第三者評価受審費加算	450,000	公定価格の第三者評価受審費加算を受けている場合
		600,000	公定価格の第三者評価受審費加算を受けていない場合

図 5-2-34 東京都保育サービス推進事業加算項目
 (出典：『東京都保育サービス推進事業補助金 各加算項目等説明資料（令和6年度版）』)

続いて、特別区子ども・子育て支援法（2015年4月施行）に基づいて各区が定めている第二期子ども・子育て支援事業計画（2020年度～2024年度）⁶について、2.2.2で見出した重点施策の類型を適用し、「施設保育」と「地域社会による支援推進」に該当する事業の内容

5 東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課『東京都保育サービス推進事業補助金 各加算項目等説明資料（令和6年度版）』によれば、「都民の多様な保育ニーズに対応し、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図るため、その取組を実施する施設に対し、その事業に要する費用の一部を補助する補助金」を指す。交付対象事業の内容については図5-2-34を参照。

6 子ども・子育て支援法とは、同法第一条が定めるように「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする」法律であり、同法第六十一条において「市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。」と定められている（同法において市町村は特別区を含む）。

を整理した（表 5-2-2）。

各区⁷の事業計画の内容に合致するものは確認できず、東京都の事業として推進されている先の2件を除く6件は保育施設による主体的な取り組みとして実施されているものと捉えられる⁸。

7 回答施設の秘匿性のため自治体名を伏せている。

8 調査では、園として地域に貢献したいという意志や地域の需要への認識に基づき園の設備や活動を今よりも広く開放することを強く希望しているにもかかわらず、安全管理上のリスクや施設設置基準が障害となり実施が叶わないという回答も得られた（1904-z / iv , v）。

表 5-2-2 各区の子ども・子育て支援事業計画における施設保育・地域社会による支援推進に関する事業の内容 (1/2)

自治体コード	立地する本章対象施設および地域開放の実施内容	自治体の事業計画を記した文書タイトル	発行年月	施策の具体的内容(抜粋)	
				公的サービスを介した出産・子育て支援	若い世代以外の人々による出産・子育て支援
02	0201 0201-a (2023年度) 園での発表会 町内会	[02] 区子ども・子育て支援事業計画(第二期) 令和2(2020)年度~令和6(2024)年度	2020.3	施設保育 量的拡大 ■認可保育所等の整備 質向上 ■認証保育所への認可化移行支援 ■各種研修の充実 ■指導検査 多様で柔軟な保育 ■一時保育の充実 ■ひろば型一時保育の充実 ■地域型保育事業等 ■特別保育サービスの充実(延長、年末、休日、病児・病後児等) ■定期利用保育の実施	地域社会による支援推進 学校教育参画 ■地域協働学校の充実 子育て支援・交流 ■三世交代流事業(児童館内に区民との協働により幅広い年代の区民が日常的に集い交流する場を開設) ■児童と高齢者の交流(児童館と地域交流館等高齢者の利用施設の合築施設において、行事等を契機に交流する機会を設ける)
05	0504 0504-a (2019年度) 園での音楽鑑賞 近隣の未就園児家庭 0504-b (2019年度) 園での普遊び 町内の敬老会 0504-c (2023年度) 園の保育 卒園児	[05] 区子ども・子育て支援総合計画(第二期) 令和2年度~令和6年度	2020.2	量的拡大 ■私立保育所等整備助成事業(保育の受け皿確保) 質向上 ■特定教育・保育施設等への指導検査(認可保育所をはじめとする特定教育・保育施設等) ■保育所における質の向上のための取組 ■保育施設の福祉サービス第三者評価制度の推進 ■既存保育所の認定こども園への移行 多様で柔軟な保育 ■一時預かり事業(保育所や専用保育室を備える施設等) ■定期利用保育事業 ■延長保育 ■スポット延長保育 ■休日保育 ■年末保育 ■病児・病後児保育事業 ■緊急一時保育 ■ショートナースリー(短期保育) ■地域型保育事業(小規模保育事業・家庭的保育者) 人材確保 ■保育士の確保事業(認可保育所をはじめとする特定教育・保育施設等) 民間活力導入 ■区立保育園への民間活力導入事業 利用者寄り添い ■保育コンシェルジュ(保護者からの相談に応じ、適切な保育サービス) 要配慮児童支援 ■保育施設における障害児保育 ■心理相談員の保育施設への巡回(配慮が必要な子どもの保育に関する適切な助言) 保育所多機能化 ■認定こども園における地域子育て支援 ■子育て安心ステーション事業(在宅子育て家庭を対象とした認可保育所における園ごとに異なるサポート) ■乳幼児子育て相談(在宅子育て家庭を対象とした区立保育所における育児相談と交流の場の提供) ■いっしょに保育(在宅子育て家庭を対象とした保育士による訪問支援)	学校教育参画 ■学校運営連絡協議会の設置と運営(幼稚園・小中学校と家庭・地域との連携強化による教育活動の改善・充実) ■学校支援ネットワーク事業(学校と地域の人材をつなぐ地域コーディネーターの配置等) ■青少年委員活動(学校や地域のパイプ役となる青少年委員を委嘱) ■高齢者とのコミュニケーション事業(総合的な学習の時間を活用した地域の高齢者による講演会等) 子育て支援・交流 ■若手人材育成事業(中学生以上の若い世代を対象とした町会・自治会のイベント等を介した区民との交流) ■子ども会活性化事業 ■少年団体の育成(地域での体験活動の活性化) ■シニア人材バンク事業(ボランティアによる読み聞かせや育児相談を通じた世代間交流) ■ふれあい給食事業(私立保育園等における地域の高齢者と保育園児のふれあい)

表 5-2-2 各区の子ども・子育て支援事業計画における施設保育・地域社会による支援推進に関する事業の内容 (2/2)

自治体コード	立地する本章対象施設および地域開放の実施内容	自治体の事業計画を記した文書タイトル	発行年月	施策の具体的内容(抜粋)	
				公的サービスを介した出産・子育て支援	若い世代以外の人々による出産・子育て支援
				施設保育	地域社会による支援推進
10	1011 1011-a (2019年度) 園のカフェの開放 地域住民 1014 1014-a (2023年度) 園のカフェの開放 地域住民	[10] 区子ども計画(第2期) 令和2~6年度	2020.3	量的拡大 <ul style="list-style-type: none"> 施設整備等による保育定員の拡充 質向上 巡回支援の拡充(保育施設に対する訪問・助言等) 指導・監督体制の強化 区立保育園を中心とした保育施設間ネットワークの強化 認可外保育施設における質の確保 保育の質ガイドラインの活用 現場・学識経験者・区の連携による共同研究及び研究成果の見える化、保育の質ガイドラインの実践事例の蓄積 乳幼児教育支援センター機能の整備 保育の質の維持・向上 より質の高い教育・保育の提供 多様で柔軟な保育 一時預かり事業の拡充 ショートステイの充実 夜間帯の保育の系統、休日保育の拡充 病児・病後児保育事業の拡充 人材確保 人材確保支援 在宅有資格者向け研修の実施 ハローワーク等と連携した教育・保育施設就職支援 教育・保育に携わる人材の育成 保育に携わる人材の確保・育成に向けた現場・養成校・区の連携強化 幼稚園教諭や保育士の不安・負担軽減 利用者寄り添い 身近な場での相談・情報提供(教育・保育等の情報提供・相談) 情報を得るツールの工夫 要配慮児童支援 配慮を必要とする子どもやその保護者への支援(区内保育施設へのノウハウ共有等) 保育所多機能化 地域子育て支援機能の充実(各地域の拠点となる区立保育施設におけるおでかけひろばの設置等) 	学校教育参画 <ul style="list-style-type: none"> 地域運営学校の充実、学校を支援する効率的な体制の検討 地域人材の活用(地域の人材を活用した教育活動の充実) 子育て支援・交流 地域で子育てを応援する機運醸成(WE ラブ赤ちゃんプロジェクトの普及啓発、中学生等に対する赤ちゃんにふれあう機会の提供) 地域の子育て支援活動の活性化及び協働の推進 子どもの成長と活動を地域の大人が見守り支える仕組みづくりと地域人材の確保 子どもの活動を支援する地域人材のネットワークづくり
19	1904 1904-a (2023年度) 園での人形劇鑑賞 近隣の他園関係者 1904-b (2023年度) 園の夏まつり 近隣の他園関係者	[19] 区子ども・子育て支援事業計画(改定版) 令和2年度~令和6年度	2023.3	多様で柔軟な保育 <ul style="list-style-type: none"> 時間外保育事業(延長保育事業) 一時預かり事業(保育所等) 病児保育事業(病院、保育所等) 民間活力導入 多様な主体の参入促進事業(特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進) 利用者寄り添い 利用者支援事業(教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択・利用するための支援) 保育所多機能化 地域子育て支援拠点事業(子ども家庭支援センター、児童館、私立保育所) 	
21	2104 2104-a (2019年度) 園での音楽鑑賞 近隣の他園関係者 近隣の未就園児家庭 2104-b (2023年度) 園での災害訓練 地域住民 2104-c (2023年度) 園外の人の職場体験 近隣の中学校関係者 2104-d (2023年度) 園での一時預かり 近隣の未就園児家庭	[21] 区子ども・子育て支援事業計画 令和2年度~令和6年度	2020.3	量的拡大 <ul style="list-style-type: none"> 保育施設等の整備 人材確保 保育士確保・定着対策 要配慮児童支援 従事職員のスキルアップ事業(就学前施設の職員を対象とした発達省がいに対する知識の向上・定着) 利用者寄り添い 保育コンシェルジュ 	

5.2.3 各保育施設固有の事情との対応

5.2.1 で挙げた地域開放の具体事例に関する回答の中で、園の開設やこれまでの運営の経緯への言及があったものを取り上げ⁹、地域開放の実施における各施設固有の事情との対応を検討する。

施設 0504 では、近隣に拠点を置く有名オーケストラのメンバーを呼び園内で実施していた園児向けコンサートが、地域からの要望で外部に開かれたものとなり、口コミで評判が広まった結果園内で収まらないほどの参加者を集めるようになり、終に園外で実施するに至っている(0504-a / iii, iv, v, vi, x)。園が地域の要望を汲みながらも、そこに園としての意義を見出したことで取り組みが発展されていき、双方に利益のある場が創出されている。

施設 2104 では、こどもの声やセキュリティに配慮した園舎に建て替えた際、近隣の住民から「寂しくなった」との声が寄せられたことから積極的に地域開放を実施している(2104-z / iii)。空間の変質により失われた地域との接点を、活動の工夫によって補うものと捉えられ、保育施設と地域との関わりが空間と活動を両輪として実現されうることを示唆する事例として注目される。

9 調査では当該の内容に関する設問は設けていないため、回答の中で施設運営者から自発的に言及のあったもののみを取り扱うこととする。

5.2.4 地域開放の価値

5.2.1で取り上げた具体事例について、「実施の意図」と「施設の運営や保育への効果」に関する施設運営者の回答を内容の類似性により整理すると、地域開放の保育における価値の類型として大きく以下のようなものが挙げられる。なお、類型の末尾に附した記号はそれぞれ前項の具体事例に関する回答内容の中で該当するものを指す。

- (1) 園と地域との接点
 - ① 地域と気軽に交流する 1011-a / xi
 - ② 地域とつながりを持ち続ける 0201-a / ii
 - ③ 卒園児にも帰ってきてもらえる 1011-a / x
- (2) 地域に向けた子育て支援
 - ① 未就園家庭の孤立化を防ぐ 0504-a / iv , 2104-d / ii
 - ② 園が持っている環境を味わってもらう 1904-a / iv v , 1904-b / ii iii
 - ③ 卒園児の保護者にも頼ってもらう 0504-c / ii
- (3) 園への理解のきっかけ
 - ① 園の想いを受け取ってもらう 1014-a / ix
 - ② 園を知って園児に愛情を持ってもらう 1011-a / viii
- (4) 園児の育ち
 - ① 園児が様々な人と関わる 0504-a / v , 0504-b / ii iii
1014-a / viii
 - ② 園児にとっての遊び相手が増える 2104-c / vi
 - ③ 園児の就学のハードルが下がる 0504-c / iv
 - ④ 園児が来客をお迎えする 0504-b / v , 1014-a / xi
2104-c / v
- (5) 保育施設の運営
 - ① 入園希望につながる 0504-a / vi , 1011-a / xiii
2104-a / iii v
 - ② 保育士の仕事の大切さを実感する 0504-c / v
 - ③ 保育士の仕事に興味を持ってもらう 2104-c / iv
 - ④ 補助金の対象となっている 2104-d / iii
 - ⑤ 園の訓練 2104-b / iv

5.2.5 地域開放の空間運用

地域開放の活動および空間の選択における、保育および園児の生活との関係による意義の違いを検討するため、第1項で取り上げた具体事例について、「概要」から抽出した活動の内容に第3章で見出した活動の大類型を適用し、「空間の運用」に関する施設運営者の回答から抽出した使用する場所との組み合わせから地域開放の空間運用の型を定義する。

3.2.3において、園児の保育に直接関わると捉えられる園の日常活動 [NDp]、園の特別活動 [NSp]、園の行事 [NEv] を介して保育施設が幅広い地域の主体に関わりを持っていて、4.4において、保育施設を必ずしも自らに関係するものと捉えているとは限らない地域の多様な人々と関わりをもつ保育施設の実践として地域開放を位置付けられたことから、これら保育の核をなす活動による地域開放には、保育施設の保育および地域との関わりにおいて他の活動によるものとは異なる意義が想定される。また、3.4において、園児と地域との間に特に深い関わりを生むと捉えられる園の日常活動 [NDp] による地域開放を実現する手法として、他の活動による地域開放と組み合わせることが有効であることが示唆された。

これを踏まえ、活動の内容を園の日常活動 [NDp]、それ以外の保育の核をなす活動 ([NSp]、[NEv])、保育に付随する活動の3つに大別し、空間については、園舎全体、保育室、共用空間 (遊戯室等)、専用室、屋外の4つに分類し、15の型のうち8つを得た (表5-2-3)。

表 5-2-3 地域開放の空間運用の型

使用する場所 活動 (第3章)		使用する場所				
		園舎全体	保育室	共用空間	専用室	屋外
保育の核をなす活動	NDp		0504-b	0504-c		
	NSp, NEv	0201-a	0504-a	1904-a 1904-b 2104-a		2104-b
保育に付随する活動			2104-c		1011-a 1014-a 2104-d	

以下、型ごとに該当する具体事例における空間運用の工夫を示す。

園の日常活動[NDp]について、保育室を使う事例(0504-b)と共用空間を使う事例(0504-c)では設えの変化等に関する回答は得られなかった。

園の特別活動 [NSp] と園の行事 [NEv] について、園舎全体を使う事例では、備え付けのピクチャーレールに制作物を掲示する、保育士自ら天井に設置した金具にカーテンを下げて部屋を区切る工夫がみられた (0201-a)。保育室を使う事例では、可動ロッカーを動かし2つの保育室を一体に使う工夫が見られた (0504-a)。

共用空間を使う事例では、遊戯室を区切る稼働間仕切りを取払い可動ステージを出す工夫 (1904-a, 1904-b)、あえて園内を通る動線を設定する工夫 (2104-a) がみられた。

屋外を使う事例では、園の前に机を出して活動の場としている (2104-b)。

その他保育に付随する活動について、保育室を使う事例と専用室を使う事例ではいずれも設えの変化等に関する回答は得られなかった。ただし、専用室を使う事例では、保育園の動線から完全に独立した入口と保育園側からのみ開けられる室内扉を備えてセキュリティを確保するものがみられ (1101-a, 1014-a)、保育園側から職員や園児が能動的に開放室を訪れることで

来訪者との関わりが持つ工夫がみられる（1014-a）。

以上のように、園の日常活動 [NDp] による事例では、園舎内の保育空間を普段の状態に保ったまま地域の人を入れているのに対して、園の特別活動 [NSp] もしくは園の行事 [NEv] による事例では、間仕切り等を動かし園舎内に広い空間を活かす、仮設的な設えにより用途を転換する等の工夫を施すことで、保育空間そのものを開くことが可能になっている。

また、保育に付随する活動専用の室を用いた事例では来訪者が保育空間内に入ることを防ぎつつ園の職員と園児が専用室に入ることが可能となっており、具体的な運用を織り込んで計画された空間ならではの非対称なセキュリティにより、保育空間の近くに地域の人を招き入れることが可能になっている。

5.3 地域に開かれた保育空間の実践

本節では、第2節で得た意義と空間運用との対応および価値相互の関係から地域に開かれた保育空間の実践の意義を考察する。

5.2.4で得た地域開放の保育における価値の類型と5.2.5で定義した空間運用の型(表5-2-1)の組み合わせにより、具体事例の価値に関する回答内容を整理した(表5-3-1)。

表 5-3-1 地域開放の価値と空間運用の型との対応

保育における価値の類型 (第2節)	空間運用の型 (第2節)		園の日常活動 [NDp]				その他保育の核をなす活動 (園の特別活動 [NSp], 園の行事 [NEv])			保育に付随する活動	
	保育室	共用空間	園舎全体	保育室	共用空間	屋外	保育室	専用室			
(1) ① 地域と気軽に交流する ② 地域とつながりを持ち続ける ③ 卒園児にも帰ってきてもらう			0201-a / ii							1011-a / xi	
(2) ① 未就園家庭の孤立化を防ぐ ② 園が持っている環境を味わってもらう ③ 卒園児の保護者にも頼ってもらう		0504-c / ii		0504-a / iv	1904-a / iv, v 1904-b / ii, iii					1011-a / x 2104-d / ii	
(3) ① 園の想いを受け取ってもらう ② 園を知って園児に愛情を持ってもらう										1014-a / ix 1011-a / vii	
(4) ① 園児が多様な人と関わる ② 園児にとっても遊び相手が増える ③ 園児の就学のハードルが下がる ④ 園児が来客をお迎えする	0504-b / ii, iii			0504-a / v						2104-c / vi 1014-a / vii	
(5) ① 入園希望につながる ② 保育士の仕事の大切さを実感する ③ 保育士の仕事に興味を持ってもらう ④ 補助金の対象となっている ⑤ 園の訓練	0504-b / v		0504-c / iv	0504-a / vi	2104-a / iii, v					2104-c / v 1014-a / xi 1011-a / xii 2104-c / iv 2104-d / iii	
						2104-b / iv					

5.2.4で見出した保育における価値のうち(4)園児の育ち(5事例)は、保育施設運営者が地域開放にこどもにとっての価値を見出していることを示している。

価値の内訳のうち④園児が来客をお迎えするは園舎の中での関わりでしか得られない価値であるといえ、これまで既往研究で中心的に扱われてきた園外での地域との関わりと地域開放とが園児にとって異なる体験であることが読み取れる。これに該当する3事例のうち2事例は保育室で実施され園児が一日を過ごす保育室で行われているほか(0504-b, 2104-c)、専用室で実施されている1事例についても、保育の中で積極的に活用することで園児にとっても身近な場所となっている(回答1014-a / xi)。園児が自分の行動範囲として認識している空間を開放することにより、園児が人をお迎えする意識を得ることができると考えられる。

また、空間運用のうち園の日常活動 [NDp] を介した地域開放である2事例(0504-b, 0504-c)とその他保育の核をなす活動、保育に付随する活動を介し保育室を用いた地域開放である2事例(0504-a, 2104-c)は安全管理や衛生管理におけるリスクが想定される。実際、回答からは施設運営者が実施にあたり安全管理・衛生管理・プライバシー保護を徹底していることが伺えるとともに(回答0504-b / vi, 2104-c / vii)、外部の人が入ることによる園児への心理的影響への配慮(回答0504-a / vii, viii)も抽出された。保育に付随する活動を介した1事例(1014-a)では、設計において万全のセキュリティが確保されている(回答1014-a / xv, xvi)。想定されるリスクに建築の設計もしくは運営で対応することで、地域との関わりが園児の育ちに活かされている。

加えて、地域開放に（４）園児の育ちの価値を認識している施設の回答では、地域との具体的な関わりは地域との間に関係が既に築かれていてこそ可能であるとの認識もみられた（回答 0504-z/ i , 2104-z/ i , iii）。加えて、該当する価値を認識していない園からも、より幅広い地域開放を実施するために地域との連携関係が必要との回答がある（1904-z/ ii）。

5. 2. 4 で見出した保育における価値のうち（１）園と地域との接点は直接園児とは関係しない価値であるがこの点で不可欠であるといえる。（１）園と地域との接点に該当する２事例は、園の日常活動 [NDp] 以外の活動を介して園舎全体の保育を休止して実施した事例（0201-a）と保育園の動線から独立した専用室を用いたものであり、計画学的なリスクが比較的低いものと捉えられる。保育施設と地域との間のバッファとなるような空間や場面をつくり敷居を下げるのが、絵本等の物を譲り受けたり（回答 0201-a/ iii , 1011-a/ xii）、企画に誘ってもらうなど（回答 0201-a/ iv）、安定的な関係を築くことにつながると想定される。このような価値は、施設の計画においてこどもの居場所の一部でも地域から見えるようにすることによっても達成しうると考えられる上（回答 0504-z/ iii , 2104-z/ iii）、屋内空間として計画した場合には、地域のみならず園の職員や保護者にとっても、保育や子育てから一時的に離れ一息つく場所として価値をもつ可能性がある（回答 1011-a/ iii , vii , ix）。

また、（２）地域に向けた子育て支援は第２章で明らかにした行政による志向②保育施設が在園家庭に限らない地域の子育て世帯全体を支援することに相当する価値といえ、社会的要請を施設運営者が内面化したものとも捉えられる。しかし、回答からは地域の保育施設として孤立した子育て世帯をつくらないという強い使命感（回答 0504-a/ iv , 2104-a/ ii）があらわれている。また、該当する５事例のうち３事例は（４）園児の育ち（0504-c, 0504-a）と（５）保育施設の運営（0504-c, 2104-d）を兼ねており、園児や保育士への効果や園の経営面での価値も見出されている。

（３）園への理解のきっかけの該当２事例はいずれも園の日常活動 [NDp] 以外の活動を介して専用室を用いた地域開放である。交流は双方向のやりとりがあつてことだという回答（回答 1014-a/ ix）の通り、地域がいつでも入って来られる空間を用意することがより深い関係を結ぶことにつながるものと捉えられる。

5.4 本章のまとめ

以上、本章では、2024年に東京都特別区内保育施設5園を対象に実施した訪問インタビュー調査の回答および2019年に東京都A区内保育施設1園を対象に実施した訪問インタビュー調査の回答から得た地域開放の具体事例12件について、保育における価値を明らかにし、それを成立させる空間運用との対応から地域に開かれた保育空間の実践の意義を考察した。

具体事例について「実施の意図」と「施設の運営や保育への効果」に関する回答から地域開放の保育における価値として、(1)園と地域との接点、(2)地域に向けた子育て支援、(3)園への理解のきっかけ、(4)園児の育ち、(5)保育施設の運営に関わる16の類型を見出した。

また、「空間の運用」に関する回答から地域開放の空間運用について、園の日常活動との関係および実施時に用いる場所の組み合わせにより10の型を定義し8つを得た。園の日常活動による事例では、園舎内の保育空間を普段の状態に保ったまま地域の人を入れているのに対して、園の特別活動もしくは園の行事による事例では、間仕切り等を動かし園舎内に広い空間を活かす、仮設的な設えにより用途を転換する等の工夫を施すことで、保育空間そのものを開くことが可能になっている。また、保育に付随する活動専用の室を用いた事例では来訪者が保育空間内に入ることを防ぎつつ園の職員と園児が専用室に入ることが可能となっており、具体的な運用を織り込んで計画された空間ならではの非対称なセキュリティにより、保育空間の近くに地域の人を招き入れることが可能になっている。

これらを対照した結果について、他の回答内容を参照しながら考察し、地域に開かれた保育空間の実践の意義として、大きく以下を見出した。

- 1) 園児が自分の行動範囲として認識している空間を開放することにより、園児が園舎に人をお迎えする意識を得ることができる。
- 2) 安全・衛生・プライバシー等のリスクに対して建築の設計もしくは運営で対応しながら園の日常活動を介した地域開放や保育室を用いた地域開放を実施することで、地域との関わりが園児の育ちに活かされている。
- 3) 保育施設と地域との間のバッファとなるような空間や場面をつくり保育施設の敷居を下げることで、地域との間に安定的な関係を築くことにつながる。園児の育ちに価値をもつ地域開放を実施するためにこのような実践が重要である。屋内空間として計画した場合には、園の職員や保護者にとっても価値をもつ可能性がある。
- 4) 地域に向けた子育て支援としての地域開放には地域の保育施設としての施設運営者の使命感が反映されており、この価値をもつ地域開放には園児や保育士への効果や園の経営面での価値も見出されている。
- 5) 地域がいつでも入って来られる空間を用意することで、地域との間の双方向のやりとりが可能となり、より深い関係構築につながる。

第 6 章

結

以上、本研究では、様々な活動を介した園内での地域との関わりを地域開放と総称し、保育における意義および空間運用を明らかにすることで地域に開かれた保育空間の実践の意義を考察した。

はじめに行政の志向する保育施設と地域との関係および保育施設に対する地域住民の認識を、地域開放の実態と対照することで、地域開放の社会的位置付けを提示した上で、具体事例に関する訪問インタビュー調査から地域に対する保育施設の認識に基づいた地域開放の保育における価値を明らかにし、それを成立させる空間運用との対応から地域に開かれた保育空間の実践の意義を考察した。

各章で得た知見を以下に示す。

第2章 少子化対策関連施策方針にみる保育施設と地域との関係の志向

第2章では、2020年度版「少子化社会対策白書」において里程標として取り上げられている国の少子化対策関連施策方針に関する行政文書28件を対象とした文献調査から、行政の構想する子育て環境の変遷を捉え、その中で志向されてきた保育施設と地域との関係を明らかにした。

少子化の状況に対する認識と目標の提示の内容に基づき、1990年から2020年までを9つのフェーズに分割するとともに、少子化対策の重点施策の内容を類型化することで17の種別と132の細目を見出した。また、国の政策においてこども家庭庁設立に代表される変化がみられた2021年度以降の動向として、親もしくは親となりうる世代に対する出産・子育て支援と合わせてこどもの権利の保障が並行して進められるようになったことを把握した。

フェーズごとの重点施策の分布をみることで、保育施設と地域との関係について、保育施設が在園家庭に限らない地域全体を支援すること（志向①）が早くから具体的に目指され、その後、子育て支援に地域の力を生かすため保育施設を開かれたものとし多様な主体に参加を促す構想（志向②）が示されたものの具体化には至らなかったこと、および、それと平行して、設置運営主体に関する規制緩和（志向③）や立地に関する規制緩和（志向④）が段階的に続けられ、保育施設と地域との接触機会の可能性は増加・多様化の一途を辿っていたことを明らかにした。

第3章 東京都特別区内保育施設における地域開放の実態

第3章では、東京都特別区内保育施設845件を対象とした悉皆アンケート調査の回答169件から、2019年度中に対象保育施設が実施した園外からの立ち入りを受け入れる機会310件の活動の内容および来訪者の属性を整理した。それらの組み合わせから地域開放278件を抽出しその実施内容の類型を見出した。また、活動と保育との関係、および、活動に対する園と地域の関わり方の対応から、地域開放を介した保育に対する地域の参画を把握した。さらに、園ごとの地域開放における活動の組み合わせの傾向から、地域開放を保育に取り入れる手法を検討した。結果を第2章で得た保育施設と地域との関係の志向と対照することで、地域開放の実態を明らかにした。

活動の内容は47の小類型と13の大類型として捉えられた。うち既往研究で言及されて

いない園の日常活動と園の特別活動を含め、園児の保育に直接関係する活動が件数において過半を占めており、保育の核となる活動において園外との関わりが持たれている。来訪者の属性は39の小類型と14の大類型として捉えられた。近隣の子育て当事者を中心に、近隣の施設関係者、近隣の団体関係者、近隣の個人が件数において多数を占めるものの、その他にも多様な来訪者の属性を見出した。

活動の類型それぞれに対する来訪者のタイプの広がりを見ることで、両者の対応が一様でないことを確認し、地域開放について29の類型を見出した。その内訳として、保育の核となる活動が地域の多様な個人に開かれていること、保育施設が園児の楽しみや学びのための多様な活動において、地域の人的資源を活用するとともに、その機会を地域に還元していることを明らかにした。

保育施設が園児の保育に直接関係すると捉えられる活動を介して幅広い地域の主体と関わりを持っていることが示され、安全・衛生・プライバシー等におけるリスクが想定されるにも関わらず該当件数が多いことと合わせて、地域開放を保育に取り入れることに保育施設が価値を見出していることが明らかになった。

また、活動に対する園と地域との関わり方を4つに分類し、それぞれの活動の保育における位置付けと対照することで、地域開放を介した保育に対する地域の参画の形式として6つの型を得た。地域の主体的な関わりのない事例が多くを占める結果となった一方、地域が主体的な関わりを持つ地域開放にも少なからぬ事例があり、その中には、保育の核となる活動に地域が主体的に関わる事例が含まれることを明らかにした。

さらに、園ごとの地域開放における活動の広がりを検討することで、地域開放を実施した保育施設の多くが、地域との関わりを園児の保育に取り入れていること、地域の子育てを支える意識や地域との連携関係をもつことが、園児と地域との間により深い関わりにつながっており、地域との関わりを園児の保育に取り入れるため保育に直接関わらない活動による地域開放を合わせて実施することが有効であることを明らかにした。

以上を第2章の結果と対照し、実際の保育現場では行政の志向では明確に示されていない多様な地域との関わりがあることが明らかになった。したがって、保育施設における地域開放は社会的要請への対応にとどまらない主体的な意図により実施されているものと考えられる。また、活動の内容が直接的に取り組みを実施する空間の与件となるだけでなく、来訪者の属性もセキュリティの考え方等に影響することが想定され、地域開放の多様性は保育施設の建築空間の様々な運用を様要すると考えられる。

第4章 保育所建設反対事例にみる保育施設に対する地域住民の認識

第4章では、1945年以降の新聞記事619件を対象とする文献調査から抽出した全国における保育所に対する建設反対事例15件について、住宅地図を対象とする文献調査から得た立地周辺環境ごとに記事記載内容を整理した。結果を第2章で明らかにした保育施設と地域との関係の志向と対照することで、保育施設に対する地域住民の認識を明らかにした。さらに、第3章の結果に示された保育施設と関係を結んでいる地域の姿と比較することで、保育所建設反対事例を通して地域的位置付けを考察した。

保育施設への建設反対・苦情を取り上げた記事数では2010年代に顕著なピークを確認で

きた。これは1970年代に「東京ごみ戦争」として一大社会問題化した清掃工場、保育所と同じく特定年齢層を対象とする福祉施設である老人ホームと類似する傾向である一方、他の都市施設とは異なった。新規建設数が比較的多いことや、住宅市街地内に立地する可能性が高いことから、意識や建設需要の影響が建設反対等に関する記事数に直結しやすいと捉えられる。

また、記事に掲載された建設反対の事例数では、2010年代に加え1970年代後半にもピークを確認できた。事例ごとの記事記載内容をみると、1970年代のピークに施設建設を地域との関係から捉え周辺建物の用途との差異を問題にしたもの、施設の音による住民個人への影響に対する懸念を社会全体の問題かのように主張するものがみられた。また、2010年代のピークには、施設建設を地域との関係で捉え、子育て世帯のみが利用するという施設特性について、地域の交通への影響や地域に需要がないことを問題としたものがみられる。

第2章の結果と対照した結果として、行政の志向した規制緩和と並行して、自らの地域の交通や需要に合わないものとして保育施設を捉える地域の認識とともに、地域に参入するにあたり事前の説明を求める姿勢が見出された。

以上を第3章の結果と対照した結果として、保育施設を必ずしも自らに関係するものと捉えているとは限らない地域の多様な人々と能動的に関わりをもつ保育施設の実践として地域開放を位置付けた。

第5章 地域開放の具体事例にみる地域に開かれた保育空間の実践とその意義

第5章では、2024年に東京都特別区内保育施設5園を対象に実施した訪問インタビュー調査の回答および2019年に東京都A区内保育施設1園を対象に実施した訪問インタビュー調査の回答から得た地域開放の具体事例12件について、保育における価値を明らかにし、それを成立させる空間運用との対応から地域に開かれた保育空間の実践とその意義を考察した。

具体事例について「実施の意図」と「施設の運営や保育への効果」に関する回答から地域開放の保育における価値として、(1)園と地域との接点、(2)地域に向けた子育て支援、(3)園への理解のきっかけ、(4)園児の育ち、(5)保育施設の運営に関わる16の類型を見出した。

また、「空間の運用」に関する回答から地域開放の空間運用について、園の日常活動との関係および実施時に用いる場所の組み合わせにより10の型を定義し8つを得た。園の日常活動による事例では、園舎内の保育空間を普段の状態に保ったまま地域の人を入れているのに対して、園の特別活動もしくは園の行事による事例では、間仕切り等を動かし園舎内に広い空間を活かす、仮設的な設えにより用途を転換する等の工夫を施すことで、保育空間そのものを開くことが可能になっている。また、保育に付随する活動専用の室を用いた事例では来訪者が保育空間内に入ることを防ぎつつ園の職員と園児が専用室に入ることが可能となっており、具体的な運用を織り込んで計画された空間ならではの非対称なセキュリティにより、保育空間の近くに地域の人を招き入れることが可能になっている。

これらを対照した結果について、他の回答内容を参照しながら考察し、地域に開かれた保育空間の実践の意義として、大きく以下を見出した。

- 1) 園児が自分の行動範囲として認識している空間を開放することにより、園児が園舎に人をお迎えする意識を得ることができる。

- 2) 安全・衛生・プライバシー等のリスクに対して建築の設計もしくは運営で対応しながら園の日常活動を介した地域開放や保育室を用いた地域開放を実施することで、地域との関わりが園児の育ちに活かされている。
- 3) 保育施設と地域との間のバッファとなるような空間や場面をつくり保育施設の敷居を下げることで、地域との間に安定的な関係を築くことにつながる。園児の育ちに価値をもつ地域開放を実施するためにこのような実践が重要である。屋内空間として計画した場合には、園の職員や保護者にとっても価値をもつ可能性がある。
- 4) 地域に向けた子育て支援としての地域開放には地域の保育施設としての施設運営者の使命感が反映されており、この価値をもつ地域開放には園児や保育士への効果や園の経営面での価値も見出されている。
- 5) 地域がいつでも入って来られる空間を用意することで、地域との間の双方向のやりとりが可能となり、より深い関係構築につながる。

考察と展望

以上を総括し結論を述べる。

公的な制度のもとで保育を担う保育施設には、地域の子育て全体を支援する拠点のひとつとしての役割が行政により継続的に期待されてきたが、保育施設ではそれを超える多様な活動による地域開放が行なわれている（第2章・第3章）。その相手となる地域住民の側は必ずしも保育施設を自らと関わりのある存在として認識しているとは限らないにもかかわらず、保育施設は子育て当事者に限らない地域の人々と能動的に関わりを持っている（第3章・第4章）。これは、地域開放の多くが社会的要請への対応にとどまらず、地域との関わりを保育に取り入れようとする保育施設の主体的な意志によって実施されていることを示している。

様々なリスクへの対応を含め、建築空間や運営の工夫により保育空間を多様に「開く」ことで実現される地域開放の実施内容には、結果的に行政や地域住民の利益につながるものも含まれており、それぞれのステークホルダーの視点にたつと地域開放の意義および地域に開かれた保育空間の実践における役割について以下のように考察することができる。

行政からみた地域開放

本研究では、地域開放の活動の類型として、行政の期待する地域の子育て支援の内容に類する活動が確認されたと同時に、保育施設が他の活動を介しても地域の子育て家庭と関わっていることが明らかになった。そこには、園児を対象とする保育の核をなす活動や園児の生活領域を開くものが含まれており、地域開放には、行政の想定を超えた手法によって保育施設が地域の子育てやこどもの成育環境に貢献する実践としての意義を見出すことができる。

さらに、そのような地域開放に対しても保育施設は園児や保育士への効果等、多様な価値を見出している。地域と関わることの保育における意義や、それに基づく保育施設の主体的な意志にも目を向けることで、行政の構想する事業の実装にとどまらない方法で保育施設を含めた地域の子育て環境を築くことが可能になるとも考えられる。同時に、保育施設の中には、地域開放を独自に構想しながらも制度による制約から実現を諦めている事例も確認された。これらのアイデアを掬い上げて制度に反映すること等も、行政の役割として期待される。

地域住民からみた地域開放

本研究では、地域開放の活動の類型として、園による地域の子育て当事者の支援と合わせて、保育施設と地域とが合同で行う活動や、地域が主導する活動が見出された。地域開放には、

保育施設が自らの空間や人員を活用して地域の活動やコミュニティに貢献する実践としての意義を見出すことができる。

そのような地域開放は園児にとり多様な人々との関わる機会になるだけでなく、保育施設が価値として認識する、園と地域との接点や園への理解のきっかけにもなることが想定される。園内コンサートが地域に開かれた行事に発展した事例のように、地域開放を介して保育施設との間に双方向の関係を築くと同時に、時には地域の側も活動の実施における役割を担うことで、保育施設を中心として地域に新たな場面を創出することにつながり、子育て当事者に限らない人々が地域の子育てや保育の運営に間接的に貢献することが可能になると考えられる。

保育施設からみた地域開放

本研究を通じて明らかにしたように、保育施設における地域開放には、園児の育ちや園への帰属意識、さらには保育士のやりがいや園の経営等、幅広い価値が認められる。これらは全て、保育施設が本来の社会的機能として担う保育に直結するものである。したがって地域開放には、個別の保育施設が地域に存在する人的資源を発掘し、自らの理念に適う活動を介して園内に招き入れることで、保育の質を高めようとする創発的な保育実践としての意義が見出せる。その中で、安全管理上のリスクへの対処だけではなく、大人数を収容する、保育とは異なる用途への転換を容易にする等においても建築空間は重要な役割を担っている。また、保育に直接的に関わる深い関わりを可能にするためには、遊んでいるこどもと通行人とが挨拶を交わす程度の気軽な関わりによる信頼関係を築くことも重要であると考えられ、園舎の計画にあたっては、保育空間を様々なレベルで「開く」ための工夫が求められる。

このように保育にかかる様々な意義をもつものとして地域開放を位置付けることは、保育施設計画における保育の捉え方を拡げることにつながると同時に、保育に係る他の活動にも地域との関わりが取り入れられる可能性を示唆するものと捉えられる。今後、保育施設が保有する園舎における空間構成の違いや、異なるレベルの関わりを通じた関係深化の通時的な過程、さらに地域開放に限らない保育全体に対する理念についても具体的なデータをもとに検討することにより、保育に意義のある地域開放を実現するための方法論や、地域の存在をより広く取り入れた施設計画の可能性を検討することができると考えられる。

—

附

論文

- [1] 松橋圭子, 三輪律江, 田中稲子, 谷口新, 大原一興, 藤岡泰寛: 保育施設における屋外環境と園外活動の実態からみた地域資源のあり方に関する研究—横浜市を対象としたアンケート調査より—, 日本建築学会計画系論文集, vol.75 No.651, pp.101-1025, 2010.5
- [2] 辻川ひとみ, 中野明: 「個人実践型」家庭的保育施設における戸外活動状況と地域資源—家庭的保育施設の計画と運営に関する建築計画的な研究 その2—, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.349-350, 2014.9
- [3] 瀬戸千裕, 室崎千重: 講演保育所が地域の人の保育施設の認知・受入意識と乳幼児との関わりに与える影響, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.741-742, 2020.9
- [4] 松橋圭子, 三輪律江, 田中稲子, 谷口新, 大原一興, 藤岡泰寛: 保育施設における屋外環境と園外活動の実態からみた地域資源のあり方に関する研究; 横浜市を対象としたアンケート調査より, 日本建築学会計画系論文集, Vol.75 No.651, pp.101-1025, 2010.5
- [5] 岩崎俊貴, 松橋圭子, 田中稲子, 三輪律江, 大原一興, 藤岡泰寛: 保育施設の園外活動にかかる地域交流に関する研究; その1 お散歩マップからとらえた地域資源の使われ方, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.161-162, 2012.9
- [6] 古川智之, 竹内祐里, 太幡英亮, 恒川和久, 谷口元: 保育園児の散歩における行為および対象環境要素と街路環境との関係性; 保育園時の散歩行動とルートからみた街路環境の評価 その2, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.335-336, 2012.9
- [7] 高橋愛香, 山田あすか, 小林陽: 保育形態の異なる保育拠点での専用の屋外スペースと外出保育の関係; 東京都内の小規模保育拠点における都市環境の利用・評価に関する研究 その1, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.295-296, 2013.8
- [8] 小林陽, 高橋愛香, 山田あすか: 保育形態の異なる保育拠点での都市環境の利用実態とその評価; 東京都内の小規模保育拠点における都市環境の利用・評価に関する研究 その2, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.297-298, 2013.8
- [9] 古川智之, 生田京子, 太幡英亮: 保育園児の散歩とそのルートからみる地域環境との関係性および環境評価, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.821-822, 2010.9
- [10] 辻川ひとみ, 中野明: 「個人実践型」家庭的保育施設における戸外活動状況と地域資源; 家庭的保育施設の計画と運営に関する建築計画的な研究 その2, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.349-350, 2014.9
- [11] 山田あすか: 東京都内の種別が異なる小規模保育拠点における都市環境の利用・評価に関する研究; 小規模保育拠点とその保育の場となる都市環境のあり方についての研究 その2, 日本建築学会計画系論文集, Vol.81 No.723, pp.1069-1078, 2016.5
- [12] 瀬戸千裕, 室崎千重: 公園保育所が地域の人の保育施設の認知・受入意識と乳幼児との関わりに与える影響, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.741-742, 2020.9
- [13] 辻川ひとみ, 吉住優子: 小規模保育施設が園外活動に利用している地域資源について; 小規模保育施設の建築計画的な研究 その9, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.579-580, 2022.9
- [14] 押田麻衣, 能作文徳: 東京都内の共同保育所における都市空間を活用した保育の実践, 日本建築学会大会学術講演梗概集, pp.797-798, 2023.9
- [15] 浦良一, 鈴木成文, 近藤知義, 日下あこ, 前田尚美: 保育所・幼稚園の地域とのむすびつき—保育所の研究 (1)—, 日本建築学会研究報告 (39), pp.113-116, 1957.1
- [16] 栗林祐未, 佐藤将之: 地域住民とのエピソードにみる保育施設を中心とした繋がりに関する研究, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 都市計画, pp.459-460, 2014.9
- [17] 原田啓, 後藤春彦: 地域のコミュニティ施設としての保育園の機能付加に関する研究—保育園と地域住民との交流, 日本建築学会大会学術講演梗概集, F-1, pp.343-344, 1997.9
- [18] 北澤有里, 服部岑生, 橋弘志, 岸本達也, 山田恵美: 開放に対する保育園と地域住民の期待—地域づくりからみた保育園の地域開放空間に関する研究 その1, 日本建築学会大会学術講演梗概集, E-1, pp.133-134, 2001.9
- [19] 山田恵美, 服部岑生, 橋弘志, 岸本達也, 北澤有里: 「保育園開放の地域に対する役割と建築計画的課題—地域づくりからみた保育園の地域開放空間に関する研究 その2—, 日本建築学会大会学術講演梗概集, E-1, pp.135-136, 2001.9

- [20] 後藤智香子, 近藤早映, 林和真, 三木裕子, 金銀真, 辻麻里子, 小泉秀樹: 保育施設の整備と運営のプロセスにおける地域社会との関係; 東京都A市の保育施設を事例として, 日本建築学会計画系論文集, 日本建築学会, vol.88 No.811, pp2536-2544, 2017.3
- [21] 秋山貴, 大迫政浩, 松井康弘, 原科幸彦: 産業廃棄物処理施設と不法投棄の空間分布特性 関東圏を対象として, 廃棄物学会論文誌 15(2), pp121-130, 2004
- [22] 高橋侑希, 郷田桃代, 稲坂晃義: 小規模な迷惑施設の最適配置に関する基礎的研究 その1 ごみ集積場の配置問題の検討, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築計画, pp139-140, 2013
- [23] 構入茂: 大正末から昭和初期にかけての東京府渋谷町と目黒町のごみ戦争, 廃棄物資源循環学会論文誌 23(3), pp125-137, 2012
- [24] 秋山貴, 原科幸彦, 大迫政浩: 廃棄物処理施設に対する住民の迷惑感と距離の関係, 廃棄物学会論文誌 16(6), pp429-440, 2005
- [25] 八木澤壯一, 石坂衛, 飯島祥二: 火葬場の位置・敷地の規模と性格について, 葬祭施設の建築計画に関する研究 - その6, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 計画系, pp909-910, 1975
- [26] 木下雅博, 八木澤壯一, 武田至, 小林拓人, 田村久子: 火葬場の建設プロセスに関する研究, 日本建築学会関東支部研究報告集 II (71), pp81-84 2001
- [27] 八木澤壯一, 吉村 彰, 鈴木晃: 火葬場建設に関わる自治体の対策と周辺住民の意識について, 葬祭施設の建設計画に関する研究・その54, 日本建築学会大会学術講演梗概集 ,E, pp507-508, 1985
- [28] 田村久子, 八木澤壯一, 武田至: 既成市街地にみる火葬場建設の合意形成プロセスとその留意点について, 日本建築学会大会学術講演梗概集 E-1, pp547-548, 2000
- [29] 木下雅博, 八木澤壯一, 武田至, 小林拓人, 田村久子: 首都圏における公営火葬場の建設に関わる合意形成について, 日本建築学会大会学術講演梗概集 ,E-1, pp529-530, 2001
- [30] 野波寛, 土屋博樹, 桜井国 :NIMBY としての在日米軍基地をめぐる多様なアクターの正当性 公共政策の決定権に対する当事者・非当事者による承認過程, 日本グループ・ダイナミクス学会大会実験社会心理学研究 54(1), pp40-54, 2014
- [31] 柏原士郎, 山本善則: 迷惑施設とコミュニティ施設の複合化に対する住民の評価に関する研究 (1) 下水処理場と併設されたコミュニティ施設の利用実態, 日本建築学会大会学術講演梗概集計画系 57, pp1223-1224, 1982
- [32] 柏原士郎, 山本善則: 迷惑施設とコミュニティ施設の複合化に対する住民の評価に関する研究 (2) 住民の評価と複合効果のメカニズム, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 計画系 57, pp1225-1226, 1982
- [33] 田中稲子, 高橋藍子, 太田篤史, 高橋圭子, 三輪律江: 複合型保育施設と周辺地域をめぐる音環境 その1, 横浜市における複合型保育施設の実態と屋外騒音影響, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築計画, pp397-398, 2014
- [34] 高橋藍子, 田中稲子, 太田篤史, 高橋圭子, 三輪律江: 複合型保育施設と周辺地域をめぐる音環境その2 施設外へ漏れる音とそれに対する意識, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 建築計画, pp399-400, 2014
- [35] 宮澤仁: 東京大都市圏における有料老人ホームの立地と施設特性, 日本地理学会 E-journal GEO vol.4(2), 2010
- [36] 鈴木尚子: 保育分野の規制緩和と改革の行方, 日本図書館協会, レファレンス ,pp5-27, 2004

書籍

- [37] 建築資料研究所 編：建築設計資料 10 保育園・幼稚園，建築資料研究社，1985.9
- [38] 建築資料研究所 編：建築設計資料 51 保育園・幼稚園 2，建築資料研究社，1995.4
- [39] 建築資料研究所 編：建築設計資料 91 保育園・幼稚園 3，建築資料研究社，2003.4
- [40] 建築資料研究所 編：[新] 建築設計資料 04 地域シェア型保育施設，建築資料研究社，2022.3
- [41] 日本建築学会 編：建築設計資料集成 [福祉・医療]，丸善，2002.9
- [42] 仲綾子・藤田大輔 編：保育園・幼稚園・こども園の設計手法，学芸出版社，2019.7
- [43] 山田静子：保育園だいすき私の山あり谷あり保育人生，ひとなる書房，2012
- [44] 近藤幹夫：保育とは何か，岩波出版，2014
- [45] NHK スペシャル「私たちのこれから」取材班：超少子化，ポプラ社，2016.4
- [46] 秋田喜代美，松本理寿輝，まちの保育園：私たちのまちの園になるー地域と共にある園をつくるー，フレーベル館，2016.11
- [47] 松本理寿輝，まちの保育園：まちの保育園を知っていますか，小学館，2017.3
- [48] 三輪律江，尾木まり：まち保育のススメ，萌文社，2017.5
- [49] 汐見稔幸，松本園子，高田文子，矢治夕起，森川敬子：日本の保育の歴史 子ども観と保育の歴史 150年，萌文書林，2017.12
- [50] 高橋重郷・大淵寛 編：人口学ライブラリー 16 人口減少と少子化対策，原書房，2015.3
- [51] 小熊英二：日本社会のしくみ 雇用・教育・福祉の歴史社会学，講談社，2019.7
- [52] 清水修二：NIMBY シンドローム考 迷惑施設の政治と経済，東京新聞局，1999
- [53] 土屋雄一郎：環境紛争と合意の社会学 NIMBY が問いかけるもの，世界思想社，2008
- [54] 橋本典久：苦情社会の騒音トラブル学，新曜社，2012
- [55] ぎょうせい：月刊農 2000.12，特集 施設コンフリクトと自治体，ぎょうせい，2000
- [56] 東京市政調査会：月刊都市問題 2015.07，特集 1「迷惑施設」とどう向き合うか，後藤・安田記念東京都市研究所，2015
- [57] 自治体研究社：月刊住民と自治 2013.05，特集 NIMBY を考える，自治体問題研究所，2013
- [58] 熊本博之：リスク社会における迷惑施設の分散と共生社会の可能性，早稲田社会学会社会学年誌 53,pp45-58,2012
- [59] 樋口耕一：社会調査のための計量テキスト分析，内容分析の継承と発展を目指して，ナカニシヤ出版，2014
- [60] 中野康人：社会調査調査データとしての新聞記事の可能性，読者投稿欄の計量テキスト分析試験；関西学院大学先端社会研究所紀要 第 1 号，pp71-84,2009
- [61] ジョン・デューイ 著，宮原誠一 訳：学校と社会，岩波文庫，1957.7
- [62] イヴァン・イリッチ 著，東洋・小澤周三 訳：脱学校の社会，東京創元社，1977.10
- [63] ブルーノ・ラトゥール 著，川崎勝・高田紀代志 訳：科学が作られているとき 人類学的考察，産業図書，1999

その他

- [64] 日本学術会議 子どもの成育環境分科会：提言 我が国の子どもの成育環境の改善にむけて - 成育空間の課題と提言 2020-，2020.9

発表論文目録

本研究に関連した査読論文

第3章

- [1] 藤田悠, 那須聖: 保育施設の地域開放に関する研究 その1 東京都特別区内保育施設における園外からの立ち入りを受け入れる機会の類型にみる「地域開放」の実態, 日本建築学会計画系論文集, 日本建築学会, 投稿済み審査中

第4章

- [2] 藤田悠, 齋尾直子: 老人ホーム・保育所に対する社会意識の変遷と課題 建設反対事例の新聞記事記載内容と立地周辺環境の分析, 日本建築学会計画系論文集, 日本建築学会, vol.82 No.733, pp687-703, 2017.3

本研究に関連した口頭発表

第3章・第5章

- [3] 國安孝具, 藤田悠, 那須聖: 東京都世田谷区内保育所・こども園における地域との関係に対する姿勢と地域開放の実践内容 保育施設における地域社会との関係構築のための建築的方法論に関する研究 その1, 日本建築学会大会 [関東], COVID-19 感染拡大防止のためみなし発表, 2020.9
- [4] 藤田悠, 國安孝具, 那須聖: 東京都世田谷区内保育所・こども園における地域開放のための空間運用からみた公共性の形成手法 保育施設における地域社会との関係構築のための建築的方法論に関する研究 その2, 日本建築学会大会 [関東], COVID-19 感染拡大防止のためみなし発表, 2020.9

第4章

- [5] 藤田悠, 齋尾直子: 老人ホーム・保育所の迷惑施設化の変遷と課題, 日本建築学会大会 [九州], 福岡大学, 2016.9

資料篇

			職場を介した出産・子育て支援			若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
			出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援		
家庭内養育支援 在宅児・家族支援 ・子育てネットワークの中心として地域子育て支援センターを整備 ・家庭教育充実のための支援（家庭教育に関する学習機会の提供、相談体制の整備、父親への家庭教育への参加促進、幼稚園を核とした子育て支援事業）	放課後児童対策 クラブ・教室 ・放課後児童対策の充実（児童館・児童センター・学校の余裕教室等での健全育成を行う放課後児童クラブ）	教育改革 ゆとり教育 ・ゆとりある学校教育の推進（新学習指導要領の徹底、豊かな教育環境整備、受験競争の緩和等）	休業・弾力的勤務 ・育児休業を気兼ねなくとれる環境整備（育児休業給付の着実な実施、事業主等への相談・指導・援助） ・子育てしながら働ける環境整備（育児期間中の勤務時間短縮等、事業主への援助、事業主の自主的取組促進） 職場内託児施設 ・子育てしながら働ける環境整備（事業所内の託児施設設置） 子育て後再就職 ・育児後再就職支援（再雇用制度普及、再就職希望者への情報提供・援助）	有給休業促進 ・労働時間の短縮・弾力化（年次有給完全取得の自主的取組促進） 長時間労働の是正 ・労働時間の短縮・弾力化（週40時間労働制実現策推進、所定外労働削減への啓発指導） 多様な働き方 ・労働時間の短縮・弾力化（フレックスタイム制の普及）				良質な住宅供給 ・良質なファミリー向け住宅の供給（公的賃貸住宅の供給、住宅金融公庫融資等による民間賃貸住宅・持家取得の積極的誘導、公共賃貸住宅の住替え促進） 家族団圓の住環境 ・家族の団圓を促進する住生活の実現（職住近接を目指した都心居住推進、多機能を有するニュータウン建設促進、新規住宅団地や再開発における保育所等の計画） 子連れに優しい環境 ・（遊び場・）安全な生活環境の整備（身近な遊び場・オートキャンプ場、市民農園・自転車道等の整備、ベビーカー・自転車の安全を確保する広い歩道・コミュニティ道路・通学路等の整備） 遊び場整備 ・遊び場（・安全な生活環境）の整備（身近な遊び場・オートキャンプ場、市民農園）	子育て費用軽減 ・子育ての経済的負担の軽減（幼稚園就園奨励事業等、育英奨学事業、私学助成、乳児や多子世帯の保育料軽減、共働き中間所得層の保育料負担軽減等） 税・社保の優遇措置 ・税制措置・児童手当・社会保障制度等を含めた、子育てコストへの社会的支援の在り方検討	地方自治体 ・地方自治体による地域特性へ応じた施策推進	
在宅児・家族支援 ・子育てを地域ぐるみで支援する体制整備（育児相談や保育サービスの情報提供を受け、子育てサークルへ参加できる地域子育て支援センターを整備）	クラブ・教室 ・多様な保育サービスの促進（放課後児童クラブ）							子育て費用軽減 ・保育料の軽減（乳児や多子世帯）			
n next page											

施策の 方針	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容					
	対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援		
					意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後	施設保育
P1 90-02.09 少子化対策推進基本方針 <small>(関係関係会議決定/自民・小派)</small>	<ul style="list-style-type: none"> 労働力人口の減少 高齢者比率の上昇 市場規模の縮小 現役世代の負担の増大 (これらを通じた) 我が国の社会経済に広く深刻な影響(経済成長へのマイナス効果、地域活力の低下、子どもの健全な成長への悪影響など) 	<ul style="list-style-type: none"> 結婚に関する意識の変化 固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土 核家族化や都市化の進行により、仕事と子育ての両立の負担感、子育てそのものの負担感が増大していること これらによる晩婚化の進行等による未婚率の上昇 	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去する 安心して子育てができるような様々な環境整備を進めることにより、21世期の我が国を家族や子育てに夢を持つことができるような社会にしようとするものである 	<ul style="list-style-type: none"> ① 固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正 ② 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備 ③ 安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり ④ 利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備 ⑤ 子どもが夢を持つためのびと生活できる教育の推進 ⑥ 子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備 	人間性 「生きる力」を育てる学校教育等の推進 意義理解 子育ての意義等に関する学習の推進 ライフデザイン 結婚・出産・子育てを含めた生き方について考える機会の充実 思春期における健康教育の推進 (性感染症・避妊・喫煙・食習慣等の教育・相談・情報提供、乳幼児とのふれあい体験学習、性教育)			不妊治療支援 不妊への支援(相談・情報提供体制整備、不妊治療の研究推進) 産科医療 妊娠・出産の安全性や快適性の確保(危険な状況にある出産や低出生体重児への高次医療機関での対応、周産期医療ネットワークの整備、周産母子健康センターの整備、妊産婦保健サービスの向上、父親への情報提供・啓発)	小児医療 子どもの健やかな発達を図る環境整備(小児医療体制の充実、乳幼児保健サービスの利便性向上、子どもの事故防止、幼児突然死症候群子防対策、予防接種の普及、国立成育医療センターの開院・政策医療ネットワークの構築)	質向上 保育サービスの質確保と情報提供 多様で柔軟な保育 必要に応じた保育サービス・受入枠の計画的整備 多様な子育て支援サービス(延長保育等の機能強化、病後回復後の一時預かり・幼稚園との連携促進)
					continued o					

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
			出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
家庭内養育支援 在宅児・家族支援 <ul style="list-style-type: none"> 多様な需要に応える地域の子育て支援体制整備（一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ひとり親、里親等） 家庭教育の支援（地域における子育て学習活動の推進、父親の家庭教育参加推進、しつけの参考資料作成） 子育て交流 子育て等に関する地域交流活性化 相談・情報提供 育児不安の解消 親子の心の安らかな成長の促進 相談・情報提供体制の整備（身近な相談医療体制、地域子育て支援センター・児童家庭支援センターの整備、情報提供） 児童虐待対応 児童虐待への対応 幼稚園主体 多様な子育て支援サービス（幼稚園における子育て支援） 	放課後児童対策 クラブ・教室 <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じた放課後児童健全育成事業の推進 	教育改革 開かれた学校づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> 開かれた学校づくりの推進 中学・高校改革 柔軟な学校教育制度への改革（高等学校教育改革、中高一貫教育推進、教員採用方法の改善等、幼稚園と小学校の連携） 高校生のボランティア活動等の単位認定 大学改革 多様な人生設計に対応した大学制度 	企業風土の是正 <ul style="list-style-type: none"> 職場優先の企業風土の是正（ファミリー・フレンドリー企業の普及、国民的な広報活動の実施） 休業・短時間勤務 妊娠中の女性の母性保護（事業主による妊娠中の通勤緩和等の母性健康管理等） 休業・弾力的勤務 育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境整備 子育てしながら働き続けられる環境整備（子育てのための時間確保、労働時間の短縮等の推進、事業主による子育て支援の促進、情報提供等） 職場内託児施設 多様な子育て支援サービス（事業所内託児施設の設置促進） 子育て後再就職 出産・子育てにより退職した者への支援（情報提供、相談、自己啓発支援、マッチング、学習支援、女性起業家支援、在宅ワーク対策支援） 企業独自の支援 企業による支援取組の評価等 	性別役割分業の是正 <ul style="list-style-type: none"> 固定的な性別役割分業の是正（職場における性別役割分担の是正、男女の雇用機会均等の確保、家庭における男女共同参画に係る広報・啓発活動、男女共同参画に関する学習の推進、個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討、男女共同参画社会の形成の促進、農山漁村における男女共同参画の推進） 男女共同参画に関する学習の推進（子育て・家庭づくりを男女が共同して行えるよう学習を推進） 				良質な住宅供給 <ul style="list-style-type: none"> 良質な住宅の整備（良質なファミリー向け賃貸住宅供給促進等、自由に踏み換えができる住宅の開発） 家族団圓の住環境 良質な住宅の整備（都心居住、住宅と子育て支援施設の一体的整備） 子連れに優しい環境 子ども連れでも安心して外出のできる生活環境の整備（身近な遊び場・安全な歩行空間の整備、バリアフリーまちづくり、外出先の託児サービス等、便利で安全な交通環境、安全安心まちづくり） 農山漁村生活環境 農山漁村における、若い世代に魅力ある生活環境の整備 農山漁村における子育て支援の環境づくり 子どもの安全 子どもを犯罪等から守る活動の推進 	子育て費用軽減 <ul style="list-style-type: none"> 教育に伴う経済的負担の軽減 現金給付 児童手当（財源・他の社会保障制度等との関係に留意しつつ引き続き検討） 	
n next page										

施策の 方針	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容					
	対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援		
					意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後	施設保育
P1 90-02.09 <small>(P1) 令和6大臣官邸/自民・小泉</small> 新エンゼルプラン	「少子化社会対策推進基本方針」において、重点的に実施すべき対策の具体的実施計画を取りまとめることとされたことから、このプランを策定する	(なし)	(なし)	①保育サービス等子育て支援サービスの充実 ②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備 ③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正 ④母子保健医療体制の整備 ⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備 ⑥子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現 ⑦教育に伴う経済的負担の軽減 ⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援	人間性 ・地域における体験活動等の情報提供、機会と場の充実(子どもセンターの全国展開、子ども放送局の推進、各省庁等と連携した事業推進、地域子ども文化プランのお推進、子ども24時間電話相談の推進)			不妊治療支援 ・不妊専門相談センターの整備 周産期医療 ・総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワークの整備	小児医療 ・国立成育医療センターの整備等 ・小児救急医療支援の推進	量的拡大 ・低年齢受入れ拡大 多様で柔軟な保育 ・多様な需要に応える保育サービスの推進(延長保育、休日保育、乳幼児健康支援一時預かり、多機能保育所等の整備)
					意義理解 ・子育ての意義や喜びを学ぶ環境の整備(改訂学習指導要領に基づく家庭科学習、高校生が幼児とふれあう体験学習機会充実)					
<small>(P1) 令和6大臣官邸/自民・小泉</small> 仕事と子育ての両立支援等の方針	(なし)	(なし)	(なし)	①両立ライフへ職場改革 ②待機児童ゼロ作戦-最小コストで最良・最大のサービスを ③多様で良質な保育サービスを ④必要な地域すべてに放課後児童対策を ⑤地域こぞって子育てを				量的拡大 ・待機児童の多い地域への保育施設の重点整備 民間活力導入 ・公設民営等の多様化による民間活力導入 多様な立地 ・公共施設や駅等を弾力的に活用した施設整備 待機児童ゼロ作戦 質向上 ・経営主体への情報公開義務付け、地域の育児情報の提供 多様で柔軟な保育 ・病児・病後児保育、延長保育の促進、入園時期や育児休業中の受け入れ等の柔軟な対応実現 民間活力導入 ・民間資源を活用した良質な保育サービス 地域ごと ・自治体の創意工夫への財政的奨励、好事例の紹介		

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
			出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
家庭内養育支援 在宅児・家族支援 <ul style="list-style-type: none"> 在宅児も含めた子育て支援の推進（ファミリーサポート・センターの整備、放課後児童クラブ推進） 家庭教育を支援する地域子育て支援ネットワークの整備（家庭教育手帳・ノートお普及、家庭教育24時間電話相談の推進、子育てサポートによるネットワーク構築事業の実施・拡大） 	放課後児童対策 クラブ・教室 <ul style="list-style-type: none"> 在宅児も含めた子育て支援の推進（放課後児童クラブの推進） 	教育改革 幼児教育 <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能の充実（預かり保育、子育て支援事業等） 開かれた学校 <ul style="list-style-type: none"> 様々な社会環境に触れられる教育機会の充実（学校開放、教室の地域向け有効活用等） 学習指導要領改訂 <ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領等改訂（「生きる力」） 学校週5日制 <ul style="list-style-type: none"> 完全学校週5日制 問題行動 <ul style="list-style-type: none"> 問題行動へ適切に対応する対策推進（心の教室整備、心の教室相談員を配置） 中学・高校改革 <ul style="list-style-type: none"> 高等学校教育の改革・中高一貫教育の推進 	企業風土の是正 <ul style="list-style-type: none"> 職場優先の企業風土の是正（国民的な広報活動の実施、ファミリーフレンドリー企業の普及促進） 休業・弾力的勤務 <ul style="list-style-type: none"> 育児休業・職場復帰が容易な環境の整備（育児休業制度の充実に向けた検討、育児休業給付見直し、事業主による職場復帰支援の促進） 子育ての時間を確保し備ける環境の整備（フレックステレフォン事業の整備、事業主による子育て支援促進、子育てに配慮した勤務制度・育児等を行う労働者の時間外労働免除制度の検討、労働時間短縮等の推進、子どもの看病のための休暇制度検討） 子育て後再就職 <ul style="list-style-type: none"> 出産・育児後の再就職支援（セミナー、情報提供、自己啓発援助等） 					良質な住宅供給 <ul style="list-style-type: none"> ゆとりある住生活の実現（広くて良質な住宅整備、良質なファミリー向け賃貸住宅供給促進、住宅金融公庫等を通じた広くゆとりある住宅の取得支援、公営住宅等における多子世帯等の優先入居推進） 家族団楽の住環境 <ul style="list-style-type: none"> 仕事や社会活動と子育てを両立しやすい生活環境の整備（都心部の職住近接型の良質な市街地住宅の供給、良質な住宅市街地の整備推進、公団賃貸住宅・特定優良賃貸住宅の整備、住宅整備や市街地再開発における住宅と保育所等との一体的整備推進） 子連れに優しい環境 <ul style="list-style-type: none"> 安全な生活環境（や遊び場の確保（コミュニティ道路・歩車共存道路等の整備推進、コミュニティ・ゾーン形成事業の推進、子どもの視点に立った歩道改善、バリアフリー歩行空間ネットワークの形成推進） 遊び場整備 <ul style="list-style-type: none"> （安全な生活環境や）遊び場の確保（都市公園のネットワークや河川による遊び場整備） 	子育て費用軽減 <ul style="list-style-type: none"> 育英奨学事業の拡充 幼稚園就園奨励事業等の充実 	
在宅児・家族支援 <ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポートセンターの整備、ベビシッターの紹介、保育ママの支援などの家族支援サービスの充実 幼稚園主体 <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園における子育て支援の充実 	クラブ・教室 <ul style="list-style-type: none"> 大都市周辺部等の放課後児童対策 人材活用 <ul style="list-style-type: none"> 上記運営について民間や地域人材の活用 		休業・弾力的勤務 <ul style="list-style-type: none"> （育児休業制度と）出産休暇の活用要請、特に父親への奨励 育児休業制度（と出産休暇）の活用要請、特に父親への奨励 労働契約上の育児休業適応範囲を明確化 企業独自の支援 <ul style="list-style-type: none"> 企業の両立指標を開発し表章・研修推進 	多様な働き方 <ul style="list-style-type: none"> 仕事と子育ての両立がしやすい雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制の推進 		子育て支援・交流 <ul style="list-style-type: none"> 学生・生徒による子育て支援体験ボランティアの機会創出 		家族団楽の住環境 <ul style="list-style-type: none"> 保育所を組み込んだまちづくり、職住近接の都心居住促進 		

施策の方針	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容								
	対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援					
					意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後	妊娠・出産支援	小児・母子健康支援	施設保育	
P2 02.09-04.06 点にかならず後述のとれた取組への転換「強」がなされた前期である。	少子化対策プログラム 2019.09 厚生労働省まとめ/自民・小泉	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組は、子育てと仕事と両立支援の観点から、特に保育に関する施策を中心としたものであったが、子育てをする家庭の支援から見た場合、より全体としての取組を着実に進めていくことが必要 晩婚化 夫婦の出生力そのものの低下 	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもがいきいきと育つ社会」「国民それぞれが多様な生き方を選択できる社会」の実現が図られることが期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ①すべての働きながら子どもを育てている人のために ②子育てしているすべての家庭のために ③次世代を育む親となるために 	人間性 <ul style="list-style-type: none"> 食育による家族形成や人間性の育成 意義理解 <ul style="list-style-type: none"> 中高生と赤ちゃんとのおふれあいの場拡充 体験活用や世代間交流の推進 	若者の経済的安定 <ul style="list-style-type: none"> 若年者に対する職業体験機会提供、職業訓練、就労支援 		不妊治療支援 <ul style="list-style-type: none"> 不妊治療対策の充実と支援の在り方検討 産科医療 <ul style="list-style-type: none"> 「いいお産」の普及 				多様で柔軟な保育 <ul style="list-style-type: none"> パートタイム等向けの特定保育事業創設 関連施策推進 待機児童ゼロ作戦 	
	次世代育成支援対策推進法 2013.07	<ul style="list-style-type: none"> (家庭や地域の子育て力の低下に対して、次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援する観点から、…地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものである。) 											
	少子化社会対策基本法 2013.09	<ul style="list-style-type: none"> (少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため…制定され、…) 											
仕事と子育ての両立を軸とした話「弱」への対応性から、「子育て支援」の取組の強													

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革	出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
在宅児・家族支援 ・保育ママの利用 日数・時間の弾力化 ・小学校区単位での子育て支援委員会設置 子育て交流 ・親同士のつどいの場提供、子育て経験者による支援推進 相談・情報提供 ・子育て支援相談員による支援情報の発信			休業・弾力的勤務 ・育児休業、看護休暇、勤務時間短縮等を数値目標のもと促進 ・短時間正社員制度の普及 ・全ての父親の最低5日間の育児休暇取得 ・子育て期間の残業時間の縮減					子育てに優しい環境 ・公共施設等の託児室、授乳コーナー、乳幼児対応トイレの設置促進 ・子育てバリアフリーマップの作成・配布	子育て費用軽減 ・奨学金制度の充実 税・社保の優遇措置 ・年金制度における育児期間への配慮検討	

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
			出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
家庭内養育支援 在宅児・家族支援 <ul style="list-style-type: none"> すべての子育て家庭が利用できる地域の子育て支援拠点を整備 親のニーズも踏まえた多様な子育て支援策の検討 要配慮家庭支援 <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待に対応できるよう、障害児家庭、ひとり親家庭等支援を必要とする子どもと家庭への支援拡充 地域・職場主体 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対しニーズや生活等地域の特性を反映した行動計画・施策を促進 	放課後児童対策 クラブ・教室 <ul style="list-style-type: none"> 大都市周辺の小中学生の放課後受入体制整備 地域ごと <ul style="list-style-type: none"> ニーズや地域の実情に応じた放課後対策を推進 	教育改革	企業風土の是正 <ul style="list-style-type: none"> 管理職や地域団体の中心役の意識改革など、子育てと仕事の両立を困難にする風土を改革 休業・弾力的勤務 <ul style="list-style-type: none"> 育児休暇をとりやすい環境整備、育児期間の柔軟な勤務や能力維持・向上（、再就職支援）の取組を推進 子育て後再就職 <ul style="list-style-type: none"> （育児休暇をとりやすい環境整備、育児期間の柔軟な勤務や能力維持・向上、）再就職支援の取組を推進 関連施策推進 <ul style="list-style-type: none"> これまでの両立支援の不足を反省し、次世代法に基づく行動を促進 	性別役割分業の是正 <ul style="list-style-type: none"> 男性が親としての役割を果たせるようにする新たな取組 	親族による支援推進	子育て支援・交流 <ul style="list-style-type: none"> 近隣地域レベルでの子育て支援に地域の力を生かすため、（保育施設を地域に開かれたものとし、）多様な主体の参加を促す 	国民運動・キャンペーン <ul style="list-style-type: none"> 安心して子どもを生み育てられる社会の形成に関する理解を促進 	子育てに優しい環境 <ul style="list-style-type: none"> 建築物・公共交通・公共施設等の生活環境における子育てバリアフリー推進 	子育て費用軽減 <ul style="list-style-type: none"> 奨学金制度を一層推進 税・社保の負担調整 社会保障における高齢者関係給付の比重を見直し、その枠を越えて次世代育成支援を推進 	
子育て交流 <ul style="list-style-type: none"> 徒歩圏内で親子が集まって相談・交流するつどいの広場・地域子育て支援センターの実施拡大 要配慮家庭支援 <ul style="list-style-type: none"> 障害児やひとり親家庭など多様なニーズに対応した支援推進 養育困難家庭の育児の不安や負担感を軽減する虐待防止ネットワークを整備 			休業・弾力的勤務 <ul style="list-style-type: none"> 育児休業をとれる環境整備（就業規則への育児休業取り入れ、行動計画策定） 子育て後再就職 <ul style="list-style-type: none"> 育児後再就職の準備支援・職業訓練 	性別役割分業の是正 <ul style="list-style-type: none"> 男性の子育て参加促進（時間外労働削減、有給休暇を推進） 		フォーラム開催 <ul style="list-style-type: none"> 地域住民や参加者が子育て支援について共に考えるフォーラムを全市町村で実施 		子育てに優しい環境 <ul style="list-style-type: none"> 子育てバリアフリーや安全・安心なまちづくりを推進 	子育て費用軽減 <ul style="list-style-type: none"> 日本学生支援機構奨学金事業において、基準を満たす全員に貸与できるよう努力 	

施策の方針	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容					
	対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援		
					意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後	施設保育
P4 06.06-10.01 と出産・子育ての二者択一構造的解消を半期に据えた対策が検討された。	新しい少子化対策について 2005年の人口動態において初めて出生数が下回り総人口が減少したことがきっかけとして、国や社会の存在基盤に問われる問題であるとの認識が示され、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図っていかねばならない。	(なし)	①社会全体の意識改革 ②子どもと家族を大切にするという視点に立った施策の拡充	①新たな少子化対策の推進 (1) 子育て支援策 (2) 働き方の改革 (3) その他重要な施策 ②国民運動の推進 (1) 家族・地域の絆を再生する国民運動 (2) 社会全体で子どもや生命を大切にす運動	人間性 ・食育の推進 (P2に関連?) 意義理解 ・生命や家族の大切さについての理解促進	若者の経済的安定 ・若者の就労支援 ・パートタイム労働者の均衡処遇の推進 困難からの自立 ・母子家庭等の自立支援対策推進	結婚支援 ・結婚相談業等の認証制度の創設	不妊治療支援 ・不妊治療の公的助成の拡大 周産期医療 ・妊娠中の検診費用の負担軽減 産科医療 ・産科医等の確保等、産科医療システムの充実 利便性向上 ・出産育児一時金の支払い手続きの改善	小児医療 ・小児医療システムの充実	多様で柔軟な保育 ・病児・病後児保育、障害児保育等の拡充 関連施策推進 ・待機児童ゼロ作戦の更なる推進
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 2007.12	・(結婚) 経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通しや安定性 ・(出産) 子育てしながら就業継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保度合い ・(特に第2子以降) 夫婦間の家事・育児の分担度合い、育児不安の度合い ・(特に第3子以降) 教育費の負担感(ただし1970年代以降生まれの世代では1人目、2人目からについても負担感が強く意識される傾向)	・我が国経済社会が今後とも持続的に発展していくため	①仕事と生活の調和の推進 ②包括的な次世代育成支援の枠組みの構築 ③利用者の視点に立った点検・評価とその反映	若者の経済的安定 ・とりわけ若者が就労により経済的に自立し暮らしの経済的基盤を確保できる社会の実現		周産期医療 ・妊娠検診の支援を充実し望ましい受診回数を確認		多様で柔軟な保育 ・全ての子育て家庭に対するサービスとして一時預かり制度を再構築 一体化・一元化 ・認定子ども園の普及・促進	

continued o

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した出産・子育て支援		家計を介した出産・子育て支援		その他
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革	出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	出産・子育て支援	その他	
在宅児・家族支援 ■ 全家庭を対象とする地域子育て支援拠点の拡充 ■ 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築 児童虐待対応 ■ 児童虐待防止対策、要保護児童対策強化	関連施策推進 ■ 全小学校区における放課後子どもプランの推進		休業・弾力的勤務 ■ 妊娠初期の休暇などの徹底・充実 ■ 育児休業や短時間勤務の充実・普及 職場内託児施設 ■ 業所内託児施設を含む従業員への育児サービスの促進 女性の継続就労 ■ 女性の継続就労（再就職）支援 子育て後再就職 ■ 女性の（継続就労・）再就職支援 企業独自の支援 ■ 企業の子育て支援の推進	長時間労働の是正 ■ 長時間労働の是正等働き方の見直し 行政の役割 ■ 働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動	三世代同居・近居 ■ (家族用住宅)三世代同居・近居の支援	子育て支援・交流 ■ 地域の退職者・高齢者等の人材活用による世代間交流推進	国民運動・キャンペーン ■ 「家族の日」「家族の週間」の制定 ■ 家族・地域の絆に関する国・地方公共団体による行事開催 ■ 働き方の見直しについて労使の意識改革を促す国民運動 ■ マタニティマークの広報・普及	良質な住宅供給 ■ 家族用住宅（三世代同居・近居の支援） 子どもの安全 ■ 地域における子どもの事故防止策の推進 ■ スクールバスの導入等学校や登下校時の安全対策	子育て費用軽減 ■ 就学前教育について保護者負担の軽減 現金給付 ■ 奨学金の充実等 現金給付 ■ 児童手当制度における乳幼児加算の創設 税・社保の優遇措置 ■ 子育てを支援する税制等の検討	家庭的養育 ■ 里親・養子縁組制度の促進・広報・啓発 情報フィルター ■ 有害な情報流通への注意と子どもに有用な情報提供 関連施策推進 ■ 行動計画の公表等次世代法の改正検討		
在宅児・家族支援 ■ 全小学校区に地域子育て支援拠点を整備 子育て初期支援 ■ 生後4ヶ月までの全戸訪問	クラブ・教室 ■ 全小学校区で放課後子ども教室を実施 ■ 放課後児童クラブへの切れ目のない移行と適正な環境確保 関連施策推進 ■ 全小学校区での「放課後子どもプラン」の実施、		休業・弾力的勤務 ■ 3歳～小学校期における、短時間勤務の普及・促進 保育との連携 ■ 3歳未満の時期について就業希望者を育児休業と保育で切れ目なくカバーできる体制・仕組みの構築					現金給付 ■ 子育て世帯のニーズに対応した現金給付（と税制） 税・社保の優遇措置 ■ 子育て世帯のニーズに対応した（現金給付と）税制	家庭的養育 ■ 家庭的な環境における養護の充実、施設機能を見直し 暮らし方改革 ■ 働く人の健康が保持され、家族・友人との時間、自己啓発や地域活動へ参加する時間などを持てる豊かな社会の実現 ■ 子育てや介護が必要な時期など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方ができ公正な処遇が確保される社会の実現			
n next page												

P4 06.06-10.01	「新待機児童ゼロ作戦」について ※05.06.01 政府発表/自民・福田	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容						
		対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援			
						意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後	施設保育	
妊婦・出産支援	小児・母子健康支援	施設保育										
		<ul style="list-style-type: none"> 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略をとりまど 少子化は、我が国の活力にもかかわる問題であり、社会全体で取り組み、着実な効果がある。 	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> 希望するすべての人が安心して子供を預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体に取り組むため 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育サービスを量的に拡大するとともに、家庭的保育など保護者や地域の事情に応じた保育の提供手段の多様化を図る ●小学校就業後も引き続き放課後等の生活の場を確保するため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）にも施策対象を拡大する。 ●保育サービス及び放課後児童クラブについて、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大する。 ●子どもの健やかな育成と預ける保護者の安心の確保の観点から、一定の質が確保されたサービスの提供を保障する。 							<p>量的拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 3歳児未満児を中心として保育所の受け入れ児童数を拡大 <p>多様で柔軟な保育</p> <ul style="list-style-type: none"> 病児・病後児保育事業の充実 <p>人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士の質向上と人材の安定的確保のため研修等を充実 <p>事業所内保育</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所内保育事業への支援充実 <p>一体化・一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定子ども園の設置促進、幼稚園における預かり保育の充実 <p>利用者寄り添い</p> <ul style="list-style-type: none"> 同じ保育所に入所できるようにするなど多子世帯に配慮 <p>関連施策推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代法を改正し、地方公共団体において、女性就業率の高まりに応じて中長期的な需要を勘案し計画的に整備 保育所保育指針の改善・充実と、国・地方公共団体による保育の質向上アクションプランの策定 児童福祉法を改正し家庭的保育事業を制度化・普及・促進

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
			出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革								
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">クラブ・教室</div> <ul style="list-style-type: none"> ▪(放課後児童クラブについて)学校の余裕教室等を活用して留守家庭児童のための生活の場を確保し、放課後子ども教室推進事業と連携 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">質向上</div> <ul style="list-style-type: none"> ▪放課後児童クラブガイドラインに基づく質の高い放課後児童クラブの推進 									

施策の方針	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容			公的サービスを介した出産・子育て支援			
	対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			妊娠から出産まで			
					意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠・出産支援	出産後	施設保育	
P5 10.0-13.06 政権交代を機に、これまでの少子化対策を当事者自らの子ども・子育て支援として再構築することが謳われた時期である。非正規雇用の増加を含む雇用基盤の変化や、核家族化と地域のつな	子ども・子育てビジョン 閣議決定/民主・鳩山	・これまで進められてきた少子化対策の視点からは、真に子ども・若者のニーズや不安、将来への希望に答える政策を生み出すことはできなかった。わたしたちは当事者の目線、子ども・若者の育ち、そして子育てを支援することを第一に考え、個人が希望を普遍にかなえられるような教育・就労・生活の環境を社会全体で支援していかなくてはなりません。	(なし)	・子どもを大切に育てる社会をつくりたいとおもいます。それはわたしたち人間すべてが子どもである時代を経て、大人へと成長する存在だからです。子どもは社会の希望であり、未来の力です。子どもの笑顔があふれる社会は個人の希望や夢を大切にできる社会です。だからこそ社会全体で子供と子育てを応援していきたいと思えます。	①子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ (1) 子どもを社会全体で支え、ともに、教育職の確保 (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を ②妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ (4) 安心して妊娠・出産できるように (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように ③多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように ④男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現) (11)働き方の見直しを (12)仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を	人間性 ・子どもの生きる力を養い安心して学べる学校教育環境の整備 ・子どもの健康と安全を守る(こころの健康づくり、食育普及促進、子どもの事故防止等) ・文化・芸術・自然と触れ合う体験の提供による豊かな人間性の育成 意義理解 ・学校・家庭・地域における、多様な家族形態を踏まえつつ、生命の大切さや家庭の役割等について理解する取組を推進	若者の経済的安定 ・若者の就労支援(キャリア教育、職業教育、ジョブカフェ等) 困難からの自立 ・非正規雇用対策(正規への転換促進、待遇格差是正等) ・子ども・若者育成支援推進法に基づくニート・ひきこもり等の支援 ・ひとり親家庭の支援(子育て・生活支援、就業支援、経済的支援)	不妊治療支援 ・性別を問わない不妊治療支援(専門相談センター、経済的負担の軽減等) 相談支援 ・妊娠・出産・人工中絶等の相談支援体制の整備 周産期医療 ・周産期医療体制確保 ・妊娠検診(や出産)の経済的負担軽減 産科医療 ・(妊娠検診や)出産の経済的負担軽減 ・新生児集中管理室の整備	小児医療 ・小児医療体制の整備と一定窓口負担の実現	量的拡大 ・潜在的ニーズ充足も視野に入れた保育所待機児童解消 質向上 ・(幼児教育と)保育の質向上 多様で柔軟な保育 ・多様なサービスの充実(延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育、事業所内保育等) 要配慮児童支援 ・障害・発達障害のある子どもへの(教育と)保育等の支援 一体化・一元化 ・保育制度改革を含む新たな次世代育成支援の包括的・一元的制度の検討(地域分権の観点を導入) ・新制度に合わせ給付体系、幼保一体化(認定こども園在り方等)についても検討 保育機能維持 ・人口減少地域における保育機能維持	
	子ども・子育て新システムの基本制度について 少子化社会対策会議決定/民主・野田	・子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である。 ・核家族化や地域による希望の希薄化による家庭や地域の子育て力・教育力の低下 ・かつては家族や地域が担っていた子育てに関する支え合いの機能や、企業による日本型の生活保障機能が低下している	・(東日本大震災をふまえ)子ども・子育て支援についても、こうした助け合いの気持ちを確かなものとして国民が共有し、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築しなければならぬ。	①市町村、都道府県、国の役割 ②給付設計 ③幼保一体化 ④子ども・子育て支援事業(仮称)に対する支援 ⑤子ども・子育て包括交付金(仮称)等 ⑥子ども・子育て会議(仮称) ⑦費用負担 ⑧制度施行後の見直し	①市町村、都道府県、国の役割 ②給付設計 ③幼保一体化 ④子ども・子育て支援事業(仮称)に対する支援 ⑤子ども・子育て包括交付金(仮称)等 ⑥子ども・子育て会議(仮称) ⑦費用負担 ⑧制度施行後の見直し	①市町村、都道府県、国の役割 ②給付設計 ③幼保一体化 ④子ども・子育て支援事業(仮称)に対する支援 ⑤子ども・子育て包括交付金(仮称)等 ⑥子ども・子育て会議(仮称) ⑦費用負担 ⑧制度施行後の見直し	①市町村、都道府県、国の役割 ②給付設計 ③幼保一体化 ④子ども・子育て支援事業(仮称)に対する支援 ⑤子ども・子育て包括交付金(仮称)等 ⑥子ども・子育て会議(仮称) ⑦費用負担 ⑧制度施行後の見直し	①市町村、都道府県、国の役割 ②給付設計 ③幼保一体化 ④子ども・子育て支援事業(仮称)に対する支援 ⑤子ども・子育て包括交付金(仮称)等 ⑥子ども・子育て会議(仮称) ⑦費用負担 ⑧制度施行後の見直し	①市町村、都道府県、国の役割 ②給付設計 ③幼保一体化 ④子ども・子育て支援事業(仮称)に対する支援 ⑤子ども・子育て包括交付金(仮称)等 ⑥子ども・子育て会議(仮称) ⑦費用負担 ⑧制度施行後の見直し	①市町村、都道府県、国の役割 ②給付設計 ③幼保一体化 ④子ども・子育て支援事業(仮称)に対する支援 ⑤子ども・子育て包括交付金(仮称)等 ⑥子ども・子育て会議(仮称) ⑦費用負担 ⑧制度施行後の見直し	①市町村、都道府県、国の役割 ②給付設計 ③幼保一体化 ④子ども・子育て支援事業(仮称)に対する支援 ⑤子ども・子育て包括交付金(仮称)等 ⑥子ども・子育て会議(仮称) ⑦費用負担 ⑧制度施行後の見直し

continued o

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した出産・子育て支援		家計を介した出産・子育て支援	その他
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革	産後・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	良質な住宅供給	子育て費用軽減	家庭の養育	
在宅児・家族支援 ・地域における子育て支援の充実（地域子育て支援拠点の設置促進、ファミリー・サポート・センターの普及促進等） 要配慮家庭支援 ・障害のある子どものライフステージに合わせた一貫支援強化 ・定住外国人の子ども等特に配慮が必要な子どもたちの支援 子育て初期支援 ・地域における子育て支援の充実（乳児の全戸訪問等） 児童虐待対応 ・児童虐待の防止 地域資源活用 ・地域における子育て支援の充実（空き店舗や余剰教室の活用等）	関連施策推進 ・放課後子どもプランの推進	幼児教育 ・幼児教育（と保育）の質向上 要配慮生徒支援 ・障害・発達障害のある子どもへの教育（と保育）等の支援	企業風土の是正 ・企業における経営者等の意識改革、積極的取組の見える化による取組推進（社会的評価推進等） 不利益取扱禁止 ・育児休業制度等の両立支援制度の普及・定着と継続就業支援（妊娠・出産等への不利益取扱いの禁止等） 休業・弾力的勤務 ・男性の子育てへの関わり促進（男性の育児休業の取得促進等） ・育児休業制度等の両立支援制度の普及・定着と継続就業支援（育児休業や短時間勤務等が容易な職場環境整備、育児休業中の経済的支援等） 子育て後再就職 ・子育て女性等の再就職支援	有給休業促進 ・働き方見直しにむけた環境整備（有給休暇の促進等） 長時間労働の是正 ・働き方見直しにむけた環境整備（長時間労働の抑制等） 多様な働き方 ・働き方見直しにむけた環境整備（ライフスタイルに合わせた働き方推進、テレワーク推進等） 性別役割分業の是正 ・男女雇用機会均等の確保、同一価値労働同一賃金にむけた均等・均衡待遇の推進		学校教育参画 ・地域ぐるみで教育に取り組む環境整備（学校支援地域本部・放課後子ども教室への参画） 子育て支援・交流 ・地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流の促進（NPO支援、ボランティア育成、高齢者等の人材活用等）		良質な住宅供給 ・子育てに適したゆとりある（住宅・）居住環境確保（良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進等） 家族団圓の住環境 ・子育てに適したゆとりある住宅（公的賃貸住宅と子育て支援施設の一體的整備の推進等） 子連れに優しい環境 ・安全に安心して暮らせる子育てバリアフリー等の推進（建築物・公共交通機関・公園等のバリアフリー化、道路交通環境整備等） 子ども目線 ・安全に安心して暮らせる子育てバリアフリー等の推進（子ども目線のものづくり推進等）	子育て費用軽減 ・子ども園給付（仮称）の創設	家庭の養育 ・家庭的養育の拡充（里親やファミリーホームの促進、施設のケア単位の小規模化等）	
在宅児・家族支援 ・家庭における養育支援の充実 ・子供や家庭の状況に応じた子ども・子育て支援								子育て費用軽減 ・子ども園給付（仮称）の創設	租税優待・予算確保 ・国庫負担金および国庫補助金による市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の創設 ・子ども・子育て会議（仮称）の設置（地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者、有識者） 地方自治体 ・要養護児童、障害児等を含む地域の子ども・子育て家庭への養育施設における市町村、都道府県の連携確保 ・市町村による要養護児童、障害児等を含む地域の学校教育・保育の需要見込み・提供計画、および利用調整 ・虐待予防が必要な場面等における市町村の介入 ・保育措置における市町村による運用、都道府県等との連携 ・子どもへの一般施策における市町村による運用、都道府県等との連携 ・市町村を主体とする子ども・子育て支援給付、子ども・子育て支援事業の実施		
n next page											

P5 10.0-13.06	施策の方針 子どもの子育て支援法、子ども・子育て関連3法	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容							
		対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援				
						意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後	妊娠・出産支援	小児・母子健康支援	施設保育
		・2012年三党合意（社会保障・税の一体改革について、社会保障に要する費用の主な財源となる消費税（国分）の充当先が、従来の高齢者向けの3経費（基礎年金、老人医療、介護）から、少子化対策を含む社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）に拡大、消費税増税へ（8%）											
	アベノミクス 第2次安倍の経済政策												
	待機児童解消加速化プラン 2013.04 内閣府策定／自民・安田	・2年後の子ども・子育て支援新制度の施行											質向上 ・認可移行を目指す認可外保育施設への移行支援 多様で柔軟な保育 ・小規模保育、幼稚園での長時間預かり保育等の先取り支援 人材確保 ・潜在保育士の復帰促進と他業種移転防止 ・認可外施設の無資格者の保育士資格取得支援 民間活力導入 ・民間を含む多様な主体によるスピード感のある保育施設整備 多様な立地 ・国有地等の活用 ・民有地のマッチング事業の導入 事業所内保育 ・事業所内保育施設の助成要件緩和 利用者寄り添い ・利用者への先取り支援（施設・事業とのマッチング）

施策の方針	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容							
	対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し				公的サービスを介した出産・子育て支援			
					意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後	妊娠・出産支援	小児・母子健康支援	施設保育
P6 13.06-14.11 第2次ベビーブーム世代による出生数増が到来せず、今計特殊出生率が依然低いままであることを受け、少子化対策を急務としたステージに高めることが目指された時期である。従前の施策の継続を含みながらも、「結婚・妊娠・出産」が初めて施策の半軸の1つに位置づけられ、新卒若年世代や子育て世代の就業支援、妊娠・出産に関する相談提供・啓蒙の検討が加わるなどの強化がなされた。	少子化危機突破のための緊急対策 ・少子化等による人口構造の変化は、我が国の社会経済システムにも深く関係する問題であり、直接的には年金、医療、介護に係る経費など社会保障費用の増大を招くとともに、経済成長への深刻な影響も懸念されるという点で、社会的課題であるということを念頭に置いた対策が必要である。	・子育て支援と働き方改革（待機児童解消、長時間労働の抑制） ・「結婚・妊娠・出産」に係る課題	・従来の取組の成果と課題、地域の実情やニーズを踏まえ、少子化対策の重要性に関して国民的な認識の醸成に努めつつ、「少子化危機」を克服するために少子化対策を「新たなステージ」に高める観点から、	① 「子育て支援」の強化 (1)「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行 (2)「待機児童解消加速化プラン」の推進 (3)多子世帯への支援 (4)地域・職場の「子育て支援ネットワーク」 ② 働き方改革の強化 (1)子育てと仕事の「両立支援」 (2)中小企業の両立支援促進 (3)企業による「女性登用」の促進 (4)ロールモデル等の普及 (5)男性の働き方の見直し ③ 結婚・妊娠・出産支援 (1)結婚・妊娠・出産支援の「全国展開」 (2)妊娠・出産等に関する情報提供、啓蒙普及 (3)地域の「相談・支援拠点」づくり (4)「産後ケア」の強化 (5)地域医療体制（産科・小児医療）の整備 (6)不妊治療に対する支援 ④ 国民的な認識醸成と地域プランへの支援 (1)国民への情報発信と政府による着実な施策実行 (2)「地域・少子化危機突破プラン」の推進 ⑤ 制度・財源面の対応 (1)子ども・子育て支援新制度等の財源確保 (2)「次世代育成支援対策推進法」の延長・強化の検討	人間性 ・地域の青年活動等の促進等 意義理解 ・中高生が乳幼児と出会い触れ合う機会の推進 ライフデザイン ・男女を対象にした、妊娠・出産等に関する適切な情報提供・啓蒙について検討する研究班を設置	困難からの自立 ・自立に向けた支援、正規雇用化やキャリア形成等の支援継続	新婚生活支援 ・新婚世帯への経済面等の支援を検討 地域・職場ごと ・地域や職場に向けた結婚（妊娠・出産）支援の情報共有、先進事例等の表彰	不妊治療支援 ・不妊治療に対する支援の検討・実施 産科医療 ・地域の産科（小児科）医療体制整備のため地域医療・医師の確保 地域・職場ごと ・地域や職場に向けた（結婚・）妊娠・出産支援の情報共有、先進事例等の表彰 利便性向上 ・地域の相談支援拠点の周知、利便性（電話・メール相談体制充実）・気軽さ向上	事業所内保育 ・地域や職場の子育て支援推進、親間・世代間交流促進（事業所内保育支援等） 関連施策推進 ・待機児童解消加速化プランの推進 ・保育緊急確保事業の実施			
	少子化危機突破のための緊急提言 ・「内閣府特命チーム取りまとめ」/「自民・安倍」 ・政府において「少子化危機突破のための緊急対策」を決定した。その後も、政策推進チームを設置し、「緊急対策」を具体的なかつ強力に進めるべく議論を進めており、今後、消費税引上げに伴う経済対策及び平成26年度予算編成を前に、以下の緊急提言を行うこととした。政府においては、この「緊急提言」を踏まえ、実効性ある少子化対策の実現に取り組まれない。	(なし)	(なし)	① 都道府県に少子化危機突破基金を創設する ② 次世代育成支援対策推進法を延長・強化する ③ 「残業ゼロ」に向けた長時間労働の抑制 ④ 若者の雇用対策充実と地域活性化 ⑤ 子育て支援の充実 ⑥ 子育てを支援する税制の検討等	若者の経済的安定 ・若者の雇用対策充実と地域活性化				関連施策推進 ・保育緊急確保事業、待機児童解消加速化プランによる子育て支援の充実			

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
			出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
家庭内養育支援 子育て初期支援 ・産院退院後の母子への早期接触・支援（電話相談等の産後早期ケアの強化、産後レスパイト型事業、活動していない助産師等を活用した相談対応、シニア世代を活用した産後パートナー事業の試験的導入・検証） 要配慮家庭支援 ・特に支援が必要な子どもが健やかに育つ環境づくり（障害のある子どものライフステージに応じた一貫的支援、児童虐待に対する相談・支援体制強化、里親委託やファミリーホーム推進、児童養護施設等の小規模化等） 地域・職場主体 ・地域や職場の子育て支援推進、親間・世代間交流促進（スポーツや文化芸術等を基盤とする子育て支援ネットワーク、企業・NPO等の連携による子育て支援事業、地域コミュニティの子育て支援拠点確保等）	放課後児童対策	教育改革	休業・弾力的勤務 ・3歳児期まで、男女とも育児休業・短時間勤務を取得しやすい環境整備働きかけ ・パート・非正規労働者も育児休業を取れる職場環境を整備 中小企業補助 ・中小企業の取組支援のため、育児復帰支援プラン（仮称）・代替要員確保を助成 ・中小企業における好事例を普及 関連施策推進 ・現行の育児・介護休業法の趣旨徹底化	長時間労働の是正 ・子育てと仕事の両立を可能にする働き方改革（長時間労働抑制等） 多様な働き方 ・子育てと仕事の両立を可能にする働き方改革（テレワーク活用等） ・子育て期をはじめ男性の働き方見直し（ワーク・ライフ・バランス施策） 女性・若者活躍 ・役員・管理職等への女性の登用に関する情報開示働きかけ ・上場企業において役員に1人は女性を登用するよう働きかけ ・女性のキャリア形成についてロールモデルやメンターの普及、女性労働者への教育訓練機会の拡充				国民運動・キャンペーン ・地域や職場の子育て支援推進、親間・世代間交流促進（企業・店舗等が参加する子育て支援のためのパスポート事業等）	子育て費用軽減 ・多子世帯、特に3人以上世帯に対する多様な子育て費用負担軽減策	組織編成・予算確保 ・消費増税分を含めた財源確保 地方自治体 ・地方自治体から公募した地域の実状に即したモデル的取組を集中支援、成果を全国に共有 ・地域の多様な取組に対する、安心こども基金等を活用した財政的支援を検討 関連施策推進 ・子ども・子育て関連3法の新制度の着実・円滑な施行のため、子ども・子育て会議を中心として総合的な子育て支援体制を整備 ・次世代育成支援対策推進法の延長・強化を検討 危機感の共有 ・地域や職場、特に企業経営者や自治体首長に対する、少子化危機の状況・必要性の認識を深める情報発信 国民の理解 ・国民の理解を得ながら着実に実行
				長時間労働の是正 ・残業ゼロに向けた長時間労働の抑制、企業トップの意識改革				税・社保の優遇措置 ・子育てを支援する税制の検討（くまみん税制の延長・拡充、子育て支出の所得控除等）	税・社保の優遇措置 ・子ども・子育てを支援する税制の検討（くまみん税制の延長・拡充、子育て支出の所得控除等）	実態把握と改善 ・多子世帯支援の実態把握、更なる取組の検討 地方自治体 ・地域の実状に合わせた切れ目のない支援を後押しする、都道府県における少子化危機突破基金の創設 関連施策推進 ・次世代育成支援対策推進法の延長・強化 ・子ども・子育て支援新制度に基づく、地域の実情に即した子育て支援

施策の方針	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容					
	対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援		
					意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後	
P7 15.03-16.06 少子化・人口減少が深刻な地域として打ち立てられた地域課題の解決、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現を目指す国家戦略に包摂されることとなった(ひとの創生)。	まち・ひと・しごと創生法 (なし)	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> 人口急減・超高齢化に対応する3つの視点による魅力あふれる地方の創生 	<ul style="list-style-type: none"> 東京一極集中の是正 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現 地域の特性に即した地域課題の解決 					妊娠から出産まで 妊娠・出産支援	出産後 小児・母子健康支援 施設保育
	まち・ひと・しごと創生法 長期ビジョン・総合戦略 (なし)	(なし)	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> しごとの創生 ひとの創生(少子化対策を一部含む) まちの創生 	若者の経済的安定 <ul style="list-style-type: none"> 若い世代の経済的安定(若者雇用対策・正社員実現加速プロジェクトの推進) 	関連施策推進 <ul style="list-style-type: none"> 少子化社会対策大綱と連携した結婚(・妊娠・出産・子育て)支援の推進 	周産期医療 <ul style="list-style-type: none"> (小児医療・)周産期医療の確保 地域における助産師の活用支援 子育て包括支援(子育て支援包括支援センターの整備等) 	小児医療 <ul style="list-style-type: none"> 小児医療(・周産期医療)の確保 		
	2015(3) 少子化社会対策大綱 (なし)	<ul style="list-style-type: none"> 少子化社会は、個人にとっては、結婚や出産を希望しても、実現が困難な社会である。と企業・国家にとっても、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担増加、経済や市場の規模の縮小や経済成長率の低下など、個人・地域・企業・国家に至るまで、多大な影響を及ぼす。現在の少子化の状況は、我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない危機的状況にある。 未婚化・晩婚化の進行や第1子出産年齢の上昇、長時間労働、子育て中の孤立感や負担感が大きいことなど、様々な要因 それ以前の段階で行政による支援の充実に加え、結婚、妊娠、子供・子育てを大切にすると意識が社会全体で深く共有され、行動に表れることで、若い世代が、結婚、妊娠、出産、子育てに対し、より前向きに考えられるようになる。結婚、妊娠、出産、子育てに温かい社会の実現に向けて、社会全体で行動を起こすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援施策を一層充実させる。(1)子ども・子育て支援新制度の円滑な実施(2)待機児童の解消(3)「小1の壁」の打破 若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する。(1)経済的基盤の安定(2)結婚に対する取組支援 多子世帯へ一層の配慮を行い、3人以上子供が持てる環境を整備する。(1)子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担軽減(2)社会の全ての構成員による多子世帯への配慮の促進 男女の働き方改革を進める。(1)男性の意識・行動改革(2)「ワーク・ライフ・バランス」・「女性の活躍」の推進 地域の実情に即した取組を強化する。(1)地域の強みを活かした取組支援(2)「地方創生」と連携した取組の推進 	ライフデザイン 将来のライフデザインに役立つ、妊娠や出産などの医学的・科学的に正しい知識・情報を適切な時期(学校教育、家庭、地域、社会人段階)に提供する取組の充実	若者の経済的安定 <ul style="list-style-type: none"> 若者の経済的基盤の安定支援(若者の雇用安定等) 困難からの自立 若者の経済的基盤の安定支援(高齢世代から若者世代への経済的支援促進等) 	地域・職場ごと <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体、商工会議所などの結婚支援充実(適切な出会いの機会創出・後押し等) 	産科医療 <ul style="list-style-type: none"> 高齢出産を考慮した母体や子どもへのリスク軽減(産休中の負担軽減・産後ケアの充実、子育て世代包括支援センター等による切れ目のない支援体制構築) 	小児医療 <ul style="list-style-type: none"> 小児医療の充実 	関連施策推進 <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度(2015.4-)の円滑な施行による、(幼児教育・)保育(・地域の子育て支援)の量的緩和と質向上(住民ニーズや地域の実情を考慮) 待機児童解消加速化プランに基づく、潜在的保育ニーズにも対応した保育所等整備と、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)の活用 保育士確保プランに基づく、保育士確保 	
	子ども・子育て支援新制度 (なし)	(なし)	(なし)	(なし)						事業所内保育 <ul style="list-style-type: none"> 事業所内保育の助成援助

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
			出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革								
子育て包括支援 ・妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援(子育て支援包括支援センターの整備等) 関連施策推進 ・少子化社会対策大綱と連携した(結婚・妊娠・出産・)子育て支援の推進	関連施策推進 ・放課後子どもプランに基づく小1の壁打破			長時間労働の是正 ・長時間労働の見直し(育児休業の取得促進、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、企業の先進的取組の普及支援等) 多様な働き方 ・勤務地や職務を限定した多様な正社員の普及 ・転勤の実態調査を含む働き方の見直し	三世代同居・近居 ・三世代同居・近居の希望実現支援 他世代からの支援 ・祖父母・親世代による支援促進(資産の早期移転、子・孫の結婚・妊娠・出産・子育て支援の税制優遇等)		多子世帯支援 ・社会全体で多子世帯を支援する仕組み構築		子育て費用軽減 ・子育てや教育の費用負担軽減 組織編成・予算確保 ・内閣府子ども・子育て本部を中心とした少子化対策の一元的支援体制	
関連施策推進 ・子ども・子育て支援新制度(2015.4-)の円滑な施行による、(幼児教育・保育、)地域の子育て支援の量的緩和と質向上(住民ニーズや地域の実情を考慮)	関連施策推進 ・放課後子ども総合プランに基づく小1の壁打破と人材育成	関連施策推進 ・子ども・子育て支援新制度(2015.4-)の円滑な施行による、幼児教育(・保育、地域の子育て支援)の量的緩和と質向上(住民ニーズや地域の実情を考慮)	休業・弾力的勤務 ・実効性の高い方策推進(出産直後の男性の育児休業取得の促進等) ・ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備(育児休業・短時間勤務がしやすい職場環境の整備等)	長時間労働の是正 ・長時間労働の是正、経営者・管理職の意識改革(人事評価制度の見直し等) 多様な働き方 ・結婚・妊娠・出産、子育ての各段階で、望むタイミングで望む働き方ができる環境整備(子どもを持ちながら働くロールモデル提示) 非正規の処遇改善 ・結婚・妊娠・出産、子育ての各段階で、望むタイミングで望む働き方ができる環境整備(正社員化促進、処遇改善) 女性・若者活躍 ・若い世代が安心して働ける職場創出(地方創生と連携した地域の雇用創出等)	三世代同居・近居 ・多様な主体による子や孫育てに係る支援の充実による子育てしやすい環境整備(三世代同居・近居の促進等)		国民運動・キャンペーン ・結婚や子育ての喜びを実感できる環境整備(現役世代を社会全体で支える姿勢の明示、理解を促す情報発信の充実等) ・妊娠中や子ども連れの外出がしやすい環境整備(子ども連れへのお得なサービス提供の全国展開) ハラスメント防止 ・マタニティハラスメント・パタニティハラスメント防止の取組充実 多子世帯支援 ・社会の全ての構成員の協力による多子世帯への一層の配慮・優遇措置の促進(地方自治体、企業、公共交通機関等)	子育てに優しい環境 ・妊娠中や子ども連れの外出がしやすい環境整備(マタニティマーク・ベビーマークの普及等のバリアフリー化) 子どもの安全 ・地域の安全向上	子育て費用軽減 ・多子世帯や若者子育て世帯に対する様々な面での経済的負担軽減(子育て、保育、教育、住居等) ・教育を含む子育ての経済的負担の緩和	地方自治体 ・地域の強みを活かした取組の支援、先進事例の全国展開(出生率の高さ、三世代同居やワーク・ライフ・バランスの実現しやすい等) ・地方創生との連携を意識した、国と地方自治体の緊密な連携

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
			出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
家庭内養育支援 児童虐待対応 児童虐待への社会全体での対応（児童相談所の専門性強化、予防から自立支援までの総合的対策、児童保護手続きにおける裁判所の関与や特別養子縁組制度の利用促進等について検討）	放課後児童対策 クラブ・教室 共働き家庭等の小1の壁打破（追加受け皿追加、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の連携・一体実施） 放課後以降 地方自治体による放課後児童クラブ等以降の居場所づくり支援（生活習慣の習得・学習支援、食事提供等） 人材育成 次代の人材育成	教育改革 要配慮生徒支援 特別な配慮を必要とする児童生徒への学校指導体制確保・教育相談機能強化（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等） いじめや発達障害等の事情で登校の子どものため学校外での学び支援（フリースクール、夜間中学位置促進等） 経済的理由や家庭の事情を抱える子どもの学習支援（大学生や元教員等地域住民の協力、ICTの活用による地域未来塾） 養護施設や里親の下で育った子どもの進学支援	不妊治療との両立 不妊治療をしながら働く人の実態調査に基づく支援検討 職場内託児施設 企業主導型保育事業開始による事業所内保育所新設推進	長時間労働の是正 長時間労働の是正 性別役割分業の是正 男性の家事・育児・介護等への主体的参画促進 女性・若者活躍 女性活躍（育児後復職の一層支援、大学・専修学校等での実践的学び直し機会の提供、マザーハローワーク事業の強化、企業における行動計画の策定・情報公表等推進、国の調達におけるワーク・ライフ・バランス加算） 女性が働きやすい環境整備（多様な正社員、テレワーク普及、セクハラ・マタハラ防止） 女性リーダー育成推進、女性起業家支援	三世代同居・近居 三世代同居・近居をしやすい環境づくりの推進（子育て世帯と親世代との近居支援、三世代同居に対応した優良な住宅の整備、リフォーム支援）			良質な住宅供給 空き家や民間賃貸住宅を活用した若者世帯・子育て世帯の住宅支援の仕組み構築	子育て費用軽減 幼児教育の無償化拡大（低所得世帯の第2子半額、第3子以降無償） 希望すれば誰もが大学や専修学校等に進学できるような奨学金制度拡充 現金給付 ひとり親家庭への児童扶養手当機能の充実（第2子・第3子以降の22年ぶり加算増額）	旧姓使用への配慮 マイナンバーカードの旧姓併記を可能に 多様性受入れ 社会全体が多様性を受け入れる環境づくり（性的指向、性自認についての理解促進） 団塊ジュニア 団塊ジュニア世代の重要性を踏まえた多子世帯支援推進
n next page										

施策の方針	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容					
	対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援		
					意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後	
					意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠・出産支援	小児・母子健康支援	施設保育
P8 16.06-20.05 働き方改革実行計画 自民・公明（実現会議決定）	■すなわち、働き方改革は、社会問題であるとともに、経済問題であり、日本経済の潜在成長力の底上げにもつながる、第三の矢・構造改革の柱となる改革である。（第一の矢？）	(なし)	・誰もが生きがいを持って、その能力を最大限発揮できる社会を創ることが必要である。一億総活躍の明るい未来を切り拓くことができれば、少子高齢化に伴う様々な課題も克服可能となる。家庭環境や事情は、人それぞれ異なる。誰もがやりたいと願っても、画一的な労働制度、保育や介護との両立困難など様々な壁が立ちはたかす。こうした壁を一つひとつ取り除く。これが、一億総活躍の国創りである。	①同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善 ②賃金引上げと労働生産性向上 ③原則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の定正 ④柔軟な働き方がしやすい環境整備 ⑤女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備 ⑥病気の治療と仕事の両立 ⑦子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労や介護との両立困難など様々な壁が立ちはたかす。こうした壁を一つひとつ取り除く。これが、一億総活躍の国創りである。						
	■(第二の矢)	(なし)	・「M字カーブ」を解消するため	①保育の受け皿の拡大～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～ ②保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～ ③保護者への「寄り添う支援」の普及促進～更なる市区町村による保護者支援を行う～ ④保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～ ⑤持続可能な保育制度の確立 ⑥保育と連携した「働き方改革」～ニーズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～						量的拡大 ■保育の受け皿拡大（都市部賃借料補助、大規模マンション内設置促進、幼稚園の2歳児受け入れ・預かり保育推進、企業主導型保育の地域特設等、国有地・都市公園・郵便局・余裕教室等の活用、家庭的保育の地域連携普及・小規模保育・病児保育等多様な受け皿確保、市区町村の取組状況公表、広域的保育等利便事業の活用促進） 質向上 ■保育の質確保（地方単独保育施設の利用料支援、認可外施設の事故報告等と情報公表推進、災害共済給付の企業主導型・認可外への対象拡大） 人材確保 ■保育人材確保（処遇改善とキャリアアップの仕組み構築、保育補助者からの雇い上げ支援拡充、保育士の子どもの預かり支援推進、業務負担軽減支援） 行政の役割 ■持続可能な保育制度（保育実施のため安定財源確保）
continued o										

			職場を介した出産・子育て支援	若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他	
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革	出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援		
				<p>長時間労働の是正</p> <ul style="list-style-type: none"> 長時間労働の是正（時間外労働の上限規制、パワハラ・メンタルヘルス対策、勤務時間インターバル制度） <p>賃金・生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金引上げと労働生産性向上 <p>多様な働き方</p> <ul style="list-style-type: none"> 柔軟な働き方がしやすい環境整備（雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援、非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手支援、副業・兼業推進へのガイドライン・モデル就業規則検討） <p>非正規の処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 非正規雇用の処遇改善（同一労働同一賃金） <p>流動的労働市場</p> <ul style="list-style-type: none"> 転職・再就職支援（企業支援、職業能力・職場情報見える化） <p>性別役割分業の是正</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て・介護等と仕事の両立支援の充実・活用（男性の子育て・介護参加促進等） <p>女性・若者活躍</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性・若者の活躍しやすい環境整備（学び直し支援等の充実、多様な女性活躍推進、就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備） <p>病氣治療との両立</p> <ul style="list-style-type: none"> 病氣と仕事の両立支援（会社の意識改革と受け入れ体制整備、トライアングル型支援等推進、産業医・産業保健機能の強化） <p>障がい者・高齢者</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者等の希望や能力を活かす就労支援 高齢者の就業促進 <p>外国人材受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人材受入れ <p>行政の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> 10年先までのロードマップ 					<p>子育て費用軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰にでもチャンスがある教育環境整備（奨学金、無償化） 	
<p>保護者寄り添い</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者に寄り添う支援促進（保育コンシェルジュの出張相談等支援拡大、待機児童数調査の適正化） 			<p>不妊治療との両立</p> <ul style="list-style-type: none"> 男性による育児促進 育児休業制度について総合的に検討する研究会 							
n next page										

施策の方針	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容									
	対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援						
					意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後	施設保育				
P8 16.06-20.05	新しい経済政策パッケージ <small>2016年閣議決定/自民・安倍</small>	<ul style="list-style-type: none"> この5年間、アベノミクス「改革の矢」を打ち続けたことで、我が国経済の停滞を打破することができた。…この経済の成長軌道を確かなものとし、持続的な経済成長を成し遂げるための鍵は、少子高齢化への対応である。 	<ul style="list-style-type: none"> 一億総活躍社会の未来を切り開くことができれば少子高齢化の課題も必ず克服できる。そうした強い決意の下、現実には立ちどころ様々な壁を一つ一つ取り除いていく 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障制度をお年寄りも若者も安心して暮らせる全世代型へと改革し、子育て、介護などの現役世代の不安を解消し、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指す。 力強い資金アップと投資を後押しすることで、デフレ脱却を確実なものとし、名目GDP600兆円の実現を目指す。 成長し富を生み出し、それが国民に広く均富され、多くの人たちがその成長を享受できるという成長と分配の好循環を確立し、力強く成長していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 人づくり革命 生産性革命 現下の追加的財政需要への対応 								<ul style="list-style-type: none"> 量的拡大 待機児童の解消 人材確保 保育士の処遇改善 関連施策推進 子育て安心プランの前倒し実施 	
	人づくり革命基本構想 <small>2018年閣議決定/自民・安倍</small>	<ul style="list-style-type: none"> 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）及び人生100年時代構想会議中間報告に明記された事項に加え、下記の政策を実施する。 	(なし)	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育の無償化 高等教育の無償化 大学改革 リカレント教育 高齢者雇用の促進 								<ul style="list-style-type: none"> 質向上 認可外施設への移行支援の強化検討 	
	子ども・子育て支援法改正 <small>2018年閣議決定/自民・安倍</small>	<ul style="list-style-type: none"> 保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の一部に充てることとするなど 												
	新・放課後子ども総合プラン <small>2018年閣議決定/自民・安倍</small>	<ul style="list-style-type: none"> 近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれている。そのため、「待機児童」を解消し、「小1の壁」を打破するためには、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠となっている。 	(なし)	(なし)	(なし)									
	子ども・子育て支援法改正 <small>2019年閣議決定/自民・安倍</small>	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい経済政策パッケージ」の決定に基づく教育の無償化の実施に向けて、2019年通常国会（第198回国会）において、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）及び「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）が成立した。これを受けて、幼児教育・保育の無償化（2019年10月～）及び低所得者世帯に対する高等教育の就学支援新制度（2020年4月～）が実施されている。なお、これらの実施にあたっては、消費税率10%への引上げ（2019年10月～）による財源を活用している。 												
continued o														

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
			出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革							子育て費用軽減 <ul style="list-style-type: none"> 3～5歳の全ての子ども、0～2歳の住民税非課税世帯の無償化範囲を第2子以降から全ての子どもへ拡大 住民税非課税世帯の進学支援(大学・短大・高専・専門学校の授業料減免、給付型奨学金拡充等) 年収590万円以下世帯の私立高校実質無償化 	
	関連施策推進 <ul style="list-style-type: none"> 放課後子どもプランを拡張した新プランの策定 	職業教育推進 <ul style="list-style-type: none"> 高専・専門学校での実践的職業教育の推進 大学改革 <ul style="list-style-type: none"> 大学改革(各大学の役割・機能明確化、質向上、学生の能力・付加価値の見える化・経営力強化、大学の連携・統合) 		流動的労働市場 <ul style="list-style-type: none"> キャリアアップ・キャリアチェンジのためのリカレント教育 					子育て費用軽減 <ul style="list-style-type: none"> 3～5歳の全ての子ども、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの幼稚園・保育園・認定こども園無償化 認可外保育施設の条件付無償化 就学前障害児通園施設の無償化 住民税非課税世帯の高等教育無償化(大学・短大・高専・専門学校の授業料減免、給付型奨学金拡充等) 	
										組織編成・予算確保 <ul style="list-style-type: none"> 一般業主供出金の上限引き上げ
	クラブ・教室 <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブ・放課後子供教室の継続的な整備・連携 									
									子育て費用軽減 <ul style="list-style-type: none"> 消費税(10%)増税分を財源とした幼児教育・保育無償化、低所得世帯への高等教育就学支援新制度 	
n next page										

P8 16.06-20.05	創生総合戦略 第2期まち・ひと・しごと 創生総合戦略	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容					
		対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援		
						意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後	
						意識理解	若者の経済的安定	結婚支援	周産期医療	小児・母子健康支援	施設保育
		<p>地方においては、地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が縮小し地方の経済が縮小するなど、様々な社会的・経済的な課題が生じている。この状況が継続すると、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が更に人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることとなる。</p> <p>人口減少により都市機能を維持することが困難となり、地域の魅力・活力を低下させ、更なる人口流出を招くおそれがある。中山間地域や農山漁村等においては、日常の買い物や医療など地域住民の生活に不可欠な生活サービスの維持・確保が困難になるおそれがある。</p> <p>東京圏にひとが一極集中している状態では、首都圏下地震などの巨大災害による直接的な被害が大きくなるだけでなく、日本経済・社会全体が大きなダメージを受けることとなる。</p>	(なし)	<p>結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、文化や歴史、街並み等を活かした「暮らしやすさ」を追求し、地方の魅力を活かし、ひとが集う地域を構築することを目的とする。</p> <p>観光、農業、製造業など、地域ごとの特性を活かして域外から稼ぐとともに、域外から稼いだ資金を地域発のイノベーションや地域企業への投資につなげる等、地域の関わりを促進させることにより、地域経済を強くしていく。</p> <p>基本目標 ①稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする ②地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる(少子化対策) ④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる</p> <p>横断的な目標 ①多様な人材の活躍を推進する ②新しい時代の流れを力にする</p>	<p>結婚・出産・子育てしやすい環境の整備 (1) 結婚・出産・子育ての支援 (2) 仕事と子育ての両立 (3) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現 (4) 女性活躍の推進 (5) 地域の実情に応じた取組(地域アプローチ)の推進</p>	<p>乳幼児との触れ合い体験の実施支援 ライフデザイン 中高生や若い世代向けのライフデザインセンター</p>	<p>若い世代の経済的基盤安定(新卒者への就職支援、フリーター等の正社員化支援等)</p>	<p>結婚支援センター、マッチングシステムの運営、結婚支援ボランティアの育成・ネットワーク化</p>	<p>地域の周産期医療体制の確保(産科医不在医療圏の解消、産科医の育成・増加等) 子育て包括支援(妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援(子育て世代包括支援センターの整備))</p>	<p>小児・母子健康支援</p>	<p>人材確保 保育人材確保 関連施策推進 ニッポン1億総活躍プランに基づく保育士等の処遇改善 子育て安心プランに基づく待機児童解消</p>
	委員会 2020.03/自民・安部 「選択する未来20」										
	大学の支援に関する法律 2020.04/自民・安部										

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革	出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
子育て包括支援 ・妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援(子育て世代包括支援センターの整備)			休業・弾力的勤務 ・ワーク・ライフ・バランスの実現(育児と仕事が両立できる職場環境づくり支援、男性の育児休業取得促進等)	長時間労働の是正 ・ワーク・ライフ・バランスの実現(時間外労働の上限規制促進、企業への働きかけ等による長時間労働見直し、積極的な企業の公共調達等での優遇等) 多様な働き方 ・ワーク・ライフ・バランスの実現(テレワーク等による時間・場所を有効活用する柔軟な働き方の普及・促進、積極的な企業の公共調達等での優遇等) 性別役割分業の是正 ・男性の育児参画促進セミナー開催等の支援 女性・若者活躍 ・女性の活躍推進(都道府県と地方公共団体の連携を推進・企業向け相談窓口を整備、女性の活躍・ワーク・ライフ・バランス実現の取組への認定制度の周知・取組促進、企業における取組や女性管理職育成支援、多様な課題・困難を抱える女性支援)				子育て費用軽減 ・子育て・教育の費用負担軽減(幼児教育・保育無償化、低所得世帯の高等教育無償化)	地方自治体 ・地域アプローチの推進(少子化対策地域評価ツールの整備、地域コミュニティによる支え合い、職住近接のまちづくり、地域の潜在的な人材の活躍等推進)	

施策の方針	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容						
	対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援			
					意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後		
P9 20.05- 20.10 ねてから検討されてきた「一億総活躍を前提として現役世代の負担上昇を他世代で吸収する。全世代型社会保障の中間報告がまとめられた。表	第4次少子化社会対策大綱 関係法/自民・安福	<ul style="list-style-type: none"> 少子化の進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下など、結婚しない人や子供を持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼす。時間的な猶予はない。 今こそ結婚、妊娠・出産、子育ての問題の重要性を社会全体として認識し、少子化という国民共通の困難に真正面から立ち向かう時期に来ている。 	<ul style="list-style-type: none"> 未婚化・晩婚化と、有配偶出生率の低下であり、特に未婚化・晩婚化（若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の遅延）の影響 経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育て中の孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担の重さ、年齢や健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育てでの希望の実現を阻む様々な要因が複層的に絡み合っている 	<ul style="list-style-type: none"> 一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持つことを、少子化対策における基本的な目標とする。 基本的な考え方へ新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ <ol style="list-style-type: none"> 結婚・子育てで世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる 多様な子育てに家庭の様々なニーズに応える 地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会をつくる 科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージの各段階における施策の方向性 <ol style="list-style-type: none"> 結婚前 <ul style="list-style-type: none"> ライフプランニング支援 結婚 <ul style="list-style-type: none"> 経済的基盤の安定 地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援等 ライフプランを支える働き方改革 妊娠・出産 <ul style="list-style-type: none"> 妊娠前からの支援 妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援 安全かつ安心して妊娠・出産できる環境の整備 子育て <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援 子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減 仕事と子育てを両立するための働き方改革 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、女性活躍の推進 男性の家事・育児参加の促進 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援 住宅支援、子育てに寄り添い子供の豊かな成長を支えるまちづくり 子供が健康で、安全かつ安心に育つ環境の整備 障害のある子供、貧困の状況にある子供、ひとり親家庭等様々な家庭・子供への支援 社会全体で子育てを応援する機運の醸成 子育て分野におけるICTやAI等の適切な活用 	ライフデザイン <ul style="list-style-type: none"> 若い世代の結婚、妊娠・出産、子育てで、仕事を含めたライフプランニング支援（学校・家庭・地域・企業における、性差や性の理解に関する知識や情報の学習支援、乳幼児と触れ合い将来について考える機会提供） 適切な判断・行動のための医学的・科学的知識の提供 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する効果的な情報発信 	若者の経済的安定 <ul style="list-style-type: none"> 若い世代が将来に希望を持てる雇用環境等の整備 若い世代の経済的基盤の安定（若者の就労支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、高齢世代からの経済的支援を促進） 	結婚支援 <ul style="list-style-type: none"> AIと相談員を組み合わせた支援等の促進 結婚支援の民間団体との連携強化 出会いの機会創出のための若い世代の多様な活動への参加促進（長時間労働の是正、柔軟な働き方の普及） 新婚生活支援 <ul style="list-style-type: none"> 新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減 地域・職場ごと <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体による総合的な結婚支援の支援（出会いの機会・場の提供、結婚の相談・支援、支援者の養成、ライフプランニング支援等） 	不妊治療支援 <ul style="list-style-type: none"> 不妊治療に関する実態把握、不妊支援 相談支援 NPO等との連携による、予期せぬ妊娠に悩む若年妊婦等の支援 周産期医療の確保・充実 子育て包括支援 <ul style="list-style-type: none"> 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援（子育て世代包括支援センターの整備促進、産後ケア事業の全国展開等） 母子感染症予防策等 	小児医療 <ul style="list-style-type: none"> 小児医療の充実 	量的拡大 <ul style="list-style-type: none"> 保育の受け皿整備 人材確保 保育人材の確保

continued o

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した出産・子育て支援		家計を介した出産・子育て支援		その他
家庭内養育支援			働き方の抜本的改革		親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進		出産・子育て支援	出産・子育て支援		
在宅児・家族支援 ・在宅子育て家庭支援（一時預かり、相談・援助等の充実） ・子育て支援（経済的支援、心理的・肉体的負担軽減等） 要配慮家庭支援 ・障害のある子供、貧困の状況にある子供、ひとり親家庭・子供への支援・児童虐待防止・社会的養育の充実 子育て包括支援 ・妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援と児童虐待発生予防（子育て世代包括支援センターの整備促進、産後ケア事業の全国展開等） 保護者寄り添い ・保護者に寄り添った支援（相談対応、情報提供等） ・地域におけるきめ細かな子育て支援（保育施設への巡回や保育施設の開始後、終了後の預かり等） 家事負担軽減 ・家事の負担を軽減する商品やサービスを積極的に活用できる環境づくり 地域ごと ・地域の実情に応じた支援の強化（一時預かり事業、広く地域に開かれた施設である認定こども園やファミリー・サポート・センター、地域子育て支援拠点の強化）			企業風土の是正 ・経営者・管理職の意識・行動改革等 不利益取扱禁止 ・正規・非正規にかかわらず妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いやハラスメントを受けやすい環境の整備 休業・弾力的勤務 ・仕事と子育ての両立ができる環境整備（育児休業や育児短時間勤務等の定着促進・充実等） ・雇用形態によらず産前産後休業・育児休業の取得促進 ・男性の育児休業取得・育児参画促進（制度の個別周知・広報、育児のため休みやすい環境整備、配偶者の出産直後期の休業を促す特組み検討等） 子育て後再就職 ・子育て等で離職した女性の再就職支援・地域活動への参画支援 キャリア形成 ・若い年齢での結婚、妊娠・出産、子育てがキャリア形成を阻害しない環境整備 ・子育てしながらキャリアアップするロールモデルの提示 ・子育てをしながらのキャリア形成支援（長時間労働是正、多様で柔軟な働き方推進、転勤制度の在り方見直し、非被雇用者や非正規雇用労働者への配慮）		三世代同居・近居 ・世代間での助け合い（三世代同居・近居しやすい環境づくり等）	子育て支援・交流 ・子育ての担い手の多様化による地域全体での子育て推進（NPOやシニア層等の参加促進による地域での子育て支援、マッチング支援）	国民運動・イベント ・結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成（子育て支援パスポートの普及・促進、家族の日・家族の週間等を通じた理解促進等）		良質な住宅供給 ・必要な質・広さを備えた住宅への居住支援 子育てに優しい環境 ・妊娠中の人や子供連れに優しい施設・外出しやすい環境の整備 子どもの安全 ・地域の安全向上 地域のまちづくり ・地域の実情に応じた子育てに寄り添い子どもの成長を支えるまちづくり（主要駅周辺への子育て関係施設や商業施設集約、空き家活用等）	妊娠・出産費用軽減 ・妊娠・出産の経済的負担軽減 子育て費用軽減 ・多子世帯、多胎児を育てる家庭への支援（子育て、保育、教育、住居等の種での負担軽減等） ・経済的負担の軽減（児童手当支給、用事教育・保育無償化、低所得者世帯の高等教育費支援、国民健康保険料の負担軽減支援等）	暮らし方改革 ・暮らし方改革（学校・園関連の活動、地域活動への多様な柔軟な参加促進等） 組織編成・予算確保 ・消費増税分以外を含む財源確保 関連施策推進 ・子ども・子育て支援新制度の着実な実施による、地域の実情に応じたニーズ把握と質向上 その他施策と連携 ・地域創生と連携した取組推進（地域アプローチの少子化対策推進等） ・成長戦略実行計画に基づく子育て分野におけるICT・AI等の活用	
児童虐待対応 ・虐待防止（地域で子供を見守る体制強化、児童福祉施設による子育て家庭への支援強化） ・地域で子供を見守る体制強化（や児童福祉施設による子育て家庭への支援強化）			不妊治療との両立 ・不妊治療と仕事の両立に関する社会的機運の醸成推進と、事業主による職場環境整備推進 休業・弾力的勤務 ・男性の育児参加促進（男性国家公務員に求めている1ヶ月以上の育児休業等取得を、民間企業においても促進）						税・社保の負担調整	家庭的養育 ・里親制度や養子縁組等の制度の周知啓発		
n next page												

P9 20.05-	施策の方針 新子育で安心プラン <small>としまに 公衆/自民・音</small>	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容						
		対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援			
						意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後	施設保育	
		(なし)	(なし)	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ①地域の特性に応じた支援 ②能力向上を通じた保育士の確保 ③地域のあらゆる子育て資源の活用 							<p>妊娠・出産支援</p> <p>小児・母子健康支援</p> <p>施設保育</p> <p>人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育士の魅力ある職場づくり推進、職業の魅力発信（情報発信プラットフォーム構築、保育補助者・短時間勤務の保育士の活躍促進、保育士・保育所支援センターの機能強化、若手保育士や保育事業者等への巡回支援拡充） <p>地域ごと</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育ニーズ増加地域における受け皿確保の継続（参加自治体への整備費・改修費等の補助引き上げ、先駆的取組への支援等）
[Hatched Area]												

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革	出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
<p>保護者寄り添い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育ニーズ増加地域における保護者へ寄り添うマッチング支援強化(保育コンシェルジュの相談支援拡充、巡回バス等送迎支援の拡充、利便性向上のための改修等への支援等) <p>地域資源活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のあらゆる子育て資源の活用(幼稚園等の空きスペース・ベビシッター等) 										

施策の方針	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容						
	対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援			
					意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後		
								妊娠・出産支援	小児・母子健康支援	施設保育	
P10 21.12- 国による子ども・子育て政策において「子ども家庭庁の設立に象徴される大きな変化がみられた。」	子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針 <small>2021.12 閣議決定/自民・岸田</small>	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> 様々な取組が着実に前に進められてきたものの、少子化、人口減少に歯止めがかからない。こうした中、令和2年度には、児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆる子どもを取り巻く状況は深刻になっており、さらに、コロナ禍が子どもや若者、家庭に負の影響を与えている。 今こそ、子ども政策を強力に推進し、少子化を食い止めるとともに、一人ひとりの子どもの Well-being を高め、社会の持続的発展を確保でき 	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を我が国社会の真ん中に据えて(以下「子どもまんなか社会」という。)、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。そうした子どもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、子ども家庭庁を創設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの視点、子育て当事者の視点 ②地方自治体との連携強化 ③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働 					
	子ども大綱 <small>2021.12 閣議決定/自民・岸田</small>	(なし)	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> こうした「子どもまんなか社会」の実現は、子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要である。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながる。すなわち、子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていく ③子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援 ④良好な成長環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立つて結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する 	困難からの自立 <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭への支援(経済的支援、それぞれの家庭の状況に応じた生活支援・子育て支援・就労支援、子どもに届く生活・学習支援、プッシュ型による相談支援等) 					
continued o											

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革	出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
<p>在宅児・家族支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進 <p>児童虐待対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 体罰によらない子育てに関する啓発 <p>保護者寄り添い</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て当事者の気持ちに寄り添ったプッシュ型の情報提供 保護者に寄り添う家庭教育支援（生活習慣や自立心を育む教育の支援等） <p>地域ごと</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域のニーズに応じた子育て支援 			<p>企業風土の是正</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕事と子育てを両立できる環境づくり（組織のトップや管理職の意識を変える等） 	<p>長時間労働の是正</p> <ul style="list-style-type: none"> 長時間労働の是正 <p>性別役割分業の是正</p> <ul style="list-style-type: none"> 男性の家事・子育てへの参画の促進 企業の福利厚生充実 				<p>子育て費用軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育てや教育に関する経済的負担の軽減（幼児教育・保育の無償化、高校等の授業料支援、高等教育段階の就学支援、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減等） 		
n next page										

施策の方針	施策の方針における少子化の捉え方				施策の具体的内容					
	対策の必要性	想定要因	目標	骨子	若い世代に向けた出産・子育ての後押し			公的サービスを介した出産・子育て支援		
					意識醸成・啓蒙	生活基盤の安定化	結婚支援	妊娠から出産まで	出産後	
								妊娠・出産支援	小児・母子健康支援	施設保育
<p>こども未来戦略 閣議決定 / 自民・岸田</p> <p>少子化は、我が国が直面する、最大の危機である。 2022年に生まれたこどもの数は77万759人となり、統計を開始した1899年以来、最低の数字となった。 …また、2022年の合計特殊出生率は1.26と過去最低となっている。 こうした急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。 若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、2030年までまでに少子化トレンドを反転できなければ、我が国は、こうした人口減少を食い止められなくなり、持続的な経済成長の達成も困難となる。2030年までがラストチャンスであり、我が国が持つ力を総動員し、少子化対策と経済成長実現に不転換の決意で取り組まなければならない。</p>	<p>今回の少子化対策で特に重視しているのは、若者・子育て世代の所得を伸ばさない限り、少子化を反転させることはできないことを明確に打ち出した点にある。 …将来に明るい希望をもてる社会を作らさない限り、少子化トレンドの反転はかなわない。</p>	<p>個人の幸福追求を支援することで、結果として少子化のトレンドを反転させること、これが少子化対策の目指すべき基本的方向である。</p>	<p>①構造的賃上げ等と併せて経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やすこと ②社会全体の構造や意識を変えること ③全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること</p>		<p>若者の経済的安定</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援 いわゆる「年取の壁（106万円 / 130万円）」への対応 <p>困難からの自立</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進（伴走的な学習支援、ひとり親の就労支援等） 			<p>子育て包括支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充（妊娠期からの切れ目ない支援、産前・産後ケアの拡充等） 		<p>質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> (幼児教育・) 保育の質の向上（職制配置最低基準の改正、保育士等の処遇改善等） <p>多様で柔軟な保育</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充（こども誰でも通園制度（仮称）の創設、病児保育の安定的な運営等）

			職場を介した出産・子育て支援		若い世代以外の人々による出産・子育て支援			生活環境を介した	家計を介した	その他
			出産・子育てへの特別措置	働き方の抜本的改革	親族による支援推進	地域社会による支援推進	社会全体による支援推進	出産・子育て支援	出産・子育て支援	
家庭内養育支援	放課後児童対策	教育改革								
要配慮児童支援 障害児支援、医療的ケア児支援等（地域社会への参加・包摂の推進、支援体制強化等） 児童虐待対応 虐待の未然防止（こども家庭センターの全国展開、宅食等のアウトリーチ支援の充実等） 児童虐待への支援現場の体制強化 虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備	クラブ・教室 新・放課後子ども総合プランの着実な実施（「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充）	幼児教育 幼児教育（保育）の質の向上（職員配置最低基準の改正、保育士等の処遇改善等）	休業・弾力的勤務 男性育休の取得促進 育児期を通じた柔軟な働き方の推進（「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設、「育児時短給付（仮称）」の創設等） 多様な働き方と子育ての両立支援（失業給付や育児休業給付等の適用対象拡大等）				国民運動・イベント 全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革 優先案内や専用レーンを設置するなどの取組（国の施設、公共施設、民間施設） 配慮が必要な方に対する利用者の理解・協力を啓発（公共交通機関等） こどもや子育てにやさしい社会の輪（「こどもまんなか応援サポーター」、「こどもまんなか応援プロジェクト」等）	良質な住宅供給 子育て世帯に対する住宅支援の強化（「こどもまんなかまちづくり」の加速、子育てにやさしい住まいの拡充、住宅支援等）	妊娠・出産費用軽減 出産等の経済的負担の軽減（出産・子育て応援交付金の強化、出産育児一時金の引上げ） 子育て費用軽減 児童手当の抜本的拡充（児童手当の所得制限撤廃と支給期間延長、多子加算等） 医療費等の負担軽減 高等教育費の負担軽減	

ご担当者様

保育施設と地域との関わりについてのアンケート調査

拝啓

寒中の候、皆様益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。突然ご連絡を差し上げますご無礼をお許しください。保育施設の建築計画について研究しております、東京工業大学建築学系博士課程 藤田悠と申します。

現在、博士論文「保育施設と地域社会との関係構築のための建築学的方法論に関する研究(仮題)」の一環として、東京都内で運営されている保育施設(条件をみたま施設さま約850件)を対象にアンケート調査を実施しております。つきましては、貴園にもぜひともご協力をお願いしたく、不躰ながら調査用紙を送付させていただきます。



本調査は、保育施設と地域との関わりの実状を把握することを目的としております。

昨今、保育所やこども園には、地域におけるますます大きな役割が期待されるようになってきました。そんな中、関係者の皆さまの工夫や努力もあり、園と地域の間には多種多様な関係が生まれているように思います。本研究は、園と地域との関わりに係る取り組みの実施・非実施状況を広く収集し、詳細に分析するものです。

ここ数年のコロナ禍は、人と人が関わる機会を一気に減少させました。しかし、保育環境や子育て環境をより良くしていくためにも、今一度その意義や可能性を検証し、保育施設と地域とが今後どんな関係を結びうるのかを考えることが大切なのではないかと考えております。

本研究は独立行政法人日本学術振興会の奨励を受けて実施されており、成果についても同法人および各種学会などを通じて広く発表していく予定です。

ぜひとも上記趣旨にご理解をいただき、本調査へのご協力をご検討いただけますと幸いです。お忙しいところ誠に恐縮ですが、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

◆いただいた回答は統計的に処理をし、本研究の目的においてのみ使用いたします。施設名や回答者名がわかるかたちで発表することはいたしません。本調査に関してご質問やご不明な点などございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

東京工業大学／環境・社会理工学院建築学系 那須研究室
藤田 悠 (調査担当, 博士課程学生・日本学術振興会特別研究員)
那須 聖 (指導教員, 准教授)

E fujita.y.al@m.titech.ac.jp (藤田)
nasu.s.aa@m.titech.ac.jp (那須)
T 045-924-5650 (研究室学生室)
A 〒226-8790
横浜市緑区長津田町 4259 J3-2006 (mailbox J3-28)



研究室HP

[] ご担当者様

保育施設と地域との関わりについてのアンケート調査

この度は、調査にご協力下さいまして、まことにありがとうございます。
お答えいただきたい質問は3～11問あり、所要時間は15～60分程度です（途中の回答内容により異なります）。

ご回答にあたりまして、下記の注意事項をご一読いただけますと幸いです。

- 可能な限り、園の運営方針を理解していて、特に2019年度以降の様子を継続的にご存知の方にご回答をお願いいたたく存じます。
- 正しい回答、望ましい回答はございません。ご自身の思う通り率直にお答え下さい。
- 回答欄に収まらない場合には、枠外、もしくは同封のA4版「追加回答用紙」をお使いいただき、わかるかたちでご記入いただけますと幸いです。
- 何らかの理由で回答を継続できなくなった場合などには、途中で中止していただいて構いません。
- ご不明な点等がありましたら、おそれいりますが、下記連絡先までご連絡いただけますと幸いです。

ご回答を終えられましたら ...

2023年3月3日(金)頃までに、同封の封筒に本用紙を入れてご投函下さいませ。(切手不要です)
併せて、運営方針等のわかる園の広報資料等がございましたら、
ご同封していただけますと幸いです。今後の研究の参考とさせていただきます。
この度はお忙しいところお時間を頂戴いたしまして、本当にありがとうございました。

東京工業大学／環境・社会理工学院建築学系 那須研究室

藤田 悠（調査担当、博士課程学生・日本学術振興会特別研究員）

那須 聖（指導教員、准教授）

E fujita.y.al@m.titech.ac.jp（藤田）

nasu.s.aa@m.titech.ac.jp（那須）

T 045-924-5650（研究室学生室）

A 貴園について

A-1 貴園は、2018年4月1日時点で以下のいずれかに指定されておりましたか？

[認可保育所 または 認定こども園 または 認証保育所]

あてはまるもの1つをご選択ください。

はい	・	いいえ
備考(もしあれば)		

A-2 貴園の入る建物は、1994年12月1日～2018年4月1日の間に竣工したものでか？

(部分的な修繕は除き、新築または全面改修が完了した時期でお考えください。)

あてはまるもの1つをご選択ください。

はい	・	いいえ
備考(もしあれば)		

A-3 貴園の入る建物では、すべての階に貴園もしくは貴法人が占有または管理する何らかの場所がありますか？
(複層建物における園専用の入口なども含みます。独立園舎の場合には「はい」をお選びください。)

あてはまるもの1つをご選択ください。

はい	・	いいえ
備考(もしあれば)		

以降の設問は、A-1～A-3 全てで「はい」を選ばれた方にお尋ねします。

それ以外の方は、本用紙を返信用封筒に封入の上、ご投函頂きますようお願い申し上げます。

B あなたについて

B-1 現在の園におけるあなたのお立場は何ですか？

あてはまるもの1つをご選択、もしくはご記入ください。

園長	・	園職員	・	運営法人理事長	・	運営法人職員	・	その他()
備考(もしあれば)								

B-2 園での勤務を始めたのはいつですか？

以下の括弧内にご記入ください。

()年()月
備考(もしあれば)

C 園を地域に開く取り組みについて

C-1 コロナ禍直前、2019年度(2019年4月～2020年3月)中に、園の敷地内や、園の行事の場に、園外の地域住民等(園児でも、その保護者でも、職員でもない方々)が立ち入る機会を設けたことはありますか？
何らかの理由(例:必要がなかった、発想がなかった、何か障壁があった…)で設けなかった場合、それもあわせてお教えてください。

あてはまるもの1つをご選択ください。

はい	・	いいえ(何か理由があれば下にご記入ください)
設けなかった理由		

次ページ以降の設問は、C-1 で「はい」を選ばれた方にお尋ねします。

それ以外の方は、本用紙を返信用封筒に封入の上、ご投函頂きますようお願い申し上げます。

C-2 2019年度(2019年4月～2020年3月)中に設けられたその機会は、具体的にどんなものでしたか？
内容ごとに分けた上で、それぞれについて以下の(1)～(4)にお答えください。

- (1) 園の敷地内や園の行事の場に園外の方々を入れて、どのようなことをしましたか？
活動の内容がわかるように、可能な限り具体的にお書きいただけますと幸いです。
例：「近隣公園での運動会を地域の人にも公開した」「園舎にギャラリーがあり平日は誰でも入れる」
「週末に園庭を地域の親子に開放した」「地域の音楽家を招いて園児向けに演奏会をもらった」
「町内会の夏祭りを園庭で開催した」「近所の住民に送迎時の見守りや交通整理をお願いした」等
- (2) そのような機会は定期的に設けましたか？また、どれくらいの回数・頻度設けましたか？
(あてはまるもの1つをご選択、もしくはご記入ください。)
- (3) その場には、園外から具体的にどのような方々が来られましたか？
(あてはまるものをすべてご選択、もしくはご記入ください。)
- (4) コロナ禍となった2020年4月以降、同様の機会を設けていますか？また、今後設けますか？
(あてはまるもの1つをご選択、もしくはご記入ください。)

回答例

- (1) 月に一度、週末に、近隣に住む子育て中の親子のために絵本の読み聞かせ会を開いていた。
掲示板に告知を出して事前に電話で予約をしてもらい、園のホールに集まってもらった。
読み聞かせは主に園のスタッフが担当したが、年に1～2回、地域のお年寄りにもお願いした。
- (2) 常時・1回限り・不定期(19年度中:計__回)・定期(頻度:__月に__回)・その他()
- (3) 地域住民全般・地域の一部住民(具体的に:__)・地域の団体(具体的に:__)
近隣施設利用者(具体的に:__)・その他()
- (4) 現在まで同じやり方で継続している・一時中断したが同じやり方で再開した
やり方を変えて継続している(変更点:__)
やり方を変えて再開した(変更点:__)
折をみて再開したい・再開するつもりはない・その他()

以降の解答枠は全て埋まらずとも構いません。思い当たるもの数だけご記入いただけますと幸いです。

機会①

- (1) _____

- (2) 常時・1回限り・不定期(19年度中:計__回)・定期(頻度:__月に__回)・その他()
- (3) 地域住民全般・地域の一部住民(具体的に:__)・地域の団体(具体的に:__)
近隣施設利用者(具体的に:__)・その他()
- (4) 現在まで同じやり方で継続している・一時中断したが同じやり方で再開した
やり方を変えて継続している(変更点:__)
やり方を変えて再開した(変更点:__)
折をみて再開したい・再開するつもりはない・その他()

機会②

- (1) _____

- (2) 常時・1回限り・不定期(19年度中:計__回)・定期(頻度:__月に__回)・その他()
- (3) 地域住民全般・地域の一部住民(具体的に:__)・地域の団体(具体的に:__)
近隣施設利用者(具体的に:__)・その他()
- (4) 現在まで同じやり方で継続している・一時中断したが同じやり方で再開した
やり方を変えて継続している(変更点:__)
やり方を変えて再開した(変更点:__)
折をみて再開したい・再開するつもりはない・その他()

C-2の回答枠、および、最後の設問が次ページに続きます。

C-2 の回答枠つき

機会③

(1) _____

(2) 常時・1回限り・不定期(19年度中:計__回)・定期(頻度:____に__回)・その他(____)

(3) 地域住民全般・地域の一部住民(具体的に:____)・地域の団体(具体的に:____)
近隣施設利用者(具体的に:____)・その他(____)

(4) 現在まで同じやり方で継続している・一時中断したが同じやり方で再開した
やり方を変えて継続している(変更点:____)
やり方を変えて再開した(変更点:____)
折をみて再開したい・再開するつもりはない・その他(____)

機会④

(1) _____

(2) 常時・1回限り・不定期(19年度中:計__回)・定期(頻度:____に__回)・その他(____)

(3) 地域住民全般・地域の一部住民(具体的に:____)・地域の団体(具体的に:____)
近隣施設利用者(具体的に:____)・その他(____)

(4) 現在まで同じやり方で継続している・一時中断したが同じやり方で再開した
やり方を変えて継続している(変更点:____)
やり方を変えて再開した(変更点:____)
折をみて再開したい・再開するつもりはない・その他(____)

機会⑤

(1) _____

(2) 常時・1回限り・不定期(19年度中:計__回)・定期(頻度:____に__回)・その他(____)

(3) 地域住民全般・地域の一部住民(具体的に:____)・地域の団体(具体的に:____)
近隣施設利用者(具体的に:____)・その他(____)

(4) 現在まで同じやり方で継続している・一時中断したが同じやり方で再開した
やり方を変えて継続している(変更点:____)
やり方を変えて再開した(変更点:____)
折をみて再開したい・再開するつもりはない・その他(____)

6個目以降につきましては、お手数ですが、
左上に「追加回答用紙」とある別紙にてご回答いただけますと幸いです。

追加回答用紙

D さらなる調査の可否

本研究では、今回の内容を、各園舎の空間との関係からさらに深く考察することを目指しています。
今後(およそ1年以内)、聞き取り調査等にご協力いただける可能性はありますでしょうか?
(「不可」以外を選ばれた施設さまにのみ、後日改めて郵便・電話等にてご説明、お伺い申し上げます。)
具体的には、主に以下のような内容をお尋ねできればと考えております。(今後多少変更する可能性もあります)

- 園外の地域住民等が立ち入る機会を設けようと考えたときに意図されたこと
- 実際にその機会を設けてみて感じられた手応え
- 園外の地域住民等が立ち入る際の空間の使い方

内容や時期を問わず不可・内容や時期によって検討する・可・その他(____)

お忙しい中ありがとうございました。本用紙を返信用封筒に封入の上、ご投函頂きますようお願い申し上げます。

